

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2024年7月3日
【発行者名】	日本生命第9回劣後ローン流動化株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役 関口 陽平
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内三丁目1番1号東京共同会計事務所内
【事務連絡者氏名】	大和証券株式会社 瀬川 智之
【電話番号】	03-5555-3482
【届出の対象とした募集内国 資産流動化証券の名称】	日本生命第9回劣後ローン流動化株式会社第1回利払繰延条項・期限前償還条項 付無担保社債（劣後特約及び責任財産限定特約付）
【届出の対象とした募集内国 資産流動化証券の金額】	500億円（予定） （注）上記の金額は、本届出書提出日現在の見込額であり、需要状況を把握し た上で、2024年7月19日頃に決定される予定です。
【縦覧に供する場所】	日本生命第9回劣後ローン流動化株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目1番1号東京共同会計事務所内

第一部【証券情報】

第1【社債】

1【銘柄】

日本生命第9回劣後ローン流動化株式会社第1回利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債（劣後特約及び責任財産限定特約付）（以下「本社債」といいます。）

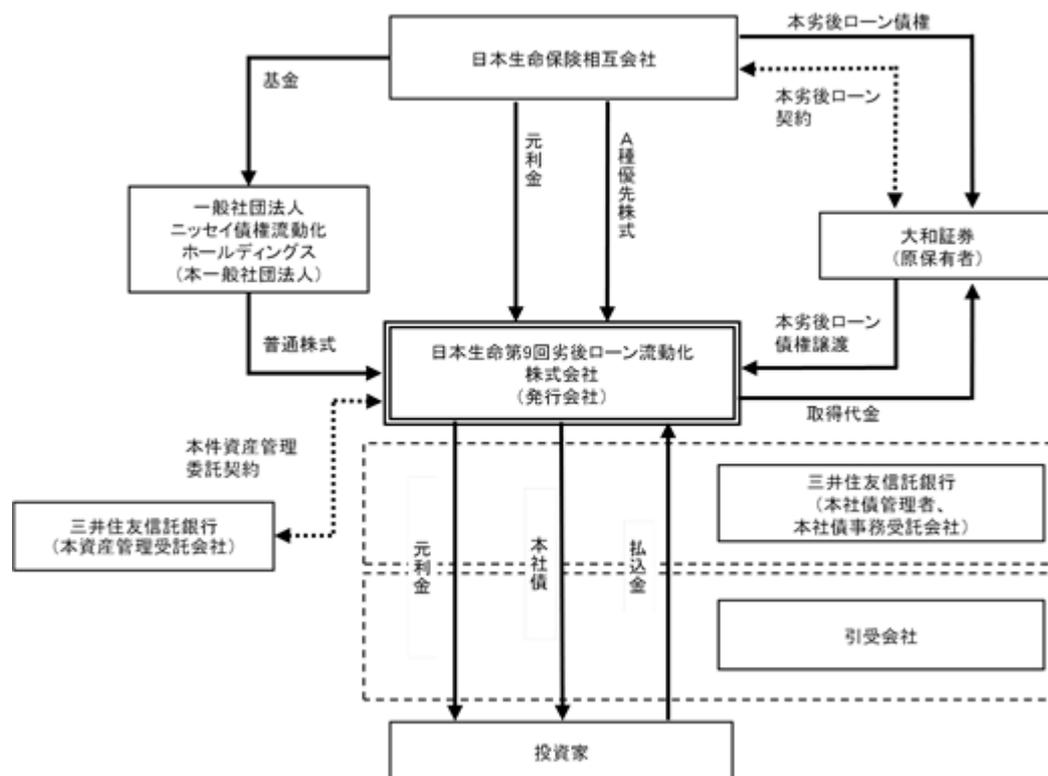
2【内国資産流動化証券の形態及び基本的仕組み等】

(1) 振替社債

(a) 本社債は、社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号、その後の改正を含みます。）（以下「振替法」といいます。）の規定の適用を受け、後記16「振替機関に関する事項」記載の振替機関の振替業に係る業務規程その他の規則及び事務指針（これらの業務規程、その他の規則及び事務指針を以下併せて「振替機関業務規程等」と総称します。）に従って取り扱われるものとし、

(b) 振替法に従い本社債の社債権者（以下「本社債権者」といいます。）が社債券の発行を請求することができる場合を除き、本社債に係る社債券は発行されません。本社債の社債券（以下「本社債券」といいます。）が発行される場合は、利札付無記名式に限るものとし、本社債券の券面種類は1,000万円の種類とし、その記名式への変更はしません。

(2) 内国資産流動化証券の基本的仕組み等



(a) 日本生命第9回劣後ローン流動化株式会社（以下「発行会社」といいます。）は、資本金及び資本準備金の額をそれぞれ50,000円として、会社法（平成17年法律第86号、その後の改正を含みます。）（以下「会社法」といいます。）に基づき日本国内で設立された株式会社であり、その発行済みの全ての普通株式は、発行会社の発起人である、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号、その後の改正を含みます。）（以下「一般社団法人法」といいます。）に基づき日本国内に設立された一般社団法人ニッセイ債権流動化ホールディングス（以下「本一般社団法人」といいます。）に保有されています。

(b) 発行会社は、株式会社日本格付研究所（以下「JCR」といいます。）及び株式会社格付投資情報センター（以下「R&I」といいます、これらを総称して「本格付機関」といいます。）から、2024年7月3日付で本社債につき予備格付を取得し、2024年7月29日までに本社債につき本格付を取得する予定です。なお、信用格付の詳細については、後記「本社債に関する信用格付」を御参照下さい。

(c) 大和証券株式会社（以下「大和証券」又は「原保有者」といいます。）は、2024年7月19日付で大和証券及び日本生命保険相互会社（以下「日本生命」といいます。）の間で締結される劣後ローン契約（以下「本劣後ローン契約」といいます。）に基づき、2024年7月29日（以下「本劣後ローン貸付実行日」といいます。）付で500億円（予定）（注）を日本生命に対して貸し付け、貸付債権（以下「本劣後ローン債権」といいます。）を日本生命に対して取得します。
（注）上記金額は、本届出書提出日現在の見込み額であり、2024年7月19日頃に決定される予定です。

(d) 発行会社は、2024年7月19日付で大和証券、日本生命及び発行会社の間で締結される劣後ローン債権譲渡契約（以下「本劣後ローン債権譲渡契約」といいます。）に基づき、2024年7月29日付で原保有者から本劣後ローン債権の譲渡を受ける予定です。本劣後ローン債権の取得資金は本社債の発行によって調達されます。かかる本劣後ローン債権の原保有者から発行会社に対する譲渡については、本劣後ローン債権の債務者である日本生命の上記本劣後ローン債権の譲渡実行日の確定日付ある証書による承諾によって債務者及び第三者に対する対抗要件が具備される予定です。

- (e) 本劣後ローン債権譲渡契約に基づく本劣後ローン債権の原保有者から発行会社に対する譲渡の後においては、日本生命による本劣後ローン債権の利息の支払及び元本の償還は発行会社に対して直接行うものとされています。
- (f) 発行会社は、原保有者から譲渡を受けた本劣後ローン債権から生じるキャッシュ・フローを裏付けとして、日本国内市場において、本社債を発行し、大和証券、S M B C日興証券株式会社(以下「S M B C日興証券」といいます。)、野村證券株式会社(以下「野村證券」といいます。)及びみずほ証券株式会社(以下「みずほ証券」といいます。)を代表者とする引受会社(後記14「引受け等の概要」に定義される意味によります。以下同じです。)が引受けを行います。
- (g) 本社債は一般募集とします。
- (h) 本社債は年2回利息支払を行い、本社債の元金は、2054年8月2日に一括して償還されます。但し、本劣後ローン契約の規定に基づき、本劣後ローン最終償還日が延長された場合には、最終償還日は延長後の本劣後ローン最終償還日の直後の利払日まで延長されるものとされます。また、発行会社が日本生命から本劣後ローンの元本が期限前償還される旨の通知を受領した場合、本社債の元金は、一括して期限前償還されます。なお、発行会社は、後記9(2)(e)の記載に従い本社債の買入消却を行うことができ、この場合、後記第二部第1、2(3)(h)「期限前償還」 viiの記載に従い本劣後ローンの元本の全部又は一部は期限前償還されます。
- (i) 本社債が償還されるべき日が銀行営業日でない場合は、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げます。なお、かかる繰り上げは本社債の利息の金額に影響を及ぼしません。
- (j) 発行会社は、2024年7月19日付で発行会社及び三井住友信託銀行株式会社(以下「三井住友信託銀行」又は「本資産管理受託会社」といいます。)の間で締結される資産の管理及び処分に係る業務の委託に関する契約(以下「本資産管理委託契約」といいます。)に基づき、本資産管理受託会社に対し、本劣後ローン債権の管理及び処分に係る業務を委託しています。

本届出書で使用される以下の用語は、別途定義される場合を除き、それぞれ下記の意味を有します。

「一般社団法人法」とは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号、その後の改正を含みます。)をいいます。

「会社更生法」とは、会社更生法(平成14年法律第154号、その後の改正を含みます。)をいいます。

「会社法」とは、会社法(平成17年法律第86号、その後の改正を含みます。)をいいます。

「改定後利率適用期間」とは、各利率改定日の翌日(当日を含みます。)から次の利率改定日(当日を含みます。)又は本社債が償還される日(当日を含みます。)のいずれか早い日までの間をそれぞれいいます。

「貸金業法」とは、貸金業法(昭和58年法律第32号、その後の改正を含みます。)をいいます。

「元金償還勘定」とは、本社債管理委託契約に基づき本社債関連口座に元金償還勘定として設けられた勘定及び本社債管理委託契約に基づき本社債関連口座が新たに開設された後の当該勘定をいいます。

「業務受託者」とは、株式会社東京共同会計事務所をいいます。

「業務受託者誓約書」とは、業務受託者が発行会社及び本社債管理者に差し入れる2024年7月19日付の誓約書をいいます。

「銀行営業日」とは、東京において法令等により銀行が休日とされる日以外の日をいいます。

「金融商品取引法」とは、金融商品取引法（昭和23年法律第25号、その後の改正を含みます。）をいいます。

「金融サービス提供法」とは、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（平成12年法律第101号、その後の改正を含みます。）をいいます。

「グロスアップ事由」とは、後記第二部第1、2(3)(g)「グロスアップ」の記載に基づき日本生命が追加の支払を義務付けられ、又は義務付けられることとなり、かつ、かかる義務が、日本生命のとり得る合理的な措置によってもこれを回避できない場合をいいます。

「グロスアップ事由償還日」とは、本劣後ローン貸付実行日以降にグロスアップ事由が生じ、かつ継続している場合において、日本生命が、その選択により行うグロスアップ事由による本劣後ローンの償還のために設定する日をいいます。

「経過利息」とは、既に経過した期間に係る本社債の利息であり、利払日が到来していないため支払われていないものをいい、後記7「利率」記載の利率により後記8(2)「利息支払の方法及び期限」(a)から(e)までの記載に準じて計算されるものとします。但し、未払残高を含まないものとします。

「原保有者」とは、当初の本劣後ローン契約における劣後ローンの貸付人であり、当初の本劣後ローン債権の保有者である大和証券をいいます。

「更生特例法」とは、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成8年法律第95号、その後の改正を含みます。）をいいます。

「最終償還日」とは、2054年8月2日をいいます。

「参照国債ディーラー」とは、発行会社が本社債管理者と協議の上で国債市場特別参加者（財務省が指定する国債市場特別参加者をいいます。）又は市場で国債の売買を活発に行っていると認められる金融機関から選定する最大5者の者をいいます。

「参照5年国債」とは、参照国債ディーラーから発行会社が選定する金融機関が選定する国債で、当該改定後利率適用期間の最終日又はその前後に満期が到来し、選定時において市場の慣行として5年満期の円建て社債の条件決定において参照するものをいいます。

「資産流動化法」とは、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号、その後の改正を含みます。）をいいます。

「資産流動化法施行令」とは、資産の流動化に関する法律施行令（平成12年政令第479号、その後の改正を含みます。）をいいます。

「支払金額」とは、未払残高支払事由が生じた場合における、当該未払残高支払事由に係る本劣後ローン未払残高支払額相当額をいいます。

「支払金額の一通貨あたりの利子額」とは、振替機関業務規程等に従い、支払金額を残存する本社債の元本で除したものをいいます。但し、小数点以下第13位未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てます。

「資本事由」とは、保険会社の支払能力の充実状況に関する保険業法若しくはその他の関連法令、告示又はそれらの解釈に係る改正又は変更が公表され、その結果(経過措置(グランドファザリング)又はこれに類する規定の効果は考慮されます。)、本劣後ローンの全部又は一部が保険業法及びその他の関連法令における負債性資本又はその時点において適用のある規制上の要件において負債性資本と同等の資本性を有するものとして取り扱われないこととなり、日本生命のとり得る合理的な措置によってもこれを回避できない場合をいいます。

「資本事由償還日」とは、本劣後ローン貸付実行日以降に資本事由が生じ、かつ継続している場合において、日本生命が、その選択により行う資本事由による本劣後ローンの償還のために設定する日をいいます。

「資本性変更事由」とは、S&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社、ムーディーズ・ジャパン株式会社及びフィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社又はその格付業務を承継した機関のうちいずれか(本定義において、以下「格付機関」といいます。))が、当該格付機関における資本性に係る評価基準、ガイドライン又は手法に改正又は変更が生じたか又は生じる予定である旨を公表し、当該改正又は変更により、(a)本劣後ローンについて当該格付機関から特定の水準の資本性が認められる期間が、本劣後ローンの本劣後ローン貸付実行日において当該格付機関により当該水準の資本性が認められることが見込まれていた期間に比べて短くなった場合、又は(b)本劣後ローンについて、本劣後ローンの本劣後ローン貸付実行日において当該格付機関から認められていた水準の資本性よりも資本性が低いものとして取り扱われることとなった場合をいいます。

「資本性変更事由償還日」とは、本劣後ローン貸付実行日以降に資本性変更事由が生じ、かつ継続している場合において、日本生命が、その選択により行う資本性変更事由による本劣後ローンの償還のために設定する日をいいます。

「資本不足事由」とは、(i)(a)日本生命のソルベンシー・マージン比率が200%(資本規制が変更された場合は、変更後の要求水準)を下回った場合、若しくは適用ある規制(当該規制に関する解釈を含みます。))上、本劣後ローン利息の支払の繰延べが要求される場合、若しくは、(b)当該本劣後ローン通知基準日に係る本劣後ローン利払日における本劣後ローン利息の支払を行うことにより日本生命のソルベンシー・マージン比率が200%(資本規制が変更された場合は、変更後の要求水準)を下回ることとなる場合、若しくは適用ある規制(当該規制に関する解釈を含みます。))上、本劣後ローン利息の支払の繰延べが要求されることとなる場合、又は(ii)金融庁若しくはその他権限のある監督官庁から日本生命に対して早期是正措置が発動されている場合をいいます。

「出資金勘定」とは、本社債管理委託契約に基づき本社債関連口座に出資金勘定として設けられた勘定及び本社債管理委託契約に基づき本社債関連口座が新たに開設された後の当該勘定をいいます。

「償還日」とは、後記9(2)「償還の方法及び期限」(a)から(c)までの記載に基づき本社債が償還されるべき日をいいます。

「商法」とは、商法(明治32年法律第48号、その後の改正を含みます。)をいいます。

「税制事由」とは、日本の法令又はその運用若しくは解釈の改正又は変更により、日本生命に課される法人税の計算において本劣後ローンの利息の全部又は一部が損金に算入されなくなるおそれが相当程度増大し、日本生命のとり得る合理的な措置によってもこれを回避できない場合をいいます。

「税制事由償還日」とは、本劣後ローン貸付実行日以降に税制事由が生じ、かつ継続している場合において、日本生命が、その選択により行う税制事由による本劣後ローンの償還のために設定する日をいいます。

「税制事由(本社債)」とは、日本の法令又はその運用若しくは解釈の改正又は変更により、発行会社に課される法人税の計算において本社債の利息の全部又は一部が損金に算入されなくなるおそれが相当程度増大し、発行会社のとり得る合理的な措置によってもこれを回避できない場合をいいます。

「税制事由(本社債)償還日」とは、本劣後ローン貸付実行日以降に税制事由(本社債)が生じ、かつ継続している場合において、日本生命が、その選択により行う税制事由(本社債)による本劣後ローンの償還のために設定する日をいいます。

「ソルベンシー・マージン比率」とは、その時点において有効な保険業法若しくはその他の法令、告示又はそれらの解釈における意味を有します。

「大和証券」とは、大和証券株式会社をいいます。

「当初期間」とは、本劣後ローン貸付実行日の翌日(当日を含みます。)から2029年8月2日(当日を含みます。)までの期間をいいます。

「特定調停法」とは、特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律(平成11年法律第158号、その後の改正を含みます。)をいいます。

「日本生命」とは、日本生命保険相互会社をいいます。

「野村証券」とは、野村証券株式会社をいいます。

「破産法」とは、破産法(平成16年法律第75号、その後の改正を含みます。)をいいます。

「発行会社」とは、日本生命第9回劣後ローン流動化株式会社をいいます。

「発行会社関連契約」とは、本社債管理委託契約、本社債事務委託契約、本引受契約、その他本社債に関連する契約で、発行会社が当事者となっているものをいいます。

「発行会社上位債務」とは、発行会社同順位劣後債務、本社債に係る債務及び発行会社の清算手続における支払につき本社債に係る債務に劣後することが明示された発行会社の債務を除く、劣後的破産債権に係る債務を含むあらゆる発行会社の債務をいいます。

「発行会社同順位劣後債務」とは、発行会社の清算手続における支払につき本社債に係る債務と同順位となることが明示された発行会社のその他の債務をいいます。

「発行会社劣後事由」とは、以下のいずれかの事由が生じた場合をいいます。

発行会社について、清算手続(会社法に基づく通常清算手続及び特別清算手続を含みます。)が開始された場合。

管轄権を有する日本の裁判所が、発行会社について、破産法の規定に基づく破産手続開始の決定をした場合。

管轄権を有する日本の裁判所が、発行会社について、会社更生法の規定に基づく更生手続開始の決定をした場合。

管轄権を有する日本の裁判所が、発行会社について、民事再生法の規定に基づく再生手続開始の決定をした場合。但し、再生手続開始の決定がなされた後、簡易再生の決定若しくは同意再生の決定が確定した場合、再生計画不認可の決定が確定した場合、再生手続開始決定の取消若しくは再生手続の廃止により再生手続が終了した場合、又は再生計画取消の決定が確定した場合には、本 による発行会社劣後事由は生じなかったものとみなされます。

発行会社について日本法によらない外国における清算手続、破産手続、更生手続、再生手続又はこれらに準ずる手続が開始された場合。

「払込期日」とは、2024年7月29日をいいます。

「振替機関業務規程等」とは、後記16「振替機関に関する事項」記載の振替機関の振替業に係る業務規程その他の規則及び事務指針を総称していいます。

「振替法」とは、社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号、その後の改正を含みます。）をいいます。

「保管振替機構」とは、株式会社証券保管振替機構をいいます。

「保険業法」とは、保険業法（平成7年法律第105号、その後の改正を含みます。）をいいます。

「保険業法施行規則」とは、保険業法施行規則（平成8年大蔵省令第5号、その後の改正を含みます。）をいいます。

「本一般社団法人」とは、一般社団法人法に基づき日本国に設立された一般社団法人ニッセイ債権流動化ホールディングスをいいます。

「本一般社団法人業務委託契約」とは、2018年3月16日付で本一般社団法人及び業務受託者の間で締結された業務委託契約並びにこれに関する一切の覚書をいいます。

「本一般社団法人誓約書」とは、本一般社団法人が発行会社及び本社債管理者に差し入れる2024年7月19日付の誓約書をいいます。

「本格付機関」とは、JCR及びR&Iをいいます。

「本資産管理委託契約」とは、2024年7月19日付で発行会社及び本資産管理受託会社の間で締結される資産の管理及び処分に係る業務の委託に関する契約をいいます。

「本資産管理受託会社」とは、本資産管理委託契約における受託者である三井住友信託銀行をいいます。

「本社債」とは、日本生命第9回劣後ローン流動化株式会社第1回利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債（劣後特約及び責任財産限定特約付）をいいます。

「本社債買入消却」とは、発行会社による本社債の買入消却をいいます。

「本社債買入消却関連合意」とは、本劣後ローン貸付人が発行会社である場合において、発行会社が本社債買入消却を行う場合に、本劣後ローン貸付人が、日本生命と本社債買入消却及びこれに伴う本劣後ローンの元本の償還に関して行う事前の書面による合意をいいます。

「本社債管理委託契約」とは、2024年7月19日付で発行会社及び本社債管理者の間で締結される日本生命第9回劣後ローン流動化株式会社第1回利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債（劣後特約及び責任財産限定特約付）社債管理委託契約をいいます。

「本社債管理委託手数料」とは、本社債管理委託契約に基づき本社債管理者に対して支払う本社債の管理委託手数料をいいます。

「本社債管理者」とは、本社債の社債管理者である三井住友信託銀行をいいます。

「本社債関連口座」とは、本社債管理委託契約に基づき発行会社が本社債関連口座として開設する口座及び本社債管理委託契約に基づき新たに開設された後の当該口座をいいます。

「本社債期限前償還日（利払日）」とは、後記第二部第1、2(3)(h)「期限前償還」の記載に基づき、発行会社が、本劣後ローン期限前償還が本劣後ローン利払日において行われる旨の通知を受領した場合における、その直後の利払日をいいます。

「本社債期限前償還日（利払日以外）」とは、後記第二部第1、2(3)(h)「期限前償還」の記載に基づき、発行会社が、本劣後ローン期限前償還が本劣後ローン利払日以外の日において行われる旨の通知を受領した場合における、当該本劣後ローン期限前償還が行われる日の3銀行営業日後の日をいいます。

「本社債券」とは、本社債の社債券をいいます。

「本社債権者」とは、本社債の社債権者をいいます。

「本社債事務委託契約」とは、2024年7月19日付で発行会社及び三井住友信託銀行の間で締結される日本生命第9回劣後ローン流動化株式会社第1回利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債（劣後特約及び責任財産限定特約付）事務委託契約をいいます。

「本社債事務受託会社」とは、本社債事務委託契約における受託者である三井住友信託銀行をいいます。

「本社債要項」とは、本社債の社債要項をいいます。

「本社債利息」とは、後記7「利率」記載の利率に基づき後記8(2)「利息支払の方法及び期限」(a)の記載に従い各利払日に支払われるべき本社債の利息をいいます。

「本責任財産」とは、発行会社の財産をいいます。

「本届出書提出日」とは、2024年7月3日をいいます。

「本引受契約」とは、2024年7月19日付で各引受会社、発行会社及び日本生命の間で締結される日本生命第9回劣後ローン流動化株式会社第1回利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債(劣後特約及び責任財産限定特約付)引受契約をいいます。

「本劣後ローン」とは、本劣後ローン契約に基づく貸付をいいます。

「本劣後ローン貸付実行日」とは、2024年7月29日をいいます。

「本劣後ローン貸付人」とは、本劣後ローン債権の保有者をいいます。

「本劣後ローン元本」とは、本劣後ローン契約に基づき日本生命が償還するものとされる劣後ローンの元本をいいます。

「本劣後ローン期限前償還」とは、本劣後ローンの元本の期限前償還をいいます。

「本劣後ローン強制停止」とは、日本生命が、本劣後ローン通知基準日の5銀行営業日前において、(i)資本不足事由が生じ、かつ継続している場合、又は(ii)本劣後ローン若しくは本劣後ローン同順位劣後債務がその直前の支払期日において支払を停止している場合には、当該本劣後ローン通知基準日まで発行会社に対して通知した上で、当該本劣後ローン通知基準日に係る本劣後ローン利払日以降、当該事象が解消されるまでの間に到来する本劣後ローン利払日における本劣後ローン利息の支払の全部を繰り延べなければならないことをいいます。

「本劣後ローン強制停止金額」とは、本劣後ローン強制停止により繰り延べられた本劣後ローン利息の未払金額をいいます。

「本劣後ローン経過利息」とは、本劣後ローン利払日が到来していないため支払われていない本劣後ローンの利息をいい、その対象となる計算期間について後記第二部第1、2(3)(f)「利率」記載の利率により当該計算期間の日割りをもってこれを計算し、円位未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てるものとします。但し、本劣後ローン未払残高を含まないものとします。

「本劣後ローン契約」とは、2024年7月19日付で大和証券及び日本生命の間で締結される劣後ローン契約をいいます。

「本劣後ローン債権」とは、本劣後ローン契約に基づく、日本生命に対する劣後ローンの元利払請求権及びこれに関連する一切の権利を総称していいます。

「本劣後ローン債権譲渡契約」とは、2024年7月19日付で大和証券、日本生命及び発行会社の間で締結される劣後ローン債権譲渡契約をいいます。

「本劣後ローン最終償還日」とは、2054年8月2日の3銀行営業日前の日をいい、本劣後ローン契約に基づき延長された場合には、当該延長後の日をいいます。

「本劣後ローン債務」とは、本劣後ローン契約に基づく、日本生命の劣後ローンの元利払債務及びこれに関連する一切の債務を総称していいます。

「本劣後ローン上位債務」とは、本劣後ローン同順位劣後債務、本劣後ローンに係る債務及び日本生命の基金に係る債務並びに日本生命の清算手続における支払につき本劣後ローンに係る債務に劣後することが明示された日本生命の債務を除く、劣後的破産債権に係る債務を含むあらゆる日本生命の債務をいいます。

「本劣後ローン償還日」とは、後記第二部第1、2(3)(e)「償還方法」又は同(h)「期限前償還」の記載に基づき本劣後ローンが償還されるべき日をいいます。

「本劣後ローン償還要件」とは、本劣後ローン元本の償還を行うために充足すべき、(i)本劣後ローン元本の償還を行った後において日本生命が十分なソルベンシー・マージン比率を維持することができることと見込まれること、又は(ii)日本生命が当該償還額以上の額の適格資本調達(基金の発行及び劣後債務による資金調達を含みます。)を行うことという条件、及び、金融庁の事前の承認の取得(かかる承認が必要な場合に限ります。)その他その時点において適用のある規制上の要件をいいます。

「本劣後ローン通知基準日」とは、本劣後ローン利払日の15銀行営業日前の日をいいます。

「本劣後ローン同順位劣後債務」とは、日本生命の清算手続における支払につき本劣後ローンに係る債務と同順位となることが明示された日本生命のその他の債務をいいます(下記の債務を含みますが、これらに限られません。)。但し、いかなる場合も日本生命の基金に係る債務は、本劣後ローン同順位劣後債務には含まれません。

本劣後ローン同順位劣後債務に含まれる債務の例としては、本届出書提出日現在、下記の社債及び契約に係る日本生命の債務があります。

2014年10月16日発行の2044年満期米ドル建劣後特約付社債(利払繰延条項付)

2016年1月20日発行の2046年満期米ドル建劣後特約付社債(利払繰延条項付)

2017年9月19日発行の2047年満期米ドル建劣後特約付社債(利払繰延条項付)

2020年1月23日発行の2050年満期米ドル建劣後特約付社債(利払繰延条項付)

2021年1月21日発行の2051年満期米ドル建劣後特約付社債(利払繰延条項付)

2021年9月16日発行の2051年満期米ドル建劣後特約付社債(利払繰延条項付)

2023年9月13日発行の2053年満期米ドル建劣後特約付社債(利払繰延条項付)

2024年4月16日発行の2054年満期米ドル建劣後特約付社債(利払繰延条項付)

2015年4月30日発行の日本生命保険相互会社第1回利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債(劣後特約付・適格機関投資家限定分付分割制限少数人数私募)

2016年4月27日発行の日本生命保険相互会社第2回利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債(劣後特約付・適格機関投資家限定分付分割制限少数人数私募)

2016年4月27日発行の日本生命保険相互会社第3回利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債(劣後特約付・適格機関投資家限定分付分割制限少数人数私募)

2016年11月22日発行の日本生命保険相互会社第4回利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債(劣後特約付・適格機関投資家限定分付分割制限少数人数私募)

2016年11月22日発行の日本生命保険相互会社第5回利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債(劣後特約付・適格機関投資家限定分付分割制限少数人数私募)

2017年4月19日発行の日本生命保険相互会社第6回利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債(劣後特約付・適格機関投資家限定分付分割制限少数人数私募)

2018年4月20日付で日本生命が締結した劣後ローン契約及びこれに関する一切の変更契約

2018年9月7日付で日本生命が締結した劣後ローン契約及びこれに関する一切の変更契約

2019年4月12日付で日本生命が締結した劣後ローン契約及びこれに関する一切の変更契約

2019年11月13日付で日本生命が締結した劣後ローン契約及びこれに関する一切の変更契約

2020年9月11日付で日本生命が締結した劣後ローン契約及びこれに関する一切の変更契約

2021年4月27日付で日本生命が締結した劣後ローン契約及びこれに関する一切の変更契約

2022年4月26日付で日本生命が締結した劣後ローン契約及びこれに関する一切の変更契約
2022年9月13日付で日本生命が締結した劣後ローン契約及びこれに関する一切の変更契約
2023年4月17日付で日本生命が締結した劣後特約付金銭消費貸借契約及びこれに関する一切の変更契約

「本劣後ローン任意償還日」とは、利率改定日の3銀行営業日前の日をいいます。

「本劣後ローン任意停止」とは、日本生命が、その裁量により、本劣後ローン通知基準日までに発行会社に対し通知を行うことにより、当該通知に係る本劣後ローン利払日における本劣後ローン利息の支払の全部(一部は不可)を繰り延べることをいいます。

「本劣後ローン任意停止金額」とは、本劣後ローン任意停止により繰り延べられた本劣後ローン利息の未払金額をいいます。

「本劣後ローン未払残高」とは、その時点で残存する全ての本劣後ローン利払停止金額をいいます。

「本劣後ローン未払残高支払額」とは、各未払残高支払事由に関し、後記第二部第1、2(3)(g)「本劣後ローン未払残高の支払」の記載に基づき支払われた本劣後ローン未払残高の金額をいいます。

「本劣後ローン利息」とは、後記第二部第1、2(3)(g)「利息支払の方法」に従い決定される、各本劣後ローン利払日に支払われるべき本劣後ローンの利息をいいます。

「本劣後ローン利息計算基準日」とは、第1回を本劣後ローン貸付実行日、第2回を2025年2月2日とし、その後毎年2月2日及び8月2日をいいます。

「本劣後ローン利払停止金額」とは、本劣後ローン任意停止金額及び本劣後ローン強制停止金額を総称していいます。

「本劣後ローン利払日」とは、2025年2月2日の3銀行営業日前の日を第1回として、その後毎年2月2日の3銀行営業日前の日及び8月2日の3銀行営業日前の日をいいます。

「本劣後ローン劣後事由」とは、以下のいずれかの事由が生じた場合をいいます。

日本生命について、清算手続(保険業法に基づく通常清算手続及び特別清算手続を含みません。)が開始された場合。

管轄権を有する日本の裁判所が、日本生命について、破産法の規定に基づく破産手続開始の決定をした場合。

管轄権を有する日本の裁判所が、日本生命について、更生特例法の規定に基づく更生手続開始の決定をした場合。

管轄権を有する日本の裁判所が、日本生命について、民事再生法の規定に基づく再生手続開始の決定をした場合。但し、再生手続開始の決定がなされた後、簡易再生の決定若しくは同意再生の決定が確定した場合、再生計画不認可の決定が確定した場合、再生手続開始決定の取消若しくは再生手続の廃止により再生手続が終了した場合、又は再生計画取消の決定が確定した場合には、本による本劣後ローン劣後事由は生じなかったものとみなされます。

日本生命について日本法によらない外国における清算手続、破産手続、更生手続、再生手続又はこれらに準ずる手続が開始された場合。

「本劣後ローン劣後事由(本社債)」とは、本劣後ローン劣後事由が発生した場合はいいます。

「みずほ証券」とは、みずほ証券株式会社をいいます。

「三井住友信託銀行」とは、三井住友信託銀行株式会社をいいます。

「未払残高」とは、各本社債に関してその時点で残存する全ての利払停止金額をいいます。

「未払残高支払事由」とは、後記第二部第1、2(3)(g)「本劣後ローン未払残高の支払」の記載に基づき、本劣後ローン未払残高が支払われたことをいいます。

「民事再生法」とは、民事再生法(平成11年法律第225号、その後の改正を含みます。)をいいます。

「民事執行法」とは、民事執行法(昭和54年法律第4号、その後の改正を含みます。)をいいます。

「民法」とは民法(明治29年法律第89号、その後の改正を含みます。)をいいます。

「利息支払勘定」とは、本社債管理委託契約に基づき本社債関連口座に利息支払勘定として設けられた勘定及び本社債管理委託契約に基づき新たに開設された後の当該勘定をいいます。

「利払停止」とは、利払停止事由が生じた場合に、発行会社が、本社債権者及び本社債管理者に対し、速やかに(但し、当該利払日の10銀行営業日前までに)通知を行うことにより、当該通知に係る利払日における本社債利息の支払の全部(一部は不可)を繰り延べるといいます。

「利払停止金額」とは、利払停止により繰り延べられた本社債利息の未払金額をいいます。

「利払停止事由」とは、各利払日の直前の本劣後ローン利払日において、本劣後ローン契約に基づき、本劣後ローンの利息の支払が任意に又は強制的に停止される旨の通知を発行会社が受領したことをいいます。

「利払日」とは、2025年2月2日を第1回として、その後毎年2月2日及び8月2日をいいます。

「利率改定日」とは、2029年8月2日及びその5年後ごとの応当日を総称していいます。

「利率基準日」とは、各改定後利率適用期間につき、当該改定後利率適用期間の開始日直前の利率改定日の2銀行営業日前の日をいいます。

「利率決定日」とは、各利率基準日につき、当該利率基準日の翌銀行営業日をいいます。

「劣後支払条件(発行会社劣後事由)」とは、以下に該当する場合はいいます。

発行会社の清算手続において、債権の申出期間に申出がなされた債権又は発行会社に知れている債権者に係る全ての発行会社上位債務が、会社法の規定に基づき、全額支払われた場合、又はその他の方法で全額の満足を受けた場合。

発行会社の破産手続において、最後配当のための配当表に記載された全ての発行会社上位債務が、法令上認められる全ての配当によって、全額支払われた場合、又はその他の方法で全額の満足(供託による場合を含みます。)を受けた場合。

発行会社の更生手続において、会社更生法に基づき更生計画認可の決定が確定したときにおける更生計画に記載された全ての発行会社上位債務が、その確定した債権額について全額支払われた場合、又はその他の方法で全額の満足を受けた場合。

発行会社の再生手続において、民事再生法に基づき再生計画認可の決定が確定したときにおける再生計画に記載された全ての発行会社上位債務が、その確定した債権額について全額支払われた場合、又はその他の方法で全額の満足を受けた場合。

発行会社に対する日本法によらない外国における清算手続、破産手続、更生手続、再生手続又はこれらに準ずる手続において、上記に準じて発行会社上位債務が全額支払われた場合、又はその他の方法で全額の満足を受けた場合。但し、当該手続上そのような条件を付すことが認められない場合には、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は当該条件に服することなく発生する。

「劣後支払条件（本劣後ローン劣後事由）」とは、以下に該当する場合をいいます。

日本生命の清算手続において、債権の申出期間に申出がなされた債権又は日本生命に知れている債権者に係る全ての本劣後ローン上位債務が、保険業法の規定に基づき、全額支払われた場合、又はその他の方法で全額の満足を受けた場合。

日本生命の破産手続において、最後配当のための配当表に記載された全ての本劣後ローン上位債務が、法令上認められる全ての配当によって、全額支払われた場合、又はその他の方法で全額の満足（供託による場合を含みます。）を受けた場合。

日本生命の更生手続において、更生特例法に基づき更生計画認可の決定が確定したときにおける更生計画に記載された全ての本劣後ローン上位債務が、その確定した債権額について全額支払われた場合、又はその他の方法で全額の満足を受けた場合。

日本生命の再生手続において、民事再生法に基づき再生計画認可の決定が確定したときにおける再生計画に記載された全ての本劣後ローン上位債務が、その確定した債権額について全額支払われた場合、又はその他の方法で全額の満足を受けた場合。

日本生命に対する日本法によらない外国における清算手続、破産手続、更生手続、再生手続又はこれらに準ずる手続において、上記に準じて本劣後ローン上位債務が全額支払われた場合、又はその他の方法で全額の満足を受けた場合。但し、当該手続上そのような条件を付すことが認められない場合には、本劣後ローンに基づく元利金の支払請求権の効力は当該条件に服することなく発生します。

「劣後事由」とは、発行会社劣後事由及び本劣後ローン劣後事由（本社債）を総称していいます。

「A種優先株式」とは、発行会社がその株主総会の決議及び普通株式に係る種類株主総会の決議に従って日本生命に発行するA種優先株式をいいます。発行会社が払込期日までに発行するA種優先株式の株式数は19,440株（予定）、その払込金額の総額は972,000,000円（予定）です。

（注）上記の発行会社が払込期日までに発行するA種優先株式の株式数及び払込金額の総額は、本届出書提出日現在の見込数及び見込額であり、後記3「券面総額」記載の本社債の総額と同時（2024年7月19日頃）に決定される予定です。なお、それぞれ以下の算式によって算出されます（払込金額につき50,000円未満の端数は切上げ）。

払込金額（1）= 487,000,000円 + 後記3「券面総額」記載の本社債の総額 × 0.97%（2）

（1）上記算式により計算された金額に100,000円を加えた金額が1,000百万円超となる場合には、上記算式は「払込金額 = 511,000,000円 + 後記3「券面総額」記載の本社債の総額 × 0.97%（2）」と変更されます。

（2）後記3「券面総額」記載の本社債の総額に応じて変動する引受手数料及び発行会社運営費を算出する割合です。

株式数 = 払込金額 ÷ 50,000円

「JCR」とは、株式会社日本格付研究所をいいます。

「R&I」とは、株式会社格付投資情報センターをいいます。

「S M B C日興証券」とは、S M B C日興証券株式会社をいいます。

「5年国債金利」とは、以下のレートとします。

利率基準日のレートとして利率決定日の午前9時30分(東京時間)以降に国債金利情報ページ(財務省ウェブサイト内「国債金利情報」ページにおける「金利情報」(https://www.mof.go.jp/jgbs/reference/interest_rate/jgbcn.csv)(その承継ファイル及び承継ページを含みます。))又は当該「国債金利情報」ページ(その承継ファイル及び承継ページを含みます。))からリンクされる日本国債の金利情報を記載したページ若しくはダウンロードできるファイルをいいます。以下同じです。)に表示される5年国債金利とします。

利率決定日の午前10時(東京時間)に、国債金利情報ページに利率基準日のレートとしての5年国債金利が表示されていない場合又は国債金利情報ページが利用不能となった場合には、利率決定日に発行会社は参照国債ディーラーに対し、利率基準日の午後3時(東京時間)現在の参照5年国債の売買気配の仲値の半年複利利回り(以下「提示レート」といいます。)の提示を求めるものとします。

提示レートが4つ以上の参照国債ディーラーから提示された場合には、その最も高い値と低い値をそれぞれ1つずつ除き、残りの提示レートの算術平均値(小数点以下第4位を四捨五入します。本定義において以下同じです。)を当該改定後利率適用期間に適用される5年国債金利とします。

提示レートが2つ又は3つの参照国債ディーラーから提示された場合には、それらの算術平均値を当該改定後利率適用期間に適用される5年国債金利とします。

提示レートが2つに満たなかった場合には、当該利率決定日の午前10時(東京時間)において国債金利情報ページに表示済みの最新の5年国債金利を当該改定後利率適用期間に適用される5年国債金利とします。

管理資産の管理の方法、管理の形態及び信用補完の形態

(a) 管理の方法及び管理の形態

管理資産である本劣後ローン債権は発行会社の資産となり、本資産管理受託会社が本資産管理委託契約に従って管理資産である本劣後ローン債権の管理を発行会社のために行います。本資産管理委託契約において、発行会社は、本劣後ローン債権を含む発行会社の資産を、本社債要項及び本社債管理委託契約に定められたところによる場合並びに本社債管理者の事前の書面による承諾がある場合を除き、貸し付け、譲渡し、交換し、その他の処分を行うことが禁止されています。本劣後ローン債権の利息の支払による回収金は発行会社の本社債関連口座内の利息支払勘定に、本劣後ローン債権の元本の償還による回収金は発行会社の本社債関連口座内の元金償還勘定において保管され、後記第二部第1、3(1)「管理資産の管理」「管理資産からの支出」に記載されているこれらの勘定からの支払方法によってのみ利用することが可能とされています。

(b) 信用補完の形態

本社債については、特段の信用補完・流動性補完は行われていません。

なお、発行会社の普通株式及びA種優先株式の払込金は発行会社の本社債関連口座内の出資金勘定において保管され、公租公課の支払や諸費用の支払の原資として利用されますが、本社債関連口座内の利息支払勘定及び元金償還勘定内の金銭が、本社債の利息及び元金の支払に不足する場合においても、当該不足に係る金額については、本社債関連口座内の出資金勘定から支払われるものではありません。

元本の償還及び利息の支払等に重大な影響を及ぼす要因

(a) 元本償還資金又は利払資金が不足するリスク

発行会社は、通常の事業会社等とは異なり、普通株式及びA種優先株式の払込金並びに原保有者から取得する本劣後ローン債権のほかには、特段の資産を有しません。また、本劣後ローン債権の債務者である日本生命による債務の履行につき、他のいかなる第三者も保証を行っているものではありません。さらに、普通株式及びA種優先株式の払込金は専ら発行会社の当初費用並びに発行会社の維持、管理及び運営のための期中費用の支払資金に充当され、本社債の元金の支払に充当されることはなく、かつ、払込期日後に発行会社が追加の普通株式又はA種優先株式を発行する場合においてその引受けを約束している第三者は存在しません。従って、本社債の利息の支払は日本生命が支払う本劣後ローン利息の支払金によって行われ、本社債の元本の償還は日本生命が支払う本劣後ローン元本の償還金によって行われることになり、その結果、本社債の元本の償還及び利息の支払は本劣後ローン債権の債務者である日本生命による本劣後ローン元本の償還及び本劣後ローン利息の支払の状況に影響されることとなります。そのため、日本生命による本劣後ローン元本の償還及び本劣後ローン利息の支払の状況如何によっては、本社債の元本の償還又は利息の支払に支障が生じる可能性があります。即ち、本社債の元本の償還は、後記9「償還期限及び償還の方法」の記載に従って行われ、同項記載の最終償還日に一括償還することを予定しており(償還日が銀行営業日でない場合は、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げます。なお、かかる繰り上げは、償還日(当日を含みます。)までの経過利息又は償還日が利払日に該当する場合の利息の金額に影響を与えるものではありません。)、また、本社債の利息の支払は、後記8「利払日及び利息支払の方法」記載の利払日において、同項記載の利息支払の方法に従って行われることを予定しています(利払日が銀行営業日でない場合は、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げます。なお、かかる繰り上げは、支払われる利息の金額に影響を与えるものではありません。)。しかしながら、日本生命による本劣後ローン利息の支払及び本劣後ローン元本の償還状況並びに日本生命の財務状況によっては、本社債のその時々における元本償還資金及び/又は利払資金が不足する可能性があります。なお、日本生命の財務状況については、後記第三部第3「日本生命保険相互会社の概況」を御参照下さい。また、日本生命の事業上のリスクについては、同(イ)「日本生命の事業等のリスク」を御参照下さい。

このように本社債の元本償還資金又は利払資金は専ら日本生命の信用力に依存しており、その時々日本生命の信用力によっては、本社債の元本の償還又は利息の支払に支障が生じる可能性があります。

かかるリスク要因については、日本生命の財務状態に起因するものであり、発行会社において特段の管理体制を整えることができる性質のものではありません。従って、かかるリスクが全て排除されている訳ではありません。

(b) 本社債の元本の償還に関するリスク

本社債の元本が最終償還日に償還されないリスク

本社債の元本は、後記9(2)「償還の方法及び期限」(b)又は(c)の記載に基づき期限前償還される場合及び同(e)の記載に基づき買入消却される場合を除き、最終償還日である2054年8月2日に、その残存総額を、最終償還日を利払日とする利息及び未払残高の支払とともに償還するものとされています。但し、本劣後ローン契約に基づき、本劣後ローン最終償還日が延長された場合には、本社債の最終償還日は延長後の本劣後ローン最終償還日の直後の利払日まで延長されるものとされています。

そして、本劣後ローン契約上、本劣後ローン元本は、本劣後ローン償還要件を充足した場合に限り、最終償還日の3銀行営業日前の日である本劣後ローン最終償還日に、その残存総額を、本劣後ローン最終償還日を本劣後ローン利払日とする本劣後ローン利息及び本劣後ローン未払残高の支払とともに償還するものとされています。本劣後ローン最終償還日に本劣後ローン償還要件が充足されなかった場合、本劣後ローン最終償還日は本劣後ローン償還要件が充足される最初の本劣後ローン利払日まで延長されるものとされています。

以上から、本劣後ローン最終償還日において本劣後ローン償還要件を充足できない場合には、本劣後ローン償還要件が充足される最初の本劣後ローン利払日まで本劣後ローン元本の償還を行うことができず、その間、本社債の元本の償還も行われないうこととなります。その結果、本社債権者による投資資金の回収が、潜在的には無期限に延長される可能性があります。

かかるリスク要因は、本社債の商品性に内在するものであり、発行会社による対応が不可能な要因にかかわるものであるため、発行会社による特段の対応は図られていません。

発行会社及び本社債権者が、それぞれ本劣後ローン及び本社債の期限の利益を喪失させる権利を有しないリスク

本劣後ローンには期限の利益喪失に関する特約が付されず、本劣後ローンが期限の利益を喪失させられることはありません。従って、本劣後ローンの元本の償還若しくは利息の支払が行われなかった場合、日本生命が本劣後ローンに関し負う義務に違反した場合又はその他の事由が生じた場合であっても、本劣後ローンについて期限の利益が失われるものではなく、かかる事由が生じたことを理由とした本劣後ローンの元本の償還は行われません。その結果、本社債の元本の償還又は利息の支払に支障が生じる可能性があります。

加えて、本社債にも期限の利益喪失に関する特約が付されません。また、本社債権者は、会社法第739条に基づく決議を行う権利を有さず、本社債が同条に基づき期限の利益を喪失させられることはありません。従って、本社債の元本の償還若しくは利息の支払が行われなかった場合、発行会社が本社債に関し負う義務に違反した場合又はその他の事由が生じた場合であっても、本社債について期限の利益が失われるものではなく、かかる事由が生じたことを理由とした本社債の元本の償還は行われません。

かかるリスク要因は、本劣後ローン及び本社債の商品性に内在するものであり、発行会社による対応が不可能な要因にかかわるものであるため、発行会社による特段の対応は図られていません。

本社債の期限前償還に関するリスク

発行会社は、本劣後ローン契約に基づき本劣後ローン元本の期限前償還が行われる旨の通知を受領した場合には、残存する本社債の元本の全部(一部は不可)を期限前償還するものとされています。

そして、本劣後ローン契約上、日本生命は、その選択により、2029年8月2日及びその5年後ごとの応当日である利率改定日の3銀行営業日前の日である本劣後ローン任意償還日に、本劣後ローン償還要件を充足した上で、残存する本劣後ローン元本の全部(一部は不可)を期限前償還することができるものとされています。さらに、資本事由、税制事由、資本金変更事由、グロスアップ事由又は税制事由(本社債)が生じ、かつ継続している場合、日本生命は、その選択により、日本生命が当該償還のために設定する日に、本劣後ローン償還要件を充足した上で、残存する本劣後ローン元本の全部(一部は不可)を期限前償還することができるものとされています。

以上から、本劣後ローン契約に従い日本生命が本劣後ローンの期限前償還を行った場合には、本社債の期限前償還も行われます。この場合、本社債権者は、当該償還金をもって本社債よりも不利な条件での再投資しか行うことができない可能性があります。それに対する補償は発行会社及び日本生命を含むいかなる当事者も行いません。

なお、本劣後ローン契約に従った日本生命による本劣後ローンの期限前償還はいずれも日本生命の権利であり、日本生命に期限前償還を義務付けるものではなく、日本生命がかかる権利を行使して期限前償還を行うとの保証はありません。

また、本社債権者は、発行会社に対して本社債の期限前償還を求める権利及び日本生命に対して本劣後ローンの期限前償還を求める権利を有していません。

かかるリスク要因は、本社債の商品性に内在するものであり、発行会社による対応が不可能な要因にかかわるものであるため、発行会社による特段の対応は図られていません。

(c) 本社債の利息の支払に関するリスク

本社債の利息の支払は、後記8「利払日及び利息支払の方法」記載のとおり利払日において、同項記載の利息支払の方法に従って行われることを予定していますが、日本生命による本劣後ローン利息の支払及び本劣後ローン元本の償還状況並びに日本生命の財務状況によっては、本社債のその時々における利払資金が不足する可能性があります。

発行会社は、各利払日の直前の本劣後ローン利払日において、本劣後ローン契約に基づき、本劣後ローン利息の支払が任意に又は強制的に停止される旨の通知を発行会社が受領した場合、当該利払日における本社債利息の支払の全部(一部は不可)を繰り延べる利払停止を行うこととされています。なお、利払停止により繰り延べられた本社債利息の未払金額である利払停止金額には利息は付されないものとされています。そして、本劣後ローン契約上、日本生命は、その裁量により、本劣後ローン利息の支払の全部(一部は不可)を繰り延べられる本劣後ローン任意停止を行うことができ、また、資本不足事由が生じ、かつ、継続している場合、又は本劣後ローン若しくは本劣後ローン同順位劣後債務がその直前の支払期日において支払を停止している場合には、当該事象が解消されるまでの間に到来する本劣後ローン利払日における本劣後ローン利息の支払の全部を繰り延べる本劣後ローン強制停止を行わなければならないものとされています。

以上から、日本生命が本劣後ローン任意停止を行い、又は上記事由が生じ本劣後ローン強制停止が行われている場合には、支払が停止された本劣後ローン利息の金額である本劣後ローン利払停止金額相当額の本社債利息の支払が繰り延べられることとなります。

このように、日本生命による本劣後ローン債権の元利金の支払状況及び日本生命の財務状況によっては、本劣後ローン利息の支払が本劣後ローン契約に基づき繰り延べられる可能性があり、ひいては、本社債利息の支払が繰り延べられ、その結果、予定された利払日において本社債利息の支払が行われない場合があります。また、支払が繰り延べられた本社債利息については、その原因となった本劣後ローン利息の支払の繰延べに係る本劣後ローン利払停止金額である本劣後ローン未払残高が日本生命から支払われない限り、当該繰延べが生じた後においても支払われませんが、日本生命は、本劣後ローン最終償還日までの間、本劣後ローン未払残高を支払う義務を負わず、また、本劣後ローン未払残高の支払を希望する場合でも、適用ある規制上の要件を充足し、資本不足事由が発生しておらず、原則として本劣後ローン同順位劣後債務がその支払を停止していないことが支払の条件とされています。なお、本劣後ローン契約上、本劣後ローン利息の支払が繰り延べられる場合においても、日本生命の基金に係る元利金その他一切の支払及び社員配当の支払は禁止されないものとされています。さらに、本劣後ローン契約上、日本生命が当該基金に係る支払及び社員配当の支払を行っている場合や、本劣後ローン同順位劣後債務の弁済を行っている場合であっても、日本生命による本劣後ローン任意停止は禁止されません。

かかるリスク要因は、本社債の商品性に内在するものであり、発行会社による対応が不可能な要因にかかわるものであるため、発行会社による特段の対応は図られていません。

(d) 本劣後ローン債権及び本社債がそれぞれ上位債権に劣後するリスク

本劣後ローン契約上、本劣後ローン劣後事由が発生し、継続している期間中、本劣後ローンに関する一切の請求権は、劣後支払条件(本劣後ローン劣後事由)が成就した場合にのみ発生するものとされています。

また、発行会社劣後事由が発生し、継続している期間中、本社債に関する一切の請求権は、劣後支払条件(発行会社劣後事由)が成就した場合にのみ発生し、さらに、本劣後ローン劣後事由(本社債)が発生し、継続している期間中、本社債に関する一切の請求権は、劣後支払条件(本劣後ローン劣後事由)が成就した場合にのみ発生するものとされています。

破産法上、債務者について破産手続が開始された場合、破産法第99条第2項により、約定劣後破産債権についての配当の順位は劣後的破産債権を含む他の全ての破産債権に後れるものとされ、また、同法第142条第1項により、破産手続上議決権を有しないものとされています。

これに対し、民事再生法上は、債務者について再生手続が開始された場合、民事再生法第155条第2項により、劣後的破産債権に後れる約定劣後再生債権の順位を考慮して、再生計画の内容に公正かつ衡平な差を設けなければならないとされています。また、更生特例法及び会社更生法上

は、相互会社又は株式会社について更生手続が開始された場合、会社更生法第168条第3項(相互会社の場合、更生特例法第260条第1項及び第3項並びに会社更生法第168条第3項)により、更生計画においては、異なる種類の権利を有する者の間においては、以下に掲げる種類の権利の順位を考慮して、更生計画の内容に公正かつ衡平な差を設けなければならないとされています。この場合の権利の順位とは、相互会社の場合は、()更生担保権、()一般の先取特権その他一般の優先権がある更生債権、()()、()及び()に掲げるもの以外の)更生債権、()約定劣後更生債権、()基金に係る更生債権、()社員権の順序となり、株式会社の場合は、()更生担保権、()一般の先取特権その他一般の優先権がある更生債権、()()及び()に掲げるもの以外の)更生債権、()約定劣後更生債権、()残余財産の分配に関し優先的内容を有する種類の株式、()()に掲げるもの以外の)株式の順序となります。従って、約定劣後再生債権又は約定劣後更生債権は、必ずしも他の再生債権又は更生債権に絶対的に劣後することまで要求されているわけではありません。

もっとも、上記の更生特例法等の規定は、前述のような契約当事者が停止条件構成を用いて劣後債権に係る絶対劣後扱いについて合意すること自体を否定する趣旨ではなく、相互会社又は株式会社について更生手続、破産手続又は再生手続が開始された場合においても、かかる劣後債権に係る絶対劣後扱いについての合意もその効力が認められると解されています。

以上のとおり、本社債の元利金の全額が支払われる以前において、日本生命が相互会社として解散又は倒産した場合においては、発行会社が本劣後ローン債権の元利金の支払につき日本生命の他の債権者に劣後する結果、本社債の元利金の全額を支払うために十分な資金を得られない可能性があり、その結果本社債の元利金を支払えなくなる可能性があります。また、日本生命が解散又は倒産しない場合でも、本社債の元利金の全額が支払われる以前において、発行会社が株式会社として解散又は倒産した場合においては、本社債権者が本社債の元利金の支払につき発行会社の他の債権者に劣後する結果、本社債の元利金を支払えなくなる可能性があります。

なお、本社債の発行日以後、日本生命が本劣後ローン債権と同順位の債権又はこれに優先する債権に係る債務を負担することは何ら制限されていません。

かかるリスク要因については、破産法、会社更生法、民事再生法及び更生特例法等に基づく法制度並びに日本生命及び発行会社の財務状態に起因するものであり、発行会社において特段の管理体制を整えることができる性質のものではありません。従って、かかるリスクが全て排除されている訳ではありません。

(e) 原保有者の破産等に伴うリスク

発行会社は本劣後ローン債権譲渡契約に基づき原保有者から本劣後ローン債権の譲渡を受けるものとされていますが、かかる本劣後ローン債権の譲渡につき、原保有者の破産、会社更生、民事再生その他の倒産手続において、裁判所あるいは管財人等により、本劣後ローン債権は原保有者の破産財団、更生会社の財産、再生債務者の財産等に属するものであって、発行会社の本劣後ローン債権に対する権利は原保有者の破産、会社更生、民事再生その他の倒産手続との関係で担保権に過ぎないものとして取り扱われるリスクは、以下のような理由から極めて低いものと発行会社は考えていますが、かかるリスクが全て排除されている訳ではありません。

原保有者及び発行会社は、本劣後ローン債権譲渡契約に基づき、本劣後ローン債権の真正な売却及び購入を意図していること

原保有者は、本劣後ローン債権譲渡契約に基づき本劣後ローン債権が発行会社に移転した後は、本劣後ローン債権に対して一切の権利を有さないこと

本劣後ローン債権譲渡契約上、発行会社は、原保有者に対して本劣後ローン債権の買戻しを請求する権利を有さず、原保有者は本劣後ローン債権の買戻しを行う義務を負担していないこと

原保有者は、本劣後ローン債権譲渡契約上、本劣後ローン債権の譲渡実行日現在における本劣後ローン債権に関する一定の事実表明及び保証を行っている以外には、本劣後ローン債権の回収可能性について、何らの責任を負担していないこと

本劣後ローン債権譲渡契約に基づく原保有者から発行会社に対する本劣後ローン債権の譲渡については確定日付ある証書による日本生命の承諾を取得する方法によって債務者及び第三者対抗要件が具備されることが予定されていること

(f) 日本生命の株式会社化に伴うリスク

日本生命は現在相互会社として保険業を営んでいますが、保険業法第85条第1項は「保険会社である相互会社は、その組織を変更して保険会社である株式会社となることができる。」として、相互会社が株式会社として組織変更することを認めています。

本劣後ローン契約上、日本生命が保険業法又はその他適用ある法令若しくは規制に基づき組織を変更して株式会社となる場合、本劣後ローン契約のうち、一部条項は、組織変更の効力発生をもって読み替えられるとされており、かかる読替の結果、組織変更前と比べて本劣後ローンの債権者の権利に悪影響を及ぼす可能性があります。

例えば、読替前の本劣後ローン契約においては、本劣後ローン又は本劣後ローン同順位劣後債務がその直前の支払期日において利息の支払を停止している場合には、本劣後ローン利払日における本劣後ローン利息の支払の全部が繰り延べられますが、読替後はかかる事由を理由として日本生命は本劣後ローン利息の支払の繰延べを義務付けられません。

そのため、日本生命が株式会社に組織変更する場合、その前後における日本生命の財務状況や資本構成の変動状況等によっては、本劣後ローン契約の債権者の権利に悪影響を及ぼす可能性があり、その結果本社債の元金の償還又は利息の支払に支障が生じる可能性があります。

かかるリスク要因については、日本生命による株式会社への組織変更の実施その他の事情に起因するものであり、発行会社において特段の管理体制を整えることができる性質のものではありません。従って、かかるリスクが排除されている訳ではありません。

(g) 発行会社が目的以外の債務を負うリスク

発行会社が本社債の元金未償還のうちに、本社債発行に関係のない債務を負うことにより、本社債権者が不測の損害を被る可能性があります。発行会社は、本社債管理委託契約において、本社債の元利金の全てが支払われ、又は償還されるまでの間、本社債要項及び本社債管理委託契約に定められたところによる場合並びに本社債管理者の事前の書面による承諾がある場合を除き、以下のことを約束しています。

発行会社は、本社債以外の現在又は将来の発行会社又は第三者の債務を担保するために、発行会社の資産の全部又は一部に抵当権、質権その他一切の担保権を設定せず、また第三者の債務を担保するために保証債務を負担しません。

発行会社は、発行会社の資産を、貸し付け、譲渡し、交換し、その他の処分を行いません。

発行会社は、()本劣後ローン債権の価値を維持・増加するために必要な資金を借り入れる場合(但し、本社債に劣後する借入に限ります。)、本社債の元利金を支払い、若しくは償還するために必要な資金を借り入れる場合(但し、本社債に劣後する借入に限ります。)、又は下記に記載する業務及びその付帯業務に関連して必要若しくは有益な債務の負担をする場合(発行会社がA種優先株式又は普通株式を発行する場合において、私募の取扱契約を締結することを含みますがこれに限られません。)かつ()本格付機関が本社債に付与した格付が当該債務負担行為により低下させられるものではないことを事前に本格付機関に確認した場合を除き、借入又はその他一切の債務負担行為をしません。発行会社は、かかる債務負担行為をする場合には、その旨及びその内容につき、事前に本社債管理者に通知しなければなりません。

発行会社は、本劣後ローン債権譲渡契約に基づき大和証券から発行会社に譲渡された本劣後ローン債権の取得、管理及び処分並びに本社債の元金支払債務の弁済並びにその付帯業務以外のことは行わず、かかる業務に必要な資金を調達し、あるいはリースを受けず、かかる業務遂行に必要な従業員を雇用しません。

かかるリスク要因については、上記の本社債管理委託契約における発行会社の約束により、発行会社が本社債とは関係のない債務を負担し、本社債権者が不測の損害を被る可能性を低減する対応が図られています。しかしながら、かかるリスクが全て排除されている訳ではありません。

(h) 発行会社及び本一般社団法人に係る諸費用の支払原資に関するリスク

発行会社及び本一般社団法人は、払込期日までに、それぞれ発行会社の普通株式（以下「本普通株式」といいます。）及びA種優先株式並びに基金の払込金として、それぞれが最終償還日までに支払うことが見込まれる当初費用並びに維持、管理及び運営のための期中費用（以下、本(h)において「諸費用」と総称します。）の支払資金相当額以上の金銭の払込を受けます。そして、当該払込金は、最終償還日までのそれぞれの諸費用の支払に充当される予定です。

しかし、最終償還日までに、税制の変更等による公租公課の負担の増加その他の事情により諸費用が当初の想定よりも増加する可能性があります。また、本劣後ローン契約に基づき、本劣後ローン最終償還日が延長された場合には、本社債の最終償還日は延長後の本劣後ローン最終償還日の直後の利払日まで延長され、当初想定していない最終償還日後の諸費用の支払が必要となる可能性があります。

これらの場合において、日本生命は、当該諸費用増加額相当額の発行会社のA種優先株式及び本一般社団法人の基金を払い込む義務又は発行会社若しくは本一般社団法人に代わって当該諸費用増加額相当額を支払う義務をいずれも負担しておらず、さらに、日本生命以外の第三者もかかる義務を負っていません。従って、発行会社及び本一般社団法人が日本生命その他の第三者から当該諸費用増加額相当額の資金調達を行うことができる、又は日本生命その他の第三者が発行会社若しくは本一般社団法人に代わって当該諸費用増加額相当額の支払を行うことができる、とは限りません。かかる資金調達を行うことができない場合、発行会社又は本一般社団法人において諸費用の支払を行うことができず、その結果、発行会社又は本一般社団法人の業務が遂行できず、ひいては発行会社又は本一般社団法人が存続できなくなる可能性があります。その結果、発行会社による本社債の利息の支払又は元本の償還ができなくなる可能性があります。

かかるリスク要因は、本社債の商品性に内在するものであり、発行会社による対応が不可能な要因にかかわるものであるため、発行会社による特段の対応は図られていません。

(i) 発行会社の破産等に伴うリスク

発行会社が株式会社として解散又は倒産した場合においては、本社債の元利金の支払は、当該解散又は倒産手続の影響を受け、その結果、発行会社は本社債の元利金を支払えなくなる可能性があります。また、前記(d)「本劣後ローン債権及び本社債がそれぞれ上位債権に劣後するリスク」に記載のとおり、発行会社が株式会社として解散又は倒産した場合においては、本社債権者が本社債の元利金の支払につき発行会社の他の債権者に劣後する結果、本社債の元利金を支払えなくなる可能性があります。

この点、本普通株式は全て本一般社団法人に保有されており、A種優先株式は全て日本生命に保有されます。A種優先株式については、発行会社の定款において、全ての事項につき株主総会において議決権を有しないものとされており、かつ、発行会社が会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合には、法令に別段の定めがある場合を除き、A種優先株式を有する株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しないものとされています。従って、発行会社の通常の業務執行や運営に際して議決権を有する株式を保有している者は本一般社団法人のみとなります。

その上で、本一般社団法人及び業務受託者が、それぞれ、本一般社団法人誓約書及び業務受託者誓約書において、発行会社の資産の流動化に係る業務の円滑な遂行が妨げられるおそれのある発行会社の定款の変更、取締役及び監査役の選解任又は発行会社の業務遂行及び債務負担を生ぜしめ、又は生ぜしめるおそれのあるいかなる行為も行わず、また、発行会社の取締役をして行わしめないことを約束している等の倒産予防措置がとられているほか、後記「倒産手続の放棄及び責任財産限定特約等」記載の倒産不申立特約及び責任財産限定特約が本社債要項に規定され、また、その他発行会社が締結する各契約においても同種の規定がされている等倒産手続防止措置も

とられており、倒産状態が発生し又は倒産状態が発生したときに倒産手続が開始される可能性を低減する対応が図られています。しかしながら、かかるリスクが全て排除されている訳ではありません。

(j) 発行会社が株式会社であることに関するリスク

資産流動化法上の特定目的会社においては、本劣後ローン債権を保有する場合には、資産流動化法第5条第2項及び資産流動化法施行令第3条第3号により、その計画期間（資産の流動化に係る業務の開始期日から終了期日（資産流動化計画に従って、優先出資の消却、残余財産の分配並びに特定社債、特定約束手形及び特定借入に係る債務の履行を完了する日をいいます。）までの期間であって、特定目的会社が定める期間をいいます。）の上限は50年とされています。そのため、本劣後ローン債権を保有し、本劣後ローン債権の回収金によって本社債の元本の償還及び利息の支払を行う本社債の発行会社として資産流動化法上の特定目的会社を用いることが困難であり、本社債については、その発行会社を、会社法に基づき設立された株式会社としています。従って、発行会社に対しては、特定目的会社の業務の遂行に関わる規制（資産流動化法第195条から第214条まで）や、特定目的会社の監督に関わる規制（資産流動化法第215条から第221条まで）その他の資産流動化法上の特定目的会社に課される法律上の規制は課されていません。また、本社債は、資産流動化法上の特定社債ではないため、資産流動化法第128条第1項に基づく一般担保は付されていません。

かかるリスク要因は、本社債の商品性に内在するものであり、発行会社による対応が不可能な要因にかかわるものであるため、発行会社による特段の対応は図られていません。

(k) 発行会社の普通株式の株主が一般社団法人であることに関する影響

全ての本普通株式は、本一般社団法人が保有しています。本一般社団法人が本普通株式を保有することに関連するリスクとしては、()本一般社団法人について倒産や解散等の事由が発生した場合に、本普通株式が本一般社団法人から第三者に譲渡される結果、発行会社の運営に悪影響が及びリスク、()本一般社団法人の理事の業務執行により、発行会社の運営に悪影響が及びリスク、及び()本一般社団法人の社員の社員権の行使により、発行会社の運営に悪影響が及びリスクがあります。

かかるリスク要因については、以下の理由から、いずれについても現実化する実際上の可能性は高くないと発行会社は考えています。

本一般社団法人誓約書において、本一般社団法人は、発行会社及び本社債管理者に対して、本一般社団法人が本普通株式を取得した後、本社債の全額が償還されるまで、第三者に対し、本普通株式を譲渡し、又は質権、譲渡担保権その他の担保権の目的としないことを約束しており、本一般社団法人が倒産しない限りは、本普通株式が本一般社団法人から第三者に移転する可能性は低いと発行会社は考えています。但し、本一般社団法人が破産手続開始又は解散等により存続ができなくなる場合には、本普通株式は第三者に譲渡されることが考えられます。この場合、本普通株式の譲受人により、発行会社の取締役の解任権及び選任権を含む株主の権利が行使され、発行会社の運営に悪影響が及び可能性があります。しかしながら、以下のとおり、当初の最終償還日までに本一般社団法人の破産手続開始又は解散等が生じる可能性は低いと発行会社は考えています。まず、本一般社団法人誓約書における本一般社団法人の表明保証及び業務受託者誓約書における業務受託者の表明保証によれば、本一般社団法人が全ての本普通株式を取得し、当初の最終償還日までに発生する租税支払、維持費用その他全ての支払債務（業務受託者に対する報酬の支払債務を含みますが、これに限られません。）を履行するために必要と見込まれる金額以上の基金の拠出を受けており、かつ、かかる基金は全て特定の口座に預金されているか、又は当該目的に利用されています。また、本一般社団法人が今後、借入その他の債務（追加的な特定出資又は資産の流動化に係る業務を目的として設立される株式会社、合同会社その他の法人の株式、出資その他の持分（以下「株式等」といいます。）の取得対価の支払債務を含みます。）を負担する場合、本一般社団法人の定款上、社員総会における

総社員の同意が必要とされています。さらに、本一般社団法人及び業務受託者は、それぞれ、本一般社団法人誓約書及び業務受託者誓約書において、発行会社及び本社債管理者に対して、自ら又は本一般社団法人をして、発行会社の資産の流動化に係る業務の円滑な遂行が妨げられるおそれのある債務負担行為(債務の支払原資としての十分な基金拠出がないにもかかわらず行う債務負担行為を含みますが、これに限られません。)をせず、また、させないことを約束しています。本一般社団法人の基金については、定款の規定により、解散するまで返還はなされませんので、上記本一般社団法人及び業務受託者の表明保証が正確で、本一般社団法人の社員が上記同意権を適切に行使し、かつ、本一般社団法人及び業務受託者が上記約束を遵守する限りにおいては、本一般社団法人について破産手続開始原因としての支払停止及び支払不能の事態が当初の最終償還日までに発生する可能性は低いと発行会社は考えています。従って、上記本一般社団法人及び業務受託者の表明保証が正確で、本一般社団法人の社員が上記同意権を適切に行使し、かつ、本一般社団法人及び業務受託者が上記約束を遵守する限りにおいては、当初の最終償還日までに本一般社団法人が債務超過となる可能性は高くないと発行会社は考えています。

また、本一般社団法人の倒産手続開始回避の措置として、仮に、本一般社団法人に破産手続開始原因その他の倒産手続開始原因が発生した場合でも、基金返還請求権者である日本生命は、本一般社団法人との間の2018年3月2日付、2019年3月4日付、2020年8月6日付、2021年3月9日付、2022年7月26日付及び2024年6月14日付基金総額引受契約において、本一般社団法人について破産手続、再生手続その他一切の法的倒産手続の開始の申立権を有しないことを確認しており、また、本一般社団法人自身及び業務受託者は、それぞれ、本一般社団法人誓約書及び業務受託者誓約書において、本一般社団法人に対して破産手続開始、再生手続開始又はこれらに類似する倒産手続開始の申立てを行わないこと、又は本一般社団法人をしてかかる約束を遵守せしめることを約束しており、本一般社団法人の社員、理事及び監事が、それぞれ、大和証券、本一般社団法人及び本社債管理者に差し入れる本社債管理委託契約締結日と同日付の誓約書(社員が差し入れるものを、以下「本一般社団法人社員誓約書」といいます。)において、本一般社団法人に対して破産手続開始、再生手続開始その他これらに類似する倒産手続開始の申立てを一切行わないことを約束しています。加えて、業務受託者は、本一般社団法人業務委託契約において、本一般社団法人の全債務の弁済が完了した日から1年と1日が経過する日まで、破産手続開始、再生手続開始、又は今後立法される倒産手続開始の申立てを行わないものとし、かかる申立てを行う権利を放棄することを約束しています。もっとも、かかる倒産手続申立権放棄条項については、判例等による確立した取扱いが存在していないことから、その効力は必ずしも明らかではありません。しかしながら、かかる倒産手続申立権を行使しない旨の約束や誓約がなされていることにより、本一般社団法人に対して、基金返還請求権者である日本生命、本一般社団法人自身、その理事及び監事を兼ねるそれぞれの社員から倒産手続開始の申立てがなされる現実的な可能性は高くないと発行会社は考えています。

さらに、本一般社団法人の解散による悪影響の回避のため、解散事由が生じることのないよう、以下のような対応を採っています。一般社団法人法第148条に定める解散事由のうち、一般社団法人に特有な解散事由として社員が欠けた場合があります。かかる解散事由が生じるリスクを回避又は軽減するため、本一般社団法人の当初の社員を3人とし、当該社員は、それぞれ本一般社団法人社員誓約書において、本一般社団法人を退社する際には、速やかに新たな社員を入社させ、社員を3名維持するよう最大限努力する旨約束しています。また、業務受託者は、本一般社団法人の社員が3名を下回らないよう、社員を派遣することを本一般社団法人業務委託契約において定めています。以上より、社員が欠けたことで本一般社団法人が解散し、かつ、継続されない可能性は低いものと発行会社は考えています。なお、その他の解散事由(()定款で定めた存続期間の満了、()定款で定めた解散の事由の発生、()社員総会の決議、()合併(合併により一般社団法人が消滅する場合に限ります。)、()破産手続開始の決定及び()一般社団法人法第261条第1項又は第268条の規定による解散を命ずる裁判)についても、該当する実際上の可能性は高くないものと発行会社は考えています。

本一般社団法人に破産手続開始又は解散等の原因が生じていない場合でも、本一般社団法人の理事の業務執行の態様によっては、発行会社の運営に悪影響が及ぶ可能性があります。しかしながら、本一般社団法人は、本一般社団法人誓約書において、発行会社に対して、発行会社の破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始、特別清算開始又はこれらに類似する倒産手続開始の申立てを行わず、かつ、発行会社が発行する社債に係る発行会社の一切の債務が完済されるまでの間、発行会社の解散決議を行わないこと(但し、この約束の効力については前述のとおり判例等による確立した取扱いが存在していないことから、その効力は必ずしも明らかではありません。)、発行会社の資産の流動化に係る業務の円滑な遂行が妨げられるおそれ(発行会社が発行する社債の元利金の支払又はその格付に悪影響を与えるおそれを含みますが、これに限られません。本において、以下同じです。)のある発行会社の定款の変更、発行会社の取締役及び監査役の選解任、又はその他発行会社の業務遂行若しくは債務負担を生ぜしめ、又は生ぜしめるおそれのあるいかなる行為も行わず、また発行会社の取締役をして行わしめないことを約束していますので、理事の業務執行の態様による悪影響が生じる実際上の可能性は高くないものと発行会社は考えています。また、本一般社団法人の定款において、理事の欠格事由を定め、典型的に理事として適切な業務執行を期待できない者が理事に選任される可能性を排除しています。

本一般社団法人の社員は、理事の選任権及び解任権を含む社員の権利を行使することにより、本一般社団法人の運営を管理することができるとともに、本一般社団法人が普通株式の株主である発行会社の取締役の解任権及び選任権を含む普通株式の株主の権利を、間接的に行使することができるため、本一般社団法人の社員の権利行使の態様によっては、発行会社の運営に悪影響が及ぶ可能性があります。しかしながら、本一般社団法人の設立時の社員3名はいずれも会計事務所所員(うち2名は税理士)であり、また、定款において社員の資格を有する者を限定し、典型的に社員として適切な権利行使を期待できない者が社員となる可能性を排除しています。さらに、本一般社団法人の定款では、新たな者が社員として入社するには、社員全員の書面による同意を得ることが必要と定めています。以上の状況から、本一般社団法人の社員による権利行使が発行会社の運営に悪影響を及ぼす実際上の可能性は高くないものと発行会社は考えています。

(1) 本一般社団法人が他の会社の株式等を取得・保有することから生じるリスク

本一般社団法人は、現在、日本生命第1回劣後ローン流動化株式会社、日本生命第2回劣後ローン流動化株式会社、日本生命第3回劣後ローン流動化株式会社、日本生命第4回劣後ローン流動化株式会社、日本生命第5回劣後ローン流動化株式会社、日本生命第6回劣後ローン流動化株式会社、日本生命2021基金流動化株式会社、日本生命第7回劣後ローン流動化株式会社及び日本生命第8回劣後ローン流動化株式会社の株式を保有していますが、当該株式を取得し、租税支払、維持費用その他全ての支払債務を履行するために必要な金額は基金の拠出により調達されており、当該株式の取得・保有に関して借入による資金調達は行っていません。そして、本一般社団法人は、現在、本普通株式並びに日本生命第1回劣後ローン流動化株式会社、日本生命第2回劣後ローン流動化株式会社、日本生命第3回劣後ローン流動化株式会社、日本生命第4回劣後ローン流動化株式会社、日本生命第5回劣後ローン流動化株式会社、日本生命第6回劣後ローン流動化株式会社、日本生命2021基金流動化株式会社、日本生命第7回劣後ローン流動化株式会社及び日本生命第8回劣後ローン流動化株式会社の株式以外に、他の会社の株式等を取得・保有しておらず、また、借入による資金調達を行っていません。しかし、将来において、本一般社団法人が他の会社の株式等を追加的に取得し、当該株式等の発行体が社債その他の有価証券の発行又は借入により債務を負担した場合、本一般社団法人がかかる株式等を取得し、租税支払、維持費用その他全ての支払債務を履行するために必要な金額の基金の拠出を受けておらず、借入金等でその資金調達を行った場合には、当該株式等の発行体がデフォルトに陥り、その株式等の価値が毀損したときには、本一般社団法人は債務超過に陥る可能性があります。また、拠出された基金を他の目的のために流用した場合には、本一般社団法人は支払不能に陥る可能性があります。

かかるリスクについては、本一般社団法人は、かかる追加的な株式等の取得をする場合には、本一般社団法人誓約書において、事前に、()その取得代金その他かかる取得に付随関連する一切の費用(かかる追加取得に伴い業務受託者の報酬が増額する場合には、その増額分を含みますが、これに限られません。)を支払うために十分な金額の基金の拠出を受け、その基金払込金を一定の口座で管理し、かつ、()かかる株式等の追加取得が本社債の格付を低下させることにはならぬことを本格付機関に確認することを発行会社及び本社債管理者に対して約束しているため、かかる約束が遵守されている限りにおいて、本一般社団法人が他の会社の株式等を取得することを原因として、債務超過や支払不能に陥り、倒産手続が開始することになる可能性は低いと発行会社は考えています。

(m) 本社債権者が担保を有しないことによる影響

本社債権者は、発行会社の特定の資産に対し担保権(対抗要件の具備の有無を問いません。)を有しておらず、発行会社に関する破産手続、更生手続、再生手続又は特別清算手続の場合、本社債権者は、配当額の分配において無担保債権者として扱われ、発行会社の資産に対して設定された対抗要件を具備した担保権(抵当権、質権等)等を有する債権者に劣後することになります。

かかるリスク要因に対しては、本社債管理委託契約において、発行会社は、本社債管理者に対し、前記(g)「発行会社が目的以外の債務を負うリスク」記載の約束を行っており、本社債権者に優先又は競合して発行会社の資産から回収することのできる重要な債権者が他に存在する可能性を低減する対応が図られています。しかしながら、かかるリスクが全て排除されている訳ではありません。

(n) 法令の変更等に関するリスク

本社債は本社債の発行日現在の法令に基づいて発行され、本劣後ローン契約その他関係する契約も、当該契約締結日時点の法令に基づいて締結されます。これらの時点以降、本社債又は本劣後ローン契約の有効性その他の事項に悪影響を与える法令の変更等が行われた場合、本社債の利息の支払又は元本の償還に悪影響が及ぶ可能性があります。

なお、法令の変更等により、資本事由、税制事由、資本金性変更事由、グロスアップ事由又は税制事由(本社債)が生じ、かつ継続している場合、日本生命は、その選択により、残存する本劣後ローン元本の全部を期限前償還することができ、その場合、発行会社は、残存する本社債の元本の全部を期限前償還することとされています。本社債の期限前償還が行われるリスクについては、前記(b)「本社債の期限前償還に関するリスク」を御参照下さい。

(o) 税制の変更等に関するリスク

本届出書提出日以降、税制の変更等により、発行会社の公租公課の負担が増加した場合、本社債の利息の支払又は元本の償還の資金が不足し、発行会社による本社債の利息の支払又は元本の償還ができなくなる可能性があります。

なお、税制の変更等により、税制事由、グロスアップ事由又は税制事由(本社債)が生じ、かつ継続している場合、日本生命は、その選択により、残存する本劣後ローン元本の全部を期限前償還することができ、その場合、発行会社は、残存する本社債の元本の全部を期限前償還することとされています。本社債の期限前償還が行われるリスクについては、前記(b)「本社債の期限前償還に関するリスク」を御参照下さい。

(p) 保険会社が本社債を取得する際の留意事項

平成8年大蔵省告示第50号(「保険会社の資本金、基金、準備金等及び通常の予測を超える危険に相当する額の計算方法等を定める件」)(平成8年2月29日)(その後の改正を含みます。)(以下「本告示」といいます。)第1条の第1項によれば、「法(保険業法を意味します。以下同じです。)第130条第1号、第202条第1号又は第228条第1号に掲げる額の計算にあたっては、他の保険

会社等（保険会社又は少額短期保険業者をいいます。以下この条において同じです。）の保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率の向上のため、又は法第106条第1項第3号から第5号までに掲げる会社を子会社等（法第110条第2項に規定する子会社等をいいます。以下この条において同じです。）としている場合における当該子会社等の自己資本比率等の向上のため、意図的に当該他の保険会社等又は子会社等の株式その他の資本調達手段（前条第4項第5号イ及びロに掲げるものを含みます。以下この条において同じです。）を保有（外国保険会社等及び引受社員にあっては、日本において保有）していると認められる場合（第三者に対する貸付け等を通じて意図的に当該第三者に保有させていると認められる場合を含みます。）における、当該保有している他の保険会社等又は子会社等の資本調達手段の額（次項において「控除額」といいます。）を控除するものとする。」とされています。本社債は、日本生命に対して拠出された本劣後ローン債権を主な財産とする発行会社が発行する社債であり、法形式的には日本生命が直接発行する資本調達手段ではありません。しかし、発行会社の主な財産が日本生命に対して拠出された本劣後ローン債権であるという本社債の実質的な性格から、保険会社等（上記条項に定義される意味によりまです。以下本(p)において同じです。）が本社債を保有する場合には本告示との関係において「当該他の保険会社等又は子会社等の株式その他の資本調達手段（略）を保有」しているものと解され、その結果、保険業法第130条第1号、第202条第1号又は第228条第1号に掲げる額の計算にあたって保有している本社債の金額が控除される可能性がありますので、保険会社等が本社債を購入する際には本告示との関係に関して専門家への相談を含めた検討を行った上で購入されるようお願いいたします。

(q) 本社債の性質が市場価格に及ぼす影響に関するリスク

前記(b)「本社債の元本が最終償還日に償還されないリスク」及び(c)「本社債の利息の支払に関するリスク」に記載のとおり、本劣後ローン任意停止若しくは本劣後ローン強制停止又は本劣後ローン償還要件の未充足による本劣後ローン最終償還日の延長により、本社債の利払停止が行われ、又は最終償還日が延長される可能性があります。

利払停止又は最終償還日の延長の可能性がある本社債の市場価格は、かかる可能性のない通常の社債に比べて市場価格が不安定なものとなるおそれがあります。仮に、本社債の利払停止が行われ、又は最終償還日が延長された場合、本社債の市場価格に悪影響を及ぼす可能性があります。かかる利払停止又は最終償還日の延長中に本社債を売却する場合、発行会社が当該繰り延べられた利息の支払又は延長された元本の償還を受けるまで本社債を保有する場合に比べ低い利益しか得られない可能性があります。

また、本社債権者は、かかる利払停止又は最終償還日の延長により特段の救済を得られるわけではありません。なお、本劣後ローン契約上、本劣後ローン任意停止若しくは本劣後ローン強制停止又は本劣後ローン償還要件の未充足による本劣後ローン最終償還日の延長によっても、日本生命の基金に係る元利金その他一切の支払及び社員配当の支払は禁止されないものとされています。

このような性質をもつ有価証券である本社債に対する投資者の需要は、市場参加者、監督官庁、格付機関等の第三者による評価により変わり得ます。従って、本社債権者は、本社債を売却する場合において、その取得価格よりも大幅に低い価格でしか売却できず、売却損を生じるリスクがあります。

かかるリスク要因は、本社債の商品性のほか、市場の金利水準や、流通市場の整備状況等に内在するものであり、発行会社による対応が不可能な外的要因にかかわるものであるため、発行会社による特段の対応は図られていません。

(r) 市場性に関するリスク

本社債の処分価格は、発行会社及び日本生命の財務状態、法制や税制の変更、市場の金利水準等様々な要素の影響を受けます。特に市場の金利水準が上昇する過程では本社債の価格は下落することが想定されます。従って、本社債の第三者への譲渡に際しては、これらの諸要素に起因して売却損を生じるリスクがあります。

また、本社債の流通市場は現在確立されておらず、本社債の流通性は何ら保証されるものではありません。流通市場の未整備により、本社債の売却が困難となることや、売却価格に悪影響が及ぶ可能性もあります。

かかるリスク要因は、市場の金利水準や、流通市場の整備状況等発行会社による対応が不可能な外的要因にかかわるものであるため、発行会社による特段の対応は図られていません。

(s) 本劣後ローン同順位劣後債務並びに本劣後ローン債務及び本社債に関する通知の時期に関するリスク

本社債の償還(期限前償還を含みます。)、利払停止及び未払残高の支払に関する本社債権者及び本社債管理者への通知並びにその他日本生命から通知される事項に基づき本社債権者及び本社債管理者に通知される事項に関する通知(以下「本社債日本生命関連通知」といいます。)は、全て、日本生命から本劣後ローン債務の償還(期限前償還を含みます。)、本劣後ローン任意停止及び本劣後ローン強制停止、本劣後ローン未払残高の支払並びにその他の日本生命から通知される事項に関する通知(以下「本劣後ローン日本生命関連通知」といいます。)を発行会社が受領した後に行われます。従って、日本生命が本劣後ローン同順位劣後債務に関し、本劣後ローン日本生命関連通知と同趣旨の通知を同時に行った場合であっても、本社債日本生命関連通知は、かかる日本生命の本劣後ローン同順位劣後債務に関する通知に遅れることがあります。その結果、本社債権者は、本劣後ローン同順位劣後債務の債権者が本劣後ローン同順位劣後債務に関するこれらの事項を知るよりも後に、本社債に関するこれらの事項を知ることがあり、かかる通知を受ける時点の差に起因して、本劣後ローン同順位劣後債務の債権者に比べて本社債の売却その他の回収手段につき制約を受ける可能性があるほか、本社債の価格変動その他の影響を受ける可能性があります。

かかるリスク要因は、本社債の商品性に内在するものであり、発行会社による対応が不可能な要因にかかわるものであるため、発行会社による特段の対応は図られていません。

期限の利益喪失事由

本社債は期限の利益喪失に関する特約を付しません。また、本社債権者は、会社法第739条に基づく決議を行う権利を有さず、本社債が同条に基づき期限の利益を喪失せしめられることはありません。

期限前償還

本社債の元本は、後記9(2)「償還の方法及び期限」(b)又は(c)の記載に基づき期限前償還されることがあります。

利息支払の停止

本社債の利息は、後記8(2)(f)「利息支払の停止」の記載に基づき、その支払が繰り延べられることがあります。

倒産手続の放棄及び責任財産限定特約等

(a) 本社債権者は、本社債の元利金が全て償還され又は支払われてから1年と1日を経過するまでの間は、発行会社又はその資産について、破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始、特別清算開始その他法令上適用のあり得る同様の法的手続の開始を自ら又は第三者を通じて申し立てたり、第三者による申立てに対し参加、同意等をしないものとします。

(b) 本社債権者は、発行会社による本社債に基づく元利金支払債務その他の債務の履行は、本責任財産のみを責任財産として、かつ、後記第二部第1、3(1)「管理資産の管理」「管理資産からの支出」に記載されている管理資産からの支払順序及び方法によってのみ行われることに合意し、本社債権者は、ここにおいて、かかる債務の履行による満足を得るために本責任財産以外の財産について、強制執行、差押、仮差押、保全処分その他類似の手続の申立てを行わないことに合意するものとします。

(c) 本社債権者は、償還日が到来した場合において、本責任財産から支払が行われた後に、なお本社債について未償還の元金又は未払の利息が存在する場合、本社債の未償還元金総額及び未払利息額が本責任財産が換価された金額を超過する範囲においてその債権を放棄するものとします。

劣後条件等

(a) 劣後特約(発行会社劣後事由)

発行会社は、発行会社劣後事由の発生後速やかに、本社債権者及び本社債管理者に対して、発行会社劣後事由が発生した事実を通知します。発行会社劣後事由が発生し、継続している期間中、本社債に関する一切の請求権は、劣後支払条件(発行会社劣後事由)が成就した場合にのみ発生します。

(b) 劣後特約(本劣後ローン劣後事由(本社債))

発行会社は、本劣後ローン劣後事由(本社債)が発生した場合には、速やかに、本社債権者及び本社債管理者に対して、本劣後ローン劣後事由(本社債)が発生した事実を通知します。本劣後ローン劣後事由(本社債)が発生し、継続している期間中、本社債に関する一切の請求権は、劣後支払条件(本劣後ローン劣後事由)が成就した場合にのみ発生します。

(c) 上位債権者に対する不利益変更の禁止

本社債要項の各条項は、いかなる意味においても上位債権者に対して不利益を及ぼす内容に変更されてはならず、そのような変更の合意はいかなる意味においても、またいかなる者に対しても効力を生じません。この場合に、上位債権者とは、発行会社に対し発行会社上位債務に係る債権を有する全ての者及び日本生命に対し、本劣後ローン上位債務に係る債権を有する全ての者をいいます。

(d) 劣後特約に反する支払の禁止

劣後事由発生後、劣後支払条件(発行会社劣後事由)及び劣後支払条件(本劣後ローン劣後事由)が成就していないにもかかわらず、本社債の元利金の全部又は一部が本社債権者に支払われた場合には、その支払は無効とし、当該本社債権者は受領した元利金を直ちに発行会社に返還します。

(e) 相殺禁止

発行会社について清算手続が開始され、かつ継続している場合、破産手続開始の決定がなされ、かつ破産手続が継続している場合、更生手続開始の決定がなされ、かつ更生手続が継続している場合、再生手続開始の決定がなされた場合(但し、再生手続開始の決定がなされた後、簡易再生の決定若しくは同意再生の決定が確定した場合、再生計画不認可の決定が確定した場合、再生手続開始決定の取消若しくは再生手続の廃止により再生手続が終了した場合、又は再生計画取消の決定が確定した場合を除きます。)、又は日本法によらない外国における清算手続、破産手続、更生手続、再生手続若しくはこれらに準ずる手続が行われている場合には、劣後支払条件(発行会社劣後事由)が成就しない限りは、本社債権者は、発行会社に対して負う債務と本社債に基づく元利金の支払請求権を相殺してはなりません。

本劣後ローン劣後事由(本社債)が発生し、継続している場合には、本社債権者は、劣後支払条件(本劣後ローン劣後事由)が成就しない限りは、発行会社に対して負う債務と本社債に基づく元利金の支払請求権を相殺してはなりません。

本社債に関する信用格付

(a) 信用格付を特定するための事項

利息の利払日における支払と元金の最終償還日までの全額償還の安全性について、本社債は、本格付機関から、JCRにつきAA-、及びR&IにつきAA-の予備格付を2024年7月3日付で取得しており、また、本格付機関から、JCRにつきAA-、及びR&IにつきAA-の本格付をそれぞれ本社債の払込期日に取得する予定です。但し、予備格付の付与以降に本格付機関が入手する情報によっては、本格付が予備格付と異なる符号となる可能性があります。

(b) 信用格付の前提及び限界に関する説明

JCR

JCRの信用格付は、格付対象となる債務について約定通り履行される確実性の程度を等級をもって示すものです。

JCRの信用格付は、債務履行の確実性の程度に関してのJCRの現時点での総合的な意見の表明であり、当該確実性の程度を完全に表示してはおりません。また、JCRの信用格付は、デフォルト率や損失の程度を予想するものではありません。JCRの信用格付の評価の対象には、価格変動リスクや市場流動性リスク等、債務履行の確実性の程度以外の事項は含まれません。

JCRの信用格付は、格付対象の発行体の業績、規制等を含む業界環境等の変化に伴い見直され、変動します。また、JCRが、その信用格付の付与にあたり利用した情報は、JCRが格付対象の発行体及び正確で信頼すべき情報源から入手したものです。当該情報には、人為的、機械的又はその他の理由により誤りが存在する可能性があります。

R&I

R&Iの信用格付は、発行体が負う金融債務についての総合的な債務履行能力や個々の債務等が約定通りに履行される確実性(信用力)に対するR&Iの意見です。R&Iは信用格付によって、個々の債務等の流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて、何ら意見を表明するものではありません。信用格付は、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではありません。また、R&Iは、明示・黙示を問わず、提供する信用格付、又はその他の意見についての正確性、適時性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、いかなる保証もしていません。

R&Iは、信用格付を行うに際して用いた情報に対し、品質確保の措置を講じていますが、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではありません。R&Iは、必要と判断した場合には、信用格付を変更することがあります。また、資料・情報の不足や、その他の状況により、信用格付を取り下げることがあります。

一般に投資にあたって信用格付に過度に依存することが金融システムの混乱を引き起こす要因となり得ることが知られています。

(c) 信用格付に関する情報を入手するための方法

JCR

本社債の申込期間中に本社債に関してJCRが公表する情報へのリンク先は、JCRのホームページ(<https://www.jcr.co.jp/>)の「ニュースリリース」右端「一覧を見る」をクリックして表示される「ニュースリリース」(<https://www.jcr.co.jp/release/>)に掲載されます。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性があります。その場合の連絡先は以下のとおりです。

JCR：電話番号 03-3544-7013

R&I

本社債の申込期間中に本社債に関してR&Iが公表する情報へのリンク先は、R&Iのホームページ(<https://www.r-i.co.jp/rating/index.html>)の「格付アクション・コメント」内の「ストラクチャードファイナンス、投資法人、ファンド信用格付」及び同コーナー右下の「一覧はこちら」をクリックして表示されるレポート検索画面に掲載されます。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性があります。その場合の連絡先は以下のとおりです。

R&I：電話番号 03-6273-7471

3【券面総額】

金500億円(予定)

(注)上記の金額は、本届出書提出日現在の見込額であり、需要状況を把握した上で、2024年7月19日頃に決定される予定です。

4【各社債の金額】

金1,000万円

5【発行価額の総額】

金500億円(予定)

(注)上記の金額は、本届出書提出日現在の見込額であり、需要状況を把握した上で、2024年7月19日頃に決定される予定です。

6【発行価格】

各社債の金額100円につき金100円

7【利率】

- (a) 払込期日の翌日(当日を含みます。)から2029年8月2日(当日を含みます。)までは、年(未定)%(注)とします。
- (b) 2029年8月2日の翌日(当日を含みます。)以降は、各利率改定日に改定され、各改定後利率適用期間について、当該改定後利率適用期間に係る利率基準日における5年国債金利に年(未定)%(注)(但し、2034年8月2日の翌日を初日とする改定後利率適用期間及びそれ以降の各改定後利率適用期間については、年(未定)%(注))を加えた値とします。但し、当該利率は0%を下回らないものとします。
- (c) 発行会社は、本社債管理者に上記(b)及び前記2(2)「内国資産流動化証券の基本的仕組み等」において定義される「5年国債金利」に定める利率確認事務を委託し、本社債管理者は各利率決定日に当該利率を確認します。
- (d) 発行会社及び本社債管理者は、各改定後利率適用期間の開始日から5銀行営業日以内(改定後利率適用期間の開始日を含みます。)に、上記(b)及び前記2(2)「内国資産流動化証券の基本的仕組み等」において定義される「5年国債金利」の記載により決定された本社債の利率を、各本店において、その営業時間中、一般の閲覧に供します。

(注) 上記各利率は、2024年7月8日頃に仮条件の提示を行い、需要状況を把握した上で、2024年7月19日頃に決定される予定です。なお、(a)の利率に係る仮条件の提示方法は、(i)(a)の利率を仮条件提示時において市場の慣行として5年満期の円建て社債の条件決定において参照する10年国債の流通利回り(年2回複利ベース)に一定の加算率を加えた値とした上で、かかる加算率の幅を仮条件として提示する方法、又は、(ii)(a)の利率の幅を仮条件として提示する方法のいずれかによるものとします。

(i)の方法による場合、(b)本文における加算率は(a)における加算率と同じ値とし、(b)括弧書内但書における加算率は(a)における加算率に1.00%を加えた値とし、(ii)の方法による場合、(b)本文における加算率は決定された(a)の利率から当該利率決定時において市場の慣行として5年満期の円建て社債の条件決定において参照する10年国債の流通利回り(年2回複利ベース)を控除した値とし、(b)括弧書内但書における加算率は決定された(a)の利率から当該利率決定時において市場の慣行として5年満期の円建て社債の条件決定において参照する10年国債の流通利回り(年2回複利ベース)を控除した値に1.00%を加えた値とします。

8【利払日及び利息支払の方法】

(1) 元利金支払の方法

本社債に関する元金及び利息は、振替法及び振替機関業務規程等に従って支払われます。

(2) 利息支払の方法及び期限

- (a) 本社債利息は、払込期日の翌日(当日を含みます。)からこれを付し、2025年2月2日を第1回の利払日としてその日までの分を支払い、その後各利払日にその日までの前半か年分を支払います。
- (b) 利払日が銀行営業日でない場合は、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げます。なお、かかる繰り上げは、支払われる本社債利息の金額に影響を与えるものではありません。
- (c) 半か年に満たない期間につき本社債に係る利息を計算するときは、その半か年の日割りをもってこれを計算し、円位未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てます。また、第1回の利払日に支払うべき本社債に係る利息を計算するときは、(i)1円に(未定)(注)%を乗じ、2で除して算出した金額(小数点以下13桁未満切捨。以下「一通貨あたりの利子額(半年)」といいます。)と(ii)一通貨あたりの利子額(半年)に払込期日の翌日(当日を含みます。)から2024年8月2日(当日を含みます。)までの実日数を乗じ、182で除して算出した金額(小数点以下13桁未満切捨)の合計額に、各本社債権者が各口座管理機関(振替機関業務規程等に定める口座管理機関をいいます。以下同じです。)の各口座に保有する各本社債の金額の総額を乗じ、1円未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てて計算します。

(注) 上記利率は、前記7「利率」(a)の利率と同一であり、2024年7月8日頃に仮条件の提示を行い、需要状況を把握した上で、2024年7月19日頃に決定される予定です。

- (d) 本社債の償還日以降、当該償還額（本社債の元本の支払が不当に留保若しくは拒絶された場合又は本社債の元本の支払に関して債務不履行が生じている場合を除きます。）に係る利息は発生しないものとします。なお、(a)(i)当該償還日において残存する経過利息又は(ii)当該償還日が利払日に該当する場合の本社債利息及び(b)未払残高は、後記9(2)「償還の方法及び期限」の記載に従い償還とともに支払われます。
- (e) 本社債利息及び経過利息の支払については、本8(2)「利息支払の方法及び期限」の記載のほか、後記(f)「利息支払の停止」及び(g)「未払残高の支払」並びに前記2(2)「劣後条件等」(a)「劣後特約（発行会社劣後事由）」及び(b)「劣後特約（本劣後ローン劣後事由（本社債）」の記載に従います。
- (f) 利息支払の停止
発行会社は、利払停止事由が生じた場合には、本社債権者及び本社債管理者に対し、速やかに（但し、当該利払日の10銀行営業日前までに）通知を行うことにより、当該通知に係る利払日における本社債利息の支払の全部（一部は不可）を繰り延べます。当該繰り延べられた本社債利息の未払金額である利払停止金額には、利息を付しません。
- (g) 未払残高の支払
発行会社は、未払残高支払事由が生じた場合には、当該未払残高支払事由に係る本劣後ローン未払残高支払額相当額である支払金額を、本社債権者及び本社債管理者に対し、本の記載に従った支払を行う利払日から10銀行営業日以上15銀行営業日以内の事前の通知（かかる通知には支払われる未払残高を記載することを要します。）を行うことにより、未払残高支払事由が発生した後最初に到来する利払日（但し、当該利払日に先立って上記の事前通知を行うことが実務上不可能な場合には、翌利払日）に、当該利払日時点の本社債権者に支払います。その場合、支払われる金額は、各本社債権者が各口座管理機関の各口座に保有する各本社債の金額の総額に、支払金額の一通貨あたりの利子額を乗じて算出されます。
発行会社が未払残高の一部を支払う場合、当該支払は、最も早い利払日に係る利払停止金額から順に充当されます。
未払残高の支払については、本8(2)「利息支払の方法及び期限」の記載のほか、前記2(2)「劣後条件等」(a)「劣後特約（発行会社劣後事由）」及び(b)「劣後特約（本劣後ローン劣後事由（本社債）」記載の劣後特約に従います。

9【償還期限及び償還の方法】

(1) 償還価額

各社債の金額100円につき金100円

(2) 償還の方法及び期限

- (a) 本社債の元本は、下記(b)又は(c)の記載に基づき期限前償還される場合及び下記(e)の記載に基づき買入消却される場合を除き、最終償還日に、その残存総額を、最終償還日を利払日とする本社債利息及び未払残高の支払とともに償還します。但し、後記第二部第1、2(3)(e)「償還方法」の記載に基づき、本劣後ローン最終償還日が延長された場合には、最終償還日は延長後の本劣後ローン最終償還日の直後の利払日まで延長されるものとし、その間も、当該利払日（当日を含みます。）まで、前記7「利率」(b)に記載する利息が発生するものとします。
発行会社は、後記第二部第1、2(3)(e)「償還方法」の記載に基づく本劣後ローン償還要件の充足有無の通知を受領後、速やかに（但し、最終償還日又は延長後の最終償還日より30日以上60日以内の事前の）通知を行うことにより、本社債権者及び本社債管理者に対して、当該最終償還日又は延長後の最終償還日における本社債の元本の償還の有無及び最終償還日が延長される場合は延長後の最終償還日を通知するものとします。
- (b) 発行会社は、後記第二部第1、2(3)(h)「期限前償還」の記載に基づき、本劣後ローン期限前償還が本劣後ローン利払日において行われる旨の通知を受領した場合には、本社債権者及び本

社債管理者に対し、速やかに（但し、当該本劣後ローン利払日の直後の利払日である本社債期限前償還日（利払日）より30日以上60日以内の事前の）通知（撤回不能とします。）を行うことにより、本社債期限前償還日（利払日）において、当該時点で残存する本社債の元本の全部（一部は不可）を、各社債の金額100円につき金100円の割合で、当該利払日における本社債利息及び未払残高の支払とともに償還します。

- (c) 発行会社は、後記第二部第1、2(3)(h)「期限前償還」の記載に基づき、本劣後ローン期限前償還が本劣後ローン利払日以外の日において行われる旨の通知を受領した場合には、本社債権者及び本社債管理者に対し、速やかに（但し、当該本劣後ローン期限前償還が行われる日の3銀行営業日後の日である本社債期限前償還日（利払日以外）より30日以上60日以内の事前の）通知（撤回不能とします。）を行うことにより、本社債期限前償還日（利払日以外）において、当該時点で残存する本社債の元本の全部（一部は不可）を、各社債の金額100円につき金100円の割合で、当該日（当日を含みます。）までの経過利息及び未払残高の支払とともに償還します。
- (d) 上記(a)から(c)までの記載に基づき本社債が償還されるべき償還日が銀行営業日でない場合は、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げます。なお、かかる繰り上げは、償還日（当日を含みます。）までの経過利息又は償還日が利払日に該当する場合の本社債利息の金額に影響を与えるものではありません。
- (e) 本社債の買入消却は、払込期日の翌日以降、後記16「振替機関に関する事項」記載の振替機関が別途定める場合を除き、本劣後ローンの償還が日本生命と本劣後ローン貸付人との間で合意された場合に、いつでもこれを行うことができます。
- (f) 本社債の元本の償還及び買入消却については、本9(2)「償還の方法及び期限」の記載のほか、前記2(2)「劣後条件等」(a)「劣後特約（発行会社劣後事由）」及び(b)「劣後特約（本劣後ローン劣後事由（本社債））」記載の劣後特約に従います。

10【募集の方法】

本社債は一般募集とします。

なお、本社債は日本国外においては取得の申込みの勧誘を行いません。

11【申込証拠金】

該当事項はありません。

1 2 【申込期間及び申込取扱場所】

(1) 申込期間

2024年7月19日

(2) 申込取扱場所

下記金融商品取引業者の国内の全ての本支店及び営業所窓口

大和証券

S M B C 日興証券

野村證券

みずほ証券

その他の引受会社(未定)(注)

(注) その他の引受会社は、2024年7月8日頃に決定される予定です。

1 3 【払込期日及び払込取扱場所】

(1) 払込期日

2024年7月29日

(2) 払込取扱場所

三井住友信託銀行

なお、三井住友信託銀行は、本社債の払込期日に本社債の払込金額の総額の払込が行われ、かつ、本社債の払込金の決済が適用ある法令等に基づき適正に行われたことを確認した場合には、本社債の払込金を発行会社に交付します。

1 4 【引受け等の概要】

本引受契約の条項に基づき、以下の金融商品取引業者は、下記のとおり本社債の総額につき、連帯して買取引受を行います。

金融商品取引業者 (以下、下記の会社を「引受会社」と総称します。)		引受額 (百万円) (注2)	引受けの条件
会社名	住所		
大和証券	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	(未定)	1. 引受会社は、連帯して本社債の総額を引き受けます。 2. 本社債の引受手数料は、各社債の金額100円につき金60銭とします。
S M B C 日興証券	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号		
野村證券	東京都中央区日本橋一丁目13番1号		
みずほ証券	東京都千代田区大手町一丁目5番1号		
(未定)(注1)	(未定)(注1)		
合計	-	50,000	-

(注1) 大和証券、S M B C 日興証券、野村證券及びみずほ証券以外の引受会社については2024年7月8日頃に決定される予定です。

(注2) 引受額の合計額は、本届出書提出日現在の見込額であり、需要状況を把握した上で、2024年7月19日頃に決定される予定です。また、各引受会社の引受額の内訳についても2024年7月19日頃に決定される予定です。

1 5 【社債管理者又は社債の管理会社】

(1) 本社債に関する社債管理者の状況

社債管理者	住 所	委託の条件
三井住友信託銀行	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号	下記(2)から(6)、後記17(6)「発行会社の遵守事項」、後記第二部第1、3(1)「管理報酬等」ii(ii)及び同 を御参照下さい。

- (2) 本社債管理者は、本社債権者のために本社債に係る債権の弁済を受け、又は本社債に係る債権の実現を保全するために必要な一切の裁判上又は裁判外の行為をなす権限を有します。
- (3) 本社債管理者は、本社債要項及び本社債管理委託契約に定める社債管理者の職務を行います。
- (4) 本社債管理者は、本社債管理委託契約、本社債要項及び本社債について、本社債管理者により選任された弁護士、会計士その他専門家の意見若しくは助言又はそれらの者から得た証明書若しくは情報に基づき善意により行為し又は行為を留保することができ、かつ、かかる行為又は行為の留保に起因するいかなる損害についても、本社債管理者に悪意又は過失がない限り、発行会社又は本社債権者に対して責任を負いません。
- (5) 会社法第740条第1項の規定により社債権者が異議を述べることができる場合において、社債管理者が社債権者のために異議を述べる旨の会社法第740条第2項本文の定めは、本社債には適用されません。
- (6) 本社債管理者は、本社債権者と本社債管理者との間で利益が相反する場合（利益が相反するおそれがある場合を含みます。）、その他正当な事由があるときは、本社債管理者の事務を承継する者を定めて辞任することができます。

1 6 【振替機関に関する事項】

本社債の振替機関は、保管振替機構とします。

1 7 【その他】

(1) 社債権者集会

- (a) 本社債に関する社債権者集会は、会社法の適用ある関係規定に従います。
- (b) 本社債権者は、その保有する本社債の総額（償還済みの額を除き、発行会社が有する本社債の金額は算入しません。）に応じて、議決権を有するものとします。
- (c) 本社債は、社債権者集会を東京都において開催します。
- (d) 本社債に関する社債権者集会は、発行会社又は本社債管理者がこれを招集するものとし、法令に別段の定めがある場合を除き、社債権者集会の日の3週間前までに社債権者集会を招集する旨及び会社法第719条各号に掲げる事項を公告します。
- (e) 本社債の総額（償還済みの額を除き、発行会社が有する本社債の金額は算入しません。）の10分の1以上にあたる本社債を有する本社債権者は、振替法第86条第3項所定の書面を本社債管理者に提示した上、社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を発行会社又は本社債管理者に提出して、社債権者集会の招集を請求することができます。

(2) 担保・保証の有無

本社債には担保及び保証は付されておらず、また本社債のために特に留保されている資産はありません。

(3) 通知の方法

- (a) 本社債に関する本社債権者への通知は、法令に別段の定めがある場合を除き、電子公告の方法（但し、電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、発行会社の定款所定の新聞紙並びに東京都及び大阪市において発行される各1種以上の新聞紙（但し、重複するものがあるときはこれを省略することができます。））又は本社債管理者が認めるその他の方法によりこれを行うものとします。
- (b) 上記(a)の記載にかかわらず、発行会社が公告を行うことに代えて、全ての本社債権者に直接通知する場合は、法令に別段の定めがある場合を除き、本社債要項に基づく公告を省略することができます。
- (c) 本届出書提出日現在における、発行会社の電子公告のURLは、「<http://asa-epn.jp/nl/>」です。

(4) 本社債要項の閲覧及び謄写

本社債要項の謄本は、発行会社の本店に備置し、その通常の営業時間中、本社債権者の閲覧又は謄写に供します。かかる手続に関する一切の費用は、かかる請求をした者の負担とします。

(5) 契約証書の閲覧及び謄写

本社債管理委託契約の契約証書の謄本は、発行会社及び本社債管理者の本店に備置し、その通常の営業時間中、本社債権者の閲覧又は謄写に供します。かかる手続に関する一切の費用は、かかる請求をした者の負担とします。

本劣後ローン契約の契約証書の謄本は、発行会社の本店に備置し、その通常の営業時間中、本社債権者の閲覧又は謄写に供します。かかる手続に関する一切の費用は、かかる請求をした者の負担とします。

(6) 発行会社の遵守事項

本社債管理委託契約において、発行会社は、本社債管理者に対し、本社債の元利金の全てが支払われ、又は償還されるまでの間、本社債要項及び本社債管理契約に定められたところによる場合並びに本社債管理者の事前の書面による承諾がある場合を除き、以下の各号を遵守することを約束しています。

- (a) 発行会社は、本社債以外の現在又は将来の発行会社又は第三者の債務を担保するために、発行会社の資産の全部又は一部に抵当権、質権その他一切の担保権を設定せず、また第三者の債務を担保するために保証債務を負担しません。
- (b) 発行会社は、発行会社の資産を、貸し付け、譲渡し、交換し、その他の処分を行いません。
- (c) 発行会社は、本劣後ローン債権の価値を維持・増加するために必要な資金を借り入れる場合（但し、本社債に劣後する借入に限ります。）、本社債の元利金を支払い、若しくは償還するために必要な資金を借り入れる場合（但し、本社債に劣後する借入に限ります。）、又は下記(d)記載の業務及びその付帯業務に関連して必要若しくは有益な債務の負担をする場合（発行会社がA種優先株式又は普通株式を発行する場合において、私募の取扱契約を締結することを含みますがこれに限られません。）かつ()本格付機関が本社債に付与した格付が当該債務負担行為により低下させられるものではないことを事前に本格付機関に確認した場合を除き、借入又はその他一切の債務負担行為をしません。発行会社は、かかる債務負担行為をする場合には、その旨及びその内容につき、事前に本社債管理者に通知しなければなりません。

- (d) 発行会社は、本劣後ローン債権の取得、管理及び処分並びに本社債の元利金支払債務の弁済並びにその付帯業務以外のことは行わず、かかる業務に必要なない資産を購入し、あるいはリースを受けず、かかる業務遂行に必要なない従業員を雇用しません。
 - (e) 発行会社は、発行会社の財産である金銭を本社債管理委託契約に従って支出又は運用します。
 - (f) 発行会社は、本劣後ローン債権譲渡契約並びにこれに関連する契約及び合意書に基づく他方当事者の義務を履行させるために必要な全ての行為を行い、かかる契約及び合意書を遵守し、それに基づく発行会社の義務をその条項に従って履行します。
 - (g) 発行会社は、本劣後ローン債権に基づく日本生命の義務を履行させるために必要な全ての行為を行います。
 - (h) 発行会社は、発行会社に適用される法令、規則、命令、判決、決定、通達及び発行会社の定款その他の内部規則を遵守します。
 - (i) 発行会社は、金融商品取引法及びその他関連法令等に従った官庁等に対する必要な届出、報告等に関する事務(金融商品取引法に基づく有価証券報告書、半期報告書及び臨時報告書の提出を含みますが、これらに限られません。)を適式に行います。
 - (j) 発行会社は、資本金の額及び資本準備金の額の減少を行いません。
 - (k) 発行会社は、子会社(会社法第2条第3号における意味を有します。)を持ちません。
 - (l) 発行会社は、組織変更(会社法第2条第26号における意味を有します。)、合併、会社分割、株式交換、株式移転、株式交付又は自己信託の設定を行いません。
 - (m) 発行会社は、適用ある法令上、提出が必要となる税務関連の申告書を税務当局にその提出すべき時期までに提出します。
 - (n) 発行会社は、自ら又は発行会社の役員若しくは発行会社の普通株主をして、本社債の元利金が全て償還され又は支払われてから1年と1日を経過するまでの間は、発行会社又はその資産について、破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始、特別清算開始その他法令上適用のあり得る同様の法的手続の開始を申し立てる権利を放棄し又は放棄せしめます。
 - (o) 発行会社は、日本生命及び本一般社団法人以外の者に対して、発行会社のA種優先株式を発行しません。但し、発行会社は、日本生命及び本一般社団法人に対して、随時A種優先株式を発行することができます。
 - (p) 発行会社は、本一般社団法人以外の者に対して、発行会社の普通株式を発行しません。但し、発行会社は、本一般社団法人に対して、随時普通株式を発行することができます。
 - (q) 発行会社は、株式について配当を行いません。
- (7) 発行代理人及び支払代理人
- (a) 本社債の、保管振替機構が定める「社債等に関する業務規程」における発行代理人(以下「発行代理人」といいます。)及び支払代理人(以下「支払代理人」といいます。)は、三井住友信託銀行とします。
 - (b) 発行代理人は、振替機関業務規程等において発行代理人が行うべきとされる一切の事務を行います。
 - (c) 支払代理人は、振替機関業務規程等において支払代理人が行うべきとされる一切の事務を行います。
 - (d) 発行代理人又は支払代理人は、本社債について、本社債権者との間にいかなる義務又は責任も負わず、また本社債権者との間にいかなる代理関係又は信託関係も有しません。
 - (e) 発行会社は、発行代理人又は支払代理人を変更することができます。但し、発行代理人又は支払代理人は、後任の発行代理人又は支払代理人が有効に任命されるまで、在職するものとし、かかる変更の場合、発行会社は、事前にその旨を本社債権者に対し通知します。

(8) 申込みの方法等

- (a) 本社債の申込期間は、2024年7月19日とし、払込期日は2024年7月29日とします。本社債の発行価格は、各社債の金額100円につき金100円とし、この価格により一般募集します。
- (b) その他申込みの方法等に関しては、前記10「募集の方法」から前記14「引受け等の概要」までを御参照下さい。

(9) 投資者の情報開示について

本社債の購入を予定している投資者の名称、投資方針、検討状況及び検討金額、需要額、希望価格並びに最終的な購入金額等の情報(個人情報を除き、業態別の投資者の数、需要額及び最終的な購入金額を含みます。また、文書、口頭、物品、電磁的記録その他いかなる媒体で提供されたものであるかを問いません。)(以下本(9)において「投資者情報」といいます。)については、主幹事である大和証券、S M B C日興証券、野村證券及びみずほ証券に対して投資者より情報開示に係る不同意の申出がない限り、直接又は代表主幹事会員(日本証券業協会「社債券等の募集に係る需要情報及び販売先情報の提供に関する規則」第2条第5号における代表主幹事会員をいいます。)を通じて、必要に応じて日本生命に開示、提供及び共有される予定です。

なお、日本生命は投資者情報について、本社債の需要調査に関する目的以外の目的では使用しません。

第2【特定優先出資証券】

該当事項はありません。

第3【コマーシャル・ペーパー】

該当事項はありません。

第4【売出しに係る内国資産流動化証券の所有者の住所、氏名又は名称】

該当事項はありません。

第5【手取金の使途】

発行会社は本社債の手取金を、本劣後ローン債権の取得代金に充当します。本劣後ローン債権の原保有者は、本劣後ローン債権の譲渡による手取金を、減少した手元資金に充当します。本劣後ローン債権の債務者は、自己資本の充実を目的に、調達手段の多様化及び資本政策の柔軟性を確保する観点から本劣後ローンによる資金調達を行い、本劣後ローンの手取金を、運転資金等に充当します。

第二部【管理資産情報】

第1【管理資産の状況】

1【概況】

(1)【管理資産に係る法制度の概要】

発行会社は、2024年6月10日付で設立登記を行った株式会社です。発行会社の行いうる業務は、発行会社の定款に目的として記載されている、金銭債権の取得、保有、売買及び処分、並びにこれに附帯関連する一切の事業とされており、かかる目的に従って業務を営むこととなります。

発行会社の義務及び責任に関しては、破産法等の日本法上適用ある倒産処理法の適用を受け、社債を発行及び募集するにあたっては、会社法、振替法及び金融商品取引法の適用を受けます。

管理資産を構成する本劣後ローン債権は、大和証券から日本生命に対して貸し付けられた貸付金の利息支払及び元本償還請求権である指名債権であり、民法及び商法のほか、保険業法及びその他の関連法令、告示並びにそれらの解釈の適用を受けます。本劣後ローン債権は、本劣後ローン債権譲渡契約に基づき、原保有者である大和証券から発行会社に譲渡され、当該譲渡については本劣後ローン債権譲渡契約に基づき本劣後ローン債権の債務者である日本生命が確定日付ある証書による承諾を行うことにより債務者及び第三者対抗要件が具備される予定です。

本劣後ローン債権に関する保険業法及びその他の関連法令、告示並びにそれらの解釈の適用の態様については、前記第一部第1、2(2)「内国資産流動化証券の基本的仕組み等」「元本の償還及び利息の支払等に重大な影響を及ぼす要因」(b)「本社債の元本の償還に関するリスク」及び(c)「本社債の利息の支払に関するリスク」を御参照下さい。

(2)【管理資産の基本的性格】

管理資産は、本劣後ローン契約に基づき大和証券が取得し、本劣後ローン債権譲渡契約に基づき大和証券から発行会社に譲渡される日本生命に対する劣後特約付の貸付債権である本劣後ローン債権です。

本劣後ローン契約の内容については、後記2(3)「管理資産を構成する資産の内容」「本劣後ローン債権の概要」を御参照下さい。また、当該管理資産たる本劣後ローン債権の債務者である日本生命の特質については、後記第三部第3「日本生命保険相互会社の概況」を御参照下さい。

(3)【管理資産の沿革】

管理資産を構成する資産である本劣後ローン債権は、本劣後ローン契約に基づき大和証券が取得し、本劣後ローン譲渡契約に基づき2024年7月29日に原保有者である大和証券から発行会社に譲渡される予定です。

発行会社は、本社債要項及び本社債管理委託契約に定められたところによる場合並びに本社債管理者の事前の書面による承諾がある場合を除き、本社債の発行から償還時まで当該管理資産を保有し続けます。

(4)【管理資産の管理体制等】

【管理資産の関係法人】

大和証券は、本劣後ローン契約により、管理資産である本劣後ローン債権を取得した上で、本劣後ローン債権譲渡契約により管理資産を発行会社に譲渡します。本劣後ローン債権の移転と同時に、発行会社は、大和証券が有する本劣後ローン契約上の地位の一切を承継します。

日本生命は、本劣後ローン契約に基づき大和証券から貸付けを受け、本劣後ローン債権の債務者となります。

発行会社は、三井住友信託銀行に対して、本資産管理委託契約に基づき、本劣後ローン債権の管理及び処分に関する業務を委託しています。

また、三井住友信託銀行は、本社債の社債管理者です。社債管理者は、その管理の委託を受けた社債につき、社債権者のために社債に係る債権の弁済を受け、又は社債に係る債権の実現を保全するために必要な一切の裁判上又は裁判外の行為をするために必要があるときは、裁判所の許可を得て、当該社債を発行した会社の業務及び財産の状況を調査することができます(会社法第705条第1項及び第4項)。

【管理資産の管理及び処分に関する基本的態度】

本資産管理受託会社は、本資産管理委託契約において、以下の事項を遵守することとされています。

- () 本資産管理受託会社は本劣後ローン債権譲渡契約に基づいて発行会社が取得した日本生命に対する本劣後ローン債権、その回収金、本社債関連口座内の預金及びその余裕金からの投資その他発行会社に帰属すべき資産(以下本 において「本資産等」といいます。)を、自己の固有財産その他の財産と分別して管理します。
- () 本資産管理受託会社は、発行会社の求めに応じ、本資産等の管理及び処分の状況について説明します。
- () 本資産管理受託会社は、本資産等の管理及び処分の状況を記載した書類を主たる事務所である東京都千代田区丸の内一丁目4番1号所在の本資産管理受託会社たる三井住友信託銀行資産金融部に備え置き、発行会社の求めに応じ、これを閲覧させます。
- () 本資産管理受託会社は、本資産管理委託契約に従って再委託を行う場合を除き、発行会社の同意なく本資産管理委託契約に定める業務の再委託を行いません。

【管理資産の管理体制】

管理資産の管理を行う会社の統治に関する事項

() 法人の機関の内容

管理資産である本劣後ローン債権の管理者は、本資産管理受託会社としての三井住友信託銀行です。

三井住友信託銀行は、迅速な経営判断による柔軟且つ機動的な業務執行を推進するとともに、監査・監督機能の維持・強化を図るため、監査等委員会設置会社の形態を採用しています。社外取締役が過半数を占める「監査等委員会」を設置しており、三井住友トラスト・ホールディングス株式会社の監査委員会と連携した監査を行っています。

a 取締役会

2019年6月の機関設計の移行に伴い、個別の業務執行に係る決定権限を取締役会から業務執行取締役へ大幅に委任しており、取締役会は、経営の基本方針を決定するとともに、業務執行取締役等の職務の執行を監督することをその中心的役割としています。また、取締役21名のうち6名を社外取締役とすることにより、経営の透明性向上と監督機能強化を図っています。

なお、当事業年度（2023年4月1日から2024年3月31日まで）は取締役会を16回開催しており、各取締役の出席状況は、以下のとおりであります。

役職名（注1）	氏名	開催回数	出席回数	出席率
取締役会長（取締役会議長）	橋本 勝	16回	16回	100%
取締役社長	大山 一也	16回	16回	100%
取締役副社長	岩熊 清司	16回	16回	100%
取締役副社長	田中 茂樹	16回	16回	100%
取締役副社長	山口 信明	16回	16回	100%
取締役専務執行役員	井谷 太	16回	16回	100%
取締役専務執行役員	鈴木 康之	16回	16回	100%
取締役常務執行役員	米山 学朋	16回	16回	100%
取締役常務執行役員	松本 篤	16回	16回	100%
取締役常務執行役員	佐藤 正克	16回	16回	100%
取締役常務執行役員	佐藤 理郎	16回	16回	100%
取締役	大久保 哲夫	16回	16回	100%
取締役	高倉 透	16回	16回	100%
取締役（社外）	神田 秀樹	16回	15回	93%
取締役（社外）	アキレス 美知子	16回	15回	93%
取締役（社外）	鳥井 一美	16回	16回	100%
取締役（社外）	間下 直晃	12回(注2)	12回	100%
取締役（監査等委員）	倉井 力	16回	16回	100%
取締役（監査等委員）	池村 重徳	12回(注2)	12回	100%
取締役（監査等委員）（社外）	佐々木 順子	16回	16回	100%
取締役（監査等委員）（社外）	伊達 英文	12回(注2)	12回	100%
取締役（監査等委員）（社外）	榊原 一夫	12回(注2)	12回	100%

（注）1. 役職名は、2024年3月末日現在のものを記載しています。

2. 2023年6月23日付で、間下直晃氏が取締役に、池村重徳、伊達英文、榊原一夫の3氏が監査等委員である取締役に就任しています。

3. 2024年3月31日付で、岩熊清司氏が取締役に退任し、2024年4月1日付で、高田由紀氏が取締役に就任しています。

4. 2024年6月20日付で、倉井力、榊原一夫の両氏が監査等委員である取締役を退任し、同日付で大野牧人、アキレス美知子の両氏が監査等委員である取締役に就任しています。

b 監査等委員会

三井住友信託銀行は監査等委員会設置会社であり、監査等委員会は5名の監査等委員である取締役に構成されており、うち3名は社外取締役となっています。

監査等委員会は、取締役会等の重要な会議への出席、取締役等から職務の執行状況についての報告聴取、内部監査部からの報告聴取、重要書類の閲覧等により、業務執行取締役の職務執行状況を監査いたします。

c 経営会議等

三井住友信託銀行では、経営の意思決定プロセスにおける相互牽制機能の強化と透明性の確保を図るため、経営に関する重要事項を協議又は決定する機関として経営会議を設置しています。経営会議では、取締役会で決定した基本方針に基づき、業務執行上の重要事項について協議又は決定を行う他、取締役会決議事項の予備討議等を行っています。

また、重要な投融資案件を協議又は決定する「投融資審議会」、ALMに関する方針等を協議又は決定する「財務審議会」、受託財産の運用・管理に関する重要事項を協議又は決定する「受託財産運用・管理審議会」、設備投資や固定資産の取得・処分等に関する重要事項を協議又は決定する「総務審議会」、IT戦略やサイバーセキュリティ等に関する重要事項を協議又は決定する「IT審議会」といった各種審議会を設置しているほか、「オペレーショナル・リスク管理委員会」、「コンプライアンス委員会」、「商品審査委員会」、「利益相反管理高度化委員会」、「サステナビリティ委員会」、「コーポレートコミュニケーション委員会」、「業務効率化委員会」等各種委員会を設置しています。

() 内部統制システムの整備状況

三井住友信託銀行の取締役会は、親会社である三井住友トラスト・ホールディングス株式会社(本項目「内部統制システムの整備状況」において、以下「持株会社」といいます。)の経営管理のもと、持株会社、三井住友信託銀行及びその子会社等から成る企業集団の信託銀行として三井住友信託銀行及びその子会社等の経営管理を担う責任を十分に認識し、取締役会の「内部統制基本方針」に関する決議に基づいて、「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他三井住友信託銀行の業務並びに三井住友信託銀行及びその子会社等から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要な体制」を、以下のとおり整備しています。

a コンプライアンス(法令等遵守)体制の整備について

- (a) 持株会社が定めるグループのコンプライアンスに関する基本方針等を踏まえ、三井住友信託銀行のコンプライアンスに関する基本方針について定める。
- (b) コンプライアンスに関する重要事項については、取締役会で決議・報告を行う。
- (c) 持株会社が定めるグループの利益相反管理に関する基本方針を踏まえ、三井住友信託銀行において顧客の利益が不当に害されることのないよう管理態勢を整備する。
- (d) 本部にコンプライアンスに関する統括部署を置き、また、各部の責任者・担当者を定める。
- (e) 毎年度、コンプライアンスを実現させるための具体的な実践計画(コンプライアンス・プログラム)を持株会社の承認を得て策定するとともに、子会社等の計画策定を指導する。あわせてその進捗・達成状況を把握・評価する。
- (f) 役員及び社員のための手引書(コンプライアンス・マニュアル)を定め、コンプライアンスに関する教育・研修を継続的に実施する。

- (g) 役員及び社員に対し三井住友信託銀行における業務運営に係る法令違反行為等について報告する義務を課するとともに、役員及び社員等が社内・社外の窓口
に直接通報できるコンプライアンス・ホットライン制度を設置する。
- (h) 反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を持たない。不
当要求等の介入に対しては、警察等の外部専門機関との緊密な提携関係のも
と、関係部署が連携・協力して組織的に対応し、利益の供与は絶対に行わな
い。
- (i) マネー・ローンダリング及びテロ資金供与は、健全な金融システムに対する重
大な脅威であり、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与に毅然とした態度
で臨み、関連法令等を厳守する。
- b リスク管理体制の整備について
 - (a) 持株会社が定めるグループのリスク管理方針を踏まえ、三井住友信託銀行のリ
スク管理に関する基本方針について定める。
 - (b) リスク管理に関する重要事項については、取締役会で決議・報告を行う。
 - (c) 三井住友信託銀行は、3つの防衛線を基本としたリスク管理体制を構築する。
 - (d) 本部にリスク管理に関する統括部署を置き、リスク・カテゴリー毎にリスク管
理部署を置く。
 - (e) リスク管理に関する持株会社が定めるグループの方針等を踏まえ、毎年度、三
井住友信託銀行における計画(内部管理態勢整備計画)を持株会社の承認を得
て策定するとともに、子会社等のリスク管理体制を整備する。
 - (f) 役員及び社員に対しリスク管理に関する教育・研修を継続的に実施する。
 - (g) 緊急事態に備えた業務継続に係る管理活動を定め、正常な業務活動の維持、継
続を図る。
- c 業務執行体制の整備について
 - (a) 主要な取締役会決議・報告事項については、社長を議長とし関係役員が参加す
る経営会議において、予備討議を行う。
 - (b) 業務の円滑且つ適切な運営を図るべく、三井住友信託銀行における組織の機
構・分掌並びに役員及び社員の職制・権限に関する基本的事項を、取締役会が
定める。
 - (c) 社内規定は関連する法令等及び持株会社が定める基本方針等に準拠して制定す
るとともに、当該法令等の改廃があったときは、速やかに所要の改廃を行う。
- d 経営の透明性確保について
 - (a) 会計処理の適正性及び財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部
統制を整備するとともに、その有効性を評価する。
 - (b) 経営関連情報を適切に管理し、適時、正確且つ公平に開示する。
- e グループ管理体制の整備について
 - (a) 三井住友信託銀行のみならず子会社等のコンプライアンス体制及びリスク管理
体制を整備する。
 - (b) グループ内取引等を実施する場合は、アームズレングス・ルールに基づく検証
等を行うとともに、持株会社グループの経営に重大な影響を与える可能性のあ
るものは持株会社に対し事前協議を行う。また、子会社等の行う重要度の高い
グループ内取引等は、三井住友信託銀行がリスク管理面、コンプライアンス面
等での検証を行う。
 - (c) 子会社等は業務執行状況・財務状況等を定期的に三井住友信託銀行に報告す
る。
 - (d) 三井住友信託銀行は子会社等の業務の規模・特性に応じ、子会社等の業務運営
の適正性及び効率性を管理する。
- f 情報の保存・管理体制の整備について

- (a) 株主総会、取締役会及び経営会議について、議事の経過及び要領等を記録する議事録を作成し、関連資料とともに保存する。
 - (b) 情報管理に関する組織体制や重要度に応じた管理区分など、情報の保存及び管理に関する基本的事項を、取締役会が定める。
- g 内部監査体制の整備について
- (a) 業務執行部門から独立し十分な牽制機能が働く内部監査部門を設置する。
 - (b) 持株会社が定めるグループの内部監査基本方針を踏まえ、内部監査計画を策定の上、内部監査部門が各業務執行部門及び必要に応じて子会社等に対して監査を実施し、改善すべき点の指摘・提言等を行う。
 - (c) 内部監査の結果等及び内部監査計画の進捗状況・達成状況を適時適切に取締役会及び監査等委員会に報告する。
- h 監査等委員会監査に関する体制の整備について
- (a) 監査等委員会の職務を補助すべき社員等
 - イ 監査等委員会の職務の執行を補助するため、監査等委員会室を設置し、室長1名を含む相当数の取締役、執行役員又は社員を配置する。
 - ロ 監査等委員会室員は監査等委員会の指揮命令のもとで監査等委員会の職務を補助する業務を行う。
 - ハ 監査等委員会室員の人事及び処遇に関する事項については監査等委員会と事前に協議する。
 - ニ 取締役は、監査等委員会室員が監査等委員会の職務を補助する業務を行う上で、不当な制約を受けることがないよう配慮する。
- (b) 監査等委員会への報告体制
- イ 取締役(監査等委員である取締役を除く。)、執行役員及び社員は、三井住友信託銀行若しくは子会社等に著しい損害を与えるおそれのある事実、信用を著しく失墜させる事実、内部統制の体制や手続等に関する重大な欠陥や問題についての事実、又は法令若しくは定款に違反する重大な事実を知った場合、直ちに監査等委員会へ報告しなければならない。
 - ロ コンプライアンス統括部は、コンプライアンス・ホットライン制度による通報内容について、その都度、監査等委員会に対して報告しなければならない。
 - ハ 内部監査部は、同部による三井住友信託銀行及び子会社等に対する内部監査の実施状況及び結果について、定期的に又は監査等委員会の求めに応じ、監査等委員会に対して報告しなければならない。
 - ニ 取締役(監査等委員である取締役を除く。)、執行役員及び社員は、業務執行の状況その他の事項について監査等委員会から報告を求められた場合は、速やかに監査等委員会に対して報告しなければならない。
- ホ 上記イ、ロ及びニに掲げる事項について、子会社等の取締役、監査役、執行役員及び社員又はこれらの者から報告を受けた者は、上記イに掲げる事実を知った場合は直ちに、子会社等の内部通報制度による上記ロに掲げる通報内容についてはその都度、及び子会社等の上記ニに掲げる事項について監査等委員会から報告を求められた場合は速やかに、三井住友信託銀行の監査等委員会に報告する。
- ヘ 監査等委員会は、必要に応じ、上記イからニまでに掲げる事項について、上記イからホまでに掲げる者に対して報告を求めることができる。
 - ト 上記イからヘまでに基づく報告をした者について、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを行うことを禁止し、その旨を周知徹底する。
- (c) その他監査等委員会監査の実効性確保のための体制
- イ 取締役(監査等委員である取締役を除く。)、執行役員及び社員は、監査等委員会の監査活動に誠実に協力する。

- ロ 監査等委員は、取締役会のほか、監査等委員会が必要と認める会議（子会社等における会議を含む。）に出席することができる。
 - ハ 代表取締役は、定期的に又は監査等委員会の求めに応じ、監査等委員会と意見交換を行う。
 - ニ 内部監査部門は、監査等委員会に対して、内部監査計画の策定に係る事前協議を行い同意を得るほか、監査等委員会が指示するときは、当該指示に従い調査等を行う。監査等委員会による調査等の指示は、取締役その他の者の指示に優先する。
 - ホ 代表取締役又は人事部門を担当する取締役は、監査等委員会に対して、内部監査部門を担当する取締役、執行役員のほか、内部監査部門の一定以上の職位の任免に係る事前協議を行い同意を得る。
 - ヘ 内部監査部門以外の財務、リスク管理、コンプライアンスなど内部統制に係わる部署においても、監査等委員会との円滑な連携に努める。
 - ト 三井住友信託銀行は、監査の実効性を確保するため、監査等委員会及び監査等委員の職務の執行に必要な費用を支出する。
- i 監査等委員会と内部監査部門、会計監査人の連携状況

監査等委員会は、毎月1回内部監査部と定期的に会合をもち、内部監査計画の事前協議や内部監査結果の報告に加え、相互に意見・情報交換を実施し、内部監査の実施状況やリスク認識等についての報告を受けています。また、監査等委員会は、内部監査部とともに会計監査人と定期的に会合をもち、監査及び会計に関する情報、会計監査計画、監査の実施状況及び監査結果等について報告を受け、財務報告や内部統制の状況、改善提案についての意見交換を行っています。必要に応じて随時意見交換及び情報交換を実施する等、これらの内部監査部及び会計監査人との連携を緊密に行うことで監査の実効性及び効率性確保を図っています。

管理資産の管理を行う会社による管理資産に関するリスク管理体制の整備の状況

本資産管理受託会社は、管理資産の管理業務を資産金融部で行います。管理業務のための本資産管理委託契約その他の合意及び法令の遵守状況については、資産金融部により定期的に確認される体制が整備されています。

2【管理資産を構成する資産の概要】

（1）【管理資産を構成する資産に係る法制度の概要】

管理資産は、本劣後ローン契約に基づき大和証券が取得し、本劣後ローン債権譲渡契約に基づき大和証券から発行会社に譲渡される日本生命に対する劣後特約付の貸付債権である本劣後ローン債権です。

本劣後ローン債権には、民法及び商法が適用されるほか、貸金業法が適用されます。同法は、貸金業を営む者について登録制度を実施し、その事業に対し必要な規制を行う等により、その業務の適正な運営を確保し、資金需要者等の利益の保護等を図っています。原保有者である大和証券は、貸金業者として登録されています。発行会社にも、債権を譲り受けた者の書面交付義務についての規定のほか一定の規定が適用されます。

本劣後ローン債権には、保険業法及びその他の関連法令、告示並びにそれらの解釈も適用されますが、これらの保険業法及び若しくはその他の法令、告示又はそれらの解釈の適用の態様については、前記第一部第1、2(2)「内国資産流動化証券の基本的仕組み等」「元本の償還及び利息の支払等に重大な影響を及ぼす要因」(b)「本社債の元本の償還に関するリスク」及び(c)「本社債の利息の支払に関するリスク」を御参照下さい。

大和証券は、本劣後ローン契約に基づき、本劣後ローン貸付実行日において貸付けを行い、同契約に従い、同日に本劣後ローン債権が発生する予定です。

劣後特約付の貸付債権は指名債権の一種であり、劣後特約付の貸付債権の譲渡については、通常の指名債権の譲渡に関する対抗要件の規定が適用されます。本劣後ローン債権譲渡契約に基づく本

劣後ローン債権の原保有者である大和証券から発行会社に対する譲渡については本劣後ローン債権が発生する2024年7月29日に効力が発生する予定であり、本劣後ローン債権の債務者である日本生命の確定日付ある証書による承諾の方法により債務者及び第三者対抗要件が具備される予定です。

本劣後ローン債権の債務者に対する破産・強制執行等に関しては、破産法、民事再生法、特定調停法、更生特例法、保険業法(清算並びに業務及び財産の管理等に関する内閣総理大臣の処分等の場合)及び民事執行法の適用を受けます。破産法は、債務者がその債務を完済することができない場合に、債務者の総財産を全ての債権者に公平に弁済する裁判上の手続を規定する法律です。民事再生法は、債務者の事業又は経済生活の再生を図るための手続を規定する法律です。特定調停法は、支払不能に陥るおそれのある債務者等の経済再生に資するための特定調停の手続を定める法律です。更生特例法は、協同組織金融機関(信用協同組合、信用金庫又は労働金庫をいいます。)及び相互会社について、利害関係人の利害を調整しつつその事業の維持更生を図るための手続等を定める法律です。民事執行法は、強制執行・担保権の実行等民事執行に関する手続を定める法律です。清算並びに業務及び財産の管理等に関する内閣総理大臣の処分等の場合には、保険業法中の当該手続を定める条項が適用されます。

(2) 【管理資産を構成する資産の原保有者の事業の概要】

管理資産を構成する資産の原保有者である大和証券の事業概要については、後記第三部第2、1「原保有者の概況」を御参照下さい。

(3) 【管理資産を構成する資産の内容】

本劣後ローン債権の概要

管理資産は、本劣後ローン契約に基づき大和証券が取得し、本劣後ローン債権譲渡契約に基づき大和証券から発行会社に譲渡される日本生命に対する劣後特約付の貸付債権である本劣後ローン債権です。

本劣後ローン契約に基づく本劣後ローン債権の概要は以下のとおりです。

(a) 金額

金500億円(予定)

(注)上記金額は、本届出書提出日現在の見込額であり、2024年7月19日頃に決定される予定です。

(b) 用途

自己資本の充実を目的に、調達手段の多様化及び資本政策の柔軟性を確保する観点から本劣後ローンによる資金調達を行い、本劣後ローンの手取金を、運転資金等に充当します。

(c) 貸付実行日

本劣後ローン貸付実行日

(d) 本劣後ローン最終償還日

2054年8月2日の3銀行営業日前の日をいい、後記(e)「償還方法」の記載に基づき延長された場合には、当該延長後の日をいいます。

(e) 償還方法

本劣後ローンの元本は、後記(h)「期限前償還」の記載に基づき期限前償還される場合を除き、本劣後ローン償還要件を充足した上で、本劣後ローン最終償還日に、その残存総額を、本劣後ローン最終償還日を本劣後ローン利払日とする本劣後ローン利息及び本劣後ローン未払残高の支払とともに償還します。

本劣後ローン償還要件が充足されないことにより本劣後ローンが本劣後ローン最終償還日に償還されない場合、本劣後ローン最終償還日は本劣後ローン償還要件が充足される最初の本劣後ローン利払日まで延長されるものとし、その間も、後記(g)「利息支払期日及び方法」の記載に従って利息が発生するものとし、

日本生命は、本劣後ローン最終償還日又は延長後の本劣後ローン最終償還日より30日以上60日以内の事前の通知を行うことにより、本劣後ローン貸付人に対して、本劣後ローン償還要件の充足の有無を通知するものとし、本劣後ローン償還要件の充足の有無については当該通知の内容が本劣後ローン貸付人を拘束するものとし、

上記に基づき本劣後ローンが償還されるべき日である本劣後ローン償還日が銀行営業日でない場合は、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げます。なお、かかる繰り上げは、本劣後ローン償還日に支払われるべき本劣後ローン経過利息又は本劣後ローン利息の金額に影響を与えるものではありません。

本劣後ローンの元本の償還については、本(e)「償還方法」の記載のほか、後記(j)「劣後特約」記載の劣後特約に従います。

(f) 利率

当初期間は、年(未定)%(注)とします。

2029年8月2日の翌日(当日を含みます。)以降は、各利率改定日に改定され、各改定後利率適用期間について、当該改定後利率適用期間に係る利率基準日における5年国債金利に年(未定)%(注)(但し、2034年8月2日の翌日を初日とする改定後利率適用期間及びそれ以降の各改定後利率適用期間については、年(未定)%(注))を加えた値とします。但し、当該利率は0%を下回らないものとします。

本劣後ローン貸付人は各利率決定日に上記及び前記第一部第1、2(2)「内国資産流動化証券の基本的仕組み等」において定義される「5年国債金利」に記載する利率を確認し、当該利率決定日から7銀行営業日以内に当該利率を日本生命に書面で通知します。

(注)上記各利率は、2024年7月8日頃に行われる本社債の仮条件の提示と同時に同率の提示を行い、2024年7月19日頃に行われる本社債の利率の条件決定と同時に同率で決定されることが予定されています。なお、2024年7月8日頃に行われる、の利率に係る提示方法は、の利率を仮条件提示時において市場の慣行として5年満期の円建て社債の条件決定において参照する10年国債の流通利回り(年2回複利ベース)に一定の加算率を加えた値とした上で、かかる加算率の幅を提示する方法、又は、の利率の幅を提示する方法のいずれかによるものとします。

iの方法による場合、本文における加算率はにおける加算率と同じ値とし、括弧書内但書における加算率はにおける加算率に1.00%を加えた値とし、の方法による場合、本文における加算率は決定されたの利率から当該利率決定時において市場の慣行として5年満期の円建て社債の条件決定において参照する10年国債の流通利回り(年2回複利ベース)を控除した値とし、括弧書内但書における加算率は決定されたの利率から当該利率決定時において市場の慣行として5年満期の円建て社債の条件決定において参照する10年国債の流通利回り(年2回複利ベース)を控除した値に1.00%を加えた値とします。

(g) 利息支払期日及び方法

利息支払の方法

本劣後ローン利息は、本劣後ローン貸付実行日の翌日(当日を含みます。)からこれを付し、当初期間においては、(i)第1回本劣後ローン利払日に、(x) (a) 1円に当初適用利率を乗じ、2で除して算出した金額(小数点以下13桁未満切捨。以下「一通貨あたりの利子額(半年)」といいます。)と(b)一通貨あたりの利子額(半年)に本劣後ローン貸付実行日の翌日(当日を含みます。)から2024年8月2日までの実日数を乗じ、182で除して算出した金額(小数点以下13桁未満切捨)の合計額に、(y)本劣後ローンの元本金額を乗じて算出した金額(1円未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てます。)を、また、(ii)第2回以降の各本劣後ローン利払日に、同日までの実日数にかかわらず、本劣後ローンの元本金額に前記(f)「利率」に記載の利率を乗じ、2で除して算出した金額を、それぞれ支払います。当初期間における(i)第1回本劣後ローン利払日において支払われるべき利息の金額は(未定)円(注)であり、(ii)第2回以降の各本劣後ローン利払日において支払われるべき利息の金額は(未定)円(注)です。

(注)上記金額は、2024年7月19日頃に行われる本社債の利率の条件決定と同時に決定されることが予定されています。

改定後利率適用期間においては、各本劣後ローン利払日に、同日までの実日数にかかわらず、本劣後ローンの元本金額に前記(f)「利率」に記載の利率を乗じ、2で除して算出した金額を支払います。

上記に別段の記載がある場合を除き、半か年に満たない期間につき本劣後ローンに係る利息を計算するときは、その半か年の日割りをもってこれを計算し、円位未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てます。

本劣後ローン償還日以降、当該償還額(本劣後ローンの元本の支払が不当に留保若しくは拒絶された場合又は本劣後ローンの元本の支払に関して債務不履行が生じている場合を除きます。)に係る利息は発生しないものとします。なお、(a)(i)当該本劣後ローン償還日において残存する本劣後ローン経過利息又は(ii)当該本劣後ローン償還日が本劣後ローン利払日に該当する場合の本劣後ローン利息及び(b)本劣後ローン未払残高は、前記(e)「償還方法」又は後記(h)「期限前償還」の記載に従い償還とともに支払われます。

本劣後ローン利息及び本劣後ローン経過利息の支払については、本(g)「利息支払期日及び方法」の記載のほか、後記(j)「劣後特約」記載の劣後特約に従います。

利払の任意停止

日本生命は、その裁量により、本劣後ローン利払日の15銀行営業日前の日である本劣後ローン通知基準日までに本劣後ローン貸付人に対し通知を行うことにより、当該通知に係る本劣後ローン利払日における本劣後ローン利息の支払の全部(一部は不可)を繰り延べることができます。当該繰り延べられた本劣後ローン利息の未払金額である本劣後ローン任意停止金額には、利息を付しません。

利払の強制停止

日本生命は、本劣後ローン通知基準日の5銀行営業日前において、(i)資本不足事由が生じ、かつ継続している場合、又は(ii)本劣後ローン若しくは本劣後ローン同順位劣後債務がその直前の支払期日において支払を停止している場合には、当該本劣後ローン通知基準日までに本劣後ローン貸付人に対して通知した上で、当該本劣後ローン通知基準日に係る本劣後ローン利払日以降、当該事象が解消されるまでの間に到来する本劣後ローン利払日における本劣後ローン利息の支払の全部を繰り延べなければなりません。当該繰り延べられた本劣後ローン利息の未払金額である本劣後ローン強制停止金額には、利息を付しません。

本劣後ローン未払残高の支払

日本生命は、その裁量により、本劣後ローン未払残高の全部又は一部の支払を、5銀行営業日以上15銀行営業日以内の本劣後ローン貸付人に対する事前の通知(かかる

通知には支払われる本劣後ローン利払停止金額を記載することを要します。)を行うことにより、いつでも行うことができます。但し、かかる支払は、当該通知の時点において、(i)適用ある規制上の要件を充足し、(ii)資本不足事由が発生しておらず、また、(iii)本劣後ローン同順位劣後債務がその支払を停止していないことを条件とします。

上記i(iii)、上記及び並びに下記の記事にかかわらず、本劣後ローン同順位劣後債務の支払が停止している場合であっても、日本生命は、直近の本劣後ローン利払日における本劣後ローン未払残高の全部又は一部の支払を行うことができます。但し、当該本劣後ローン同順位劣後債務の直近の利払日における未払残高について、実質的に同時に、本劣後ローン未払残高に占める支払額の比率と同一の比率(かかる比率の算定において、外貨換算その他の要素については日本生命が適当と認める方法により行うものとします。)で支払うことをその条件とします。なお、当該本劣後ローン同順位劣後債務の要項又は条件上、かかる実質的に同時の支払ができない場合には、当該本劣後ローン同順位劣後債務の直後の利払日における支払も認められるものとします。

日本生命が本劣後ローン未払残高の一部を支払う場合、当該支払は、最も早い本劣後ローン利払日に係る本劣後ローン利払停止金額から順に充当されます。

本劣後ローン未払残高の支払については、本のほか、後記(j)「劣後特約」記載の劣後特約に従います。

グロスアップ

日本生命は、本劣後ローン契約に基づく債務の支払につき、法令等により要求される場合を除き、公租公課等を控除してはなりません。日本生命が支払うべき金額から公租公課等を控除しなければならない場合には、日本生命は、本劣後ローン貸付人が公租公課等を課せられない場合に受領できる金額を受領できるように必要な金額を追加して支払うものとします。かかる場合、日本生命は、源泉徴収に係る日本の租税当局その他の監督官庁により発行された納税証明書を、支払を行った日より30日以内に本劣後ローン貸付人に宛てて直接送付します。

本劣後ローン同順位劣後債務等の支払停止

日本生命が本劣後ローンに係る利息の支払の停止に係る通知をした場合又は上記からまでの記載に従って本劣後ローンに係る利息の支払が停止している場合、日本生命は、本劣後ローン同順位劣後債務若しくは日本生命の清算手続における支払につき本劣後ローンに係る債務に劣後することが明示された日本生命の債務(日本生命の基金に係る債務及びかかる債務の条件として支払を行わないことが許容されていない債務を除きます。)に係る利息若しくは配当の支払、償還若しくは買入消却を行うこと、又は日本生命の子会社をして行わせることはできません。但し、日本生命の基金に係る元利金その他一切の支払及び社員配当の支払は禁止されません。

(h) 期限前償還

日本生命は、以下の場合において本劣後ローンを償還することができます。

日本生命の選択による償還

日本生命は、その選択により、本劣後ローン任意償還日に、本劣後ローン償還要件を充足した上で、本劣後ローン貸付人に対し本劣後ローン任意償還日より30日以上60日以内の事前の通知(本劣後ローン償還要件を充足した旨の記載を含むものとし、撤回不能とします。)を行うことにより、本劣後ローン任意償還日時点で残存する本劣後ローンの元本の全部(一部は不可)を、本劣後ローン任意償還日を本劣後ローン利払日とする本劣後ローン利息及び本劣後ローン未払残高の支払とともに償還することができます。

資本事由による償還

本劣後ローン貸付実行日以降に資本事由が生じ、かつ継続している場合、日本生命は、その選択により、日本生命が当該償還のために設定する日である資本事由償還日に、本劣後ローン償還要件を充足した上で、本劣後ローン貸付人に対し資本事由償還日より30日以上60日以内の事前の通知（撤回不能とします。）を行うことにより、資本事由償還日時点で残存する本劣後ローンの元本の全部（一部は不可）を、(a)(i)資本事由償還日が本劣後ローン利払日以外の日である場合、資本事由償還日の3銀行営業日後の日の直前の本劣後ローン利息計算基準日の翌日（当日を含みます。）から資本事由償還日の3銀行営業日後の日（当日を含みます。）までの期間を計算期間とする本劣後ローン経過利息又は(ii)資本事由償還日が本劣後ローン利払日に該当する場合、本劣後ローン利息及び(b)本劣後ローン未払残高の支払とともに償還することができます。

税制事由による償還

本劣後ローン貸付実行日以降に税制事由が生じ、かつ継続している場合、日本生命は、その選択により、日本生命が当該償還のために設定する日である税制事由償還日に、本劣後ローン償還要件を充足した上で、本劣後ローン貸付人に対し税制事由償還日より30日以上60日以内の事前の通知（撤回不能とします。）を行うことにより、税制事由償還日時点で残存する本劣後ローンの元本の全部（一部は不可）を、(a)(i)税制事由償還日が本劣後ローン利払日以外の日である場合、税制事由償還日の3銀行営業日後の日の直前の本劣後ローン利息計算基準日の翌日（当日を含みます。）から税制事由償還日の3銀行営業日後の日（当日を含みます。）までの期間を計算期間とする本劣後ローン経過利息又は(ii)税制事由償還日が本劣後ローン利払日に該当する場合、本劣後ローン利息及び(b)本劣後ローン未払残高の支払とともに償還することができます。

資本性変更事由による償還

本劣後ローン貸付実行日以降に資本性変更事由が生じ、かつ継続している場合、日本生命は、その選択により、日本生命が当該償還のために設定する日である資本性変更事由償還日に、本劣後ローン償還要件を充足した上で、本劣後ローン貸付人に対し資本性変更事由償還日より30日以上60日以内の事前の通知（撤回不能とします。）を行うことにより、資本性変更事由償還日時点で残存する本劣後ローンの元本の全部（一部は不可）を、(a)(i)資本性変更事由償還日が本劣後ローン利払日以外の日である場合、資本性変更事由償還日の3銀行営業日後の日の直前の本劣後ローン利息計算基準日の翌日（当日を含みます。）から資本性変更事由償還日の3銀行営業日後の日（当日を含みます。）までの期間を計算期間とする本劣後ローン経過利息又は(ii)資本性変更事由償還日が本劣後ローン利払日に該当する場合、本劣後ローン利息及び(b)本劣後ローン未払残高の支払とともに償還することができます。

グロスアップ事由による償還

本劣後ローン貸付実行日以降にグロスアップ事由が生じ、かつ継続している場合、日本生命は、その選択により、日本生命が当該償還のために設定する日であるグロスアップ事由償還日に、本劣後ローン償還要件を充足した上で、本劣後ローン貸付人に対しグロスアップ事由償還日より30日以上60日以内の事前の通知（撤回不能とします。）を行うことにより、グロスアップ事由償還日時点で残存する本劣後ローンの元本の全部（一部は不可）を、(a)(i)グロスアップ事由償還日が本劣後ローン利払日以外の日である場合、グロスアップ事由償還日の3銀行営業日後の日の直前の本劣後ローン利息計算基準日の翌日（当日を含みます。）からグロスアップ事由償還日の3銀行営業日後の日（当日を含みます。）までの期間を計算期間とする本劣後ローン経過利息又は(ii)グロスアップ事由償還日が本劣後ローン利払日に該当する場合、本劣後ローン利息及び(b)本劣後ローン未払残高の支払とともに償還することができます。

税制事由（本社債）による償還

本劣後ローン貸付実行日以降に税制事由(本社債)が生じ、かつ継続している場合、日本生命は、その選択により、日本生命が当該償還のために設定する日である税制事由(本社債)償還日に、本劣後ローン償還要件を充足した上で、本劣後ローン貸付人に対し税制事由(本社債)償還日より30日以上60日以内の事前の通知(撤回不能とします。)を行うことにより、税制事由(本社債)償還日時点で残存する本劣後ローンの元本の全部(一部は不可)を、(a)(i)税制事由(本社債)償還日が本劣後ローン利払日以外の日である場合、税制事由(本社債)償還日の3銀行営業日後の日の直前の本劣後ローン利息計算基準日の翌日(当日を含みます。)から税制事由(本社債)償還日の3銀行営業日後の日(当日を含みます。)までの期間を計算期間とする本劣後ローン経過利息又は(ii)税制事由(本社債)償還日が本劣後ローン利払日に該当する場合、本劣後ローン利息及び(b)本劣後ローン未払残高の支払とともに償還することができます。

本社債の買入消却に伴う償還

本劣後ローン貸付人が発行会社である場合において、発行会社が本社債買入消却を行う場合においては、本劣後ローン貸付人は、日本生命と本社債買入消却及びこれに伴う本劣後ローンの元本の償還に関する事前の書面による合意である本社債買入消却関連合意を行うものとします。

本社債買入消却関連合意が成立した場合には、日本生命は、本社債買入消却関連合意に従い、本劣後ローン償還要件を充足した上で、(i)本社債買入消却関連合意に規定する金額の本劣後ローンの元本を償還し、(ii)本社債買入消却関連合意に規定する金額の本劣後ローンの利息(経過利息を含みます。)及び本劣後ローン未払残高(本社債買入消却関連合意において支払が合意された場合及び当該合意された金額に限ります。)を支払います。

日本生命が本社債買入消却関連合意に基づき本劣後ローンの元本の償還として支払った金額にかかわらず、本社債買入消却関連合意に基づく本劣後ローンの元本の償還に伴い、本社債買入消却によって買入れられる本社債の金額相当額の本劣後ローンの元本が償還されたものとみなされ、かつ、本社債買入消却によって買入れられる本社債の金額相当額の本劣後ローンの元本に対応する利息(経過利息を含みます。)及び本劣後ローン未払残高が支払われたものとみなされるものとします。

上記に基づき本劣後ローンが償還されるべき日である本劣後ローン償還日が銀行営業日でない場合は、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げます。なお、かかる繰り上げは、本劣後ローン償還日に支払われるべき本劣後ローン経過利息又は本劣後ローン利息の金額に影響を与えるものではありません。

本劣後ローンの元本の期限前償還については、本(h)「期限前償還」の記載のほか、後記(j)「劣後特約」記載の劣後特約に従います。

(i) 期限の利益喪失の禁止

本劣後ローン貸付人は、本劣後ローン契約に基づく本劣後ローン元本の償還並びに本劣後ローン利息、本劣後ローン経過利息及び本劣後ローン未払残高の支払につき、期限の利益を喪失させることはできません。

(j) 劣後条件等

劣後特約

日本生命は、本劣後ローン劣後事由の発生後速やかに、本劣後ローン貸付人に対して、本劣後ローン劣後事由が発生した事実を通知します。本劣後ローン劣後事由が発生し、継続している期間中、本劣後ローンに関する一切の請求権は、劣後支払条件（本劣後ローン劣後事由）が成就した場合にのみ発生します。

本劣後ローン上位債権者に対する不利益変更の禁止

本劣後ローン契約の各条項は、いかなる意味においても本劣後ローン上位債権者に対して不利益を及ぼす内容に変更されてはならず、そのような変更の合意はいかなる意味においても、またいかなる者に対しても効力を生じません。この場合に、本劣後ローン上位債権者とは、日本生命に対し、本劣後ローン上位債務に係る債権を有する全ての者をいいます。

劣後特約に反する支払の禁止

本劣後ローン劣後事由発生後、劣後支払条件（本劣後ローン劣後事由）が成就していないにもかかわらず、本劣後ローンの元利金の全部又は一部が本劣後ローン貸付人に支払われた場合には、その支払は無効とし、本劣後ローン貸付人は受領した元利金を直ちに日本生命に返還します。

相殺の禁止

日本生命について清算手続が開始され、かつ継続している場合、破産手続開始の決定がなされ、かつ破産手続が継続している場合、更生手続開始の決定がなされ、かつ更生手続が継続している場合、再生手続開始の決定がなされた場合（但し、再生手続開始の決定がなされた後、簡易再生の決定若しくは同意再生の決定が確定した場合、再生計画不認可の決定が確定した場合、再生手続開始決定の取消若しくは再生手続の廃止により再生手続が終了した場合、又は再生計画取消の決定が確定した場合を除きます。）、又は日本法によらない外国における清算手続、破産手続、更生手続、再生手続若しくはこれらに準ずる手続が行われている場合には、劣後支払条件（本劣後ローン劣後事由）が成就しない限りは、本劣後ローン貸付人は、日本生命に対して負う債務と本劣後ローンに基づく元利金の支払請求権を相殺してはなりません。

(k) 事実の表明及び保証

日本生命は、原保有者に対し、本劣後ローン契約締結日及び本劣後ローン貸付実行日において、以下の事実を表明し、保証するものとされます。これらの表明及び保証につき違反の事実が判明した場合には、当該違反により原保有者の被った全ての損害、損失及び費用について日本生命は賠償の責に任ぜられるものとされています。

日本生命は、日本法に基づき適法に設立され、有効に存続する相互会社です。

日本生命は、本劣後ローン契約並びに本劣後ローン契約に基づいて交付される他の全ての証書及び文書の締結及び履行をなす権利能力を有しており、これらの締結及び履行に必要な一切の授権手続を履践しました。

日本生命による本劣後ローン契約の締結及び履行は、保険業法その他日本生命に適用がある法令、規則、通達、日本生命の定款その他の内部規則、裁判所その他の政府機関の命令若しくは判決、又は日本生命を当事者とする若しくは日本生命が拘束される第三者との間の契約上の規定に、重要な点で違反又は抵触しておらず、日本生命の財産若しくは事業の上に先取特権、担保権その他の負担（本劣後ローン契約に基づき原保有者のた

めに負担するものを除きます。)を成立させ、又はそのような負担の設定を必要ならしめたりするものではありません。

日本生命による本劣後ローン契約の締結及び履行に際して、日本生命の側において必要となる許可、認可、承認、通知又は事前の届出は存在しないか、又は全て完了済みです。

本劣後ローン契約の締結及び履行に先立ち、日本生命から原保有者に対して直前に提出された貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分に関する決議書(写)は重要な点において正確であり、一般に公正妥当と認められる会計原則に基づき、当該書類作成時点における日本生命の状態を適切かつ正確に反映したものです。これらの、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分に関する決議書(写)の書類作成時点以降、日本生命の本劣後ローン契約に基づく債務の履行に重大な影響を与える事項は存在していないか、全て原保有者に対して書面で開示されています。

日本生命に対し、本劣後ローン契約の適法性、有効性若しくは執行可能性、又は本劣後ローン契約に基づく債務を履行する能力について重大な影響を与えうる訴訟、請求その他の司法手続、行政手続又はその他の係争は存在していません。

本劣後ローン契約に基づき、日本生命から原保有者に対し提供される情報は、当該情報の提供日現在、全ての重要な点について真実かつ正確であり、日本生命は原保有者にとり重要と思われる情報を削除していません。また、当該情報には、本劣後ローン貸付実行日までに貸付けされ残存する全ての本劣後ローン同順位劣後債務の明細及び条件が含まれています。

日本生命を当事者とする又は日本生命が拘束される契約につき、本劣後ローン契約を締結し又はこれに基づく債務を履行する上で重大な影響を及ぼしうる債務不履行、期限の利益喪失事由若しくは潜在的な期限の利益喪失事由、解除事由、又は契約終了事由は発生、継続しておらず、かかる事由は日本生命による本劣後ローン契約の締結、又は本劣後ローン契約に基づく債務の履行の結果発生することはありません。

(1) 組織変更に伴う読替

日本生命が保険業法又はその他適用ある法令若しくは規制に基づき組織を変更して株式会社となる場合、本劣後ローン契約のうち一定の条項は、組織変更の効力発生をもって、読み替えられるものとされています。

本届出書における本劣後ローン契約に関する記載のうち、かかる読替の対象となる箇所及び読み替え後の内容は、下記のとおりです。

第一部 証券情報

第1 社債

2 内国資産流動化証券の形態及び基本的仕組み等

(前略)

「本劣後ローン上位債務」とは、本劣後ローン同順位劣後債務及び本劣後ローンに係る債務並びに日本生命の清算手続における支払につき本劣後ローンに係る債務に劣後することが明示された日本生命の債務を除く、劣後的破産債権に係る債務を含むあらゆる日本生命の債務をいいます。

(中略)

「本劣後ローン償還要件」とは、本劣後ローン元本の償還を行うために充足すべき、(i)本劣後ローン元本の償還を行った後において日本生命が十分なソルベンシー・マージン比率を維持することができると見込まれること、又は(ii)日本生命が当該償還額以上の額の適格資本調達(株式の発行及び劣後債務による資金調達を含みます。)を行うことという条件、及び、金融庁の事前の承認の取得(かかる承認が必要な場合に限り)その他その時点において適用のある規制上の要件をいいます。

(中略)

「本劣後ローン同順位劣後債務」とは、日本生命の清算手続における支払につき本劣後ローンに係る債務と同順位となることが明示された日本生命のその他の債務をいいます(下記の債務を含みますが、これらに限られません。)

(中略)

「本劣後ローン劣後事由」とは、以下のいずれかの事由が生じた場合をいいます。日本生命について、清算手続(会社法に基づく通常清算手続及び特別清算手続を含みます。)が開始された場合。

管轄権を有する日本の裁判所が、日本生命について、破産法の規定に基づく破産手続開始の決定をした場合。

管轄権を有する日本の裁判所が、日本生命について、会社更生法の規定に基づく更生手続開始の決定をした場合。

(中略)

「劣後支払条件(本劣後ローン劣後事由)」とは、以下に該当する場合をいいます。

日本生命の清算手続において、債権の申出期間に申出がなされた債権又は日本生命に知れている債権者に係る全ての本劣後ローン上位債務が、会社法の規定に基づき、全額支払われた場合、又はその他の方法で全額の満足を受けた場合。

日本生命の破産手続において、最後配当のための配当表に記載された全ての本劣後ローン上位債務が、法令上認められる全ての配当によって、全額支払われた場合、又はその他の方法で全額の満足(供託による場合を含みます。)を受けた場合。

日本生命の更生手続において、会社更生法に基づき更生計画認可の決定が確定したときにおける更生計画に記載された全ての本劣後ローン上位債務が、その確定した債権額について全額支払われた場合、又はその他の方法で全額の満足を受けた場合。

(後略)

第二部 管理資産情報

第1 管理資産の状況

2 管理資産を構成する資産の概要

(3) 管理資産を構成する資産の内容

本劣後ローン債権の概要

(g) 利息支払期日及び方法

(前略)

利払の任意停止

下記に従って本劣後ローン利息の支払が強制される場合を除き、日本生命は、その裁量により、本劣後ローン利払日の15銀行営業日前の日である本劣後ローン通知基準日までに本劣後ローン貸付人に対し通知を行うことにより、当該通知に係る本劣後ローン利払日における本劣後ローン利息の支払の全部(一部は不可)を繰り延べることができます。当該繰り延べられた本劣後ローン利息の未払金額である本劣後ローン任意停止金額には、利息を付しません。

利払の強制停止

日本生命は、本劣後ローン通知基準日の5銀行営業日前において、資本不足事由が生じ、かつ継続している場合には、当該本劣後ローン通知基準日までに本劣後ローン貸付人に対して通知した上で、当該本劣後ローン通知基準日に係る本劣後ローン利払日以降、当該事象が解消されるまでの間に到来する本劣後ローン利払日における本劣後ローン利息の支払の全部を繰り延べなければなりません。当該繰り延べられた本劣後ローン利息の未払金額である本劣後ローン強制停止金額には、利息を付しません。

本劣後ローン未払残高の支払

日本生命は、その裁量により、本劣後ローン未払残高の全部又は一部の支払を、5銀行営業日以上15銀行営業日以内の本劣後ローン貸付人に対する事前の通

知(かかる通知には支払われる本劣後ローン利払停止金額を記載することを要します。)を行うことにより、いつでも行うことができます。但し、かかる支払は、当該通知の時点において、(i)適用ある規制上の要件を充足し、(ii)資本不足事由が発生しておらず、また、(iii)本劣後ローン同順位劣後債務がその支払を停止していないことを条件とします。

上記i(iii)、上記及びの記載にかかわらず、本劣後ローン同順位劣後債務の支払が停止している場合であっても、日本生命は、直近の本劣後ローン利払日における本劣後ローン未払残高の全部又は一部の支払を行うことができます。但し、当該本劣後ローン同順位劣後債務の直近の利払日における未払残高について、実質的に同時に、本劣後ローン未払残高に占める支払額の比率と同一の比率(かかる比率の算定において、外貨換算その他の要素については日本生命が適当と認める方法により行うものとします。)で支払うことをその条件とします。なお、当該本劣後ローン同順位劣後債務の要項又は条件上、かかる実質的に同時の支払ができない場合には、当該本劣後ローン同順位劣後債務の直後の利払日における支払も認められるものとします。

(中略)

強制利払い

ある本劣後ローン利払日に先立つ6ヶ月間において以下のいずれかの事由(以下「本劣後ローン強制利払事由」といいます。)が生じた場合、日本生命は、金融庁の事前の承認の取得(かかる承認が必要な場合に限り、)その他その時点において適用のある規制上の要件を充足した上で、当該本劣後ローン利払日に、本劣後ローン未払残高の支払とともに、当該本劣後ローン利払日に係る本劣後ローン利息を支払うものとします。但し、本劣後ローン強制利払事由が生じてから当該本劣後ローン利払日までの間に資本不足事由が発生し又は発生し続けた場合は、この限りではありません。

日本生命が普通株式若しくは優先株式の配当又は日本生命の清算手続における支払につき本劣後ローンに係る債務に劣後することが明示された日本生命の債務若しくは本劣後ローン同順位劣後債務に対する配当若しくは利息(未払残高を含みます。)の支払を行う決議をした場合又は支払を行った場合(但し、当該本劣後ローン同順位劣後債務の要項に基づき強制された支払及び上記に基づき本劣後ローンと同一の比率での未払残高の全部又は一部の支払を除きます。)

日本生命又は日本生命の子会社が日本生命の普通株式若しくは優先株式又は日本生命の清算手続における支払につき本劣後ローンに係る債務に劣後することが明示された日本生命の債務若しくは本劣後ローン同順位劣後債務の消却、買入れ又は取得をした場合(但し、(a)会社法に基づき義務づけられる消却、買入れ又は取得、(b)合併その他の組織再編に伴って生じる買入れ又は取得、又は、(c)ストックオプション制度及び従業員持株制度を含む、従業員又は役員に対するインセンティブ・プランに関連して生じる買入れ又は取得のいずれかによる場合を除きます。)

本劣後ローン同順位劣後債務等の支払停止

(全文削除)

(後略)

本劣後ローン債権の日本生命による利息の支払及び元本の償還に関しては、物的又は人的担保は付されていません。

本劣後ローン貸付人は、日本生命に事前に書面により通知した上で、本劣後ローン契約に基づく権利を第三者に譲渡又は質入することができます。かかる場合、日本生命は、かかる譲渡又は質入に合理的な範囲で協力する(かかる譲渡又は質入を書面で承諾することを含みますが、これに限られません。)ものとします。かかる協力に必要な費用は、本劣後ローン貸付人が負担します。

本劣後ローン債権譲渡契約においては、本劣後ローン債権が一定の属性を有することは求められておらず、本劣後ローン債権が一定の属性を有しない場合に行われ又は行われ得る措置(例えば、大和証券による買戻し等)は定められていません。

本劣後ローン債権の債務者に関する事項

管理資産を構成する本劣後ローン債権の唯一の債務者である日本生命に関する事項は以下のとおりです。

(a) 名称

日本生命保険相互会社

(b) 組織形態

保険業法第2条第5項に定める相互会社

(c) 沿革

1889年	有限責任日本生命保険会社創立
1891年	日本生命保険株式会社に改称
1902年	本店を現在地に新築移転
1924年	(財)日本生命済生会設立(2012年に公益財団法人へ移行)
1931年	(財)日本生命済生会付属日生病院開院(2018年に日本生命病院に改称)
1942年	富士生命を包括移転
1945年	愛国生命を包括移転
1947年	日本生命保険相互会社として再発足
1973年	(財)ニッセイ児童文化振興財団設立(1993年に(財)ニッセイ文化振興財団に改称、2009年に公益財団法人へ移行)
1975年	ニューヨーク連絡事務所開設(1977年にニューヨーク事務所に改称) 琉球生命を包括移転
1979年	(財)日本生命財団設立(2010年に公益財団法人へ移行)
1981年	ロンドン事務所開設
1982年	フランクフルト事務所開設
1984年	ニッセイ・リース(株)設立
1985年	ニッセイピーオーティー投資顧問(株)設立(1989年にニッセイ投資顧問(株)に改称) シンガポール事務所開設(2010年に現地法人へ移行)
1987年	北京事務所開設 ニッセイ・ライフプラザ第1号店開設(新宿)
1988年	(株)ニッセイ基礎研究所設立
1989年	ニッセイ総合研修所竣工 (財)ニッセイ聖隷健康福祉財団設立(2013年に公益財団法人へ移行)
1991年	ニッセイ・キャピタル(株)設立 米国日本生命(ニッポン・ライフ・インシュアランス・カンパニー・オブ・アメリカ)設立
1993年	(株)ニッセイ・ニュークリエーション設立 (財)ニッセイ緑の財団設立(2011年に公益財団法人へ移行)
1995年	ニッセイ投信(株)設立
1996年	ニッセイ損害保険(株)設立
1997年	バンコク・ライフに資本参加 バトナムと業務提携
1998年	ニッセイ投資顧問(株)とニッセイ投信(株)を統合し、 ニッセイアセットマネジメント投信(株)設立 ドイツ銀行と業務提携
1999年	ニッセイ情報テクノロジー(株)設立
2000年	特別勘定運用部門を分社、ニッセイアセットマネジメント投信(株)と統合して ニッセイアセットマネジメント(株)に改称 日本マスタートラスト信託銀行(株)が営業開始
2001年	同和火災海上保険(株)、ニッセイ損害保険(株)の2社が合併し、ニッセイ同和損害保険(株)誕生(2010年にあいおい損害保険(株)と合併し、あいおいニッセイ同和損害保険(株)に改称) ニチイ学館グループ、日立製作所グループ等と(株)ライフケアパートナーズ設立 第一生命保険(相)(現 第一生命保険(株))と共同事業会社 企業年金ビジネスサービス(株)設立 ニッセイコールセンター開設
2003年	広電日生人壽保險有限公司設立
2004年	バンコク・ライフを関連会社化 東京本部を丸の内に移転
2008年	ノースウェスタン・ミューチュアルと業務提携
2009年	広電日生人壽保險有限公司の合併パートナーを中国長城資産管理公司に変更し、 長生人壽保險有限公司に改称
2011年	リライアンス・ライフに資本参加し、関連会社化 (2016年にリライアンス・ニッポンライフ・インシュアランスに改称)

2012年	リライアンス・キャピタル・アセットマネジメントに資本参加し、関連会社化 (2016年にリライアンス・ニッポンライフ・アセットマネジメントに改称)
2014年	セクイス・ライフに資本参加し、関連会社化
2015年	(株)ライフサロンを子会社化 ニッセイリアルティマネジメント(株)設立 (株)ライフプラザパートナーズを子会社化 三井生命保険(株)(現 大樹生命保険(株))と経営統合
2016年	MLC Limited を子会社化
2017年	(株)ほけんの110番を子会社化 The TCW Group, Inc.に資本参加し、関連会社化
2018年	マスマニチュアル生命保険(株)(現 ニッセイ・ウェルス生命保険(株))と経営統合 (株)LHLを子会社化
2019年	はなさく生命保険(株)開業 リライアンス・ニッポンライフ・アセットマネジメント株式を追加取得し、子会社化 (2020年にニッポンライフ・インディア・アセットマネジメントに改称) グランド・ガーディアン・ライフ・インシュアランスに資本参加し、関連会社化 (同年グランド・ガーディアン・ニッポンライフ・インシュアランスに改称)
2022年	ニッセイプラス少額短期保険(株)開業

(d) 事業の内容

日本生命の事業の内容については、後記第三部第2、2、2.2「日本生命保険相互会社」及び第三部第3「日本生命保険相互会社の概況」を御参照下さい。

(e) 営業の概況

日本生命の営業の概況については、後記第三部第3「日本生命保険相互会社の概況」を御参照下さい。

(f) 割合その他の管理資産における本劣後ローン債権への集中の状況

日本生命は、管理資産を構成する本劣後ローン債権の唯一の債務者です。

(g) 本劣後ローン債権の内容

前記「本劣後ローン債権の概要」を御参照下さい。

管理資産を構成する資産に係る価格等の調査の結果及び方法の概要等

管理資産を構成する資産である本劣後ローン債権については、価格等の調査は行われていません。

(4) 【管理資産を構成する資産の回収方法】

管理資産を構成する資産である本劣後ローン債権に係る本劣後ローン利息の支払及び本劣後ローン元本の償還については、原保有者である大和証券から発行会社に対して本劣後ローン債権が譲渡された後においては、日本生命は直接発行会社に対してこれを行うものとされています。本劣後ローン利息の支払及び本劣後ローン元本の償還の詳細については、上記(3)「管理資産を構成する資産の内容」「本劣後ローン債権の概要」を御参照下さい。

3 【管理及び運営の仕組み】

(1) 【資産管理等の概要】

【管理資産の管理】

管理資産を構成する本劣後ローン債権は、本劣後ローン契約に基づき原保有者である大和証券が貸付金の貸付を日本生命に対して行うことによって発生したものです。

原保有者である大和証券は、本劣後ローン債権譲渡契約に基づく本劣後ローン債権の譲渡に際して、発行会社及び日本生命に対して、保有している本劣後ローン債権の単独唯一の権利者であり、その権利は他者のいかなる担保権その他の権利にも服するものではなく、自分のみがその処分権限を有することを除き、本劣後ローン債権に関連して、その有効性を含む一切の事項についての事実表明及び保証を何ら行っていません。

本劣後ローン債権の債務者である日本生命は、本劣後ローン契約において、本劣後ローン契約の締結日である2024年7月19日付及び本劣後ローン貸付実行日付で、原保有者である大和証券に対し、前記2(3)(k)「事実の表明及び保証」記載の事実を表明し、保証しています。また、日本生命は、本劣後ローン債権譲渡契約において、発行会社及び大和証券に対し、本劣後ローン契約において日本生命が大和証券に対して行った前記2(3)(k)「事実の表明及び保証」記載の事実表明は、それがなされた時点において全て真実かつ正確であり、かつ、本劣後ローン債権譲渡契約の締結日及び本劣後ローン債権の譲渡実行日である2024年7月29日においても真実かつ正確であることを表明し、保証するものとされます。

発行会社の普通株式及びA種優先株式の状況並びにその保有者については後記第三部第1「発行者の状況」を御参照下さい。

なお、発行会社は、未償還の本社債が残存する限り当該株式の保有者たる株主に対する配当を行わないこと及び資本金及び資本準備金の額の減少を行わないことを本社債管理委託契約において約束しています。

日本生命による本劣後ローン債権に係る本劣後ローン利息の支払及び本劣後ローン元本の償還は、それぞれ各本劣後ローン利払日及び本劣後ローン償還日において、発行会社に対して直接行われます。本社債管理委託契約においては、本劣後ローン利息の支払による回収金は発行会社の本社債関連口座内の利息支払勘定において、本劣後ローン元本の償還による回収金は発行会社の本社債関連口座内の元金償還勘定において、それぞれ保管するものとされています。

発行会社は、本資産管理委託契約に基づき、三井住友信託銀行に対し、本劣後ローン債権の管理及び処分に関する業務を委託しています。

本に記載される事項のほか管理資産たる本劣後ローン債権の元本の償還及び利子の支払等に重大な影響を及ぼす要因については、前記第一部第1、2(2)「内国資産流動化証券の基本的仕組み等」「元本の償還及び利息の支払等に重大な影響を及ぼす要因」を御参照下さい。

管理資産からの支出

本社債管理委託契約において、発行会社は、本社債管理委託契約に定めるとおり、本社債関連口座を開設するものとし、本社債関連口座内の金銭を、()利息支払勘定、()元金償還勘定及び()出資金勘定に区分して管理するものとされています。

本社債管理委託契約において、発行会社は、本社債管理者の事前の書面による承諾がある場合を除き、以下に定める方法と順序においてのみ金銭の支払を行うことができるものとされています。但し、本社債買入消却関連合意に基づき受領した金銭については、本社債買入消却関連合意に従い、随時、本社債の買入消却に関連する支払に充当することができます。また、発行会社は、保有する金銭を以下に定める方法に基づき本社債関連口座においてのみ保管するものとされています(但し、本社債買入消却関連合意に基づき受領した金銭については、本社債買入消却関連合意に従い、随時、本社債の買入消却に関連する支払に充当することができます。)。但し、本社債関連口座を開設している金融機関について、()R&Iによる短期格付がa-1(又はそれと同等の信用力)未滿に格下げされた場合、又は()JCRによる短期格付(又はこれと同等とみなされる長期格付)がJ-1(又はこれと同順位の格付)未滿に格下げされた場合(以下本「管理資産からの支出」において「格付事由」といいます。)には、発行会社は、かかる事由の発表の日の翌日から14銀行営業日以内に、()R&Iによる短期格付がa-1(又はそれと同等の信用力)以上、かつ、()JCRによる短期格付(又はこれと同等とみなされる長期格付)がJ-1(又はこれと同順位の格付)以上である金融機関に新たに本社債関連口座を開設し、従来の本社債関連口座において保管されていた金銭をそれぞれ本社債管理者に書面による通知の上移転し、新たな本社債関連口座内の金銭を、従前と同様に()利息支払勘定、()元金償還勘定及び()出資金勘定に区分して管理するもの(以下本「管理資産からの支出」において「本社債関連口座移転行為」といいます。)とし、以後も同様とします。なお、発行会社は、格付事由が生じていない場合であっても、(a)本社債に付された格付の格下げを避けるために合理的に必要又は望ましいものと認められる場合及び(b)本社債に付された格付の格上げのために合理的に必要又は望ましいものと認められる場合には、本社債関連口座を開設する金融機関と協議の上、随時、本社債関連口座移転行為を行うことができます。

管理資産からの支払順序及び方法は、以下によるものとします。但し、本社債買入消却関連合意に基づき受領した金銭については、本社債買入消却関連合意に従い、随時、本社債の買入消却に関連する支払に充当することができます。

本劣後ローン債権に基づき日本生命から受領した金銭のうち、利息(本劣後ローン未払残高支払額を含みます。)として受領した金銭については利息支払勘定に入金し、元本として受領した金銭については元金償還勘定に入金します。発行会社がその普通株式及びA種優先株式の発行によって受領した普通株式の払込金及びA種優先株式の払込金並びに本社債の発行によって受領した本社債の払込金は全て出資金勘定に入金します。本社債関連口座に係る預金金利については、全て出資金勘定に入金します。

各利払日及び償還日において、以下の方法により、本社債の元金及び利息（未払残高を含みます。本において以下同じです。）の支払を行うものとします。

- () 償還日に該当しない利払日においては、利息支払勘定から本社債の利息の支払い、かかる支払の後の残余については、全て利息支払勘定に留保します。
- () 償還日においては、利息支払勘定及び元金償還勘定から本社債の利息及び元金の支払を行い、かかる支払の後の残余については、全て出資金勘定に入金します。

発行会社は、以下の項目に該当する支払については、その支払時期が到来した時点において、随時、出資金勘定から行うことができます。

- () 公租公課の支払
- () 諸費用の支払

本「管理資産からの支出」において「諸費用」とは、発行会社の資産の維持・管理に係る諸費用（本資産管理委託契約に基づき支払う資産管理委託期中手数料を含みます。）、本社債の維持、管理及び支払に係る諸費用（本社債管理委託契約及び本社債事務委託契約に基づき支払う報酬・費用及び本社債管理委託手数料を含みます。）、発行会社の業務又は維持に係る諸費用（取締役・監査役に対する報酬、会計士及び監査法人手数料、格付手数料を含みます。）、並びに本社債管理委託契約第18条及び第19条に基づく損害、債務及び費用の支払を総称したものをいいます。

上記 から までの記載にかかわらず、発行会社は、以下の項目に該当する支払については、出資金勘定から行うことができます。

- () 本社債の引受会社である大和証券に対して本引受契約に基づき支払う引受手数料及び費用の支払
- () 本劣後ローン債権譲渡契約第2条第1項に基づく発行会社から大和証券に対する本劣後ローン債権の売買代金の支払
- () 払込期日までに発行会社が支払うべき公租公課の支払
- () その他本社債の発行に関連して必要となる費用（弁護士費用、会計士費用、本格付機関に対して支払う格付手数料等を含みますがこれらに限られません。）の支払

【管理報酬等】

管理資産から支払われる報酬及び手数料としては以下のものがあります。

当初支払報酬及び手数料として、発行会社は、本社債の引受会社に対する引受手数料、本社債の事務受託会社である三井住友信託銀行に対する社債事務委託手数料、本社債の発行に関連して必要となる弁護士費用、会計士費用、本格付機関に対する格付手数料及び目論見書（仮目論見書及びその訂正事項分を含みます。）等印刷費用、その他当初において会社の設立・維持のために発行会社が負担すべき報酬及び手数料（これらに関する消費税及び地方消費税を含みます。）を支払うものとし、その合計は約389百万円（注）です。

（注）上記概算額は、前記第一部第1、3「券面総額」記載の本社債の総額を500億円と仮定して算出された本届出書提出日現在の見込額であり、最終的な金額はかかる本社債の総額と同時（2024年7月19日頃）に決定される予定です。なお、以下の算式によって算出されます（1円未満の端数は切上げ）。

当初支払報酬・手数料概算額 = 59百万円 + (前記第一部第1、3「券面総額」記載の本社債の総額) × 0.60% () × 1.10

() 前記第一部第1、3「券面総額」記載の本社債の総額に応じて変動する引受手数料を算出する割合です。

期中支払報酬及び手数料として、発行会社は、以下の報酬及び手数料を支払います。

- () 本社債事務受託会社を通じて、本社債権者が本社債を保有する口座管理機関に対して、元金支払手数料として、当該本社債の元金金額（期限前償還する場合には、

償還価額の総額)につき、10,000分の0.075の料率により計算された金額にこれに係る消費税相当額を加えた金額を、利金支払手数料として、当該本社債の元金金額(期限前償還日において本社債の全部が償還されるときにおける利息支払の場合には、償還価額の総額)につき、10,000分の0.075の料率により計算された金額及びこれに係る消費税相当額を加えた金額を、それぞれ支払います。

発行会社は、元金支払手数料を本社債の元金が償還される日の1銀行営業日前の日までに、利金支払手数料を本社債の利息が支払われる日の1銀行営業日前の日までに、それぞれ本社債事務受託会社に交付します。

- () 本社債事務受託会社に対して、2029年8月2日を初回とする毎年8月2日に本社債の全額又は一部が残存している場合(同日に償還又は買入消却その他の事由により本社債の全てが消滅する場合を除きます。)、同日に金50万円を支払います(支払期日が銀行営業日以外の日にあたるときは、その前銀行営業日に繰り上げて支払い、それぞれ消費税及び地方消費税は外税とします。)
- () 本社債管理者に対して、2025年8月2日を第1回の支払期日とし、その後毎年8月2日を支払期日として、当該支払期日(当該日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日)に、毎1か年につきその前年の支払期日における本社債現存額に対し、10,000分の0.3(消費税及び地方消費税別)を乗じた金額に、これに係る消費税及び地方消費税相当額を加えた金額を本社債管理委託手数料として支払います。但し、第1回の支払期日においては、本社債の払込期日における本社債の総額に基づき、1か年分に、本社債の払込期日の翌日(当日を含みます。)から2024年8月2日(当日を含みます。)までの日割分を加えた金額を支払います。なお、1年に満たない期間の手数を計算するときは365日の日割計算とします(1円未満を切り捨てます。)。
- () 本資産管理受託会社に対して、期中委託報酬として、2024年7月29日を初回とする毎年7月29日に、2053年7月29日を最終支払期日として、金160万円を、それぞれ支払います(支払期日が銀行営業日以外の日にあたるときは、その前銀行営業日に繰り上げて支払い、それぞれ消費税及び地方消費税は外税とします。)。この定めは、2054年8月2日以降毎年8月2日において、資産管理委託契約が当該日をもって終了しない場合に準用します。但し、本資産管理委託契約が終了する日(当日を含みます。)以降に到来する支払期日においては期中委託報酬を支払わないものとし、支払期日以外の日において本資産管理委託契約が終了した場合には、その直前の支払期日に支払った期中委託報酬額から、当該支払期日の翌日から本資産管理委託契約が終了した日までについて1年365日の日割で計算した額(1円未満を切り捨てます。)を控除した金額並びにこれに係る消費税及び地方消費税相当額が、発行会社の請求に基づき、発行会社の指定する日までに払い戻されるものとします。また、本資産管理委託契約の期間が延長される場合には、当該期間における委託報酬額について、発行会社及び本資産管理受託会社が別途合意するものとします。
- () 上記以外の主な期中支払報酬及び手数料として、発行会社は、本格付機関に対する格付監視手数料、発行会社の会計監査人に対する報酬、公告費用及びその他発行会社を維持するために必要となる報酬及び手数料(これらに関する消費税及び地方消費税を含みます。)を支払うものとし、その合計は年間約700百万円です。

【その他】

本社債管理委託契約において、発行会社は、本社債要項に別途定めるところに加え、以下の事項につき事前に本社債管理者の書面による承諾を得るものとされています。

- ()発行会社の定款の変更(但し、法令の改正に対応するための形式的な変更、本一般社団法人に対して普通株式を発行するために必要となる定款の変更並びに日本生命及び本一般社団法人に対してA種優先株式を発行するために必要となる定款の変更を除きます。)をする場合
- ()発行会社が、本劣後ローン債権譲渡契約又は本資産管理委託契約を解除、変更又は修正する場合

なお、発行会社の定款の変更は、株主総会の決議によらなければできません。

本社債管理委託契約に定められた事項の変更その他特に必要と認められる事項については、そのつど発行会社及び本社債管理者は、相互にこれに関する協定をします。本社債管理委託契約が変更された場合には、発行会社は速やかにその旨本格付機関に書面にて通知します。但し、本社債権者の利害に重大な関係を有する事項の変更(法令の改正又は制定に伴う変更を除きます。)については、法令及び前記第一部第1、17(1)「社債権者集会」の記載に従い、社債権者集会の決議を要するものとし、さらに当該決議に係る裁判所の認可を必要とします。

(2)【信用補完等】

本社債については、特段の信用補完・流動性補完は行われていません。

なお、発行会社の普通株式及びA種優先株式の払込金は発行会社の本社債関連口座内の出資金勘定において保管され、公租公課の支払や諸費用の支払の原資として利用されますが、本社債関連口座内の利息支払勘定及び元金償還勘定内の金銭が、本社債の利息及び元金の支払に不足する場合においても、当該不足に係る金額については、本社債関連口座内の出資金勘定から支払われるものではありません。

(3)【利害関係人との取引制限】

該当事項はありません。

4【証券所有者の権利】

本社債保有者への利息金額及び償還金額の計算方法については、前記第一部第1、8「利払日及び利息支払の方法」及び同9「償還期限及び償還の方法」を御参照下さい。

本社債の元利金は、振替法及び振替機関業務規程等に従い、各本社債権者に係るそれぞれの口座管理機関を通じて支払われます(但し、保管振替機構の直接加入者の自己保有分については、本社債事務受託会社よりかかる直接加入者に対し、直接、支払われます。)

本社債権者が有する利息支払請求権及び償還金支払請求権は、各々、本社債の各利払日及び償還日に、期限が到来した金銭債権となります。

本社債の消滅時効は、その支払期日から(元金の場合)10年及び(利息の場合)5年となります。

本社債権者は、本社債の元利金が全て償還され又は支払われてから1年と1日を経過するまでの間は、発行会社又はその資産について、破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始、特別清算開始その他法令上適用のあり得る同様の法的手続の開始を自ら又は第三者を通じて申し立てたり、第三者による申立てに対し参加、同意等をしないものとします。

本社債権者は、発行会社による本社債に基づく元利金支払債務その他の債務の履行は、発行会社の財産である本責任財産のみを責任財産として、かつ、前記3(1)「管理資産の管理」「管理資産からの支出」のからに記載されている順序及び方法によってのみ行われることに合意し、本社債権者は、かかる債務の履行による満足を得るために本責任財産以外の財産について、強制執行、差押、仮差押、保全処分その他類似の手続の申立てを行わないことに合意するものとします。

本社債権者は、償還日が到来した場合において、本責任財産から支払が行われた後に、本社債について未償還の元金又は未払の利息が存在する場合、本社債の未償還元金総額及び未払利息額が本責任財産の換価された金額を超過する範囲においてその債権を放棄するものとします。

5【管理資産を構成する資産の状況】

(1)【管理資産を構成する資産の管理の概況】

原所有者である大和証券からの本劣後ローン債権の譲渡は、本社債の発行と同時に行為されるため、管理資産のいずれについても現在は何ら資産が発生していません。

(2)【損失及び延滞の状況】

管理資産譲受後1計算期間を経過する以前の日であるため、記載する事項はありません。

(3)【収益状況の推移】

管理資産譲受後1計算期間を経過する以前の日であるため、記載する事項はありません。

6【投資リスク】

(1)【投資に関するリスクの特性】

発行会社は、本劣後ローン債権を裏付けとして本社債を発行します。本社債の元金の支払は、発行会社が取得する本劣後ローン債権の元金を支払原資として行われますが、日本生命の信用状態が悪化した場合その他の理由により、かかる支払債務の履行が行われない可能性があります。従って、本社債の元金支払の前提となっている本劣後ローン債権の支払債務の履行が必ずしも確実に行われるとは限らない以上、本社債においてはその元本や一定の投資成果が保証されているものではありません。

本劣後ローン債権に係る支払債務の履行の程度その他の理由に基づく本劣後ローン債権の価値の下落、その他、前記第一部第1、2(2)「内国資産流動化証券の基本的仕組み等」「元本の償還及び利息の支払等に重大な影響を及ぼす要因」及び後記第三部第3(イ)「日本生命の事業等のリスク」に記載される事項により、本社債権者は損失を被ることがあります。

また、本社債は預貯金や保険契約とは異なり、預金保険機構、貯金保険機構又は保険契約者保護機構の保護の対象とはなりません。

本社債に関する投資リスクに関する、経営者が発行会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があることと認識しているリスク(投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性がある事由)については、前記第一部第1、2(2)「内国資産流動化証券の基本的仕組み等」「元本の償還及び利息の支払等に重大な影響を及ぼす要因」及び後記第三部第3(イ)「日本生命の事業等のリスク」を御参照下さい。

上記並びに前記第一部第1、2(2)「内国資産流動化証券の基本的仕組み等」「元本の償還及び利息の支払等に重大な影響を及ぼす要因」及び後記第三部第3(イ)「日本生命の事業等のリスク」に記載される将来に関する事項は、本届出書提出日現在において判断したものです。

(2)【投資リスクに関する管理体制】

発行会社は、法令及び本社債管理委託契約の定めに従い、本社債について、本社債への投資者たる本社債権者のために、本社債に基づく弁済の受領、債権の実現の保全その他本社債の管理を行うことを本社債管理者に委託しています。本社債管理者は、本社債権者のために、本社債に係る債権の弁済を受け、又は本社債に係る債権の実現を保全するために必要な一切の裁判上又は裁判外の行為をなす権限を有します。

本社債管理者は、上記の本社債の管理を行うために、本社債管理委託契約に基づき、その企業金融部において、本社債の管理業務を行います。上記管理のための本社債管理委託契約その他の合意及び法令の遵守状況については、企業金融部により定期的に確認される体制が整備されています。

なお、本社債に関する投資リスクに関する、経営者が発行会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があるとして認識しているリスク（投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性がある事項）に対する対応については、前記第一部第1、2(2)「内国資産流動化証券の基本的仕組み等」「元本の償還及び利息の支払等に重大な影響を及ぼす要因」を御参照下さい。

第2【管理資産の経理状況】

1【主な資産の内容】

原保有者である大和証券からの本劣後ローン債権の譲渡は、本社債の発行と同時に行為されるため、管理資産のいずれについても現在は何ら資産が発生していません。

2【主な損益の内容】

上記1記載のとおり、管理資産に関する損益は未だ発生していません。

3【収入金（又は損失金）の処理】

該当事項はありません。

4【監査等の概要】

本社債の管理資産について、法令及び契約等により、公認会計士又は監査法人の監査を受けるものとする義務は課されていません。

第3【証券事務の概要】

1 本社債の名義書換

本社債は、振替法第66条第2号の規定に基づき、その全部について振替法の規定の適用を受けることとする旨を定めた社債であり、発行会社は、振替法第67条第1項の規定に基づき、本社債の社債券を発行しません。社債原簿管理人は設置されず、本社債の譲渡については、振替法に基づき、社債権者が振替機関又は口座管理機関に対して振替の申請を行い、譲受人がその口座における保有欄(振替法に規定する機関口座にあっては、振替法第68条第5項第2号に掲げる事項を記載し、又は記録する欄)に当該譲渡に係る金額の増額の記載又は記録を受けなければ、その効力を生じません。

なお、振替法第86条の4に基づき、本社債の社債原簿においては本社債権者の氏名又は名称及び住所並びに本社債権者が本社債を取得した日は記載されず、社債原簿に係る取扱場所、取次所、代理人の名称及び住所並びに手数料に関する事項については、該当事項はありません。

2 証券所有者に対する特典

通常の社債権者の権利である元利金受領権のほかには、特典等はありません。

3 譲渡制限

本社債について譲渡制限はありません。

4 その他

本社債については、保管振替機構が定める社債等に関する業務規程第58条の23の規定に従い、償還日及び利払日の前営業日並びに振替機関業務規程等において振替停止日とされている日においては、本社債に係る振替を行うための振替の申請はすることができません。

第4【その他】

1 目論見書について

- (1) 目論見書の表紙に発行会社の名称を記載することがあります。また、目論見書に日本生命から使用許諾を得ているロゴマークや図案を使用することがあります。
- (2) 目論見書の表紙には、引受会社の名称及びロゴマークが記載されることがあります。
- (3) 目論見書の表紙裏に金融サービス提供法に関する重要事項を記載することがあります。

第三部【発行者及び関係法人情報】

第1【発行者の状況】

1【発行者の概況】

(1) 主要な経営指標等の推移

発行会社の設立後最初の事業年度は、本届出書提出日現在において未だ終了していないため、記載事項はありません。発行会社の設立後最初の事業年度の終了日は、2024年9月30日です。

(2) 沿革

発行会社は、2024年6月10日に会社法に基づく株式会社として設立され、現時点においては本一般社団法人が発行会社の普通株式の全てを保有しています。

発行会社の本店は、東京都千代田区丸の内三丁目1番1号東京共同会計事務所内に所在します。

(3) 事業の内容

発行会社の目的は、金銭債権の取得、保有、売買及び処分、並びにそれに附帯関連する一切の業務を行うことです。

(4) 関係会社の状況

発行会社の親会社は、本一般社団法人たる一般社団法人ニッセイ債権流動化ホールディングスです。発行会社は子会社、関連会社、その他の関係会社を有していませんので、関係会社の状況のうち子会社、関連会社、その他の関係会社の記載は行っていません。

親会社

名称	住所	資本金又は出資金	主要な事業の内容
一般社団法人ニッセイ債権流動化ホールディングス	東京都千代田区丸の内三丁目1番1号東京共同会計事務所内	基金 33,500,000円	・資産流動化法に基づいて設立された特定目的会社の特定出資の取得、保有及び処分 ・資産の流動化に係る業務を目的として設立される株式会社、合同会社その他の法人の株式、出資その他の持分の取得、保有及び処分
議決権の被所有割合	関係内容		
	役員の兼任等	事業上の関係	
直接100%	本一般社団法人の理事兼社員である関口陽平は発行会社の取締役を兼任しています。	なし	

(5) 従業員の状況

発行会社と雇用契約を締結している従業員はいません。三井住友信託銀行に本資産管理委託契約に基づき管理資産を構成する資産である本劣後ローン債権の管理及び処分の業務を委託しています。

(6) 株式等の状況

(a) 株式の総数等

種 類	発行可能株式総数（株）
普 通 株 式	8
A 種 優 先 株 式	80,000
計	80,008

	種類	発行数（株）	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名	内容（注2）
	発行済 株 式	普通株式	2	該当なし
A種優先株式		（注1）	該当なし	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定款において、会社法第108条第1項第1号（注3）、第2号（注4）及び第3号（注5）に掲げる事項について定めています。 ・ 定款において、会社法第322条第2項に規定する定めをしています。 ・ 定款において、会社法第199条第4項及び第238条第4項の規定による種類株主総会の決議を要しない旨を定めています。
計		（注1）		

（注1）発行会社のA種優先株式の発行数及び発行会社が払込期日までに発行する普通株式とA種優先株式の発行数の合計については、前記第一部第1、2(2)「内国資産流動化証券の基本的仕組み等」において定義される「A種優先株式」を御参照下さい。

（注2）定款において、会社法第107条第1項第1号に掲げる事項（譲渡による株式の取得について発行会社の承認を要すること）を定めています。

（注3）定款において、発行会社は、各事業年度の末日を基準日とする剰余金の配当を行うときは、当該剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株式を有する株主（以下「A種優先株主」といいます。）又はA種優先株式の登録株式質権者（以下、A種優先株主と総称して「A種優先株主等」といいます。）に対して、普通株式を有する株主（以下「普通株主」といいます。）又は普通株式の登録株式質権者（以下、普通株主と総称して「普通株主等」といいます。）に先立ち、法令上可能な範囲内において、A種優先株式1株につき、A種優先株式1株あたりの払込金額相当額に0.05を乗じた額に相当する金額の配当金（以下「A種優先配当金」といいます。）を支払う旨、並びに、ある事業年度においてA種優先株主等に対して支払われた剰余金の配当の額が、A種優先配当金の額に達しないときは、その不足分は切り捨てられるものとし、翌事業年度以降に累積しない旨を定めています。

（注4）定款において、発行会社は、残余財産の分配をするときは、A種優先株主等に対し、普通株主等に先立ち、A種優先株式1株につき、A種優先株式1株あたりの払込金額を支払う旨、及び、A種優先株主等に対しては、のほか、残余財産の分配を行わない旨を定めています。

（注5）定款において、A種優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を有しない旨を定めています。

(b) 新株予約権等の状況

ストックオプション制度、ライツプラン及びその他新株予約権等について該当事項はありません。

(c) 発行済株式総数、資本金等の推移

設立日以降の発行済株式総数及び資本金の変化はありません。発行会社が払込期日までに発行を予定するA種優先株式については、前記第一部第1、2(2)「内国資産流動化証券の基本的仕組み等」において定義される「A種優先株式」を御参照下さい。

発行会社は新株予約権、新株予約権付社債を発行していません。

(d) 所有者別状況

本届出書提出日現在、発行会社の発行済普通株式2株の全ては、本一般社団法人に所有されています。本届出書提出日現在、発行会社の発行済A種優先株式はありません。発行会社が払込期日までに発行を予定するA種優先株式の割当先については前記第一部第1、2(2)「内国資産流動化証券の基本的仕組み等」において定義される「A種優先株式」を御参照下さい。

(e) 大株主の状況

普通株式の株主の状況

本届出書提出日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する 所有株式数の割合(%)
一般社団法人ニッセイ債権 流動化ホールディングス	東京都千代田区丸の内三丁目1番1号 東京共同会計事務所内	2	100
計		2	100

A種優先株式の株主の状況

本届出書提出日現在、発行会社のA種優先株式の株主は存在しません。発行会社が払込期日までに発行を予定するA種優先株式の割当先については、前記第一部第1、2(2)「内国資産流動化証券の基本的仕組み等」において定義される「A種優先株式」を御参照下さい。

(f) 議決権の状況

発行済株式

本届出書提出日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	0		
議決権制限株式 (自己株式等)	0		
議決権制限株式 (その他)	0	0	
完全議決権株式 (自己株式等)	0		
完全議決権株式 (その他)	2	2	普通株式
単元未満株式	0		
発行済株式総数	2		
総株主の議決権		2	

(注) A種優先株式の株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を有しません。発行会社が払込期日までに発行を予定するA種優先株式については、前記第一部第1、2(2)「内国資産流動化証券の基本的仕組み等」において定義される「A種優先株式」を御参照下さい。

自己株式等

本届出書提出日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（％）
該当事項なし					

(7) 自己株式の取得等の状況

該当事項はありません。

(8) 配当政策

発行会社は、未償還の本社債が残存する限り普通株式及びA種優先株式の各株主に対する配当を行わないことを本社債管理委託契約において約束しています。

(9) コーポレート・ガバナンスの状況等

(a) コーポレート・ガバナンスの概要

株式会社の機関として、取締役及び監査役が存在します。取締役及び監査役に報酬は支払われません。定款において、取締役の定数は1名と定められています。発行会社は、普通株式に加えA種優先株式を発行する種類株式発行会社です。これらの株式の内容については、前記(6)「株式等の状況」を御参照下さい。

(b) 役員の状況

男性2名 女性0名（役員のうち女性の比率0%）

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数（株）
取締役	関口陽平	1973年3月9日	1997年4月 株式会社住友銀行（現株式会社三井住友銀行）入社 2003年10月 東京共同会計事務所入所（現職） 2024年6月 発行会社取締役 就任	（注1）	-
監査役	新海大輔	1983年1月20日	2010年3月 東京共同会計事務所入所 2017年9月 KPMG税理士法人入社 2020年9月 東京共同会計事務所入所（現職） 2024年6月 発行会社監査役 就任	（注2）	-

（注1）2024年6月以降、2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時まで。

（注2）2024年6月以降、4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時まで。

(c) 監査の状況

監査役監査の状況

発行会社は、監査役1名が選任されています。監査役は、計算書類及びその附属明細書につき監査を行い、会計監査人から会計監査に関する報告、説明を受けます。

発行会社の設立後最初の事業年度は未だ終了していないため、監査役の活動状況についての記載事項はありません。発行会社の設立後最初の事業年度の終了日は2024年9月30日です。

会計監査の状況

発行会社の会計監査人として、有限責任監査法人トーマツが選任されています。また、発行会社は、金融商品取引法に基づき、後記4「経理の状況」に記載の財務計算に関する書類につき、有限責任監査法人トーマツの監査を受けることとしています。同監査法人を選定した理由は、会計監査人に必要とされる専門性及び独立性を有し、監査業務の品質管理態勢が整備さ

れ、発行会社と類似する性質の会社における監査実績を有しており、適任と判断したためです。

発行会社の設立後最初の事業年度は未だ終了していないため、会計監査人の活動状況及び監査報酬についての記載事項はありません。発行会社の設立後最初の事業年度の終了日は2024年9月30日です。

(d) 役員の報酬等

取締役及び監査役は、その職務執行の対価として、発行会社から報酬、賞与その他の財産上の利益を受けません。

(e) 株式の保有状況

発行会社は、他の会社の株式を保有していないため、記載事項はありません。

2【事業の状況】

(1) 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等

発行会社は、資産を譲り受け、社債を発行することを目的とした会社であるため、社債権者への社債償還事務について、安全性の確保と同時に事務面では、一層の合理化を経営の重要課題としています。

(2) サステナビリティに関する考え方及び取組

発行会社は、上記のとおり資産の譲受け及びその管理を目的とし、その資金の大部分を本社債の発行により調達することを予定する会社であり、また、その業務の大部分を本資産管理受託会社等に委託しています。そのため、発行会社内においては、サステナビリティ関連のリスク及び機会を監視し、管理するための必要最小限のガバナンス体制として、職務執行を行う取締役と、その職務の監査を行う監査役を置き、サステナビリティに関するリスク管理とともに経営の合理化に取り組んでいます。なお、発行会社には雇用契約を締結している従業員がいないため、発行会社は人的資本に関する戦略並びに指標及び目標は設定していません。

(3) 事業等のリスク

本2「事業の状況」及び後記4「経理の状況」等に関する事項のうち、経営者が発行会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があるとして認識しているリスク（投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項）については、前記第一部第1、2(2)「内国資産流動化証券の基本的仕組み等」「元本の償還及び利息の支払等に重大な影響を及ぼす要因」の中の一部に記載されていますので、そちらを御参照下さい。なお、その中における将来に関する事項は、本届出書提出日現在において判断したものです。

(4) 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析

(a) 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の概要

経営成績の状況

発行会社の設立後最初の事業年度は本届出書提出日現在において未だ終了していないため、記載事項はありません。発行会社の設立後最初の事業年度の終了日は2024年9月30日です。

キャッシュ・フローの状況

発行会社の設立後最初の事業年度は本届出書提出日現在において未だ終了していないため、記載事項はありません。発行会社の設立後最初の事業年度の終了日は2024年9月30日です。

生産、受注及び販売の状況

該当事項はありません。

(b) 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する分析・検討内容

発行会社の代表者による経営成績に重要な影響を与える要因についての分析については、前記第一部第1、2(2)「内国資産流動化証券の基本的仕組み等」「元本の償還及び利息の支払等に重大な影響を及ぼす要因」の中の一部に記載されていますので、そちらを御参照下さい。なお、その中における将来に関する事項は、本届出書提出日現在において判断したものです。

(5) 経営上の重要な契約等

該当事項はありません。

(6) 研究開発活動

該当事項はありません。

3【設備の状況】

(1) 設備投資等の概要

該当事項はありません。

(2) 主要な設備の状況

発行会社は、記載すべき重要な設備を有していません。

(3) 設備の新設、除却等の計画

該当事項はありません。

4【経理の状況】

発行会社は、2024年6月10日に会社法に基づく株式会社として設立され、普通株式2株の払込金として100,000円が払い込まれており、発行会社成立の時における資本金及び資本準備金の額はそれぞれ50,000円です。設立後間もないため、発行会社の財務諸表は作成されていません。設立後最初の事業年度に係る財務諸表は2024年12月31日までに作成します。

発行会社は、毎年9月30日に終了する各事業年度に関してその後3ヶ月以内に提出される有価証券報告書に含まれる貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表並びに毎年3月31日に終了する各中間会計期間に関してその後3ヶ月以内に提出される半期報告書に含まれる中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書について、有限責任監査法人トーマツの監査を受けることとしています。なお、発行会社は子会社及び関連会社を有していないため連結財務諸表は作成しません。

【財務諸表】

該当事項はありません。

5【その他】

該当事項はありません。

第2【原保有者その他関係法人の概況】

1 原保有者の概況

(イ) 名称、資本金の額及び事業の内容

(1) 名称

大和証券株式会社

(2) 資本金の額

100,000百万円(2024年3月31日現在)

(3) 事業の内容

金融商品取引業

(ロ) 関係業務の概要

管理資産である発行会社の資産を構成する本劣後ローン債権の原保有者です。

(ハ) 資本関係

該当事項はありません。

(二) 経理の概況

(1) 最近2事業年度における主な資産、負債の概況

(単位：十億円)

	(単体) 2023年3月31日現在	(単体) 2024年3月31日現在
資産合計	11,909	15,139
負債合計	11,392	14,571
純資産合計	517	567

(2) 最近2事業年度における損益の概況

(単位：百万円)

	(単体) 2022年4月1日から 2023年3月31日まで	(単体) 2023年4月1日から 2024年3月31日まで
営業収益	277,542	407,337
経常利益	5,959	86,369
当期純利益	7,151	57,186

(ホ) その他

該当事項はありません。

2 その他関係法人の概況

2.1 三井住友信託銀行株式会社

(イ) 名称、資本金の額及び事業の内容

(1) 名称

三井住友信託銀行株式会社

(2) 資本金の額

342,037百万円(2024年3月31日現在)

(3) 事業の内容

信託業務、普通銀行業務及びその他兼營業務

(ロ) 関係業務の概要

本社債の社債管理者です。また、発行会社から管理資産である本劣後ローン債権の管理及び処分に関する業務の委託を受けます。

(ハ) 資本関係

該当事項はありません。

(二) 経理の概況

(1) 最近2事業年度における主な資産、負債の概況

(単位:百万円)

	(連結) 2023年3月31日現在	(連結) 2024年3月31日現在
資産合計	68,737,987	75,578,189
負債合計	66,269,765	72,786,722
純資産合計	2,468,222	2,791,467

(2) 最近2事業年度における損益の概況

(単位:百万円)

	(連結) 2022年4月1日から 2023年3月31日まで	(連結) 2023年4月1日から 2024年3月31日まで
経常収益	1,695,357	2,349,790
経常利益	265,045	86,295
当期純利益	178,676	66,958

(3) その他

三井住友信託銀行の経理の概況の詳細については、2023年3月期及び2024年3月期の有価証券報告書、(提出されている場合には)臨時報告書並びにこれらの訂正報告書を御参照下さい。

(ホ) その他

本資産管理委託契約の解約

- (a) 本資産管理委託契約の期間は、本資産管理委託契約の締結日から本社債の全額が償還された日までとされています。但し、当該期間終了後において、本資産管理委託契約所定の本資産管理受託会社の業務がなお現存する場合には、当該期間は当該業務が終了するまで延長されるものとし、本資産管理受託会社は引続き当該業務を遂行するものとされています。なお、当該期間の終了については、発行会社及び本資産管理受託会社は本資産管理委託契約において定められる様式による書面によりこれを確認するものとされています。
- (b) 本資産管理委託契約の期間中、本資産管理受託会社において以下のいずれかの事由が生じた場合には、発行会社は、書面による通知をなすことにより本資産管理委託契約を解除することができるものとされています。この場合、発行会社は、解除を理由として損害賠償その他名目の如何を問わず本資産管理受託会社に対し一切債務を負担しないものとされています。
- 本資産管理受託会社が、本資産管理委託契約に基づく義務の履行を怠り、発行会社からその旨の通知の到着後30日以内にその履行がなされないとき
本資産管理受託会社について、支払の停止が生じたとき、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始若しくは特別清算開始の申立てがなされたとき、本資産管理受託会社について銀行取引停止処分がなされたとき、又は本資産管理受託会社の重要な資産につき滞納処分による差押、仮差押、保全処分、差押、競売手続の開始その他の強制執行手続若しくは担保権実行手続が開始されたとき
その他発行会社が本資産管理受託会社の責に帰すべき事由により本資産管理委託契約の継続が困難であることを合理的・客観的な理由をもって認定し、かつ、本社債管理者が書面でこれを承諾したとき
- (c) 本資産管理受託会社は、本資産管理受託会社による本資産管理委託契約所定の本資産管理受託会社の業務の遂行が法律等により禁止される場合を除き、本資産管理委託契約期間満了前に、本資産管理委託契約に基づく地位を辞任し、又は、本資産管理委託契約を解除することはできないものとされています。

2.2 日本生命保険相互会社

(イ) 名称、資本金の額及び事業の内容

(1) 名称

日本生命保険相互会社

(2) 基金(基金償却積立金を含みます。)の総額

1,450,000百万円(2024年3月31日現在)

(3) 事業の内容

生命保険業(生命保険業免許に基づく保険の引受け、資産の運用)及び付随業務・その他の業務(他の保険会社その他金融業を行う者の業務の代理又は事務の代行、債務の保証、投資信託の販売、確定拠出年金制度における運営管理業務)

(ロ) 関係業務の概要

日本生命は、本劣後ローン債権の債務者となります。また、日本生命は本一般社団法人に対する基金の拠出者であり、発行会社のA種優先株式(注)を全て取得する予定です。

(注)発行会社の払込期日までに発行を予定するA種優先株式の発行数及び払込金額の総額については、前記第一部第1、2(2)「内国資産流動化証券の基本的仕組み等」において定義される「A種優先株式」を御参照下さい。

(ハ) 資本関係

該当事項はありません。

(二) 経理の概況

(1) 最近2事業年度における主な資産、負債の概況

(単位:百万円)

	(単体) 2023年3月31日現在	(単体) 2024年3月31日現在
資産合計	75,604,068	83,549,165
負債合計	68,781,784	73,301,518
純資産合計	6,822,283	10,247,646

(2) 最近2事業年度における損益の概況

(単位:百万円)

	(単体) 2022年4月1日から 2023年3月31日まで	(単体) 2023年4月1日から 2024年3月31日まで
経常収益	7,353,950	7,628,376
経常利益	247,884	654,562
当期純剰余	187,453	512,077

(ホ) その他

該当事項はありません。

第3【日本生命保険相互会社の概況】

(イ) 日本生命の事業等のリスク

本社債の元本の償還及び利息の支払は、発行会社が保有する日本生命を債務者とする貸付債権の元本の償還及び利息の支払の状況の影響を受けます。本社債への投資にあたっては、本届出書に記載の本社債に関する情報に加えてかかるリスクに関する情報をも十分検討した上、投資判断をして下さい。

前記第2、2.2(イ)(3)「事業の内容」並びに同(二)「経理の概況」及び後記(ロ)「日本生命2023年度決算」等に関する事項のうち、経営者が日本生命の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があるとして認識しているリスク(投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項)は以下のとおりです。

(1) 生命保険業に関する法規制等に関するリスク

日本生命は、生命保険業免許を受けた保険会社であり、保険業法等の規制を受けます。

従って、保険業法等が改正された場合には、関連するコンプライアンス対策の強化・改善のための追加的な費用が発生する等、日本生命の事業に影響を及ぼす可能性があります。

免許

保険業法の規定により、保険業を行うものは免許を要することとされています。

免許の種類は、生命保険業免許と損害保険業免許の二種類とされており、日本生命は、

- ・人の生存又は死亡に関し、一定額の保険金を支払う保険
- ・疾病、傷害・疾病を原因とする人の状態又は傷害を直接の原因とする死亡等に関し、一定の保険金を支払う保険(いわゆる第三分野)
- ・上記の保険に係る再保険

の引受けを行う事業に係る免許である生命保険業免許を受けた保険会社です。

なお、生命保険業免許と損害保険業免許を同時に受けることはできません。

保険会社は、保険業法第133条及び第134条の規定により、次に掲げる場合には、免許の取消を受けることがあります。

- ・法令、法令に基づく処分又は、定款、事業方法書、普通保険約款、並びに保険料及び責任準備金の算出方法書に定めた事項のうち特に重要なものに違反したとき
- ・当該免許に付された条件に違反をしたとき
- ・公益を害する行為をしたとき
- ・財産の状況が著しく悪化し、保険業を継続することが保険契約者等の保護の見地から適当でないと認めるとき

免許が取り消された場合、保険業法第152条第3項第2号の規定により、当該保険会社は解散することになります。

業務の範囲

保険会社の業務の範囲は、保険業法第100条の規定により制限されており、その主な内容は次に掲げる表のとおりです。

これは、保険業が公共性を有していることから本来業務に専念すべきであるとともに、本来業務以外の業務の損失等が本来業務に影響を与えることを回避することが必要であるとの考え方に基づいています。また、子会社とすることのできる会社の範囲についても、上記の観点から保険業法第106条の規定により制限されています。

法令	内容
保険業法第97条に定める本来業務	(1) 免許の種類に応じた保険の引受け (2) 保険料として収受した金銭その他の資産の運用
保険業法第98条に定める付随業務	(1) 他の保険会社、少額短期保険業者、船主相互保険組合その他金融業を行う者の業務の代理又は事務の代行(内閣府令で定めるものに限ります。) (2) 債務の保証 (3) 国債、地方債若しくは政府保証債(以下「国債等」といいます。)の引受け(売出しの目的をもってするものを除きます。)又は当該引受けに係る国債等の募集の取扱い (4) 金銭債権(譲渡性預金証書その他の内閣府令で定める証書をもって表示されるものを含みます。)の取得又は譲渡(資産の運用のために行うものを除きます。) (4)の2 保険業法第98条第1項第4号の2に規定される特定社債等(以下「特定社債等」といいます。)の引受け(売出しの目的をもってするものを除きます。)又は当該引受けに係る特定社債等の募集の取扱い (4)の3 保険業法第98条第6項に規定される短期社債等(以下「短期社債等」といいます。)の取得又は譲渡(資産の運用のために行うものを除きます。) (5) 有価証券(上記(4)の証書をもって表示される金銭債権に該当するもの及び短期社債等を除きます。)の私募の取扱い (6) デリバティブ取引(金融商品取引法第2条第20項に規定するデリバティブ取引をいいます。以下同じです。)(資産の運用のために行うもの及び有価証券関連デリバティブ取引(金融商品取引法第28条第8項第6号に規定する有価証券関連デリバティブ取引をいいます。以下同じです。)に該当するものを除きます。)であって内閣府令で定めるもの(上記(4)に掲げる業務に該当するものを除きます。) (7) デリバティブ取引(資産の運用のために行うもの及び有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除きます。)(内閣府令で定めるものに限ります。)の媒介、取次ぎ又は代理 (8) 金融等デリバティブ取引(保険業法第98条第1項第8号に規定する金融等デリバティブ取引をいいます。以下同じです。)のうち保険会社の経営の健全性を損なうおそれがないと認められる取引として内閣府令で定めるもの(資産の運用のために行うもの並びに上記(4)及び(6)に掲げる業務に該当するものを除きます。) (9) 金融等デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理(上記(7)に掲げる業務及び内閣府令で定めるものを除きます。) (10) 有価証券関連店頭デリバティブ取引(金融商品取引法第28条第8項第4号に掲げる行為をいいます。以下同じです。)(一定の場合には、差金の授受によって決済されるものに限ります。)(資産の運用のために行うものを除きます。) (11) 有価証券関連店頭デリバティブ取引(一定の場合には、差金の授受によって決済されるものに限ります。)の媒介、取次ぎ又は代理 (12) 機械類その他の物件を使用させる契約(保険業法第98条第1項第12号イ、ロ及びハの要件の全てを満たすものに限ります。)に基づき、当該物件を使用させる業務 (13) 上記(12)の業務の代理又は媒介 (14) 顧客から取得した当該顧客に関する情報を当該顧客の同意を得て第三者に提供する業務その他当該保険会社の保有する情報を第三者に提供する業務であって、当該保険会社の行う保険業の高度化又は当該保険会社の利用者の利便の向上に資するもの (15) 当該保険会社の保有する人材、情報通信技術、設備その他の当該保険会社の行う保険業に係る経営資源を主として活用して行う業務であって、地域の活性化、産業の生産性の向上その他の持続可能な社会の構築に資する業務として内閣府令で定めるもの (16) 保険業法第97条に定める業務に付随するその他の業務

法令	内容
保険業法第99条に定める法定他業	(1) 地方債又は社債その他の債券の募集又は管理の受託（監督官庁の認可が必要） (2) 担保付社債信託法により行う担保付社債に関する信託業務（監督官庁の認可が必要） (3) 金融商品取引法第28条第6項に規定する投資助言業務（監督官庁の認可が必要） (4) 算定割当量（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第2条第7項に規定する算定割当量その他これに類似するものをいいます。）を取得し、若しくは譲渡することを内容とする契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を行う業務（保険業法第98条第1項に定める付随業務として行うものを除きます。）であって、内閣府令で定めるもの（監督官庁の認可が必要） (5) 資金決済に関する法律（平成21年法律第59号）第2条第2項に規定する資金移動業（監督官庁の認可が必要） (6) 保険金信託業務（監督官庁の認可が必要） (7) 投資信託若しくは外国投資信託の受益証券又は投資証券若しくは外国投資証券の売買（監督官庁の認可（不特定かつ多数を相手とする業務に限ります。）が必要）等

運用規制

保険業法第97条の規定により、保険会社による、保険料として収受した金銭その他の資産の運用は、次に掲げる方法に限定されています。

- ・ 有価証券（金融商品取引法第2条第1項に規定する有価証券及び同条第2項の規定により有価証券とみなされるものをいいます。）の取得（（ ）金銭債権の取得、（ ）短期社債等の取得、（ ）民法に規定する組合契約又は商法に規定する匿名組合契約に係る出資、（ ）金銭、金銭債権、有価証券又は不動産等の信託及び（ ）有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除きます。）
- ・ 不動産の取得
- ・ 金銭債権の取得
- ・ 短期社債等の取得
- ・ 金地金の取得
- ・ 金銭の貸付け（コールローンを含みます。）
- ・ 有価証券の貸付け
- ・ 民法に規定する組合契約又は商法に規定する匿名組合契約に係る出資
- ・ 預金又は貯金
- ・ 金銭、金銭債権、有価証券又は不動産等の信託
- ・ 有価証券関連デリバティブ取引
- ・ デリバティブ取引（有価証券関連デリバティブ取引及び暗号等資産（金融商品取引法第2条第24項第3号の2に規定する暗号等資産をいいます。）又は暗号等資産関連金融指標（金融商品取引法第185条の22第1項第1号に規定する暗号等資産関連金融指標をいいます。）に係る取引を除きます。）
- ・ 金融等デリバティブ取引
- ・ 先物外国為替取引
- ・ 上記に掲げる方法に準ずる方法

加えて、保険業法第97条の2の規定により、特別勘定（保険業法第118条の規定に基づき、当該保険契約に係る責任準備金の金額に対応する財産をその他の財産と区別して経理するために設ける特別の勘定をいいます。）又は積立勘定（保険業法施行規則第30条の3第1項（保険業法施行規則第63条で準用される場合を含みます。）の規定により設ける勘定をいいます。）以外の勘定（一般勘定）においては、資産の運用対象が特定の相手方に偏ることのないよう同一人に対する株式、社債、貸付金等の投資額の合計を総資産の10%以内（貸付金等については特に3%以内）とする制限が設けられています。

なお、特別勘定については、同一人に対する投資額に関する制限は設けられていません。

監督

保険業法の規定により、保険会社は監督官庁の監督を受けており、監督官庁には広範な監督権限が与えられています。保険業法の法令等のうち特に重要なものに違反した場合等には、保険会社の免許を取り消すことができます。監督官庁による監督の主な内容は、次に掲げるとおりです。

(a) 事業方法書等に定めた事項の変更に関する認可・届出

保険業法第123条の規定により、事業方法書、普通保険約款、並びに保険料及び責任準備金の算出方法書に定めた事項を変更しようとするときには、監督官庁の認可を取得することが必要となります。但し、保険契約者等の保護に欠けるおそれが少ないものとして、保険業法施行規則で定める事項については、認可の取得は不要ですが、あらかじめ監督官庁に届出を行うことが必要となります。

(b) 定款の変更の認可

保険業法第126条の規定により、次に掲げる事項に係る定款の変更についての総代会の決議は監督官庁の認可を受けなければその効力を生じません。

- ・商号又は名称
- ・基金の償却に関する事項
- ・社員の退社事由
- ・総代の定数及び選出方法に関する事項
- ・その他保険業法第126条各号に定める事項

(c) 届出事項

保険業法第127条の規定により、次に掲げる事項に該当するときには監督官庁に届出を行うことが必要となります。

- ・資本金の額又は基金の総額を増額しようとするとき
- ・他に特段の定めのある事項以外の事項に係る定款の変更をしたとき
- ・外国において支店若しくは従たる事務所又は駐在員事務所を設置しようとするとき
- ・その他保険業法第127条第1項各号に定める事項

(d) 報告又は資料の提出

保険業法第128条の規定により、監督官庁は、保険会社の業務の健全かつ適切な運営を確保し、保険契約者等の保護を図るため必要があると認めるときには、保険会社に対し、その業務又は財産の状況に関し報告又は資料の提出を求めることができます。

(e) 立入検査

保険業法第129条の規定により、監督官庁は、保険会社の業務の健全かつ適切な運営を確保し、保険契約者等の保護を図るため必要があると認めるときには、監督官庁の職員に、保険会社の営業所、事務所その他の施設に立ち入らせ、その業務若しくは財産の状況に関し質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができます。

(f) 業務の停止等

保険業法第132条の規定により、監督官庁は、保険会社の業務若しくは財産又は保険会社及びその子会社等の財産の状況に照らして、当該保険会社の業務の健全かつ適切な運営を確保し、保険契約者等の保護を図るため必要があると認めるときは、当該保険会社に対し、

- ・ 措置を講ずべき事項及び期限を示して、経営の健全性を確保するための改善計画の提出を求め、若しくは提出された改善計画の変更を命じ、又は、
- ・ その必要の限度において、期限を付して当該保険会社の業務の全部若しくは一部の停止を命じ、若しくは当該保険会社の財産の供託その他監督上必要な措置を命じることがあります。

これらの命令のうち、保険会社の保険金等の支払能力の充実の状況によって必要があると認めるときにするものは、保険会社の保険金等の支払能力の充実の状況に係る区分に応じ内閣府令・財務省令で定めるものでなければならぬとされており、「早期是正措置」と呼ばれています。

早期是正措置とは、生命保険会社の業務の適切な運営を確保し、保険契約者の保護を図ることを目的として1999年4月から導入された制度です。

生命保険会社のソルベンシー・マージン比率が200%を下回った場合には、その状況に応じて監督官庁が業務の改善等の命令を発動することで、早期に経営改善への取組を促していかうとする制度であり、ソルベンシー・マージン比率の区分等に応じて、次のとおり措置内容が定められています。

区分	ソルベンシー・マージン比率	措置の内容
非対象区分	200%以上	なし
第一区分	100%以上200%未満	経営の健全性を確保するための合理的と認められる改善計画の提出の求め及びその実行の命令
第二区分	0%以上100%未満	次の保険金等の支払能力の充実に資する措置に係る命令 (1) 保険金等の支払能力の充実に係る合理的と認められる計画の提出及びその実行 (2) 配当の禁止又はその額の抑制 (3) 契約者配当又は社員に対する剰余金の分配の禁止又はその額の抑制 (4) 新規に締結しようとする保険契約に係る保険料の計算の方法(その計算の基礎となる係数を要する場合には、その係数を含みます。)の変更 (5) 役員賞与の禁止又はその額の抑制その他の事業費の抑制 (6) 一部の方法による資産の運用の禁止又はその額の抑制 (7) 一部の営業所又は事務所における業務の縮小 (8) 本店又は主たる事務所を除く一部の営業所又は事務所の廃止 (9) 子会社等の業務の縮小 (10) 子会社等の株式又は持分の処分 (11) 保険業法第98条第1項各号に掲げる業務その他の保険業法第97条の規定により行う業務に付随する業務、保険業法第99条の規定により行う業務又は他の法律により行う業務の縮小又は新規の取扱いの禁止 (12) その他金融庁長官が必要と認める措置
第三区分	0%未満	期限を付した業務の全部又は一部の停止の命令

ソルベンシー・マージン比率が0%未満であっても、実質純資産額がプラスとなる場合又はプラスとなることが見込まれる場合には、第二区分の措置が採られることがあります。

ソルベンシー・マージン比率が0%を上回っていても、実質純資産額がマイナスとなる場合又はマイナスとなることが見込まれる場合には、第三区分の措置が採られることがあります。

生命保険会社が、第二区分又は第三区分に該当したことを知った後、速やかに当該区分を超える限度までソルベンシー・マージンを確実に改善するための合理的と認められる内容の改善計画を自ら策定し、監督官庁に提出した場

合は、当該経営改善計画達成後に該当することになると見込まれる区分(非対象区分は除きます。)に応じた措置が採られることがあります。

(ソルベンシー・マージン比率)

ソルベンシー・マージン(solvency margin)とは、「支払余力」という意味です。生命保険会社は、将来の保険金等の支払に備えて責任準備金を積み立てており、通常予測できる範囲のリスクについては、この責任準備金で対応します。しかし、大災害や株価の大暴落等、通常の予測を超えてリスクが発生した場合に、これに対応できる「支払余力」を有しているかどうかを判断するための行政監督上の指標の一つがソルベンシー・マージン比率です。生命保険会社の単体のソルベンシー・マージン比率は以下のとおりです。

$$\text{ソルベンシー・マージン比率(\%)} = \frac{\text{ソルベンシー・マージン総額}}{\text{リスクの合計額} \times \frac{1}{2}} \times 100$$

ソルベンシー・マージン総額

()貸借対照表の純資産の部の合計額から剰余金の処分として支出する金額(翌事業年度に社員に対する剰余金の分配として支出する額を含みます。)、貸借対照表の評価・換算差額等の科目に計上した金額、保険業法第113条前段の規定により貸借対照表の資産の部に計上した金額及び繰延資産として貸借対照表の資産の部に計上した金額を控除した額、()価格変動準備金、()危険準備金、()一般貸倒引当金、()(その他有価証券評価差額金(税効果控除前)・繰延ヘッジ損益(税効果控除前))×90%(マイナスの場合100%)、()土地の含み損益×85%(マイナスの場合100%)、()全期チルメル式責任準備金相当額超過額、()負債性資本調達手段等、()控除項目及び()その他の項目の合計額。

リスクの合計額

保険リスク、第三分野保険の保険リスク、予定利率リスク、資産運用リスク、経営管理リスク及び最低保証リスク等、通常予測できる範囲を超える諸リスクを数値化して、その相当額を算出。

保険リスク相当額

保険リスク(実際の保険事故の発生率等が通常の予測を超えることにより発生しうる危険のうち、第三分野保険に係るもの以外のもの)に対応する金額。

第三分野保険の保険リスク相当額

第三分野保険の保険リスク(実際の保険事故の発生率等が通常の予測を超えることにより発生しうる危険のうち、第三分野保険に係るもの)に対応する金額。

予定利率リスク相当額

予定利率リスク(責任準備金算出の基礎となる予定利率を確保できなくなる危険)に対応する金額。

資産運用リスク相当額

資産運用リスク(資産の運用等に関する危険であって、保有する有価証券その他の資産の通常予測を超える価格の変動その他の理由により発生しうる危険)に対応する金額。

経営管理リスク相当額

経営管理リスク(業務の運営上通常の予測を超えて発生しうる危険であって、保険リスク、第三分野保険の保険リスク、予定利率リスク、資産運用リスク及び最低保証リスクに該当しないもの)に対応する金額。

最低保証リスク相当額

最低保証リスク(特別勘定を設けた保険契約であって、保険金等の額を最低保証するものについて、当該保険金等を支払うときにおける特別勘定に属する財産の価額が、当該保険契約が最低保証する保険金等の金額を下回る危険であって、当該特別勘定に属する財産の通常の予測を超える価額の変動等により発生しうる危険)に対応する金額。

日本生命の単体のソルベンシー・マージン比率は、2023年3月期末：1,019.9%、2024年3月期末：980.0%であります。2024年3月期末のソルベンシー・マージン比率が前期末比で低下したのは、有価証券の含み益の増加により、マージンは増加したものの、リスクの増加の影響が大きいこと等によるものです。

なお、2012年3月期末から、単体ベースのソルベンシー・マージン比率に加え、連結ベースでのソルベンシー・マージン比率が導入され、早期是正措置の指標として使用されています。

日本生命の連結ソルベンシー・マージン比率は、2023年3月期末：1,071.4%、2024年3月期末：1,025.7%であります。2024年3月期末の連結ソルベンシー・マージン比率が前期末比で低下したのは、有価証券の含み益の増加により、マージンは増加したものの、リスクの増加の影響が大きいこと等によるものです。

(実質純資産額)

実質純資産額とは、貸借対照表の資産の部に計上されるべき金額(有価証券・動産不動産等については、時価で評価)の合計額が、負債の部に計上されるべき金額の合計額(但し、危険準備金・価格変動準備金等を除きます。)を上回る金額です。

日本生命の実質純資産額は、2023年3月期末：16兆8,053億円、2024年3月期末：20兆1,549億円であります。2024年3月期末の実質純資産額が前期末比で増加したのは、有価証券の含み益の増加等によるものです。

ソルベンシー・マージン比率が200%を下回ることや、実質純資産額がマイナスとなること等により、早期是正措置等の監督官庁による監督措置が採られた場合、又は法令等の改正や解釈の変更がなされた場合には、日本生命の保険業の運営に重大な影響を与える可能性があります。また、監督措置が採られる水準とならない場合でも、ソルベンシー・マージン比率の低下等により日本生命の信用力が低下し、日本生命の保険業の運営に重大な影響を与える可能性があります。

かかるリスクに備え、日本生命では、網羅的にリスクを洗い出し、運用環境が大幅に悪化するシナリオや、大規模災害等により保険金・給付金の支払が増加するシナリオを想定したストレステストを実施し、健全性に与える影響を分析しています。ストレステストの結果はリスク管理委員会等に報告し、財務基盤の強化等の検討に役立てています。しかしながら、上記取組によって上記リスクが消滅するわけではなく、当該取組について十分な成果をあげることができない場合、日本生命の保険業の運営に重大な影響を与える可能性があります。

生命保険契約者保護機構

生命保険業界では、生命保険会社が万一破綻した場合の保険契約者の保護を充実させるため、保険業法に基づいて、生命保険契約者保護機構(以下「保護機構」といいます。)を1998年12月に設立しました。現在、国内で事業を営む全ての生命保険会社が会員として加入しています。

保護機構の財源は、会員である生命保険会社の拠出金からなっています。会員各社は、保護機構の定款に定める基準により毎年負担金を納付し、その支出年度において、事業費として計上します。各社が負担する拠出金は、各社の収入保険料及び責任準備金等のシェアに応じて算出されます。

もっとも、各社からの拠出金によって積立を行っていた保護機構の財源は、2022年3月末で保護機構の定款に定める上限額である4,000億円に到達しました。これに伴い、2022年度以降、各社は拠出金の負担が不要となっています。但し、生命保険会社の破綻が生じ、保護機構による資金援助が発生した場合等には各社による拠出金の負担が再開します。

なお、2027年3月末までに生命保険会社が破綻した場合で、生命保険会社各社の負担金だけで資金援助等の対応ができない場合には、国会審議を経て、国から保護機構に対して補助金を交付することが可能とされています。

経済価値ベースのソルベンシー規制

経済価値ベースのソルベンシー規制については、近年、国際的にIAIS(保険監督者国際機構)等において、その導入に向けた検討が行われ、2020年から5年間のモニタリング期間が設けられ、モニタリング期間終了後に適用予定と公表されています。また、日本では、2020年6月に公表された「経済価値ベースのソルベンシー規制等に関する有識者会議報告書」において、「中長期的な健全性の確保を通じて契約者保護を図りつつ、保険会社が持続可能な形で各種の保険ニーズに応えていくための規制・競争環境を整えるためには、ESRに基づくソルベンシー規制に出来る限り早期に移行することが必要である。」「他方で、ESRを規制として導入することで、メリットを自動的に、かつ副作用無しに実現できるとは限らない。会議の中では、特に「保険会社の経営行動への影響」、「消費者ニーズに沿った商品提供への影響」及び「保険会社の主体的なリスク管理高度化等への影響」の観点に留意しつつ、制度設計を行っていくことが必要ではないかとの意見があった。」「こうした課題を回避しつつ、経済価値ベースの考え方のメリットを享受するためには、「保険会社の内部管理のあり方も踏まえた多面的な健全性政策」を目指すことが一つの選択肢であると考えられる。」と記載されています。また、タイムラインについては、「技術的な調整、実際の基準の策定に向けた作業等を進め、2024年春頃の基準の最終化、2025年4月より施行(2026年3月期より新規制下での計算を開始)」といったタイムラインを念頭に置いて、着実な検討を進める必要がある」と記されています。なお、2024年5月に金融庁が公表した「経済価値ベースのソルベンシー規制等に関する残論点の方向性」においても、「2025年度に新たなソルベンシー規制(中略)を導入することを前提に(中略)引き続き着実に準備・検討を進めていく。」とされており、新規制導入のタイムラインに変更がない方針が示されています。

将来的に経済価値ベースのソルベンシー規制が導入されることにより提案される可能性がある基準改正等により、日本生命を含む生命保険会社又はその子会社等を含むグループのソルベンシー・マージン比率が低下する可能性があり、生命保険業界又は日本生命の信用力の低下につながる場合には、日本生命の保険業の運営に悪影響を与える可能性があります。

保険契約に係る会計基準の国際的動向

国際会計基準審議会（IASB）により、2017年5月にIFRS17「保険契約」が公表されました（2023年1月1日以後に開始する事業年度より適用開始）。

当該基準又は当該基準に準じる基準が日本において適用された場合、日本生命の保険契約準備金の評価額等が変更となる可能性があります。また、現行の会計基準と比較して、日本生命の財務数値の決算期ごとの変動が大きくなる可能性があります。そのため、当該基準又は当該基準に準じる基準が日本において適用された場合には、日本生命の財務状態に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 民間生命保険会社の契約動向及び競合状況に関するリスク

契約動向

民間生命保険会社の2024年3月期末の保有契約金額は、個人保険・個人年金保険・団体保険の合計で約1,306兆円となっており、前期末比で減少しています。また、2023年度の新契約高は、個人保険・個人年金保険・団体保険の合計で約63兆円となっており、前期比で減少しています。

今後、国内景気の低迷や、低金利の長期化、金融危機の再燃、他の生命保険会社の破綻、又は少子高齢化・人口減の進展等により、生命保険市場全体が悪影響を受ける場合には、解約の増加や新規契約の減少等、日本生命の業績にも悪影響を及ぼす可能性があります。

競合の状況

2024年6月6日現在、国内における民間生命保険会社は、「生命保険業免許」を受けて営業している会社が日本生命を含めて41社あります。

生命保険業界ではこれまでに国内損害保険会社や欧米大手保険グループによる新規参入や、インターネットを主要チャネルとする生命保険会社の新規設立、乗合代理店マーケット開拓に向けた生命保険子会社の設立・買収、外資系保険会社による保険会社買収、日本郵政公社の民営化等の競争環境の変化が見られ、国内市場において募集活動をめぐり同業他社と激しい競合関係にあります。また、近年では、より柔軟な経営を目的とした大手生保による相互会社から株式会社への組織変更の実施や国内生命保険会社による海外保険会社の買収も見られます。

その他にも、民間生命保険会社が提供する生命保険と類似する機能を持つものとして、農業協同組合や、全国労働者共済生活協同組合連合会及び全国生活協同組合連合会等による生命共済等があり、これらも日本生命の生命保険業と直接の競合関係にあります。

競争環境は上記のとおりであり、日本生命の競争力が低下した場合には、業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(3) 日本生命の事業に関するリスク

商品・サービス

日本生命の商品販売実績は個人保険及び個人年金保険が中心となっており、2024年3月期では、収入保険料の76.0%を占めています。

このため、失業率の上昇や家計消費の低迷等、個人の保険加入動向に影響を与える事象によっては、日本生命の業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

また、2024年3月期末における、日本生命の主な商品別保有契約高及び件数の個人保険及び個人年金保険における構成比は、定期保険：41.4%及び29.2%、終身保険：22.6%及び16.2%、個人年金保険：16.9%及び11.7%、医療保険：0.0%及び14.3%といった商品構成となっています。

近年、生命保険市場においては、高齢化の進展等により着実に資産形成を行いたいという「増やす」ニーズや「生きる」ニーズ等、顧客ニーズが多様化しており、商品・サービスの競争の激化といった状況が発生しています。日本生命もこうしたニーズ・環境の変化への対応として、2012年4月からはこれまでの「主契約に特約を付加する方式」から、「ひとつひとつの保険を単品としてご提供する方式」へと変更し、多様化するお客様ニーズによりきめ細やかにお応えすることができる「みらいのカタチ」を主力商品として販売しています。

2013年4月からは「ニッセイ学資保険」、2015年4月からは「継続サポート3大疾病保障保険(5つ星)」、2016年4月からは「ニッセイ長寿生存保険(Gran Age)」、2016年10月からは「ニッセイ出産サポート給付金付3大疾病保障保険(ChouChou!)」、2017年10月からは「ニッセイ就業不能保険(もしものときの...生活費)」、2018年4月からは「特定重度疾病保障保険(だい杖ぶ)」、2019年4月からは「入院総合保険(NEW in 1)」、2020年4月からは「認知症保障保険(認知症サポートプラス)」、2021年7月からは「入院継続サポート保険(収 NEW 1)」、2022年4月からは「新3大疾病保障保険“3大疾病 3充マル”」、2024年4月からは「生活サポートW(生活サポート保険)」を販売しています。また金利環境の変化等を踏まえ、2023年1月及び2024年1月には「ニッセイ一時払終身保険(マイステージ)」の予定利率を引き上げています。

提携先及びグループ会社の商品についても、2010年10月より外貨建商品、2015年7月より引受緩和型医療保険、2017年10月からは一時払外貨建養老保険の販売を開始する等、多様なお客様ニーズにお応えしています。加えて、銀行窓販向けには外貨建ての一時払終身保険・変額年金保険等の商品を投入しています。

また、日本生命は、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社との間で相互に保険契約の締結等の業務の代理・事務の代行を行うことに関する認可を金融庁から取得しており、損害保険の販売への取組を共同で進めています。

加えて、多様化するニーズに迅速かつきめ細かに対応するため、日本生命、大樹生命保険株式会社、ニッセイ・ウェルス生命保険株式会社、はなさく生命保険株式会社、及びニッセイプラス少額短期保険株式会社の国内保険元受会社5社体制を通じて、幅広い商品ラインアップの提供に取り組んでいます。

サービス面においては、お客様ニーズが多様化していく中で、「ずっともっとサービス」、「ベストドクターズ・サービス」、「ご契約者サポートサービス」、「ニッセイご遺族あんしんサポート」、「aruku&(あるくと)×暮らしの脳トレ」、「認知症・介護 あなたのそばのコンシェルジュ」、「ONSEI」、「Mystar(生活習慣改善支援プログラム)」、「身体障がい・介護のときのサポートデスク」といった保険付帯サービスを提供しています。

法人向け分野に関しては、経営者サポートを強化すべく、2016年6月より遡増定期保険の保険料率の改定を通じた商品魅力の向上を図り、2017年4月からは経営者様の健康状況に応じ、オーダーメイドで必要保障を設計いただける「傷害保障重点期間設定型長期定期保険(プラチナフェニックス)」を発売しました。

また、企業の福利厚生制度について「企業が一律に提供する制度」から「従業員自らの努力を企業が支援する制度」へとシフトしつつあることを受け、自助努力商品を中心に団体保険・団体年金両分野において、企業の福利厚生制度全体の充実に向けた総合リスクコンサルティングの提案を進めています。2022年4月からは低金利環境での安定的な資産運用をサポートする「ニッセイ一般勘定プラス」を発売しました。また、2023年1月からは中堅企業における福利厚生制度の充実をサポートする「新無配当扱特約付団体定期保険(みんなの団体定期保険)」も発売しました。

加えて、企業・団体・健康保険組合・共済組合向けにニッセイ健康増進コンサルティングサービス「Wellness-Star」として、糖尿病予防プログラムやストレスチェックの新集団分析サービス「SAAGAS(サーガス)」等を提供しています。

しかし今後、日本生命が顧客ニーズに合致した商品・サービスの提供ができない場合、日本生命の大きな収入源である個人保険及び個人年金保険の商品に対する顧客離れが進み、日本生命の業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

販売チャネル

日本生命は、主に家庭や職域等できめ細かなコンサルティングサービスの提供を行う、営業職員を主力販売チャネルとしており、単体の営業職員数は2024年3月期末で47,937名となっています。これに加え、変化・多様化する顧客ニーズに対応するため、顧客接点の高度化を推進しています。

主力の営業職員チャネルにおいては、営業職員の育成体系の一層の充実や給与・処遇向上を通じた長く安定的に働くことのできる営業職員組織の構築に努めているほか、公的保険制度等を踏まえて必要保障額を算出するツール「みらいコンサルタント」等を活用したコンサルティング力の向上や自治体との連携協定取り組みの深化等を通じた営業職員の活動先の持続的な確保に取り組んでいます。

また、営業職員チャネルの他にも、

- ・ 来店型の店舗(窓口)であるニッセイ・ライフプラザ
- ・ 主要金融機関の関係代理店、会計士、税理士、生損保プロ代理店(訪問型・店舗型)等の代理店チャネル
- ・ 保険販売に関する代理店委託契約を結んだ銀行等のいわゆる金融機関窓販チャネル
- ・ Web完結での保険販売やデジタルを活用したインサイドセールス

等を販売チャネルとして有しており、加えて企業等への販売を行う本部組織も有しています。

今後、生命保険市場の低迷、主力販売チャネルである営業職員数の減少、又は新たな販売チャネルの開拓・活用の遅れ等によって、日本生命が十分な販売量を確保できない場合、日本生命の競争力が低下し、業績に悪影響を与える可能性があります。

グループ・提携戦略

日本生命は、これまで、多様な収益機会を取り込み、収益力を強化する観点から、精力的にグループ事業の強化に取り組んできました。

具体的には、

(国内保険事業)

- ・ 営業職員領域をさらに強化・発展させるとともに、多様化するお客様ニーズに機動的に対応することを目指した、三井生命保険株式会社(現:大樹生命保険株式会社)との経営統合
- ・ 金融機関窓販領域における商品ラインアップの拡充や販売体制強化を目指したマスマチュアル生命保険株式会社(現:ニッセイ・ウェルス生命保険株式会社)との経営統合及び金融機関窓販基盤の一層の強化・拡充を目的とした100%子会社化及びニッセイ・ウェルス生命保険株式会社の今後の事業拡大に備えた財務基盤の一層の強化を目的に、2022年12月及び2023年11月の第三者割当増資の実施と日本生命による引受け
- ・ 代理店領域でお客様ニーズを的確に捉えた商品を機動的に提供することを目的とした、はなさく生命保険株式会社の設立及びはなさく生命保険株式会社の今後の事業拡大に備えた財務基盤の一層の強化を目的に、2021年3月及び2023年11月の第三者割当増資の実施と日本生命による引受け
- ・ 生保・損保の両領域で、お客様の保障ニーズを満たす様々な保険商品を迅速に提供するニッセイプラス少額短期保険株式会社の設立

(海外保険事業)

- ・ 先進国の中でも高い人口増加率を背景に今後も高成長が期待できる豪州の生命保険市場における、豪州大手銀行の一つであるナショナルオーストラリア銀行傘下の生命保険会社であるMLC Limited(以下「MLC」といいます。)の子会社化

(アセットマネジメント事業)

- ・ 堅調な経済発展等を背景に今後も成長が期待できるインド資産運用事業におけるReliance Nippon Life Asset Management Limited(現:Nippon Life India Asset Management Limited)の子会社化等を行い、グループ会社との協業取組・効率化取組の推進や、日本生命のノウハウ共有等、シナジー創出に向けた取組を推進

引き続き日本生命では、中期経営計画で掲げる、「誰もが、ずっと、安心して暮らせる社会」の実現に向け、「生命保険を中心にアセットマネジメント・ヘルスケア・介護・保育等の様々な安心を提供する“安心の多面体”としての企業グループ」として、長期的に人・地域社会・地球環境に対する「社会的価値」と、「経済的価値(当社グループの成長)」の双方を拡大し、契約者利益の維持・拡大、更なる社会的価値拡大に繋げる好循環構造の創出を目指して、各種取り組みを進めてまいります。

具体的には、以下のとおりです。

- ・ 国内保険事業においては、お客様・マーケットを中心に据えつつ、グループ各社の強みを活かした「独自性・競争力を備えた保険・サービスの追求」と「顧客接点の高度化による付加価値の創造」による社会的価値の拡大を通じ、縮小する国内保険マーケットにおける中長期的な“新契約価値の向上”・“保険関係損益の維持”を目指してまいります。

- ・ 海外保険事業においては、各現法人の課題に応じた支援、追加出資を通じた成長角度的引き上げ等による既存事業の成長や、米国等の先進国を中心とした保険・アセットマネジメント会社への大型新規出資の検討等による事業規模の拡大を実現してまいります。
- ・ アセットマネジメント事業においては、グループ会社の運用機能・人材の集約等を通じた運用体制の高度化による運用力強化や、資産運用商品・サービスの拡販による国内アセマネ市場におけるシェア拡大を目指してまいります。
- ・ ヘルスケア事業、介護・保育事業においては、商品・サービスの拡充を本格化を通じた事業モデルの確立を目指してまいります。

しかしながら、これらのグループ・提携戦略について、十分な成果をあげることができない場合、出資の毀損、事業費の増加等、日本生命の業績に悪影響を与える可能性があります。

子会社であるMLCについて、所得補償保険の支払増加等による収支悪化を背景に、2019年12月、MLCは増資を行い、日本生命は、当該増資に伴い発行された新株を引き受けました。なお、日本生命の2019年度決算において、単体では株式評価損、連結ではのれん全額の減損損失を計上しています。さらに、世界的な新型コロナウイルス感染症拡大等を受け、支払・解約の増加等による業績下押しリスクへの対応が必要な状況となったため、MLCは2020年6月と12月に追加の増資を行い、2020年12月に劣後債の発行を行い、日本生命はMLCの要請を受けて当該増資に伴い発行された新株及び劣後債を引き受けました。今後も厳しい状況が続いた場合、さらなる資本対応を行う可能性があります。

収支の状況

(a) 生命保険料と収支の構造

生命保険料は、保険種類、契約時の被保険者の年齢、性別、保険期間、保険金額等によって、次に掲げる計算基礎率（予定死亡率・予定利率・予定事業費率等）に基づいて決められます。

計算基礎率	内容
予定死亡率	過去の統計をもとに、性別・年齢別の死亡者数を予測し、将来の保険金の支払等に於けるための必要額を算出するために用いる死亡率を予定死亡率といたします。
予定利率	保険料の設定においては、資産運用による一定の収益をあらかじめ見込んで割り引いていますが、このあらかじめ見込む割引率を予定利率といたします。
予定事業費率	保険料の設定においては、保険金の支払や保険料の収納等の必要な事業費をあらかじめ見込んでいますが、その見込む事業費の率を予定事業費率といたします。

これらの計算基礎率は、通常、保守的に設定していますので、特に有配当保険においては、実績との差額が生じることが多くなります。有配当保険においては、この差額（剰余金）に基づいて、社員配当（株式会社においては契約者配当）が支払われます。

但し、一部の契約については、実際の運用利回りが予定利率を下回る、いわゆる「逆ざや」の状態にあります（「逆ざや」につきましては、後記(c)「利差の状況」を御参照下さい。）。

また、事業費の増加等により事業費率が予定事業費率を上回る場合に差損が発生する可能性があるほか、大災害や新型インフルエンザ等のパンデミック被害の発生等により一時的に死亡率が急上昇して予定死亡率を上回る場合は、日本生命の業績に悪影響を及ぼす可能性があります。大規模災害等のリスクについては、後記「大規模災害等」も御参照下さい。

(b) 損益計算書と基礎利益

損益計算書

生命保険会社の損益計算書は、生命保険業の性格上、一般の企業のように営業損益と営業外損益といった区分がない等の特徴があります。

生命保険会社の「経常収益」の主なものは、保険料等収入並びに利息及び配当金等収入・有価証券売却益・特別勘定資産運用益等の資産運用収益です。これに対して「経常費用」の主なものは、保険金、年金、給付金、解約返戻金等の保険金等支払金、責任準備金等繰入額、有価証券売却損・有価証券評価損及び特別勘定資産運用損等の資産運用費用並びに会社運営のための事業費です。経常収益から経常費用を差し引いた後の利益が経常利益となります。

このように、生命保険会社の経常利益には、保険に係わる損益のほか、資産運用に係わる損益等も含まれるため、金融不安の再燃や急激な為替相場の変動等により運用環境が悪化した場合、多額の有価証券評価損が発生して経常損失が発生する等、日本生命の業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

経常利益等の明細(基礎利益)

「基礎利益」とは、一年間の保険本業の収益力を示す指標の一つです。

これに有価証券売却益、有価証券売却損及び有価証券評価損等の「キャピタル損益」と危険準備金戻入額、危険準備金繰入額や追加責任準備金繰入額及び貸付金償却等の「臨時損益」を加えたものが上記の「経常利益」となります。ここでいう保険本業とは、収納した保険料や運用収益から保険金・年金・給付金等を支払ったり、将来の支払に備えるために責任準備金を積み立て、運用したりすること等をいいます。基礎利益は、危険差損益、利差損益及び費差損益の合計ですが、それぞれ以下のような状況が発生し、損失が発生した場合は、日本生命の業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

- ・ 危険差損益：予定死亡率に基づく保険金・給付金等支払予定額と実際の保険金・給付金等支払額との差額を指します。大災害や新型インフルエンザ等のパンデミック被害の発生等により一時的に死亡率が急上昇して保険金・給付金等の支払額が増加した場合は、損失が発生する可能性があります。
- ・ 利差損益：後記(c)「利差の状況」を御参照下さい。
- ・ 費差損益：予定事業費率に基づく事業費支出予定額と実際の事業費支出との差額を指します。予定を上回る事業費の増加等により、損失が発生する可能性があります。

基礎利益については、損益計算書に項目が設けられていないため、生命保険会社各社がディスクロージャー誌において別途項目を設け、2001年3月期決算から公表しています。

日本生命の損益計算書における経常利益と基礎利益の関係は後記(ロ)「日本生命2023年度決算」「2023年度決算について」 . 「2023年度決算の概要」9.経常利益等の明細(基礎利益)のとおりです。

(c) 利差の状況

生命保険会社は、保険料を計算するにあたり、資産運用を通じて得られる収益をあらかじめ見込んで、その分保険料を割り引いて計算しています。この割引率を予定利率といい、市中金利水準等を勘案し、安全を見込んで設定しています。そのため、保険会社は、毎年割り引いた分に相当する金額(予定利息)等の負債コストを運用収益等で確保する必要があります。負債コストを上回る運用収益等を確保した場合、その超過分を利差益といいます。

しかし、金利が長らく低水準で推移する中で、この負債コストを実際の運用収益等で賄えない状態、つまり利差損が生じている状態が一部の契約で発生しており、これを「逆ざや」状態といいます。

「逆ざや」による負担を単年度の全体収益で補えない場合、経営の健全性にマイナスの影響を与えることになります。

日本生命は、1993年3月期以降、一部契約における「逆ざや」の負担から会社全体として利差損となる状態が続きましたが、逆ざや解消への取組等により、2011年3月期より14年連続で利差益を確保しています。

しかし、今後、金利の低下や企業業績の悪化等による利息配当収入等の減少が続く場合には、再び利差損に転じる等、日本生命の業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

かかるリスクに備え、日本生命では、新契約の予定利率について、市場の状況等を踏まえて見直しを行うとともに、保有契約についても、追加責任準備金を積み立てることで、平均予定利率の水準をコントロールしています。一方、基礎利益上の運用収支等の利回りについても、運用力強化に向けた様々な取組を通じて、低金利環境が継続する中でも高水準の利回りを確保できるよう努めています。しかしながら、かかる取組によって上記リスクが消滅するわけではなく、当該取組について十分な成果をあげることができない場合、日本生命の業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

逆ざや額の算出方法について

生命保険業界では、以下の算式に基づいて逆ざや額を算出しています。

$$\text{逆ざや額} = (\text{基礎利益上の運用収支等の利回り} - \text{平均予定利率}) \times \text{一般勘定責任準備金}$$

- ・基礎利益上の運用収支等の利回りは、基礎利益に含まれる一般勘定の運用収支から社員配当積立利息繰入額を控除したものの一般勘定責任準備金に対する利回り
- ・平均予定利率は、予定利息の一般勘定責任準備金に対する利回り
- ・一般勘定責任準備金は、危険準備金を除く一般勘定の責任準備金について、以下の方法で算出
(期始責任準備金 + 期末責任準備金 - 予定利息) ÷ 2

財産の状況

(a) 責任準備金

責任準備金は、生命保険会社が将来の保険金等の支払を確実にを行うために、保険料や運用収益等を財源として保険業法により積み立てが義務づけられている準備金の中で、生命保険会社の負債の最も大きな部分を占めています。

なお、責任準備金の経理処理は期中においては行わず、決算期末において必要な積立額を計算し、前期末の積立額との差額を損益計算書に計上します。即ち、当期末要積立額が前期末積立額を上回る場合にはその差額を責任準備金繰入額として経常費用の科目に計上し、当期末要積立額が前期末積立額を下回る場合にはその差額を責任準備金戻入額として経常収益の科目に計上します。

責任準備金の積立水準に関するガイドラインや標準利率・標準生命表は、金融当局である金融庁等によって定められているものですが、今後、これらに変更があった場合には、保険料見直しや責任準備金の積増し等によって、日本生命の業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(b) 金融商品会計

金融商品を時価で財務諸表に反映させることにより企業会計の透明性を高めようとする考え方から、2001年3月期より「金融商品に係る会計基準」が導入され、売買目的で保有する有価証券、デリバティブ等が時価で評価され、2002年3月期からは「その他有価証券」も時価で評価されています。

生命保険会社では、商品の長期性等に由来する負債特性と、それに対応する資産の特性を踏まえ、有価証券をその保有目的に応じて区分し、それぞれ次に掲げる表のように評価します。

金融商品の区分	定義	評価基準	評価差額の取扱い(注1)
売買目的有価証券	時価の変動により利益を得ることを目的として保有する有価証券	時価	損益計算書に計上
満期保有目的の債券	満期まで所有する意図を持って保有する社債その他の債券	償却原価(注2)	-
責任準備金対応債券(注3)	金利変動に対する債券と責任準備金の時価変動を概ね一致させることにより、責任準備金の金利変動リスクを回避することを目的として保有する債券	償却原価(注2)	-
子会社・関連会社株式	-	原価	-
その他有価証券	上記に区分される以外の有価証券	時価(市場価格のない株式等を除きます。)	損益計算書に計上せず、貸借対照表の純資産の部に直接計上(注4)

(注1) 評価差額とは、帳簿価額と時価との差額のことです。

(注2) 償却原価とは、償還金額より安く(高く)取得した場合に、その差額を利益(損失)として償還時に一度に計上せず、所有期間に応じて分割して每期計上し、毎期の計上額に応じて帳簿価額を加算(減算)した価額です。

(注3) 責任準備金対応債券は、保険会社の特性(契約の長期性等)を考慮し、保険会社だけに認められた区分です。

(注4) 税効果部分については資産又は負債の部に計上します。

日本生命における有価証券の保有目的に応じた区分の状況は、後記(ロ)「日本生命2023年度決算」「2023年度決算について」、「2023年度決算補足資料」3.会社計(2)売買目的有価証券の評価損益(会社計)及び(3)有価証券の時価情報(会社計)(売買目的有価証券以外)に記載のとおりです。なお、日本生命のその他有価証券の含み益は、2023年3月期末においては、内外金利の上昇等により7兆3,251億円となり、税効果相当分を除いた5兆2,979億円を「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。2024年3月期末においては、内外株価の上昇等により12兆6,615億円となり、税効果相当分を除いた9兆1,588億円を「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。

今後、株価の下落や円高の進行、外国金利の上昇等によって、含み損益の悪化や評価損の計上等、日本生命の業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(c) 退職給付会計

退職給付債務は、将来支払う見通しの退職給付(一時金及び年金)を一定の割引率等により現在価値に割り引いて算出します。積み立てた年金資産を時価で評価し、退職給付債務よりも年金資産が少なければ、その差額が積立不足となります。日本生命の2024年3月期末における退職給付債務の額は6,084億円で、年金資産は2,391億円、退職給付引当金は3,813億円あります。

今後、割引率等の退職給付債務等の計算基礎が変動する場合や運用環境の悪化等により年金資産が大きく減少した場合等においては、不足額の積立負担が増大し、日本生命の業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(d) 固定資産の減損会計

固定資産の減損会計とは、不動産等の固定資産の資産価値が著しく下落したと考えられる場合に、下落分を減損損失として認識するものです。固定資産の減損会計においては、市場価値が著しく下落している等、減損の兆候がある固定資産について、将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較し、減損損失の認識の判定を行います。この結果、減損損失を認識すべきと判定された資産については、将来キャッシュ・フローの割引現在価値又は正味売却価額のいずれか高い方まで帳簿価額を減額し、減少額を減損損失として損益計算書に計上します。

なお、日本生命の減損損失の計上額は、2023年3月期で114億円、2024年3月期で95億円となっています。

不動産価格の大幅な下落等が発生した場合、減損損失が増大し、日本生命の業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(e) 税効果会計

日本生命は、将来の税金負担額の軽減効果を有すると合理的に見込まれる額を繰延税金資産として計上し、その他有価証券評価差額金等に係る繰延税金負債と相殺した上で、貸借対照表に表示しています。日本生命は、2024年3月期末には繰延税金負債を1兆3,663億円計上しています。繰延税金資産及び繰延税金負債の金額は、回収又は支払が行われると見込まれる期の税率に基づいて計算されることが税効果会計基準において明記されており、税率変更があった場合、過年度に計上された繰延税金資産及び繰延税金負債についても将来の適用税率により再計算されることとなります。

繰延税金資産の計上は、税金負担額の軽減効果に見合う将来の課税所得の見積もり等の前提に基づいて行われています。今後、会計基準等の変更や、将来の課税所得の見積もり額の変更等により、繰延税金資産の一部又は全部の回収が困難であると日本生命が判断した場合は、繰延税金資産の減額により、日本生命の業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(f) 不良債権

日本生命の保険業法に基づく債権（貸付金、貸付有価証券、未収利息、仮払金等について、債務者の財政状態及び経営成績や元本又は利息の返済状況に基づき、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」「危険債権」「三月以上延滞債権」「貸付条件緩和債権」「正常債権」に分類したものは、後記(ロ)「日本生命2023年度決算」「2023年度決算について」、「2023年度決算の概要」11.保険業法に基づく債権の状況のとおりです。

なお、保険業法に基づく債権のうち「正常債権」以外がいわゆる「不良債権」にあたります。

貸倒引当金は、資産査定基準及び償却・引当基準に則り積み立てていますが、今後の景気動向によって新たに多額の不良債権が発生し、既に積み立てている貸倒引当金で対応できない場合には、日本生命の業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

近時の経済金融環境

経済金融環境の変化は、日本生命の業績に悪影響を及ぼす可能性があります。今後、例えば、国内金利の低下、円高や株安が進行した場合には、利息及び配当金等収入の減少や有価証券評価損の増加等から、資産運用に係わる収支が悪化する可能性があります。また、経済金融環境の変化等によって企業活動や家計等の実体経済が悪化した場合には、日本生命の取引先企業の業況悪化に伴う不良債権の増加、あるいは生命保険販売における新契約業績の悪化、解約・失効の増加等に影響する可能性があります。

このように、今後、経済金融環境が悪化した場合は、直接的又は間接的に日本生命の業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

かかるリスクを踏まえ、日本生命は、網羅的にリスクを洗い出し、運用環境が大幅に悪化するシナリオや、大規模災害等により保険金・給付金のお支払が増加するシナリオを想定したストレステストを実施し、健全性に与える影響を分析しています。ストレステストの結果はリスク管理委員会等に報告し、財務基盤の強化等の検討に役立てています。しかしながら、かかる取組によって上記リスクが消滅するわけではなく、当該取組について十分な成果をあげることができない場合、日本生命の業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

大規模災害等

地震、津波、台風等の大規模災害、感染症の大流行、戦争その他の変乱、水道、電気、ガス、通信・金融サービス等に係る社会的インフラの重大な障害や混乱等が発生した場合には、以下のような事態が発生する可能性があります。

- ・ 当初の想定を超える保険金の支払い、又は保険契約解約の発生
- ・ 新規の保険営業機会の低下や保険ニーズの低下による収入保険料の減少
- ・ 外出自粛要請の発令等による経済活動の停滞と、金融市場におけるリスク回避志向の高まりによる保有株式等の価値の毀損

また、大規模災害等による予定外の資金流出により資金繰りが悪化し、資金確保に通常よりも著しく低い価格での資産売却を余儀なくされることにより損失を被る可能性(資金繰りリスク)があります。

日本生命は、保険金支払いに備えて保険業法上の基準に従って危険準備金を積み立てているほか、資金繰りリスクに対しては、資産運用計画や日々の資金繰りにおいて、流動性の高い資産を一定の水準以上確保することにより対応しています。しかしながら、かかる取組によって上記リスクが消滅するわけではなく、当該取組について十分な成果をあげることができない場合、日本生命の業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

内部統制システムの整備

日本生命は、業務の適正を確保し、企業価値の向上を図るため、取締役会で「内部統制システムの基本方針」を制定しています。この方針に基づき、以下の体制をはじめとした内部統制システムの整備を行っています。

しかし、かかる体制の整備にもかかわらず、構築した体制が十分に機能しない場合や欠陥が発生した場合等においては、後記「コンプライアンス(法令等遵守)の推進」に記載のコンプライアンス上の問題が発生し、又は、後記「リスク管理」に記載のリスクが顕在化する等、それによって直接的な損害又は支出が発生する可能性があるほか、日本生命の信用力が低下し、業績に悪影響を与える可能性があります。

[主な内部統制システムの体制]

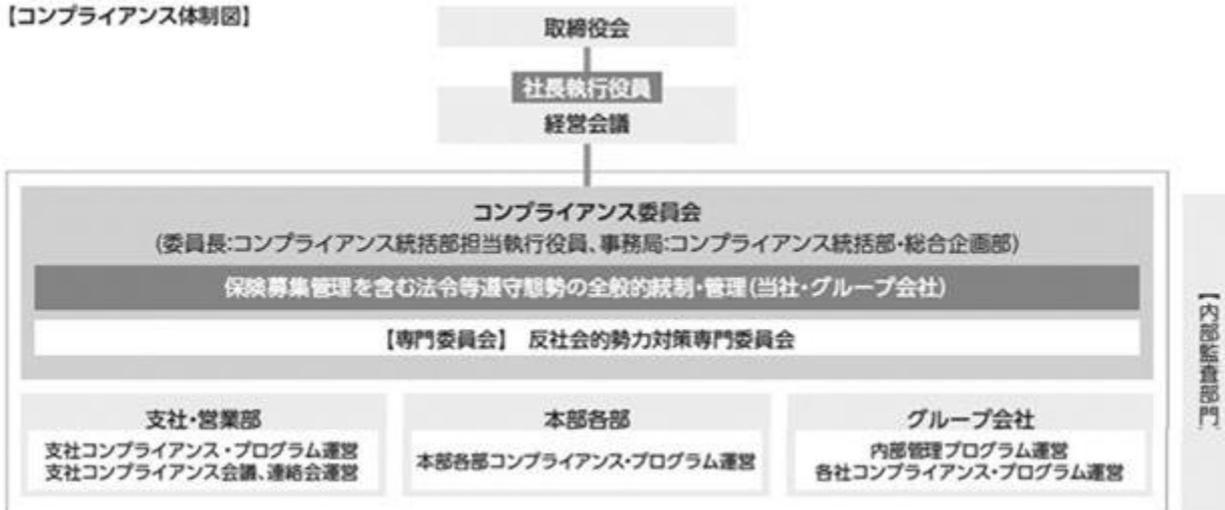
- | | |
|------------------|--------------------|
| ・ 経営管理体制 | ・ 危機管理体制 |
| ・ 担当執行役員制による執行体制 | ・ 情報管理体制 |
| ・ コンプライアンス推進体制 | ・ 財務報告の信頼性確保のための体制 |
| ・ 反社会勢力への対応統制 | ・ 内部監査体制 |
| ・ 内部通報体制 | ・ グループ会社管理体制 |
| ・ リスク管理体制 | |

コンプライアンスの推進

日本生命は、コンプライアンスとは、狭義の法令にとどまらず、あらゆる社会規範を遵守すること、そして、お客様・社会の信頼に応え、誠実に仕事をしていくことであると考えています。全役員・職員がコンプライアンスの担い手であり、コンプライアンスが業務遂行の前提であるという基本理念のもと、コンプライアンスの推進に取り組んでいます。

コンプライアンス体制

【コンプライアンス体制図】



日本生命は、経営会議の諮問機関であるコンプライアンス委員会において、コンプライアンス課題に関する対応策の審議、取組状況のモニタリング等を通じ、保険募集管理を含むコンプライアンス体制の全般的統制・管理を行っています。

加えて、諮問機関として反社会的勢力対策専門委員会を設置し、暴力団等の反社会的勢力との関係遮断に向けた対策の協議や対応状況の管理等を実施しています。

全社的なコンプライアンスを統括する部署として、「コンプライアンス統括部」を設置しています。「コンプライアンス統括部」では、不祥事件やその疑わしい行為が、支社や本部各部から一元的に報告される体制や、内部通報制度を整備する等、コンプライアンスに関する情報の全社的な把握に努めるとともに、「コンプライアンス担当部長（コンプライアンス・オフィサー）」を配置し、支社や本部各部の取組へのフォロー等を行っています。

また、グループ会社におけるコンプライアンスの推進に向け、各グループ会社に対し自律的なコンプライアンス態勢の整備及び基本的な事項の遵守を求めるとともに、当該整備・遵守の状況について、管理・指導等を実施しています。

コンプライアンス・プログラムの策定・実施

日本生命では、「コンプライアンス基本方針」及び「コンプライアンス規程」に基づき、毎年、経営会議を経て「コンプライアンス・プログラム」を策定しています。

また、支社や本部各部では、全社の計画を踏まえ、コンダクト・リスクに含め、固有・業務課題を洗い出したうえで、支社・各部ごとに取組計画を策定し、日常業務の中で実践しています。その状況については、「コンプライアンス統括部」にて定期的に確認・フォローを行うとともに、新たな課題を取組計画に反映させる運営としています。

コンプライアンスの理念の教育・徹底

日本生命は、全役員・職員が業務を行うにあたり守るべき原則・規準を定めた「行動規範」を策定しています。「行動規範」は「職員必携」という小冊子の中に綴り込まれており、「お客様のためになっているか」「法律的に見て、また社会通念から見て正しいかどうか」「人権を侵害していないか」等、自らの業務遂行上、判断に迷う場合にいつでも参照できるようにしています。また、「行動規範」の内容及び各部門の業務については、法令等の観点から解説した「法令遵守マニュアル」等を作成し、全役員・職員に徹底しています。

また、全役員・職員に対して、業界共通の継続教育カリキュラムの内容を反映した「マナー・コンプライアンステキスト」等の各種教材を提供し、適正な保険募集やアフターサービス等の教育を実施しています。

さらに、営業職員には、社内放映番組(NICE-NET)のコンプライアンス番組による研修を定例的に実施し、視聴後は小テストにより理解度を確認しています。内務職員に対しては、各部の固有・業務課題に応じた研修等を実施し、業務内容に応じたコンプライアンス関連知識を研鑽しています。

これらの教育・徹底を通じ、全役員・職員一人ひとりによる自律的なコンプライアンスを推進しています。

しかし、これらの取組にもかかわらず、法令違反による処分や重大な訴訟の発生、個人情報漏洩等、コンプライアンス上の問題が生じた場合には、損害賠償の支払等の直接的な支出が発生する可能性があるほか、日本生命の信用力が低下し、業績に悪影響を与える可能性があります。

リスク管理

リスク管理体制

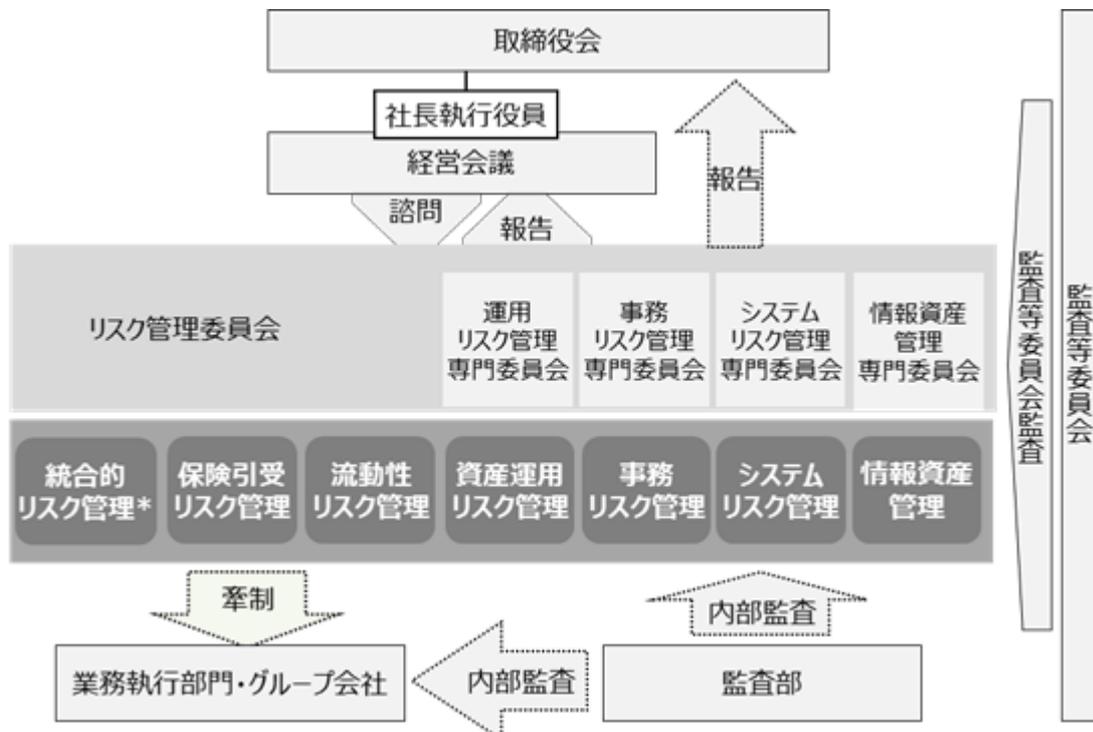
株価・金利等の経済状況の変動、医療技術の進歩、大規模災害の発生やパンデミックの発生、サイバー攻撃の高度化・複雑化等、生命保険会社を取り巻く環境は大きく変化しています。こうした様々な要因から生じるリスクについては、的確に把握し、適切に管理していくことが非常に重要であり、フォワードルッキングなリスク管理を推進しています。

このような認識のもと、日本生命では、グループ会社も含め、リスク管理態勢の整備とその適切な運営に努めるとともに、その高度化に取り組んでいます。

リスク管理にあたっては、「内部統制システムの基本方針」に定められたリスク管理体制に従い、経営会議の諮問機関であるリスク管理委員会及びその諮問機関である各専門委員会において、各種リスクの特性に応じた適切なリスク管理を行うとともに、各種リスクが全体として経営に及ぼす影響について、統合的な管理を行っています。また、リスク管理委員会の諮問機関として情報資産管理専門委員会を設置し、データ保護・リスク管理に係る諸問題の審議を行うとともに、これらのリスク管理の状況は経営会議、取締役会へ報告する体制を整備しています。

また、収益部門と分離されたリスク管理部門を定めることで相互牽制体制を構築するとともに、内部監査部門がリスク管理の実効性について検証・チェックを行う等、二次牽制機能の確保も図っています。

[リスク管理体制]



*グループ会社に係るリスク管理を含む(他の各種リスクも同様)

加えて、日本生命は、運用環境が大幅に悪化するシナリオや、大規模災害等により保険金・給付金のお支払が増加するシナリオを想定したストレステストを実施し、健全性に与える影響を分析しています。ストレステストの結果はリスク管理委員会等に報告し、財務基盤の強化等の検討に役立てています。

統合的リスク管理

日本生命は、様々なリスクが全体として会社に及ぼす影響を統合的に管理する観点から、統合的リスク管理を実施しています。各種リスクを部門横断的に一元管理するとともに、統計的なリスク計測等を通じて、各種リスクを統合し、会社全体のリスクの状況を総合的に管理しています。

保険引受リスク管理

保険引受リスクとは、経済情勢や、保険事故の発生率、運用実績、事業費支出等が、保険料設定時の予測に反して変動することにより損失を被るリスクです。

お客様からお引受けしたご契約に対して、長期にわたり責任を果たしていくため、安定的な保険金等のお支払が可能となる保険料の設定や、保険のお引受け時の診査・査定を適切に実施することにより、保障責任を全うするためのリスクコントロールを図っています。

流動性リスク管理

流動性リスクは、資金繰りリスクと市場流動性リスクに分けられます。

資金繰りリスクとは、大規模災害等による予定外の資金流出により資金繰りが悪化し、資金確保に通常よりも著しく低い価格での資産売却を余儀なくされることにより損失を被るリスクです。資金繰りリスクに対しては、資産運用計画や日々の資金繰りにおいて、流動性の高い資産を一定の水準以上確保することにより対応しています。

市場流動性リスクとは、市場の混乱等により市場において取引ができなくなることや、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスクのことをいいます。市場流動性リスクに対しては、市場環境に応じて資産ごとに適切な取引限度額を設定する等の対策を実施しています。

資産運用リスク管理

資産運用リスクとは、保有する資産・負債の価値が変動し、損失を被るリスクであり、市場リスク・信用リスク・不動産投資リスクに分類されます。生命保険は長期にわたる契約であるため、資産運用においても負債特性をふまえた長期的な観点からのリスク管理が必要です。

このため、中長期的な運用成果を重視したリスク・リターン分析等を通じて、効率的なポートフォリオ管理を行うとともに、ポートフォリオの状況やマーケット動向に対するきめ細やかなモニタリングを通じて、長期的な収益の安定・向上に努めています。

市場リスク管理

市場リスクとは、金利や為替、株式等の変動により保有する資産・負債の価値が変動し、損失を被るリスクです。市場リスクの管理にあたっては、投融資取引に伴う過大な損失の発生を抑制する観点から、必要に応じて資産ごと等に運用限度枠を設定の上、モニタリングを実施し、リスク分散に留意したポートフォリオの構築に努めています。

また、市場リスクをコントロールするため、市場の環境変化によってどの程度まで損失を被る可能性があるかを、リスク量として統計的に算出し、このリスク量が適切な範囲内に収まっているかどうかのモニタリングを実施しています。

信用リスク管理

信用リスクとは、主に貸付金や社債について、信用供与先の財務状況の悪化等により資産の価値が減少・消失し損失を被るリスクです。信用リスクの管理にあたっては、投融資執行部門から独立した審査管理部門による個別取引の厳格な審査等信用力分析を行う体制の整備、信用リスクが特定の企業グループや国に集中することを防止するための与信リミットの設定・モニタリング等により、良質なポートフォリオの構築に努めています。

また、信用リスク量の計測として、信用供与先の財務状況の悪化等によってどの程度まで損失を被る可能性があるかを、リスク量として統計的に算出し、このリスク量が適切な範囲内に収まっているかどうかのモニタリングを実施しています。

不動産投資リスク管理

不動産投資リスクとは、賃貸料等の変動等により不動産収益が減少する、又は市況の悪化等により不動産価格が下落し、損失を被るリスクです。不動産投資リスクの管理にあたっては、個々の不動産投資案件について、投融資執行部門から独立した「財務審査部」による、厳格な審査を実施しています。また、投資利回りや価格に関する警戒域を設定し、モニタリングを実施しています。

事務リスク管理

事務リスクとは、役員・職員及び保険募集人が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことによりお客様や社外の方へ影響を与える、又は会社が損失を被るリスクです。

事務リスクの管理にあたっては、発生事象の収集・分析を通じた全社的な事務リスクの把握と、再発防止策の策定及びその効果性の検証に取り組むとともに、事務知識の教育・事務規程の整備等の事務改善にも取り組んでいます。

システムリスク管理

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウンや誤作動、不備、不正使用等により損失を被るリスクです。

システムリスクの管理にあたっては、コンピュータシステムの企画・開発・運用・利用における安全対策基準の策定や遵守状況の確認、適切な利用に向けた指導等を定期的実施しています。

具体的には、コンピュータシステムのダウンへの対応として、全社的なコンティンジェンシープラン(緊急時対応計画)の整備、システム障害への対策訓練の実施を通じて有事対応の定着を図っています。また、バックアップセンターの設置により、広域災害の発生リスクにも備えています。

次に、コンピュータシステムの誤作動、不備、不正使用等への対応として、重層的なセキュリティ対策の実施、サイバー攻撃などへの対応態勢の整備、防御・検知対策や全役員・職員への情報セキュリティ教育・訓練の徹底、社外専門機関との連携、グループ各社のセキュリティ対策推進など、継続的な強化に取り組んでいます。

加えて、クラウドサービスの活用など、システム開発・利用・運用に関する外部委託の増加を踏まえ、委託先のシステムセキュリティリスクなどへの対応状況に関するチェック体制の強化に取り組んでいます。

情報資産管理

情報資産管理とは、お客様情報、従業員情報・経営機密情報等の当社が保有・管理する全ての情報を適切に取り扱い保護すること、必要に応じて情報の開示等を行うこと、プライバシー保護に係るリスクを管理することです。

情報資産管理にあたっては、関連法令・規範の遵守、管理態勢の整備、役員・職員への教育の実施に加え、社外の知見も踏まえながら適切な管理に努めています。

しかし、日本生命におけるこれらのリスク管理にもかかわらず、保険料率の設定ミスによる損失の発生や、解約の急激な増加による資金繰りの悪化、リスク許容度を超えたリスク性資産への投資による資産運用損の発生、大規模なコンピュータシステムのダウン等のリスクが顕在化した場合には、日本生命の業績に悪影響を与える可能性があります。

保険財務力格付及び保険金支払能力格付

本届出書提出日現在において、日本生命は、S&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社、ムーディーズ・ジャパン株式会社、JCR及びR&Iに依頼し、保険財務力格付等の格付を取得しています。この他、日本生命の依頼に基づかない、いわゆる勝手格付も存在します。

今後、日本生命の支払余力、収益力、資産の質等の悪化により格付が引き下げられた場合、新契約の減少や解約の増加等により、日本生命の業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

かかるリスクに備え、日本生命では、中長期的な収支及び健全性の向上に向けた取組を行っています。しかしながら、かかる取組によって上記リスクが消滅するわけではなく、当該取組

について十分な成果をあげることができない場合、日本生命の業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

なお、これらの保険財務力格付等は、本社債に関する利息の利払期日における支払と元本の償還日における全額償還の安全性についての格付とは異なるものであることにご留意下さい。

(口) 日本生命2023年度決算

日本生命の2023年度(2023年4月1日から2024年3月31日まで)決算は以下のとおりです。

以下に掲げられた「2023年度決算について」(、「2023年度決算補足資料」を含みます。)の全部又は一部について、金融商品取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を受けていません。なお、日本生命は、保険業法第110条第2項の規定に基づき作成された2023年度の連結財務諸表(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結基金等変動計算書、連結財務諸表の作成方針及びその他の注記)については任意の監査を受けていますが、金融商品取引法第193条の2の規定に基づく監査証明とは異なりますのでご留意下さい。

2023年度決算について

日本生命保険相互会社(社長:清水博)の2023年度(2023年4月1日～2024年3月31日)の決算をお知らせいたします。

<目次>

I. 2023年度決算の概要	
1. 主要業績	・・・1
2. 2023年度の一般勘定資産の運用状況	・・・3
3. 資産運用の実績(一般勘定)	・・・5
(1) 資産の構成	
(2) 資産の増減	
(3) 資産運用収益	
(4) 資産運用費用	
(5) 資産運用に係わる諸効率	
(6) 売買目的有価証券の評価損益	
(7) 有価証券の時価情報	
(8) 金銭の信託の時価情報	
4. 2023年度決算に基づく社員配当金について	・・・10
5. 2023年度末保障機能別保有契約高	・・・18
6. 貸借対照表	・・・19
7. 損益計算書	・・・33
8. 基金等変動計算書	・・・35
9. 経常利益等の明細(基礎利益)	・・・37
10. 剰余金処分案	・・・38
11. 保険業法に基づく債権の状況	・・・39
12. 貸倒引当金の明細	・・・40
13. ソルベンシー・マージン比率	・・・41
14. 2023年度特別勘定の状況	・・・42
15. 保険会社及びその子会社等の状況	・・・44

II. 2023年度決算補足資料



2024年5月22日
日本生命保険相互会社

I. 2023年度決算の概要

1. 主要業績

(1) 年換算保険料

・保有契約

(単位:億円、%)

区分	2022年度末		2023年度末	
	金額	前年度末比	金額	前年度末比
個人保険	26,462	100.1	26,807	101.3
個人年金保険	10,954	97.3	10,584	96.7
合計	37,417	99.2	37,401	100.0
うち医療保険・生前給付保険等	6,820	101.2	6,788	99.4

・新契約

(単位:億円、%)

区分	2022年度		2023年度	
	金額	前年度比	金額	前年度比
個人保険	2,072	111.8	2,360	113.9
個人年金保険	282	92.0	227	80.8
合計	2,354	98.0	2,588	109.9
うち医療保険・生前給付保険等	490	99.1	385	78.5

(注) 1. 「年換算保険料」とは、1人あたりの保険料について保険料の支払方法に応じた年数を乗じ、1年あたりの保険料に換算した金額です(一時払契約等は、保険料を保険期間で除した金額)。
 2. 「医療保険・生前給付保険等」については、医療保険給付(入院給付、手術給付等)、生前給付保険給付(特定疾病給付、介護給付等)、保険料払込免除給付(障がいのみを事由とするものは除く、特定疾病罹患、介護等を事由とするものを含む)等に該当する部分の年換算保険料を計上しています。
 3. 新契約の年換算保険料は、新契約に転換による純増加を加えた数値です。

(2) 保有契約高及び新契約高

・保有契約高

(単位:千件、億円、%)

区分	2022年度末				2023年度末			
	件数		金額		件数		金額	
	前年度末比	金額	前年度末比	金額	前年度末比	金額	前年度末比	
個人保険	30,814	101.1	1,229,244	97.2	30,737	99.8	1,199,859	98.7
個人年金保険	4,173	98.5	252,402	97.4	4,088	97.9	243,825	98.5
団体保険	-	-	875,018	99.2	-	-	868,744	99.4
団体年金保険	-	-	140,928	101.4	-	-	139,843	99.3

(注) 1. 個人年金保険の金額については、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金を合計したものです。
 2. 団体年金保険の金額については、責任準備金の金額です。

・新契約高

(単位:千件、億円、%)

区分	2022年度						2023年度					
	件数		金額				件数		金額			
	前年度比	金額	前年度比	新契約	転換による純増加	前年度比	金額	前年度比	新契約	転換による純増加		
個人保険	3,926	94.9	49,890	81.2	52,803	△3,012	3,351	89.9	45,374	90.9	53,479	△8,105
個人年金保険	123	44.0	7,237	35.2	7,384	△127	121	98.4	6,227	96.0	6,508	△281
団体保険	-	-	8,944	412.4	8,944		-	-	6,094	68.1	6,094	
団体年金保険	-	-	5	378.4	5		-	-	1	24.7	1	

(注) 1. 新契約は保険追加制度を利用して加入された契約を含み、転換契約は保険見直し制度と一部保険見直し制度を利用して加入された契約となります。
 2. 件数は、新契約に転換契約を加えた数値です。
 3. 新契約・転換による純増加の個人年金保険の金額は年金支払開始時における年金原資です。
 4. 新契約の団体年金保険の金額は第1回収入保険料です。

(3) 主要収支項目

(単位: 億円、%)

区分	2022年度		2023年度	
		前年度比		前年度比
保険料等収入	46,479	107.9	52,973	114.0
資産運用収益	25,877	122.7	22,168	85.7
保険金等支払金	40,992	110.5	43,558	106.3
資産運用費用	11,847	475.4	6,969	58.8
経常利益	2,478	50.3	6,545	264.1

(4) 剰余金処分案

(単位: 億円、%)

区分	2022年度		2023年度	
		前年度比		前年度比
当期末処分剰余金	1,863	52.1	5,097	273.6
社員配当準備金繰入額	1,819	91.0	2,645	145.4
差引純剰余金	87	3.8	2,470	2,818.7

(5) 総資産

(単位: 億円、%)

区分	2022年度末		2023年度末	
		前年度末比		前年度末比
総資産	756,040	98.7	835,491	110.5

2. 2023年度の一般勘定資産の運用状況

(1) 運用環境

2023年度は、世界的なインフレ高止まりや景気の底堅さ、金融引き締め長期化を背景に海外金利が上昇するなか、国内でも金融緩和政策の修正により金利上昇したものの、依然として国内外の金利差を主因として円安基調が続きました。また、各国金融政策の不透明感や地政学リスクの継続等により、先行きの見通し難い資産運用環境が継続しました。

- 日経平均株価は、28,188円で始まった後、日本経済のデフレ脱却に対する期待感等を背景とした海外投資家の大幅買い越しや、国内企業の好決算等を受け、歴史的な高値圏まで大きく上昇し、3月末は40,369円となりました。
- 10年国債利回りは、0.37%で始まった後、7・10月の日銀によるYCC運営の柔軟化や3月のマイナス金利解除・YCC撤廃等、金融緩和政策が修正される中で国内金利は上昇し、3月末は0.73%となりました。
- 円/ドルレートは、133円台で始まった後、米国内でのインフレ高止まりと、それを受けたFRBによる金融引き締め長期化等を背景に、円安ドル高が進行し、3月末は151円41銭となりました。円/ユーロレートは、143円台で始まった後、日欧の金融政策の違いにより金利差が拡大したことを背景に、円安ユーロ高が進行し、3月末は163円24銭となりました。

(2) 運用の概況

2023年度末の一般勘定資産残高は、2022年度末から7兆8,658億円増加し、82兆3,232億円(前年度末比+10.6%増)となりました。

運用にあたっては、円建の安定した収益が期待できる公社債等を中核に据えました。また、中長期的な収益向上の観点から、経営の安定性に配慮しながら許容できるリスクの範囲内で、株式、外国証券等に投資しました。

- ・ 公社債は、円金利資産内の優位性を勘案しつつ、金利上昇の機会を捉え残高を積み増しました。
- ・ 貸付金は、与信リスクを的確に見極め、安全性・安定性の高い優良案件への貸出に努めました。
- ・ 国内株式は、中長期的な観点から企業の収益性や配当等の状況に着目しつつ銘柄入替を実施し、ポートフォリオの収益力向上に努めました。
- ・ 外国証券は、外貨建公社債について、為替動向を踏まえ投資を行いました。また、為替ヘッジ付きの公社債について、円金利資産内の優位性を勘案した投資を行いました。

(3) 運用収支の状況

資産運用収益は、有価証券売却益が減少したこと等から、2兆889億円と前年同期より減少しました。(2022年度2兆5,877億円)

資産運用費用は、有価証券売却損が減少したこと等から、6,969億円と前年同期より減少しました。(2022年度1兆1,783億円)

その結果、資産運用収支は、前年同期比173億円減少し、1兆3,919億円となりました。

(4) 資産運用リスク管理

資産運用リスクとは、保有する資産・負債の価値が変動し、損失を被るリスクであり、市場リスク・信用リスク・不動産投資リスクに分類されます。生命保険は長期にわたる契約であるため、資産運用においても負債特性を踏まえた長期的な観点からのリスク管理が必要です。このため、中長期的な運用成果を重視したリスク・リターン分析等を通じて、効率的なポートフォリオ管理に努めています。

当社では、「リスク管理統括部」の中に資産運用リスクを統合管理する「運用リスク管理室」を設け、リスク管理体制の整備・高度化を通じ、収益の安定化を図りつつ、損失を許容される範囲内に収めるよう努めています。

a. 市場リスク管理

市場リスクとは、金利や為替、株式等の変動により保有する資産・負債の価値が変動し、損失を被るリスクです。市場リスクの管理にあたっては、投融資取引に伴う過大な損失の発生を抑制する観点から、必要に応じて資産ごとおよび運用目的ごとに運用限度枠を設定のうえ、モニタリングを実施し、リスク分散に留意したポートフォリオの構築に努めています。また、ポートフォリオ全体の市場リスクをコントロールするため、市場バリュー・アット・リスクを合理的に算出し、許容されるリスクの範囲内で適切な資産配分を行っています。

b. 信用リスク管理

信用リスクとは、主に貸付金や社債について、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少・消失し、損失を被るリスクです。信用リスクの管理にあたっては、投融資執行部門から独立した審査管理部門による個別取引の厳格な審査等の信用力分析を行う体制の整備、信用リスクに見合った取引条件の設定、信用リスクが特定の企業グループや国に集中することを防止するための与信リミットの設定・モニタリング等により、良質なポートフォリオの構築に努めています。また、ポートフォリオ全体の信用リスク量の計測として、信用バリュー・アット・リスクを算出し、リスク量が適切な範囲内に収まっているかどうかのモニタリングを実施しています。

c. 不動産投資リスク管理

不動産投資リスクとは、賃貸料等の変動等により不動産収益が減少する、または市況の悪化等により不動産価格が下落し、損失を被るリスクです。不動産投資リスクの管理にあたっては、個々の不動産投資案件について、投融資執行部門から独立した「財務審査部」による、厳格な審査を実施しています。また、投資利回りや価格に関する警戒域を設定することにより、採算性の落ちた不動産について重点的な管理を実施しています。

(5) ALM

生命保険会社が長期に安定した経営を行うためには、将来の保険金をお支払いするための負債（責任準備金）と運用資産の状況を把握し運用期間等を調整する、ALMの考え方に基づくことが重要です。当社では、保険商品ごとの、負債キャッシュ・フロー、予定利率を下回るリスク、リスク許容度等を分析・検討し、「経営会議」や「リスク管理委員会」で中長期的な運用方針を決定しています。

3. 資産運用の実績(一般勘定)

(1) 資産の構成

(単位:億円、%)

区分	2022年度末		2023年度末	
	金額	占率	金額	占率
現預金・コールローン	8,990	1.2	9,706	1.2
買現先勘定	—	—	—	—
債券貸借取引支払保証金	—	—	—	—
買入金銭債権	1,245	0.2	1,187	0.1
商品有価証券	—	—	—	—
金銭の信託	—	—	—	—
有価証券	624,904	83.9	700,929	85.1
公社債	301,563	40.5	305,711	37.1
株式	102,536	13.8	145,694	17.7
外国証券	189,544	25.5	218,239	26.5
公社債	100,729	13.5	118,261	14.4
株式等	88,814	11.9	99,977	12.1
その他の証券	31,259	4.2	31,284	3.8
貸付金	77,946	10.5	80,482	9.8
保険約款貸付	4,378	0.6	4,229	0.5
一般貸付	73,568	9.9	76,253	9.3
不動産	17,050	2.3	17,429	2.1
うち投資用不動産	11,095	1.5	11,566	1.4
繰延税金資産	—	—	—	—
その他	14,523	2.0	13,596	1.7
貸倒引当金	△85	△0.0	△99	△0.0
一般勘定資産計	744,574	100.0	823,232	100.0
うち外貨建資産	181,340	24.4	210,901	25.6

(注)「不動産」については、土地・建物・繰延仮勘定を合計した金額を計上しています。

(2) 資産の増減

(単位:億円)

区分	2022年度	2023年度
	金額	金額
現預金・コールローン	△853	715
買現先勘定	—	—
債券貸借取引支払保証金	—	—
買入金銭債権	△258	△57
商品有価証券	—	—
金銭の信託	—	—
有価証券	△13,274	76,025
公社債	20,055	4,147
株式	667	43,158
外国証券	△31,512	28,694
公社債	△37,030	17,531
株式等	5,517	11,163
その他の証券	△2,484	25
貸付金	2,966	2,535
保険約款貸付	△195	△149
一般貸付	3,161	2,685
不動産	92	378
うち投資用不動産	232	470
繰延税金資産	—	—
その他	2,319	△926
貸倒引当金	△16	△14
一般勘定資産計	△9,024	78,658
うち外貨建資産	△34,354	29,561

(注)「不動産」については、土地・建物・繰延仮勘定を合計した金額を計上しています。

(3) 資産運用収益

(単位: 億円)

区分	2022年度	2023年度
利息及び配当金等収入	15,244	16,076
預貯金利息	30	90
有価証券利息・配当金	12,752	13,126
貸付金利息	1,222	1,601
不動産賃貸料	1,121	1,136
その他利息配当金	116	121
商品有価証券運用益	—	—
金銭の信託運用益	—	—
売買目的有価証券運用益	—	—
有価証券売却益	10,093	3,153
国債等債券売却益	1,289	394
株式等売却益	3,386	1,031
外国証券売却益	5,409	1,727
その他	7	—
有価証券償還益	—	—
金融派生商品収益	—	—
為替差益	525	1,582
貸倒引当金戻入額	—	—
投資損失引当金戻入額	3	69
その他運用収益	10	8
合計	25,877	20,889

(注) 前年度について、投資信託の解約益を利息及び配当金等収入から有価証券売却益に組み替えています。

(4) 資産運用費用

(単位: 億円)

区分	2022年度	2023年度
支払利息	374	429
商品有価証券運用損	—	—
金銭の信託運用損	—	—
売買目的有価証券運用損	—	—
有価証券売却損	8,743	2,758
国債等債券売却損	1,774	1,559
株式等売却損	1,008	494
外国証券売却損	5,960	704
その他	0	—
有価証券評価損	62	65
国債等債券評価損	—	—
株式等評価損	42	29
外国証券評価損	19	35
その他	0	0
有価証券償還損	—	—
金融派生商品費用	1,759	2,883
為替差損	—	—
貸倒引当金繰入額	48	6
投資損失引当金繰入額	—	—
貸付金償却	—	—
賃貸用不動産等減価償却費	192	203
その他運用費用	602	624
合計	11,783	6,969

(5) 資産運用に係わる諸効率

①資産別運用利回り

(単位:%)

区分	2022年度	2023年度
現預金・コールローン	0.12	0.13
買現先勘定	—	—
債券貸借取引支払保証金	—	—
買入金銭債権	1.38	1.08
商品有価証券	—	—
金銭の信託	—	—
有価証券	2.33	2.06
うち 公社債	1.23	1.06
うち 株式	11.74	7.85
うち 外国証券	2.35	2.63
公社債	△0.25	2.22
株式等	5.94	3.12
貸付金	1.24	1.33
うち 一般貸付	1.04	1.17
不動産	2.48	2.49
うち 投資用不動産	3.75	3.70
一般勘定計	2.08	2.00
うち 海外投融資	2.19	2.55

(注) 1. 利回り計算式の分母は帳簿価額ベースの日々平均残高、分子は経常損益中、資産運用収益－資産運用費用として算出した利回りです。
2. 海外投融資とは外貨建資産と円建資産の合計です。

②日々平均残高

(単位:億円)

区分	2022年度	2023年度
現預金・コールローン	8,493	8,507
買現先勘定	—	—
債券貸借取引支払保証金	—	—
買入金銭債権	1,361	1,220
商品有価証券	—	—
金銭の信託	—	—
有価証券	549,498	561,555
うち 公社債	288,189	304,629
うち 株式	45,548	47,264
うち 外国証券	182,788	180,864
公社債	106,076	98,512
株式等	76,711	82,351
貸付金	75,480	78,455
うち 一般貸付	71,012	74,152
不動産	17,063	17,210
うち 投資用不動産	11,027	11,298
一般勘定計	678,241	694,535
うち 海外投融資	200,201	199,151

(6) 売買目的有価証券の評価損益

2022年度末、2023年度末に該当の評価損益はありません。

(7) 有価証券の時価情報(売買目的有価証券以外)

(単位:億円)

区分	2022年度末					2023年度末				
	帳簿価額	時価	差損益			帳簿価額	時価	差損益		
			差益	差損				差益	差損	
責任準備金対応債券	270,389	277,247	6,857	17,340	△10,483	275,836	266,231	△9,604	10,579	△20,184
満期保有目的の債券	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
子会社・関連会社株式	1,286	2,141	855	855	—	1,286	4,413	3,127	3,127	—
その他有価証券	266,348	339,389	73,040	80,864	△7,823	276,501	403,006	126,504	133,420	△6,916
公社債	32,676	33,432	756	1,178	△422	32,602	32,277	△324	1,147	△1,471
株式	39,699	95,854	56,155	57,014	△859	40,337	136,116	95,778	96,049	△271
外国証券	161,665	177,985	16,320	21,667	△5,347	174,158	204,333	30,175	33,933	△3,758
公社債	91,399	99,423	8,023	10,464	△2,440	100,000	116,500	16,500	17,661	△1,160
株式等	70,265	78,562	8,296	11,203	△2,906	74,158	87,833	13,674	16,271	△2,597
その他の証券	30,081	29,897	△183	1,003	△1,187	28,708	29,586	877	2,286	△1,408
買入金銭債権	149	143	△6	0	△6	254	252	△1	4	△6
譲渡性預金	2,076	2,075	△0	0	△0	440	439	△0	—	△0
合 計	538,024	618,778	80,753	99,060	△18,307	553,624	673,652	120,027	147,128	△27,100
公社債	300,807	308,320	7,512	18,407	△10,894	306,035	295,919	△10,116	11,531	△21,647
株式	39,699	95,854	56,155	57,014	△859	40,337	136,116	95,778	96,049	△271
外国証券	164,098	181,351	17,253	22,607	△5,354	176,903	210,386	33,482	37,241	△3,758
公社債	92,555	100,659	8,103	10,551	△2,447	101,468	118,150	16,682	17,843	△1,160
株式等	71,542	80,692	9,149	12,056	△2,906	75,435	92,235	16,799	19,397	△2,597
その他の証券	30,090	29,909	△181	1,006	△1,187	28,718	29,598	880	2,288	△1,408
買入金銭債権	1,252	1,266	14	25	△11	1,189	1,192	2	17	△14
譲渡性預金	2,076	2,075	△0	0	△0	440	439	△0	—	△0

(注)1. 本表には、金融商品取引法上の有価証券として取り扱うことが適当と認められるものを言っています。

2. 市場価格のない株式等および組合等は本表から除いています。

○市場価格のない株式等および組合等の帳簿価額は以下のとおりです。

(単位:億円)

区分	2022年度末	2023年度末
子会社・関連会社株式	14,757	20,665
その他有価証券	2,041	1,359
国内株式	561	558
外国株式	0	0
その他	1,479	800
合 計	16,799	22,024

(注)市場価格のない株式等および組合等のうち、外貨建資産について為替を評価した差損益は次のとおりです。

(2022年度末:1,205億円、2023年度末:2,464億円)

(8) 金銭の信託の時価情報

2022年度末、2023年度末に該当の残高はありません。

・運用目的の金銭の信託

2022年度末、2023年度末に該当の残高はありません。

・責任準備金対応、満期保有目的、その他の金銭の信託

2022年度末、2023年度末に該当の残高はありません。

4. 2023年度決算に基づく社員配当金について

2023年度決算に基づく社員配当率の概要は、以下のとおりです。

- ・個人保険、個人年金保険については、2012年4月2日以後契約について、危険差益配当率を一部引き上げます。
- ・団体年金保険については、運用実績等を踏まえ、配当率を設定します。
- ・団体保険等については、配当率を据え置きとします。

(1) 2023年度決算に基づく配当率については、以下のとおりです。

【個人保険、個人年金保険】

2012年4月2日以後契約

《通常配当金》

保険契約ごとに次に掲げる①、②、③および④の合計額から⑤の額を控除した額に⑥を乗じた額
ただし、複数の保険契約を同一の契約締結時の書面で引き受ける場合には、この額を合計した額
(マイナスとなる場合はゼロとします。)

① <費差益配当金> [据え置き]

保険金*に費差益配当率を乗じた額

* 会社所定の換算による保険金(以下、本文において同じ。)

(例示)

[終身保険 保険金100万円につき 0円]

② <危険差益配当金> [一部引き上げ]

危険保険金に被保険者の年齢・性別、保険種類および予定死亡表の区別等に応じた
危険差益配当率を乗じた額

(例示)

[2023年4月1日以後の終身保険 男性40歳 危険保険金100万円につき 109円]

③ <災害疾病配当金> [据え置き]

入院給付日額等に災害疾病配当率を乗じた額

(例示)

[総合医療保険 基本型 男性40歳 入院給付日額1,000円につき 30円]

④ <利差益配当金> [据え置き]

責任準備金に予定利率等に応じた利差益配当率を乗じた額

(例示)

予定利率0.25%の契約	1.50%
予定利率0.40%の契約	1.35%
予定利率0.60%の契約	1.05%
予定利率0.85%の契約	0.80%
予定利率1.15%の契約	0.40%
予定利率1.35%の契約	0.20%
一時払養老保険・一時払終身保険・一時払年金保険	0%

- ⑤ <配当調整額> [据え置き]
責任準備金に予定利率等に応じた配当調整率を乗じた額

(例示)

[予定利率 1.65%の契約 0.20%]

- ⑥ <経過別係数> [据え置き]
経過年数等に応じた係数を設定

(例示)

保険種類	保険期間	経過別係数
養老保険 年金保険	10年以下	50%(経過1年)から110%(経過5年以上)
	10年超 20年以下	50%(経過1年)から115%(経過15年以上)
	20年超	50%(経過1年)から120%(経過30年以上)
定期保険 終身保険	10年以下	55%(経過1年)から115%(経過5年以上)
	10年超 20年以下	55%(経過1年)から120%(経過15年以上)
	20年超(終身含む)	55%(経過1年)から125%(経過30年以上)

(注) 年金支払開始後契約については、100%とします。

保障見直し制度または一部保障見直し制度の利用により締結される契約については、経過年数に所要の調整を行います。

1999年4月2日以後2012年4月1日以前契約(EXシリーズ契約)

《配当金の支払水準》

<5年ごと配当金> [据え置き]

契約日から5年ごとの応当日が到来する契約等に対し、保険契約ごとに、累計ポイント数に、1ポイントにつき15円を乗じた額

<消滅時配当金> [据え置き]

保険期間の満了する契約または死亡・解約により消滅する契約等に対し、保険契約ごとに、累計ポイント数に、1ポイントにつき5円を乗じた額

<保障見直し特別配当金> [据え置き]

保障見直し制度の利用により消滅する契約に対し、保険契約ごとに、累計ポイント数に、1ポイントにつき5円を乗じた額

《ポイント水準》

<通常ポイント> [据え置き]

利差益配当率・配当調整率に準じてポイント率を設定

(例示)

[2001年4月2日以後の終身保険 月払 責任準備金100万円につき 0ポイント]

<健康ポイント>

◇定期健康ポイント

[据え置き]

保険料払込免除事由が発生していない場合、被保険者の年齢・性別、保険種類および
 予定死亡表の区別等に応じたポイント率を設定

(例示)

〔 2007年4月2日以後の終身保険 男性 40歳
 危険保険金100万円につき 0ポイント 〕

◇災害疾病健康ポイント

[据え置き]

特約種類等に応じたポイント率を設定

(例示)

〔 総合医療特約 保険料(年額)*1万円につき 0ポイント 〕

* 会社所定の換算による保険料(年額)(以下、本文において同じ。)

1999年4月1日以前契約(毎年配当契約)

<通常配当金>

保険契約ごとに次に掲げる①、②、③および④の合計額から⑤の額を控除した額
 (マイナスとなる場合はゼロとします。)

① <費差益配当金>

[据え置き]

保険金に保険種類等に応じた費差基本配当率を乗じた額

(例示)

〔 1996年4月2日以後の終身保険 保険金100万円につき 350円 〕

さらに、保険料払込中契約について、保険金額が2,000万円を超える部分に対し、
 保険金額等に応じた費差上乗せ配当率を乗じた額を上乗せします。

(例示)

〔 保険金額5,000万円(うち終身保険金500万円)の定期付終身保険
 保険金100万円につき 535円 〕

② <危険差益配当金>

[据え置き]

危険保険金に被保険者の年齢・性別、保険種類および予定死亡表の区別等に応じた
 危険差益配当率を乗じた額

(例示)

〔 1996年4月2日以後の終身保険 男性 40歳
 危険保険金100万円につき 0円 〕

③ <災害疾病特約配当金> [据え置き]

災害特約、疾病特約等が付加されている場合には、その特約の種類に応じた額

(例示)

1990年4月2日以後の災害割増特約	災害保険金	100万円につき	50円
1987年4月2日以後の新入院医療特約	本人型40歳	入院給付日額	1,000円につき
			500円

④ <利差益配当金> [据え置き]

責任準備金に予定利率等に応じた利差益配当率を乗じた額

(例示)

1996年4月2日以後の終身保険	月払	0%
------------------	----	----

⑤ <配当調整額> [据え置き]

責任準備金に予定利率等に応じた配当調整率を乗じた額

(例示)

1996年4月2日以後の終身保険	月払	1.50%
------------------	----	-------

<<健康配当金>>

<定期健康配当金>

定期保険特約等について、保険期間の満了する契約に対し、保険料(年額)に契約年度等に応じた定期健康配当率を乗じた額

[据え置き]

<災害疾病健康配当金>

災害入院特約、入院医療特約等について、特約の保険期間の満了する契約または保障見直し制度の利用により消滅する契約等に対し、保険料(年額)に特約付加年度等に応じた災害疾病健康配当率を乗じた額

[据え置き]

<<消滅時配当金>>

保険期間の満了する契約または死亡・解約により消滅する契約等に対し、終身・養老部分の責任準備金に予定利率および契約年度等に応じた消滅時配当率を乗じた額

[据え置き]

<<保障見直し特別配当金>>

保障見直し制度の利用により消滅する契約に対し、保険金に保険種類および契約年度に応じた保障見直し特別配当率を乗じた額

[据え置き]

1999年4月1日以前契約（NEO契約）

≪5年ごと利差配当金≫

5年ごとに利差配当金を通算した額（マイナスとなる場合はゼロとします。）

・各決算年度の利差配当金は、毎年配当契約の利差益配当率・配当調整率に準じて設定

≪5年ごと危険差配当金≫

5年ごとに危険差（死差）配当金を通算した額（5年ごと利差配当金をマイナスのためゼロとした契約については、そのマイナスの額を合計した額とし、合計後の額がマイナスとなる場合はゼロとします。）

・各決算年度の危険差（死差）配当金は、危険保険金に被保険者の年齢・性別および保険種類等に応じた危険差益（死差益）配当率を乗じた額

（例示）

終身保険 男性 40歳 [2023年度決算に基づく部分]	}
危険保険金 100万円につき 0円	

≪定期健康配当金・消滅時配当金≫

毎年配当契約に準じて設定

[据え置き]

≪保障見直し特別配当金≫

毎年配当契約に準じて設定

[据え置き]

【団体年金保険】

責任準備金に配当率を乗じた額

（例示）

<ul style="list-style-type: none"> ・新企業年金保険（H14）、厚生年金基金保険（H14）、確定給付企業年金保険の予定利率0.50%の契約は、配当率を0.85%（前年度0.70%）とします。 ・確定給付企業年金保険一般勘定特約（2022）の予定利率0.50%の契約は、配当率を0.65%（前年度0.20%）とします。 ・拠出型企業年金保険（H14）の予定利率1.25%の契約は、配当率を0.00%（前年度0.00%）とします。 ・企業年金保険、新企業年金保険、団体生存保険、新団体生存保険の予定利率0.75%の契約は、配当率を0.00%（前年度0.00%）とします。
--

【団体保険等】

配当率を据え置きとします。

(2) 2023年度決算に基づく社員配当金を例示しますと以下のとおりです。

【2012年4月2日以後契約】

(例1) 定期保険＋終身保険

〔60歳払込満了、年払、男性、
死亡保険金2,000万円うち終身保険金100万円〕

2019年度契約<経過5年>

(単位：円)

加入年齢*1	保険料*2	配当金*3
30歳	92,236 (149,008)	2,217 (+ 711)
40歳	131,512 (185,377)	5,290 (+ 2,364)
50歳	236,563 (-)	10,389 (+ 4,255)

*1 定期保険の保険期間は、30歳加入契約は15年、40歳・50歳加入契約は10年とします。

*2 「保険料」欄の()内は、定期保険更新後の保険料を示します。

*3 「配当金」欄の()内は、前年度配当金との差額を示します。(以下、2012年4月2日以後契約において同じ。)

(例2) 介護保障保険

〔50歳払込満了、年払、男性、保険金500万円〕

2019年度契約<経過5年>

(単位：円)

加入年齢	保険料	配当金
40歳	25,175	1,165 (+775)

(例3) 身体障がい保障保険

〔50歳払込満了、年払、男性、保険金500万円〕

2019年度契約<経過5年>

(単位：円)

加入年齢	保険料	配当金
40歳	30,170	1,470 (+1,050)

(例4) 3大疾病保障保険

〔50歳払込満了、年払、男性、保険金500万円〕

2019年度契約<経過5年>

(単位：円)

加入年齢	保険料	配当金
40歳	42,935	2,240 (+1,340)

(例5) 年金保険

〔60歳払込満了、年払、女性、60歳年金開始、
10年確定、年金年額60万円〕

2019年度契約<経過5年>

(単位：円)

加入年齢	保険料	配当金
30歳	189,354	4,194 (+ 1,020)

(例6) 長期定期保険

〔100歳払込満了、年払、男性、死亡保険金1億円〕

2019年度契約<経過5年>

(単位:円)

加入年齢	保険料	配当金
40歳	2,417,700	97,400 (+25,700)

【EXシリーズ契約】

(例7) 定期付終身保険

〔60歳払込満了、年払、男性、20倍型、
死亡保険金5,000万円うち終身保険金250万円〕

2009年度契約<経過15年>

(単位:ポイント、円)

加入年齢 ^{*1}	保険料 ^{*2}	累計ポイント ^{*3}	5年ごと配当金 ^{*4}
30歳	177,407 (359,475)	934(+ 0)	14,010 (+ 0)
40歳	442,087 (-)	1,648(+ 43)	24,720 (+ 2,280)

*1 定期保険特約の保険期間は、30歳加入契約は15年、40歳加入契約は10年とします。

*2 「保険料」欄の()内は、定期保険特約更新後の保険料を示します。

*3 「累計ポイント」欄の()内は、前年度の累計ポイントとの差を示します。

(以下、EXシリーズ契約において同じ。)

*4 「5年ごと配当金」欄の()内は、前回の5年ごと配当金との差額を示します。

(以下、EXシリーズ契約において同じ。)

(例8) 終身保険

〔60歳払込満了、年払、男性、保険金1,000万円〕

2009年度契約<経過15年>

(単位:ポイント、円)

加入年齢	保険料	累計ポイント	5年ごと配当金
30歳	245,820	562 (+ 0)	8,430 (+ 0)

(例9) 年金保険

〔60歳払込満了、年払、男性、60歳年金開始、
10年確定、年金年額100万円〕

2009年度契約<経過15年>

(単位:ポイント、円)

加入年齢	保険料	累計ポイント	5年ごと配当金
30歳	279,290	535 (+ 0)	8,025 (+ 0)

【毎年配当契約】

(例10) 定期付終身保険

〔全期型、30歳加入、60歳払込満了、年払、男性、
20倍型、死亡保険金5,000万円うち終身保険金250万円〕

(単位：円)

加入年度<経過年数>	保険料	継続中の契約*1	死亡契約*2
1998年度<26年>	261,574	0 (0)	50,000,000 (0)
1997年度<27年>	261,574	0 (0)	50,000,000 (0)
1996年度<28年>	261,574	0 (0)	50,000,000 (0)

*1 「継続中の契約」欄の()内は、前年度受取金額との差額を示します。(以下、毎年配当契約において同じ。)

*2 「死亡契約」欄は、契約応当日以後死亡の場合の受取金額を示します。

また、()内は、前年度における契約応当日以後に仮に死亡した場合の受取金額との差額を示します。

(例11) 養老保険

〔30歳加入、30年満期、年払、男性、保険金100万円〕

(単位：円)

加入年度<経過年数>	保険料	継続中の契約	満期・死亡契約*1
1998年度<26年>	27,323	0 (0)	(死亡) 1,000,000
1994年度<30年>	23,946	—	(満期) 1,000,000

*1 「満期・死亡契約」欄は、満期または契約応当日以後死亡の場合の受取金額を示します。

5. 2023年度末保障機能別保有契約高

(単位:千件、億円)

項目	個人保険		個人年金保険		団体保険		合計		
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
死亡保障	普通死亡	30,302	1,187,327	—	—	26,921	968,623	57,224	2,155,951
	災害死亡	1,517	222,137	46	1,181	2,560	29,356	4,124	252,676
	その他の条件付死亡	117	1,360	—	—	63	1,516	181	2,877
生存保障	434	11,532	4,086	243,625	6	120	4,528	255,278	
入院保障	災害入院	6,588	420	174	7	1,259	12	8,021	441
	疾病入院	6,583	419	172	7	—	—	6,756	427
	その他の条件付入院	4,541	324	40	1	52	0	4,635	326
障がい保障	6,537	—	45	—	2,581	—	9,164	—	
手術保障	9,370	—	173	—	—	—	9,543	—	

項目	団体年金保険		財形保険・財形年金保険		合計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
生存保障	8,735	139,948	133	4,148	8,869	144,096

項目	医療保障保険	
	件数	金額
入院保障	755	36

項目	就業不能保障保険	
	件数	金額
就業不能保障	1,984	634

- (注) 1. 団体保険、団体年金保険、財形保険・財形年金保険、医療保障保険及び就業不能保障保険の件数は被保険者数を表します。
2. 「生存保障」欄の金額は、個人年金保険、団体保険(年金特約)及び財形年金保険(財形年金積立保険を除く)については、年金支払前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金を合計したもので、団体年金保険、財形保険及び財形年金積立保険については責任準備金を表します。
3. 「入院保障」欄の金額は入院給付日額を表します。入院総合保険・入院継続再収入サポート保険については責任準備金を表します。
4. 医療保障保険の「入院保障」欄には、疾病入院に関わる数値を記載しています。
5. 就業不能保障保険の金額は就業不能保障額(月額)を表します。
6. 受再保険については、被保険者数18千名、金額216億円です。

6. 貸借対照表

(単位：百万円)

科目	2022年度末	2023年度末	科目	2022年度末	2023年度末
	金額	金額		金額	金額
(資産の部)			(負債の部)		
現金及び預貯金	744,569	638,228	保険契約準備金	60,951,264	62,057,625
現預金	69	45	支払備金	203,782	203,995
預貯金	744,500	638,182	責任準備金	59,675,536	60,764,665
コーポレートローン	426,706	522,863	社員配当準備金	1,071,945	1,088,964
買入金銭債権	124,514	118,792	再保険	394	450
有価証券	63,234,750	70,958,137	社債	1,263,265	1,400,719
国債	27,526,011	28,111,291	その他の負債	4,283,512	6,302,322
地方債	905,096	876,418	売現先勘定	1,951,398	2,962,898
社債	2,029,531	1,955,106	借入金	937,308	1,005,133
株式	10,312,131	14,617,481	未払法人税等	-	4,595
外国証券	19,122,228	22,020,172	未払金	175,898	161,602
その他の証券	3,339,751	3,377,666	未払費用	63,872	60,588
貸付金	7,794,689	8,048,276	前受収益	16,818	17,572
保険約款貸付	437,868	422,943	預り金	125,233	123,532
一般貸付	7,356,821	7,625,333	預り保証金	87,625	87,040
有形固定資産	1,723,066	1,758,423	先物取引差金勘定	129	1,285
土地	1,137,664	1,127,336	金融派生商品	839,853	1,853,948
建物	546,152	579,721	金融商品等受入担保金	52,672	-
リース資産	4,124	2,724	リース債務	4,268	2,825
建設仮勘定	21,217	35,869	資産除去債務	6,632	7,491
その他の有形固定資産	13,907	12,771	仮受金	13,418	12,065
無形固定資産	187,716	195,710	その他の負債	8,383	1,742
ソフトウェア	86,049	79,105	役員賞与引当金	439	425
その他の無形固定資産	101,666	116,605	退職給付引当金	378,333	381,307
再保険	269	287	ポイント引当金	8,444	8,356
その他の資産	1,342,332	1,280,007	価格変動準備金	1,584,428	1,625,673
未収金	220,050	122,588	繰延税金負債	149,863	1,366,338
前払費用	18,274	22,129	再評価に係る繰延税金負債	99,350	98,340
未収収益	301,363	351,831	支払承諾	62,486	59,958
預託金	31,905	32,298	負債の部合計	68,781,784	73,301,518
先物取引差入証券金	108,687	154,158	(純資産の部)		
先物取引差金勘定	371	7	基金	100,000	100,000
金融派生商品	247,094	126,489	基金償却積立金	1,350,000	1,350,000
仮払金	7,765	8,712	再評価積立金	651	651
その他の資産	406,820	461,792	剰余金	506,285	830,890
支払承諾見返	62,486	59,958	損失填補準備金	21,282	21,855
貸倒引当金	△8,530	△9,948	その他剰余金	485,003	809,035
投資損失引当金	△28,502	△21,572	社会厚生福祉事業助成資金	351	351
			財務基金積立金	221,917	221,917
			圧縮積立金	73,248	76,815
			圧縮特別勘定積立金	2,961	-
			別段積立金	170	170
			当期末処分剰余金	186,354	509,780
			基金等合計	1,956,936	2,281,541
			その他有価証券評価差額金	5,297,929	9,158,865
			繰延ヘッジ損益	△376,317	△1,141,792
			土地再評価差額金	△56,264	△50,967
			評価・換算差額等合計	4,865,347	7,966,105
			純資産の部合計	6,822,283	10,247,646
資産の部合計	75,604,068	83,549,165	負債及び純資産の部合計	75,604,068	83,549,165

(貸借対照表の注記)

1. (1) 有価証券、預貯金・買入金銭債権のうち「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)に基づき有価証券として取り扱うものは、次のとおり評価しております。
 - ①売買目的有価証券については、期末日の市場価格等に基づく時価(売却原価の算定は移動平均法)
 - ②満期保有目的の債券については、移動平均法に基づく償却原価(定額法)
 - ③「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号)に基づく責任準備金対応債券については、移動平均法に基づく償却原価(定額法)
 - ④子会社株式及び関連会社株式(保険業法第2条第12項に規定する子会社および保険業法施行令第13条の5の2第3項に規定する子法人等のうち子会社を除いたものが発行する株式ならびに保険業法施行令第13条の5の2第4項に規定する関連法人等が発行する株式をいう)については、移動平均法に基づく原価
 - ⑤その他有価証券
 - イ 期末日の市場価格等に基づく時価(売却原価の算定は移動平均法、取得差額が金利調整額と認められる公社債(外国債券を含む)については、移動平均法による償却原価法(定額法))
 - ロ 市場価格のない株式等については、移動平均法に基づく原価
 - (2) その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
2. 保険種類・払方・残存年数・通貨・資産運用方針等により設定している小区分に対応した債券のうち、負債に応じたデレージョンのコントロールを図る目的で保有するものについて、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号)に基づき、責任準備金対応債券に区分しております。
なお、次の保険契約を特定し、小区分としております。
 - ①一時払商品・団体年金保険契約以外について、全ての保険契約
 - ②新予定利率変動型個別保険以外の一時払商品(円建)について、全ての保険契約
 - ③有期利率保証型以外の団体年金保険契約について、全ての保険契約
 - ④上記を除く全ての一時払商品(米ドル建)契約
 - ⑤上記を除く全ての一時払商品(豪ドル建)契約
 - ⑥上記を除く全ての一時払商品(ユーロ建)契約
 3. 金融派生商品は、市場価格等に基づく時価により評価しております。
 4. ①有形固定資産の減価償却は、次の方法により行っております。
 - イ 有形固定資産(リース資産を除く)
 - (i) 建物
定額法により行っております。
 - (ii) 上記以外
定率法により行っております。
なお、その他の有形固定資産のうち取得価額が20万円未満のものの一部については、3年間で均等償却を行っております。
 - ロ リース資産
 - (i) 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却の方法と同一の方法により行っております。
 - (ii) 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間に基づく定額法により行っております。
 - ②無形固定資産に計上しているソフトウェアの減価償却は、定額法により行っております。

5. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算は、「外貨建取引等会計処理基準」(企業会計審議会)に基づき行っております。
なお、為替相場の著しい変動があり、かつ、回復の見込みがないと判断される外貨建その他有価証券については、期末日の為替相場または期末日以前1カ月の平均為替相場のいずれか円安の相場により円換算し、換算差額を有価証券評価損として計上しております。
6. (1) 貸倒引当金は、資産査定基準および償却・引当基準にのっとり、次のとおり計上しております。
- ①破産、民事再生等、法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という)に対する債権および実質的に経営破綻に陥っている債務者(以下「実質破綻先」という)に対する債権については、以下(3)の直接減額後の債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。
- ②現状経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という)に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。
- ③上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算定した貸倒実績率等を債権額に乗じた額を計上しております。
- (2) 全ての債権は、資産査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引き当てを行っております。
- (3) 破綻先および実質破綻先に対する債権(担保・保証付債権を含む)については、債権額から担保の評価額および保証等による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その額は85百万円(担保・保証付債権に係る額45百万円)であります。
7. 投資損失引当金は、投資による損失に備えるため、資産査定基準および償却・引当基準にのっとり、市場価格のない株式等について、将来発生する可能性のある損失見込額を計上しております。
8. 役員賞与引当金は、役員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。
9. (1) 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。
- (2) 退職給付債務ならびに退職給付費用の処理方法は、次のとおりです。
- | | |
|-----------------|---------|
| ①退職給付見込額の期間帰属方法 | 給付算定式基準 |
| ②数理計算上の差異の処理年数 | 5年 |
| ③過去勤務費用の処理年数 | 5年 |
10. ポイント引当金は、保険契約者等に付与したポイントの利用による費用負担に備えるため、将来発生すると見込まれる額を計上しております。
11. 価格変動準備金は、保険業法第115条の規定に基づき算定した額を計上しております。

12. ヘッジ会計は、次の方法により行っております。
- ①ヘッジ会計の手法については、主に、外貨建貸付金の一部に対するキャッシュ・フローのヘッジとして金利スワップの特例処理、保険契約の一部に対する金利変動リスクのヘッジとして「保険業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第26号)に基づく金利スワップによる繰延ヘッジ、外貨建債券の一部、外貨建貸付金の一部および外貨建劣後特約付社債に対する為替変動に係るキャッシュ・フローのヘッジとして通貨スワップによる繰延ヘッジおよび振当処理、外貨建債券等の一部に対する為替変動に係る価格変動リスクのヘッジとして為替予約による時価ヘッジ、国内株式の一部に対する価格変動リスクのヘッジとして株式先渡による時価ヘッジを適用しております。
- ②ヘッジ手段とヘッジ対象
- | (ヘッジ手段) | (ヘッジ対象) |
|---------|-------------------------|
| 金利スワップ | 外貨建貸付金、保険契約 |
| 通貨スワップ | 外貨建債券、外貨建貸付金、外貨建劣後特約付社債 |
| 為替予約 | 外貨建債券等 |
| 株式先渡 | 国内株式 |
- なお、金利スワップ取引および通貨スワップ取引の一部については、金利指標の置き換えに伴い、「LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」(企業会計基準委員会実務対応報告第40号 2022年3月17日)における特例的な取り扱いを適用しております。
- ③ヘッジの有効性の判定については、リスク管理方針に基づき、主にヘッジ対象とヘッジ手段の時価変動を比較する比率分析によるものとしております。
13. 消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によるものとしております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、前払費用に計上のうえ5年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、発生年度に費用処理しております。
14. 当社を通算親会社として、グループ通算制度を適用しております。これにより、法人税および地方法人税の会計処理ならびにこれらに関する税効果会計の会計処理は、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(企業会計基準委員会実務対応報告第42号 2021年8月12日)に従っております。
15. 責任準備金は、保険業法第116条の規定に基づく準備金であり、保険契約に基づく将来の債務の履行に備えるために積み立てるものであります。保険料積立金については、次の方式により計算しております。
- なお、保険業法施行規則第69条第5項の規定により、一部の個人年金保険契約および一部の終身保険契約を対象として積み立てた責任準備金が含まれております。
- ①標準責任準備金の対象契約については、金融庁長官が定める方式(平成8年大蔵省告示第48号)
- ②標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式
- なお、2019年度より、一部の終身保険契約(一時払契約を含む)について、保険料払込終了後契約等を対象に、責任準備金を追加して積み立てることとしております。また、2021年度より、責任準備金を追加して積み立てる終身保険契約(一時払契約を含む)の対象を拡大し、そのうち既に保険料払込終了後等となっている契約(一時払契約を含む)については、5年間にわたり段階的に積み立てることとしております。この結果、当期に追加積み立てを行わなかった場合に比べ、責任準備金が52,235百万円増加し、また、経常利益および税引前当期純剰余が52,235百万円減少しております。

16. 既発生未報告支払備金(まだ支払事由の発生の報告を受けていないが保険契約に規定する支払事由が既に発生したと認める保険金等をいう)については、新型コロナウイルス感染症と診断され、宿泊施設または自宅にて医師等の管理下で療養をした場合(以下「みなし入院」という)等に入院給付金等を支払う特別取扱を2023年5月8日以降終了したことにより、平成10年大蔵省告示第234号(以下「IBNR告示」という)第1条第1項本則に基づく計算では適切な水準の額を算出することができないことから、IBNR告示第1条第1項ただし書の規定に基づき、以下の方法により算出した額を計上しております。
- (計算方法の概要)
- IBNR告示第1条第1項本則に掲げる全ての期間の既発生未報告支払備金積立所要額および保険金等の支払額から、みなし入院に係る額を除外した上で、IBNR告示第1条第1項本則と同様の方法により算出しております。なお、前期末においては、みなし入院に係る既発生未報告支払備金とみなし入院以外に係る既発生未報告支払備金に区分して計算しておりましたが、当期にみなし入院の入院給付金等の特別取扱を終了したことにより、みなし入院に係る既発生未報告支払備金をゼロと算出する方法に見直しております。
17. 「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号)に基づき識別した重要な会計上の見積りは、子会社株式及び関連会社株式の評価であります。
- 当期末の貸借対照表に計上されている子会社株式及び関連会社株式の金額は、2,195,159百万円であります。市場価格のない子会社株式及び関連会社株式については、財政状態の悪化により実質価額が著しく下落した場合には、相当の減額処理を行う必要がありますが、生命保険会社である子会社および関連会社の株式の評価に關しては、実質価額として当該子会社等の企業価値評価額を使用しております。実質価額の算定には、子会社等の将来業績等の仮定を含んでいるため、当該仮定に変化が生じた場合は、子会社株式及び関連会社株式の金額に重要な影響を及ぼす可能性があります。詳細は、連結損益計算書の注記第4項をご参照ください。
18. 一般勘定(保険業法第118条第1項に規定する特別勘定以外の勘定)の資産運用については、生命保険契約の特性を踏まえたうえで、中長期的な運用の基軸となるポートフォリオを策定し、さらに環境見直しを勘案した運用計画を立てております。
- これに基づき、将来の保険金・給付金等の支払いを確実に履行するため、円滑の安定した収益が期待できる公社債や貸付金などを中核的な資産と位置付けるとともに、中長期的な収益の向上を図る観点から株式、外国証券などに投資しております。また、デリバティブ取引については、主に資産または負債のリスクをコントロールすることを目的としております。具体的には、金利関連では金利スワップおよび金利スワップション、通貨関連では為替予約、通貨オプションおよび通貨スワップ、株式関連では株式先渡、株価指数先物および株式オプション等を活用し、その一部についてヘッジ会計を運用しております。
- 主に、有価証券は市場リスクおよび信用リスク、貸付金は信用リスク、デリバティブ取引は市場リスクおよび信用リスクに晒されております。市場リスクとは、金利や為替、株式等の変動により保有する資産の価値が変動し、損失を被るリスクです。信用リスクとは、主に貸付金や社債について、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少・消失し、損失を被るリスクです。信用リスクにはカウンターリスクを含みます。これらのリスクに対して、資産運用リスクに関する管理諸規程に基づき管理しております。
- 市場リスクの管理にあたっては、投融資取引に伴う過大な損失の発生を抑制するため、資産の特性に合わせて、運用限度枠を設定しております。また、その遵守状況をモニタリングし、経営会議の諮問機関である運用リスク管理専門委員会に定期的に報告するとともに、ルール抵触時にリスクを許容範囲内に抑制する体制を整備しております。この他、ポートフォリオ全体の市場リスクをコントロールするため、統計的分析手法を用いて、ポートフォリオ全体の市場バリュー・アット・リスクを合理的に算定し、許容されるリスクの範囲内で適切な資産配分を行っております。
- 信用リスクの管理にあたっては、投融資執行部門から独立した審査管理部門による個別取引の厳格な審査など信用力分析を行う体制を整備しております。また、リスクに見合ったリターン獲得のための貸付金利ガイドライン、取引先の信用度を区分する社内格付け、信用リスクが特定の企業・グループ・国に集中することを防止するための与信リミットの設定・モニタリング等により、良質なポートフォリオの構築に努めております。また、ポートフォリオ全体の信用リスク量の計測として、信用バリュー・アット・リスクを算定し、リスク量が適切な範囲内に収まっているかどうかのモニタリングを実施しております。

19. 金融商品の時価等に関する事項は、次のとおりです。

なお、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似する金融商品については、注記を省略しております。

(1) 主な金融商品の貸借対照表価額、時価およびこれらの差額については、次のとおりです。

(単位:百万円)

	貸借対照表価額(*1)	時価(*2)	差額
買入金銭債権	118,792	119,242	450
責任準備金対応債券	93,535	93,985	450
その他有価証券	25,256	25,256	-
有価証券(*3,*4,*5)	68,744,600	68,067,143	△677,456
売買目的有価証券	865,153	865,153	-
責任準備金対応債券	27,519,415	26,529,187	△990,228
子会社株式及び関連会社株式	128,615	441,387	312,771
その他有価証券	40,231,415	40,231,415	-
貸付金(*6)	8,039,662	7,953,523	△86,139
保険約款貸付	422,798	422,798	-
一般貸付	7,616,864	7,530,725	△86,139
金融派生商品(*7)	(1,727,459)	(1,727,459)	-
ヘッジ会計が適用されていないもの	(8,364)	(8,364)	-
ヘッジ会計が適用されているもの	(1,719,094)	(1,719,094)	-
社債(*6,*8)	(1,400,719)	(1,384,468)	(△16,250)
借入金(*8)	(1,005,133)	(974,804)	(△30,328)

(*1)貸倒引当金を計上したのものについては、当該引当金を控除しております。

(*2)当期に減損処理した銘柄については、減損処理後の貸借対照表価額を時価としております。

(*3)非上場株式等の市場価格のない株式等については、含めておりません。これらの保有目的ごとの当期末における貸借対照表価額は、子会社株式及び関連会社株式 1,273,548 百万円、その他有価証券 55,892 百万円であります。

(*4)時価算定会計基準適用指針第 24-16 項を適用し、組合等への出資残高については、含めておりません。当該組合等の貸借対照表価額は、884,096 百万円であります。

(*5)時価算定会計基準適用指針第 24-3 項または第 24-9 項を適用した投資信託を含めております。

(*6)金利スワップの特例処理および通貨スワップの振当処理を適用している金融派生商品については、ヘッジ対象とされている貸付金および社債と一体として処理されているため、その時価は、貸付金および社債に含めて記載しております。

(*7)金融派生商品によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で示しております。

(*8)社債および借入金は負債に計上しており、()で示しております。

(2) 保有目的ごとの有価証券等に関する事項は、次のとおりです。

①売買目的有価証券

特別勘定に係る有価証券を売買目的有価証券として区分しており、当期の損益に含まれた評価差額は 69,396 百万円であります。

②満期保有目的の債券

当期末残高はありません。

③責任準備金対応債券

種類ごとの貸借対照表価額、時価およびこれらの差額については、次のとおりです。

(単位:百万円)

	種類	貸借対照表価額	時価	差額
時価が貸借対照表 価額を超えるもの	買入金銭債権	74,477	75,778	1,300
	公社債	12,930,000	13,968,406	1,038,405
	外国証券	39,857	40,510	652
	小計	13,044,336	14,084,695	1,040,358
時価が貸借対照表 価額を超えないもの	買入金銭債権	19,057	18,207	△849
	公社債	14,413,334	12,395,754	△2,017,580
	外国証券	136,222	124,516	△11,706
	小計	14,568,614	12,538,477	△2,030,136
合計		27,612,950	26,623,172	△989,777

④その他有価証券

種類ごとの取得原価または償却原価、貸借対照表価額およびこれらの差額については、次のとおりです。

(単位:百万円)

	種類	取得原価 または償却原価	貸借対照表価額	差額
貸借対照表価額が 取得原価または償却原価 を超えるもの	買入金銭債権	6,055	6,488	432
	公社債	1,280,940	1,395,667	114,727
	株式	3,849,418	13,454,386	9,604,968
	外国証券	12,346,154	15,739,496	3,393,341
	その他の証券	877,799	1,106,420	228,620
	小計	18,360,368	31,702,458	13,342,090
貸借対照表価額が 取得原価または償却原価 を超えないもの	買入金銭債権	19,396	18,768	△617
	公社債	1,979,276	1,832,100	△147,175
	株式	184,365	157,226	△27,139
	外国証券	5,069,708	4,693,880	△375,827
	その他の証券	1,993,094	1,852,238	△140,856
	小計	9,245,831	8,554,214	△691,617
合計		27,606,199	40,256,672	12,650,473

※市場価格のない株式等 55,892 百万円、組合等への出資残高 91,100 百万円は含めておりません。

当期において、4,274 百万円減損処理を行っております。

なお、株式(外国株式を含む)については、時価が取得原価に比べて著しく下落したものに付き、期末日の市場価格等に基づき減損処理しております。

株式の時価が著しく下落したと判断する基準は、次のとおりです。

イ 期末日以前1カ月の市場価格等の平均が取得原価の50%以下の銘柄

ロ 期末日以前1カ月の市場価格等の平均が取得原価の50%超70%以下かつ過去の市場価格や発行会社の業績等が一定の要件に該当する銘柄

- (3) 主な金銭債権債務の返済予定額および満期のある有価証券の償還予定額については、次のとおりです。

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
買入金銭債権	8,033	6,758	25,180	80,936
責任準備金対応債券	33	6,758	17,985	68,701
その他有価証券	8,000	-	7,195	12,235
有価証券	1,292,526	8,163,615	9,175,068	35,193,178
責任準備金対応債券	671,053	3,020,776	3,058,242	21,116,225
その他有価証券	621,472	5,142,838	6,116,825	14,076,952
貸付金	978,765	2,472,935	2,025,215	2,142,427
社債	-	-	-	1,400,719
借入金	4,133	-	-	1,001,000

※保険約款貸付等の期間の定めのないものは含めておりません。

また、破綻先、実質破綻先および破綻懸念先に対する債権等で返済予定額が見込めないもの5,685百万円は含めておりません。

20. (1) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項は、次のとおりです。

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性および重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価:同一の資産または負債の活発な市場における(無調整の)相場価格により算定した時価

レベル2の時価:レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価:重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

イ 時価をもって貸借対照表価額とする金融商品

(単位:百万円)

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
買入金銭債権	-	13,955	11,301	25,256
その他有価証券	-	13,955	11,301	25,256
有価証券(*1)	20,110,782	18,896,103	392,575	39,399,461
売買目的有価証券	397,498	467,655	-	865,153
その他有価証券	19,713,284	18,428,447	392,575	38,534,307
公社債	2,177,885	1,049,881	-	3,227,767
国債	2,177,885	-	-	2,177,885
地方債	-	71,182	-	71,182
社債	-	978,699	-	978,699
株式	13,493,201	118,411	-	13,611,613
外国証券	4,042,196	14,328,960	392,575	18,763,732
公社債	2,883,588	8,373,909	392,575	11,650,072
株式等	1,158,608	5,955,051	-	7,113,660
その他の証券	-	2,931,193	-	2,931,193
金融派生商品(*2)	2,897	(1,730,356)	-	(1,727,459)
金利関連	-	(312,258)	-	(312,258)
通貨関連	-	(1,414,973)	-	(1,414,973)
その他	2,897	(3,124)	-	(227)

(*1)時価算定会計基準適用指針第24-3項または第24-9項を適用した投資信託を含めておりません。当該投資信託の貸借対照表価額は、投資信託財産が金融商品である投資信託1,652,225百万円、投資信託財産が不動産である投資信託45,813百万円であり、当期首残高から当期末残高への調整表は、次のとおりです。

(*2)金融派生商品によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で示しております。

(単位:百万円)

	投資信託財産が 金融商品の投資信託(*3)	投資信託財産が 不動産の投資信託	合計
当期首残高	1,379,977	39,600	1,419,577
当期の損益	150,984	1,705	152,689
純損益に計上(*4)	28,315	1,037	29,352
評価・換算差額等合計に計上(*5)	122,668	667	123,336
購入、売却および償還	121,263	4,507	125,771
時価算定会計基準適用指針第24-3項 または第24-9項の適用を開始した取引	-	-	-
時価算定会計基準適用指針第24-3項 または第24-9項の適用を中止した取引	-	-	-
当期末残高	1,652,225	45,813	1,698,038
当期の損益に計上した額のうち当期末にお いて保有する投資信託の評価損益(*4)	-	-	-

(*3)主に解約が1カ月を超えて制限されるものがあり、当該投資信託の貸借対照表価額は、1,628,966百万円であります。

(*4)損益計算書の資産運用収益および資産運用費用に含まれております。

(*5)貸借対照表の評価・換算差額等合計のうち、その他有価証券評価差額金に含まれております。

ロ 時価をもって貸借対照表価額としない金融商品

(単位:百万円)

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
買入金銭債権	-	-	93,985	93,985
責任準備金対応債券	-	-	93,985	93,985
有価証券	24,823,002	2,145,980	408	26,969,391
責任準備金対応債券	24,823,002	1,705,775	408	26,529,187
公社債	24,729,968	1,633,783	408	26,364,160
外国証券	93,034	71,992	-	165,026
子会社株式及び関連会社株式	-	440,204	-	440,204
貸付金	-	-	7,953,523	7,953,523
保険約款貸付	-	-	422,798	422,798
一般貸付	-	-	7,530,725	7,530,725
社債(*6)	-	(1,394,468)	-	(1,394,468)
借入金(*6)	-	(894,173)	(80,630)	(974,804)

(*6)社債および借入金は負債に計上しており、()で示しております。

(2) 主な金融商品の時価の算定に用いた評価技法およびインプットの説明は、次のとおりです。

①有価証券および買入金銭債権のうち「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)に基づき有価証券として取り扱うもの

活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しております。主に上場株式、国債、上場投資信託等がこれに含まれております。公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しております。主に地方債、社債等がこれに含まれております。公表された相場価格が入手できない場合には、主に外部情報ベンダーより入手した評価額または委託会社が算出した基準価額等によっております。観察できないインプットを用いていないまたはその影響が重要でない場合はレベル2の時価、重要な観察できないインプットを用いている場合はレベル3の時価に分類しております。

②貸付金

イ 保険約款貸付

貸付金額を解約返戻金の範囲内に限る等の特性により返済期限を設けていない貸し付けであり、返済の見込まれる期間および金利条件等より、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額を時価としており、レベル3に分類しております。

ロ 一般貸付

変動金利貸付については、将来キャッシュ・フローに市場金利が短期間で反映されるため、貸付先の信用状態が実行後大きく異なっていない場合、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額を時価としております。一方、固定金利貸付については、貸付金の種類および内部格付け、期間に基づく区分ごとに、将来キャッシュ・フローを市場金利に信用リスク等を反映させた割引率で割り引いた現在価値を時価としております。また、通貨スワップの振当処理、金利スワップの特例処理の対象とされた貸し付けについては、当該時価を反映しております。

なお、破綻先、実質破綻先および破綻懸念先に対する貸付金については、直接減額前の帳簿価額から将来キャッシュ・フローの現在価値または担保および保証による回収見込み額等に基づいた貸倒見積高を控除した額を時価としております。

算出された時価はいずれもレベル3に分類しております。

③金融派生商品

活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しております。主に債券先物取引、株価指数先物取引がこれに含まれております。公表された相場価格が利用できない場合は主に外部情報ベンダーより入手した評価額によっております。観察できないインプットを用いていないまたはその影響が重要でない場合はレベル2の時価、重要な観察できないインプットを用いている場合はレベル3の時価に分類しております。

④社債

当社の発行する社債については、市場価格を時価としており、レベル2の時価に分類しております。また、通貨スワップの振当処理の対象とされた社債については、当該時価を反映しております。

⑤借入金

変動金利借入については、将来キャッシュ・フローに市場金利が短期間で反映されるため、当社の信用状態が実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としており、レベル3に分類しております。一方、固定金利借入については、原則、将来キャッシュ・フローを当社の信用リスクを加味した同様の借り入れにおいて想定される利率で割り引いた現在価値を時価としており、レベル3の時価に分類しております。ただし、証券化公募スキームを利用した借り入れについては、当該借り入れを裏付けとして発行される社債の市場価格を時価としており、レベル2の時価に分類しております。

(3) 時価をもって貸借対照表価額とする金融商品のうちレベル3の時価に関する情報は、次のとおりです。

①時価の算定に用いた重要な観察できないインプットに関する定量的情報

当社自身が観察できないインプットを推計していないため、注記を省略しております。

②当期首残高から当期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益

(単位:百万円)

	買入金銭債権 その他有価証券	有価証券 その他有価証券	金融派生商品 金利関連
当期首残高	765	182,698	112
当期の損益	720	33,646	△112
純損益に計上(*1)	359	31,269	△112
評価・換算差額等合計に計上(*2)	361	2,376	-
購入、売却、発行および決済	9,816	176,230	-
レベル3の時価への振り替え	-	-	-
レベル3の時価からの振り替え	-	-	-
当期末残高	11,301	392,575	-
当期の損益に計上した額のうち 当期末において保有する 金融商品の評価損益(*1)	-	-	-

(*1) 損益計算書の資産運用収益および資産運用費用に含まれております。

(*2) 貸借対照表の評価・換算差額等合計のその他有価証券評価差額金に含まれております。

③時価の評価プロセスの説明

当社は社内で決定した時価の算定に関する方針に基づき時価を算定しており、当該方針に定める時価の算定に用いる評価技法およびインプットの妥当性ならびに時価のレベルの分類の適切性を確認しております。

時価の算定にあたっては、個々の金融商品の性質、特性およびリスクを最も適切に反映できる評価モデルを用いております。また、第三者から入手した相場価格を利用する場合においても、利用されている評価技法およびインプットの確認や他ベンダーの提供時価との比較等の適切な方法により価格の妥当性を検証しております。

④重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

当社自身が観察できないインプットを推計していないため、注記を省略しております。

21. 当期末における貸貸等不動産の貸借対照表価額は1,283,436百万円、時価は1,861,435百万円であります。
当社では、貸貸用のオフィスビル・貸貸商業施設等を有しており、当期末の時価は、主に不動産鑑定評価基準に基づいて算定した額であります。
また、貸貸等不動産の貸借対照表価額に含まれている資産除去債務に対応する額は5,067百万円であります。
22. (1) 債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権および貸付条件緩和債権の合計額は28,814百万円であります。その内訳は、次のとおりです。
- ①破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は9,526百万円あります。
なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続き開始、更生手続き開始または再生手続き開始の申し立て等事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権であります。
- ②危険債権額は17,684百万円あります。
なお、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受け取りができない可能性の高い債権で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しない債権であります。
- ③三月以上延滞債権額はありません。
なお、三月以上延滞債権とは、元本または利息の支払いが約定支払日の翌日を起算日として三月以上延滞している貸付金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権および危険債権に該当しないものであります。
- ④貸付条件緩和債権額は1,604百万円あります。
なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸付金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権および三月以上延滞債権に該当しないものであります。
- (2) 取立不能見込額の直接減額を行った結果、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は85百万円減少しております。
23. 有形固定資産の減価償却累計額は1,254,913百万円あります。
24. 保険業法第118条第1項に規定する特別勘定資産の額は1,225,873百万円あります。
なお、負債の額も同額であります。
25. 子会社等に対する金銭債権の総額は67,798百万円、金銭債務の総額は5,013百万円あります。

26. 社員配当準備金の異動状況は、次のとおりです。

イ 当期首現在高	1,071,945 百万円
ロ 前期剰余金よりの繰入額	181,910 百万円
ハ 当期社員配当金支払額	185,866 百万円
ニ 利息による増加額	20,975 百万円
ホ 当期末現在高(イ+ロ-ハ+ニ)	1,088,964 百万円

27. 負債の部の社債は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債であります。

なお、各社債について、それぞれ監督当局の事前承認等を前掲として、当社の数量により繰上償還をすることが可能であります。

通貨スワップによる振当処理を適用している社債の発行年月および繰上償還可能日は、次のとおりです。

発行年月	繰上償還可能日
2014年10月	発行日の10年後の応当日およびそれ以降5年を経過するごとの各日
2016年1月	発行日の10年後の応当日およびそれ以降5年を経過するごとの各日
2017年9月	発行日の10年後の応当日およびそれ以降5年を経過するごとの各日
2020年1月	発行日の10年後の応当日およびそれ以降5年を経過するごとの各日
2021年1月	発行日の10年後の応当日およびそれ以降5年を経過するごとの各日
2021年9月	発行日の10年後の応当日およびそれ以降5年を経過するごとの各日
2023年9月	発行日の10年後の応当日およびそれ以降5年を経過するごとの各日

また、2024年4月16日に、次のとおり社債を発行しております。

名 称	2054年満期米ドル建劣後特約付社債(利払繰延条項付)
発 行 価 格	額面金額の100%
発 行 総 額	1,320 百万米ドル
利 率	2034年4月まで 年5.95%(固定金利) 2034年4月以降 固定金利(ステップアップあり・5年ごとにリセット)
償 還 期 限	2054年4月(ただし、発行日の10年後の応当日およびそれ以降5年を経過するごとの各日に、監督当局の事前承認等を前掲として、当社の数量により繰上償還可能)
担保および保証の内容	本社債には担保および保証は付されておらず、また、本社債のために特に留保されている資産はありません。
資 金 使 途	一般事業資金

なお、本社債は、ヘッジ会計の手法として通貨スワップの振当処理を適用しております。

28. その他負債には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 1,001,000 百万円が含まれております。

29. 担保に供されている資産の額は、有価証券 5,384,929 百万円であり、また、担保に係る債務の額は 2,964,640 百万円であり、

なお、上記には、売現先取引による買い戻し条件付の売却 2,810,519 百万円および売現先勘定 2,962,898 百万円をそれぞれ含んでおります。

30. 子会社等の株式および出資金の総額は 2,195,159 百万円であり、

なお、2023年11月28日に、Bain Capital Private Equity, LPが投資助言を行うファンドが間接的に保有するBCPE Color Cayman, L.P.および Color Cayman Investments, LLC 等との間で、株式会社ニチイホールディングスの全株式を保有する株式会社 BCJ-43 の発行済株式の99.6%分を取得する旨、合意しております。

31. 消費貸借契約により貸し付けている有価証券の貸借対照表価額は1,648,643百万円であります。
32. 売却または再担保という方法で自由に処分できる権利を有している資産は、消費貸借契約で借り入れている有価証券であり、当期末において、全て当該処分を行わず所有しており、その時価は148,977百万円であります。
33. 貸付金に係るコミットメントおよびこれに準ずる契約の貸付未実行残高は351,135百万円であります。

34. 退職給付に関する事項は、次のとおりです。

(1) 採用している退職給付制度の概要

当社は、内務職員・営業総合職等については、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度および退職一時金制度を設けております。

また、確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

営業職員等については、確定給付型の制度として、退職一時金制度および自社年金制度を設けております。

(2) 確定給付制度

①退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

イ 期首における退職給付債務	615,636百万円
ロ 勤務費用	26,300百万円
ハ 利息費用	3,693百万円
ニ 数理計算上の差異の当期発生額	△2,313百万円
ホ 退職給付の支払額	△34,880百万円
ヘ 期末における退職給付債務(イ+ロ+ハ+ニ+ホ)	608,436百万円

②年金資産の期首残高と期末残高の調整表

イ 期首における年金資産	231,267百万円
ロ 期待運用収益	2,775百万円
ハ 数理計算上の差異の当期発生額	12,986百万円
ニ 事業主からの拠出額	5,606百万円
ホ 退職給付の支払額	△13,478百万円
ヘ 期末における年金資産(イ+ロ+ハ+ニ+ホ)	239,156百万円

③退職給付債務および年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

イ 積立型制度の退職給付債務	230,036百万円
ロ 年金資産	△239,156百万円
	△9,120百万円
ハ 非積立型制度の退職給付債務	378,399百万円
ニ 未認識数理計算上の差異	10,710百万円
ホ 未認識過去勤務費用	1,317百万円
ヘ 退職給付引当金(イ+ロ+ハ+ニ+ホ)	381,307百万円

④退職給付に関連する損益

イ 勤務費用	26,300百万円
ロ 利息費用	3,693百万円
ハ 期待運用収益	△2,775百万円
ニ 数理計算上の差異の当期の費用処理額	4,080百万円
ホ 過去勤務費用の当期の費用処理額	△1,317百万円
ヘ 確定給付制度に係る退職給付費用(イ+ロ+ハ+ニ+ホ)	29,982百万円

⑤年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです。

イ 生命保険一般勘定	60.1%
ロ 外国証券	14.6%
ハ 国内債券	14.2%
ニ 国内株式	10.1%
ホ 現金及び預貯金	1.0%
ヘ 合計(イ+ロ+ハ+ニ+ホ)	100.0%

⑥長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在および予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在および将来期待される長期の収益率を考慮しております。

⑦数理計算上の計算基礎に関する事項

期末における主要な数理計算上の計算基礎は、次のとおりです。

イ 割引率	0.6%
ロ 長期期待運用収益率	1.2%

(3) 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への拠出額は、2,243百万円です。

35. (1) 繰延税金資産の総額は、2,383,005百万円であり、繰延税金負債の総額は、3,681,701百万円です。繰延税金資産のうち評価性引当額として控除した額は、67,642百万円です。繰延税金資産の発生の主な原因別内訳は、保険契約準備金 1,280,634百万円、価格変動準備金 453,563百万円および繰延ヘッジ損益 442,836百万円です。繰延税金負債の発生の主な原因別内訳は、その他有価証券評価差額金 3,502,755百万円です。
- (2) 当期における法定実効税率は、27.9%であり、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の主な内訳は、社員配当準備金△12.3%です。
36. 土地の再評価に関する法律に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を再評価に係る繰延税金負債として負債の部に計上し、これを控除した額を土地再評価差額金として純資産の部に計上しております。
- | | |
|------------|---|
| 再評価を行った年月日 | 2002年3月31日 |
| 再評価の方法 | 土地の再評価に関する法律施行令第2条第1号に定める公示価格および第2条第4号に定める路線価に基づき、合理的な調整を行って算定しております。 |
37. 保険業法施行規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する責任準備金(以下「出再責任準備金」という)の額は170百万円です。
38. 保険業法施行規則第30条第2項に規定する額は、8,017,723百万円です。

7. 損益計算書

(単位:百万円)

科目	2022年度	2023年度
	金額	金額
経常収益	7,353,950	7,628,376
保険料	4,647,991	5,297,399
再保料	4,646,819	5,296,086
手数料	1,172	1,312
利息	2,587,776	2,216,890
預金	1,524,425	1,607,616
有価証券	3,004	9,032
貸付	1,275,297	1,312,643
その他	122,250	160,146
有為投資	112,193	113,658
その他	11,679	12,135
有為投資	1,009,350	315,349
その他	52,582	158,236
有為投資	364	6,930
その他	1,053	842
有為投資	-	127,915
その他	118,182	114,085
有為投資	5,971	3,975
その他	71,018	67,934
有為投資	41,192	42,176
その他		
経常費用	7,106,065	6,973,813
保険料	4,099,273	4,355,896
再保料	1,073,139	1,080,315
手数料	807,193	844,888
利息	857,331	755,761
預金	1,167,297	1,398,537
有価証券	192,304	274,458
貸付	2,007	1,934
その他	1,030,263	1,110,317
有為投資	11,356	212
その他	997,732	1,089,128
有為投資	21,174	20,975
その他	1,184,701	696,982
有為投資	37,477	42,900
その他	874,392	275,812
有為投資	6,234	6,549
その他	175,940	288,339
有為投資	4,855	614
その他	19,286	20,320
有為投資	60,204	62,446
その他	6,310	-
有為投資	565,673	564,342
その他	226,154	246,274
有為投資	93,968	109,799
その他	53,019	55,765
有為投資	53,844	52,688
その他	129	2,973
有為投資	25,191	25,048
その他		
経常利益	247,884	654,562
特別利益	8,427	5,549
固定資産	2,623	5,549
負債	5,804	-
特別損失	53,430	62,184
固定資産	6,202	8,396
負債	11,465	9,506
その他	-	41,245
固定資産	1,208	36
負債	3,000	3,000
その他	31,554	-
税引前当期純利益	202,882	697,927
法人税	29,564	49,675
法人税	△14,135	36,174
法人税	15,428	85,849
法人税	187,453	512,077

(損益計算書の注記)

1. 投資信託の解約益については、従来、資産運用収益の利息及び配当金等収入に含めて表示しておりましたが、株式や債券等の有価証券売却益と同質であるため、経営成績をより適切に表示する観点から、システム改修が完了した当期より資産運用収益の有価証券売却益に含めて表示することといたしました。この結果、前期の損益計算書において、利息及び配当金等収入に含めて表示していた投資信託の解約益203,762百万円は、有価証券売却益に組み替えています。
2. 保険料等収入、保険金等支払金の計上方法は、次のとおりです。
 - (1) 保険料等収入(再保険収入を除く)は、原則として、入金があるものについて、当該入金金額により計上しております。
 - (2) 保険金等支払金(再保険料を除く)は、保険約款に基づく支払事由が発生し、当該約款に基づいて算定された金額を支払った契約について、当該金額により計上しております。
3. 子会社等との取引による収益の総額は69,280百万円、費用の総額は41,387百万円であります。
4. 有価証券売却益の主な内訳は、国債等債券39,499百万円、株式等103,121百万円、外国証券172,728百万円であります。
5. 有価証券売却損の主な内訳は、国債等債券155,934百万円、株式等49,424百万円、外国証券70,453百万円であります。
6. 有価証券評価損の主な内訳は、株式等2,967百万円、外国証券3,581百万円であります。
7. 責任準備金繰入額の計算上、足し上げられた出再責任準備金戻入額は4百万円であります。
8. 金融派生商品費用には、評価損益が48,065百万円含まれております。
9. 減損損失に関する主な内容は、次のとおりです。

①資産をグルーピングした方法

賃貸用不動産等および遊休不動産等については、それぞれの物件ごとに一つの資産グループとしております。また、保険事業等の用に供している不動産等については、保険事業等全体で一つの資産グループとしております。

②減損損失の認識に至った経緯

一部の資産グループに著しい収益性の低下または時価の下落が見られたことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

③減損損失を認識した資産グループと減損損失計上額の固定資産の種類ごとの内訳

(単位:百万円)

用途	土地	借地権	建物	合計
賃貸用不動産等	1,755	630	2,470	4,857
遊休不動産等	3,146	-	1,503	4,649
合計	4,901	630	3,974	9,506

④回収可能価額の算定方法

回収可能価額は、物件により使用価値または正味売却価額を適用しております。

なお、使用価値については、原則として将来キャッシュ・フローを3.0%で割引いて算定しております。また、正味売却価額については、不動産鑑定評価基準に基づく鑑定評価額または基準価格等を基に算定しております。

8. 基金等変動計算書

・2022年度

(単位:百万円)

	基金等												基金等合計
	基金	基金債権 積立金	再評価 積立金	その他の基金								剰余金合計	
				損失繰越 準備金	危険準備 積立金	社会厚生 福祉事業 助成基金	財産基金 積立金	圧縮 積立金	圧縮 特別勘定 積立金	別設 積立金	当期末均分 剰余金		
当期末残高	100,000	1,350,000	651	19,988	71,917	351	—	71,832	1,007	170	357,789	523,063	1,973,714
当期末変動額													
社員配当準備金の積立											△199,868	△199,868	△199,868
損失繰越準備金の積立				1,294							△1,294	—	—
基金利息の支払											△265	△265	△265
当期純剰余											187,453	187,453	187,453
危険準備積立金の取崩					△71,917						71,917	—	—
社会厚生福祉事業助成 基金の積立						3,000					△3,000	—	—
社会厚生福祉事業助成 基金の取崩						△3,000					3,000	—	—
財産基金積立金の積立							221,917				△221,917	—	—
圧縮積立金の積立								2,718			△2,718	—	—
圧縮積立金の取崩								△1,309			1,309	—	—
圧縮特別勘定積立金の 積立									1,953		△1,953	—	—
土地再評価差額金の 取崩											△4,098	△4,098	△4,098
基金等以外の項目の 当期末変動額(純額)													
当期末変動額合計	—	—	—	1,294	△71,917	—	221,917	1,408	1,953	—	△171,435	△16,778	△16,778
当期末残高	100,000	1,350,000	651	21,282	—	351	221,917	73,240	2,961	170	186,356	506,285	1,956,936

	評価・換算差額等				純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
当期末残高	6,112,896	△374,351	△60,353	5,678,172	7,651,886
当期末変動額					
社員配当準備金の積立					△199,868
損失繰越準備金の積立					—
基金利息の支払					△265
当期純剰余					187,453
危険準備積立金の取崩					—
社会厚生福祉事業助成 基金の積立					—
社会厚生福祉事業助成 基金の取崩					—
財産基金積立金の積立					—
圧縮積立金の積立					—
圧縮積立金の取崩					—
圧縮特別勘定積立金の 積立					—
土地再評価差額金の 取崩					△4,098
基金等以外の項目の 当期末変動額(純額)	△814,957	△1,956	4,098	△812,824	△812,824
当期末変動額合計	△814,957	△1,956	4,098	△812,824	△829,603
当期末残高	5,297,939	△376,317	△56,254	4,865,347	6,822,283

・2023年度

(単位:百万円)

	基 金 等											
	基金	基金債組 積立金	再評価 積立金	別 余 金							別余金合計	基金等合計
				損失補償 積立金	社会厚生 福祉事業 助成資金	財源基盤 積立金	圧縮 積立金	圧縮 特別勘定 積立金	別設 積立金	当期未処分 別余金		
当期末残高	100,000	1,350,000	651	21,282	351	221,917	73,248	2,261	170	185,354	505,285	1,955,936
当期変動額												
社員配当準備金の積立										△181,910	△181,910	△181,910
損失補償準備金の積立				573						△573	—	—
基金利息の支払										△265	△265	△265
当期純剰余										512,077	512,077	512,077
社会厚生福祉事業助成 資金の積立					3,000					△3,000	—	—
社会厚生福祉事業助成 資金の取崩					△3,000					3,000	—	—
圧縮積立金の積立							4,227			△4,227	—	—
圧縮積立金の取崩							△1,359			1,359	—	—
圧縮特別勘定積立金の 取崩								△2,261		2,261	—	—
土地再評価差額金の 取崩										△5,297	△5,297	△5,297
基金等以外の項目の 当期変動額(純額)												
当期変動額合計	—	—	—	573	—	—	3,267	△2,261	—	323,426	324,608	324,608
当期末残高	100,000	1,350,000	651	21,855	351	221,917	76,815	—	170	509,780	830,893	2,281,544

	評 価 ・ 換 算 差 額 等				純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
当期末残高	5,297,929	△376,317	△56,254	4,865,347	6,822,283
当期変動額					
社員配当準備金の積立					△181,910
損失補償準備金の積立					—
基金利息の支払					△265
当期純剰余					512,077
社会厚生福祉事業助成 資金の積立					—
社会厚生福祉事業助成 資金の取崩					—
圧縮積立金の積立					—
圧縮積立金の取崩					—
圧縮特別勘定積立金の 取崩					—
土地再評価差額金の 取崩					△5,297
基金等以外の項目の 当期変動額(純額)	3,850,936	△765,475	5,297	3,100,757	3,100,757
当期変動額合計	3,850,936	△765,475	5,297	3,100,757	3,455,360
当期末残高	9,158,865	△1,141,792	△50,957	7,966,105	10,247,646

9. 経常利益等の明細（基礎利益）

（単位：百万円）

	2022年度	2023年度
基礎利益	498,828	708,743
キャピタル収益	1,240,510	732,077
商品有価証券運用益	—	—
金銭の信託運用益	—	—
売買目的有価証券運用益	—	—
有価証券売却益	1,009,350	315,349
金融派生商品収益	—	—
為替差益	52,582	158,236
その他キャピタル収益	178,577	258,491
キャピタル費用	1,141,691	734,486
商品有価証券運用損	—	—
金銭の信託運用損	—	—
売買目的有価証券運用損	—	—
有価証券売却損	874,392	275,812
有価証券評価損	6,234	6,549
金融派生商品費用	175,940	288,339
為替差損	—	—
その他キャピタル費用	85,124	163,785
キャピタル損益	98,818	△2,408
キャピタル損益含み基礎利益	597,647	706,334
臨時収益	364	7,463
再保険収入	—	—
危険準備金戻入額	—	—
個別貸倒引当金戻入額	—	533
その他臨時収益	364	6,930
臨時費用	350,127	59,235
再保険料	—	—
危険準備金繰入額	69,701	7,000
個別貸倒引当金繰入額	3,876	—
特定海外債権引当勘定繰入額	—	—
貸付金償却	—	—
その他臨時費用	276,550	52,235
臨時損益	△349,762	△51,772
経常利益	247,884	654,562

(注)前年度について、投資信託の解約益を利息及び配当金等収入から有価証券売却益に組み替えています。

(参考) その他項目の内訳

（単位：百万円）

	2022年度	2023年度
基礎利益	△93,452	△94,706
外貨建保険商品対応のためのスワップ取引及び ヘッジを目的としたスワップ取引に係る受取・支払利息	15,506	16,660
外貨建保険契約に係る市場為替レート変動の影響額	69,617	147,125
マーケット・ヴァリュアー・アジャストメントに係る解約返戻金額変動の影響額	△26,697	△17,105
為替に係るヘッジコスト	△151,880	△241,386
その他キャピタル収益	178,577	258,491
外貨建保険商品対応のためのスワップ取引及び ヘッジを目的としたスワップ取引に係る受取・支払利息	—	—
外貨建保険契約に係る市場為替レート変動の影響額	—	—
マーケット・ヴァリュアー・アジャストメントに係る解約返戻金額変動の影響額	26,697	17,105
為替に係るヘッジコスト	151,880	241,386
その他キャピタル費用	85,124	163,785
外貨建保険商品対応のためのスワップ取引及び ヘッジを目的としたスワップ取引に係る受取・支払利息	15,506	16,660
外貨建保険契約に係る市場為替レート変動の影響額	69,617	147,125
マーケット・ヴァリュアー・アジャストメントに係る解約返戻金額変動の影響額	—	—
為替に係るヘッジコスト	—	—
その他臨時収益	364	6,930
投資損失引当金戻入額	364	6,930
その他臨時費用	276,550	52,235
投資損失引当金繰入額	—	—
保険業法施行規則第69条第5項に基づく責任準備金繰入額	276,550	52,235

10. 剰余金処分案

(単位：千円)

科目	2022年度	2023年度
	金額	金額
当期未処分剰余金	186,354,600	509,780,820
任意積立金取崩額	4,320,990	1,797,499
社員配当平衡積立金取崩額	—	—
危険準備積立金取崩額	—	—
圧縮積立金取崩額	1,359,689	1,797,499
圧縮特別勘定積立金取崩額	2,961,301	—
計	190,675,591	511,578,320
剰余金処分額	190,675,591	511,578,320
社員配当準備金	181,910,514	264,517,435
差引純剰余金	8,765,076	247,060,884
損失填補準備金	573,000	1,535,000
基金償却積立金	—	50,000,000
基金利息	265,000	265,000
任意積立金	7,927,076	195,260,884
社会厚生福祉事業助成資金	3,000,000	3,000,000
財務基盤積立金	—	190,000,000
圧縮積立金	4,927,076	2,260,884
圧縮特別勘定積立金	—	—
次期繰越剰余金	—	—

1.1. 保険業法に基づく債権の状況

(単位:百万円、%)

区分	2022年度末	2023年度末
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	10,041	9,526
危険債権	18,064	17,684
三月以上延滞債権	50	—
貸付条件緩和債権	1,481	1,604
小計	29,637	28,814
(対合計比)	(0.33)	(0.29)
正常債権	8,991,864	9,755,187
合計	9,021,502	9,784,002

(注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始または再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権です。

2. 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取りができない可能性の高い債権です。(注1に掲げる債権を除く。)

3. 三月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸付金です。(注1および2に掲げる債権を除く。)

4. 貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支障を回すことを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金です。(注1から3に掲げる債権を除く。)

5. 正常債権とは、債務者の財政状態および経営成績に特に問題がないものとして、注1から4までに掲げる債権以外のものに区分される債権です。

○保険業法に基づく債権に対する補足説明

- ・ 本表の分類・算出方法は保険業法施行規則に準じており、対象は貸付金、貸付有価証券、未収利息、仮払金、支払承諾見返、金融機関保証付私算債です。
- ・ 破産更生債権及びこれらに準ずる債権等について、債権額から担保の評価額および保証等による回収が可能と認められる金額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直除減額しており、その金額は2022年度末が破産更生債権及びこれらに準ずる債権1,975百万円、2023年度末が破産更生債権及びこれらに準ずる債権85百万円です。

12. 貸倒引当金の明細

区分	2022年度		2023年度		(単位:百万円)	
					比較	
(1) 貸倒引当金残高の内訳						
(イ) 一般貸倒引当金	2,891		4,039			1,147
(ロ) 個別貸倒引当金	5,638		5,909			270
(ハ) 特定海外債権引当勘定	—		—			—
(2) 個別貸倒引当金						
(イ) 繰入額	7,614		5,994			△1,619
(ロ) 取崩額	3,737		6,527			2,790
[償却に伴う取崩額を除く]						
(ハ) 純繰入額	3,876		△533			△4,409
(3) 特定海外債権引当勘定						
(イ) 対象国数	—		—			—
(ロ) 債権額	—		—			—
(ハ) 繰入額	—		—			—
(ニ) 取崩額	—		—			—
(4) 貸付金償却	—		—			—

1.3. ソルベンシー・マージン比率

(単位：百万円)

項目	2022年度末	2023年度末
ソルベンシー・マージン総額 (A)	17,319,118	21,614,981
基金・諸準備金等	5,733,080	6,036,219
基金等	1,774,760	2,016,759
価格変動準備金	1,584,428	1,625,673
危険準備金	2,130,358	2,137,358
一般貸倒引当金	2,891	4,039
その他	240,640	252,388
(その他有価証券評価差額金(税効果控除前)・繰延ヘッジ損益(税効果控除前))×90%	6,297,574	10,251,877
土地の含み損益×85%	603,932	665,395
全期チルメル式責任準備金相当額超過額	2,623,073	2,548,820
負債性資本調達手段等	2,184,265	2,401,719
全期チルメル式責任準備金相当額超過額及び負債性資本調達手段等のうち、マージンに算入されない額	—	—
控除項目	△210,043	△449,810
その他	87,236	160,759
リスクの合計額 $\sqrt{(R_1 + R_2)^2 + (R_3 + R_4 + R_7)^2} + R_4$ (B)	3,395,990	4,410,879
保険リスク相当額 R_1	107,314	103,629
第三分野保険の保険リスク相当額 R_2	90,993	88,558
予定利率リスク相当額 R_3	248,517	249,260
最低保証リスク相当額 R_7	5,256	5,177
資産運用リスク相当額 R_4	3,065,938	4,061,992
経営管理リスク相当額 R_4	70,360	90,172
ソルベンシー・マージン比率 $\frac{(A)}{(1/2) \times (B)} \times 100$	1,019.9%	980.0%

(注) 1. 上記は、保険業法施行規則第36条、第37条及び平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出しています。
2. 最低保証リスク相当額の算出に際しては、標準的方式を使用しています。

(参考)

○個人保険及び個人年金保険の責任準備金の積立方式・積立率

積立方式	2022年度末	2023年度末
標準責任準備金対象契約	平準純保険料式	平準純保険料式
標準責任準備金対象外契約	平準純保険料式	平準純保険料式
積立率（危険準備金を除く）	100.0%	100.0%

(注) 1. 積立方式及び積立率は、個人保険及び個人年金保険を対象としています。なお、団体保険及び団体年金保険の責任準備金は積立方式という概念がないため、上記には含んでいません。
2. 積立率については、標準責任準備金対象契約に関しては平成8年大蔵省告示第49号に定める方式により、また、標準責任準備金対象外契約に関しては平準純保険料式により計算した保険料積立金、及び未経過保険料に対する積立率を記載しています。

14. 2023年度特別勘定の状況

(1) 特別勘定資産残高の状況

(単位:百万円)

区分	2022年度末	2023年度末
	金額	金額
個人変額保険	100,199	119,704
個人変額年金保険	15,533	13,629
団体年金保険	1,030,855	1,092,539
特別勘定計	1,146,588	1,225,873

(2) 個人変額保険(特別勘定)の状況

①保有契約高

(単位:件、百万円)

区分	2022年度末		2023年度末	
	件数	金額	件数	金額
変額保険(有期型)	9,685	6,667	9,363	13,061
変額保険(終身型)	29,122	400,930	28,261	391,125
合計	38,807	407,598	37,624	404,186

②年度末個人変額保険特別勘定資産の内訳

(単位:百万円、%)

区分	2022年度末		2023年度末	
	金額	構成比	金額	構成比
現預金・コールローン	3,051	3.0	2,079	1.7
有価証券	91,138	91.0	99,429	83.1
公社債	17,984	17.9	22,942	19.2
株式	12,904	12.9	8,596	7.2
外国証券	31,513	31.5	36,751	30.7
公社債	2,773	2.8	3,091	2.6
株式等	28,740	28.7	33,659	28.1
その他の証券	28,736	28.7	31,140	26.0
貸付金	-	-	-	-
その他	6,009	6.0	18,194	15.2
貸倒引当金	-	-	-	-
合計	100,199	100.0	119,704	100.0

③個人変額保険特別勘定の運用収支状況

(単位:百万円)

区分	2022年度	2023年度
	金額	金額
利息配当金等収入	1,676	2,304
有価証券売却益	4,101	4,457
有価証券償還益	-	-
有価証券評価益	△2,229	17,810
為替差益	524	446
金融派生商品収益	2,901	6,902
その他の収益	2	1
有価証券売却損	4,006	1,580
有価証券償還損	-	0
有価証券評価損	△998	△736
為替差損	269	153
金融派生商品費用	3,993	2,750
その他の費用	0	0
収支差額	△295	28,171

(3) 個人変額年金保険（特別勘定）の状況

①保有契約高

(単位：件、百万円)

区分	2022年度末		2023年度末	
	件数	金額	件数	金額
個人変額年金保険	9,311	15,532	3,851	13,627

②年度末個人変額年金保険特別勘定資産の内訳

(単位：百万円、%)

区分	2022年度末		2023年度末	
	金額	構成比	金額	構成比
現預金・コールローン	—	—	—	—
有価証券	15,140	97.5	13,309	97.7
公社債	2,627	16.9	1,896	13.9
株式	—	—	—	—
外国証券	—	—	—	—
公社債	—	—	—	—
株式等	—	—	—	—
その他の証券	12,513	80.6	11,413	83.7
貸付金	—	—	—	—
その他	392	2.5	319	2.3
貸倒引当金	—	—	—	—
合計	15,533	100.0	13,629	100.0

③個人変額年金保険特別勘定の運用収支状況

(単位：百万円)

区分	2022年度	2023年度
	金額	金額
利息配当金等収入	1,514	3,741
有価証券売却益	75	28
有価証券償還益	—	—
有価証券評価益	△1,797	2,064
為替差益	—	—
金融派生商品収益	—	—
その他の収益	0	0
有価証券売却損	0	0
有価証券償還損	—	—
有価証券評価損	55	75
為替差損	—	—
金融派生商品費用	—	—
その他の費用	0	0
収支差額	△262	5,757

15. 保険会社及びその子会社等の状況

(1) 主要な業務の状況を示す指標

(単位: 億円)

項目	2022年度	2023年度
経常収益	96,262	120,088
経常利益	1,710	5,813
親会社に帰属する当期純剰余	1,421	4,124
包括利益	△7,797	37,732

項目	2022年度末	2023年度末
総資産	876,177	975,961
ソルベンシー・マージン比率	1,071.4%	1,025.7%

(2) 連結の範囲及び持分法の適用に関する事項

連結される子会社および子法人等数	15社
持分法適用の非連結の子会社および子法人等数	0社
持分法適用の関連法人等数	17社
期中における重要な関係会社の異動について	
「(3) 連結財務諸表の作成方針」をご参照ください。	

(3)連結財務諸表の作成方針

1. 連結の範囲に関する事項

連結される子会社および子法人等数 15 社

主要な連結される子会社および子法人等

ニッセイ信用保証株式会社

ニッセイ・リース株式会社

ニッセイ・キャピタル株式会社

ニッセイアセットマネジメント株式会社

ニッセイ情報テクノロジー株式会社

大樹生命保険株式会社

ニッセイ・ウェルス生命保険株式会社

はなさく生命保険株式会社

ニッセイプラス少額短期保険株式会社

Nippon Life Insurance Company of America

Nippon Life Americas, Inc.

MLC Limited

Nippon Life India Asset Management Limited

主要な非連結の子会社および子法人等は、Nippon Life Global Investors Americas, Inc.、ニッセイ商事株式会社およびニッセイ保険エージェンシー株式会社であります。

非連結の子会社および子法人等については、総資産、売上高、当期純損益および剰余金の点からみていずれもそれぞれ小規模であり、当企業集団の財政状態と経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除いております。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法適用の非連結の子会社および子法人等数 0 社

持分法適用の関連法人等数 17 社

主要な持分法適用の関連法人等

日本マスタートラスト信託銀行株式会社

企業年金ビジネスサービス株式会社

長生人壽保險有限公司

Bangkok Life Assurance Public Company Limited

Reliance Nippon Life Insurance Company Limited

Post Advisory Group, LLC

PT Sequis

PT Asuransi Jiwa Sequis Life

The TCW Group, Inc.

Grand Guardian Nippon Life Insurance Company Limited

Blackstone ISG Investment Partners - R (BMU) L.P.

Resolution Life Group Holdings Ltd.

Blackstone ISG Investment Partners - R (BMU) L.P.、Resolution Life Group Holdings Ltd.は、重要性が増したため、当連結会計年度より持分法の適用範囲に含めております。

特分法を適用していない非連結の子会社および子法人等(Nippon Life Global Investors Americas, Inc.、ニッセイ商事株式会社他)および関連法人等(株式会社エスエルタワーズ他)については、それぞれ連結純損益および連結剰余金に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性が乏しいため、特分法を適用しておりません。

3. 連結される子会社および子法人等の事業年度等に関する事項

連結される子会社および子法人等のうち、在外会社の決算日は、12月31日および3月31日であります。連結財務諸表の作成にあたっては、12月31日を決算日とする在外会社は、同日現在の決算財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. のれんの償却に関する事項

のれんおよび特分法適用の関連法人等に係るのれん相当額(以下「のれん等」という)は、定額法により20年間で償却しております。ただし、重要性が乏しいものについては、発生時に全額償却しております。

(4) 連結貸借対照表

(単位：百万円)

科目	2022年度末	2023年度末	科目	2022年度末	2023年度末
	金額	金額		金額	金額
(資産の部)			(負債の部)		
現金及び預貯金	1,590,868	1,634,522	保険契約準備金	71,516,081	74,254,041
コールローン	426,706	522,863	支払備金	261,387	269,478
買入金銭債権	244,146	246,417	責任準備金	70,131,700	72,849,120
有価証券	72,332,848	81,628,564	社員配当準備金	1,071,945	1,088,964
貸付金	8,636,099	8,911,985	契約者配当準備金	51,046	46,477
有形固定資産	1,858,492	1,896,641	再保険借	20,475	27,190
土地	1,199,750	1,189,388	社債	1,378,865	1,516,319
建物	592,624	624,804	その他負債	5,337,929	7,509,435
リース資産	6,028	6,386	役員賞与引当金	439	425
建設仮勘定	21,305	35,922	退職給付に係る負債	437,909	419,981
その他の有形固定資産	38,784	40,139	役員退職慰労引当金	634	429
無形固定資産	368,478	383,334	ポイント引当金	8,444	8,356
ソフトウェア	111,347	103,359	価格変動準備金	1,684,717	1,732,830
のれん	80,049	83,910	繰延税金負債	139,712	1,421,439
リース資産	23	19	再評価に係る繰延税金負債	99,350	98,340
その他の無形固定資産	177,057	196,044	支払承諾	62,523	60,844
再保険貸	4,193	125,362	負債の部合計	80,687,084	87,049,635
その他資産	2,043,278	2,157,928	(純資産の部)		
退職給付に係る資産	1,276	1,274	基金	100,000	100,000
繰延税金資産	58,529	37,762	基金償却積立金	1,350,000	1,350,000
支払承諾見返	62,523	60,844	再評価積立金	651	651
貸倒引当金	△9,728	△11,346	連結剰余金	566,733	793,384
			基金等合計	2,017,384	2,244,035
			その他有価証券評価差額金	5,176,583	9,223,931
			繰延ヘッジ損益	△375,789	△1,142,459
			土地再評価差額金	△56,264	△50,967
			為替換算調整勘定	52,239	118,139
			退職給付に係る調整累計額	△5,938	7,774
			その他の包括利益累計額合計	4,790,829	8,156,418
			新株予約権	1,921	1,509
			非支配株主持分	120,492	144,554
			純資産の部合計	6,930,628	10,546,518
資産の部合計	87,617,712	97,596,154	負債及び純資産の部合計	87,617,712	97,596,154

(連結貸借対照表の注記)

1. 当社の連結子会社であるMLC Limitedにおいて、Australian Accounting Standards Boardsが公表した会計基準「保険契約」(以下「AASB第17号」といふ)を当連結会計年度より適用しております。当該会計基準は、保険契約の認識、測定、表示等について規定しております。当該会計方針の変更は遡及適用され、前連結会計年度については、遡及適用後の連結財務諸表となっております。この結果、遡及適用を行う前と比べて、前連結会計年度の連結損益計算書において、経常利益および税金等調整前純剰余は、それぞれ28,709百万円増加しております。また、前連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書において、税金等調整前純剰余は、28,709百万円増加、営業活動によるキャッシュ・フローの小計に含まれるその他は28,709百万円減少しております。なお、前連結会計年度の期首の純資産に累積的影響額が反映されたことにより、前連結会計年度の連結剰余金の期首残高は111,626百万円、当連結会計年度の連結剰余金の期首残高は、87,693百万円減少しております。

また、当連結会計年度において、AASB第17号を適用して採用する会計方針に基づき計上される課税所得は、2022年度以降の金利変動による影響を受けやすく、将来の税金負担の軽減効果に関する不確実性を、繰延税金資産の回収可能性に反映させる必要があること、およびAASB第17号を適用して計算する一部保険商品に係る保険契約準備金について、算定方法の見直しを行う必要があることが判明したことにより、過去の数値を再算定することが適切であると判断しました。この結果、当連結貸借対照表に記載の前連結会計年度の数値について、第1四半期連結会計期間、中間連結会計期間、および第3四半期連結会計期間に係る連結貸借対照表における前連結会計年度末残高の修正再表示を行っております。第1四半期連結会計期間および中間連結会計期間については、繰延税金資産の取り崩しおよび、保険契約準備金の算定方法の見直しにより主に、繰延税金資産が15,981百万円減少、保険契約準備金が16,956百万円増加、連結剰余金が23,393百万円減少しております。また、前連結会計年度の期首の純資産に反映された連結剰余金への累積的影響額については、32,080百万円減少しております。第3四半期連結会計期間については、保険契約準備金の算定方法の見直しにより主に、保険契約準備金が16,956百万円増加、連結剰余金が12,633百万円減少しております。また、前連結会計年度の期首の純資産に反映された連結剰余金への累積的影響額については、12,633百万円減少しております。
2. (1) 当社ならびに一部の連結される子会社および子法人等の有価証券、預貯金・買入金銭債権のうち「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)に基づき有価証券として取り扱うものは、次のとおり評価しております。
 - ①売買目的有価証券については、連結会計年度末日の市場価格等に基づく時価(売却原価の算定は移動平均法)
 - ②満期保有目的の債券については、移動平均法に基づく償却原価(定額法)
 - ③「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号)に基づく責任準備金対応債券については、移動平均法に基づく償却原価(定額法)
 - ④非連結または特分法非適用の子会社株式及び関連会社株式(保険業法第2条第12項に規定する子会社および保険業法施行令第13条の5の2第3項に規定する子法人等のうち子会社を除いたものが発行する株式ならびに保険業法施行令第13条の5の2第4項に規定する関連法人等が発行する株式をいう)については、移動平均法に基づく原価
 - ⑤その他有価証券
 - イ 連結会計年度末日の市場価格等に基づく時価(売却原価の算定は移動平均法、取得差額が金利調整差額と認められる公社債(外国債券を含む)については、移動平均法による償却原価法(定額法))
 - ロ 市場価格のない株式等については、移動平均法に基づく原価
- (2) その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
3. 保険種類・払方・残存年数・通貨・資産運用方針等により設定している小区分に対応した債券のうち、負債に応じたデュレーションのコントロールを図る目的で保有するものについて、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号)に基づき、責任準備金対応債券に区分しております。

なお、次の保険契約を特定し、小区分としております。

- (1) 当社
- ①一時払商品・団体年金保険契約以外について、全ての保険契約
 - ②新予定利率変動型個別保険以外の一時的払商品(円建)について、全ての保険契約
 - ③有期利率保証型以外の団体年金保険契約について、全ての保険契約
 - ④上記を除く全ての一時払商品(米ドル建)契約
 - ⑤上記を除く全ての一時払商品(豪ドル建)契約
 - ⑥上記を除く全ての一時払商品(ユーロ建)契約
- (2) 大樹生命保険株式会社
- ①終身保険・年金保険(40年以内)小区分(終身保険(定期付終身保険を含む)および年金保険から発生する将来キャッシュ・フロー中の40年以内の部分)
 - ②拠出型企業年金(27年以内)小区分(拠出型企業年金保険から発生する将来キャッシュ・フロー中の27年以内の部分)
 - ③一時払外貨建養老保険(米ドル建)小区分1(2015年10月1日から2019年9月30日始期の一時払外貨建養老保険(米ドル建))
 - ④一時払外貨建養老保険(米ドル建)小区分2(2019年10月1日以降始期の一時払外貨建養老保険(米ドル建))
 - ⑤一時払外貨建養老保険(豪ドル建)小区分1(2015年10月1日から2019年9月30日始期の一時払外貨建養老保険(豪ドル建))
 - ⑥一時払外貨建養老保険(豪ドル建)小区分2(2019年10月1日以降始期の一時払外貨建養老保険(豪ドル建))
- (3) ニッセイ・ウェルス生命保険株式会社
- ①個人保険・個人年金商品(ただし一部保険種類を除く)
 - ②終身がん保険・養老保険商品
 - ③一時払終身保険(確定積立金区分型)商品
 - ④上記を除く円建一時払商品(ただし一部保険契約を除く)
 - ⑤上記を除く米ドル建商品(ただし一部保険契約を除く)
 - ⑥上記を除く豪ドル建一時払年金商品(ただし一部保険種類を除く)
- (4) はなさく生命保険株式会社
- 全ての保険契約群を単一の小区分として、当該保険負債に応じたデュレーションのコントロールを図る目的で保有する債券について責任準備金対応債券に区分しております。
4. 金融派生商品は、市場価格等に基づく時価により評価しております。
5. ①有形固定資産の減価償却は、次の方法により行っております。
- イ 有形固定資産(リース資産を除く)
 - (i) 建物

定額法により行っております。
 - (ii) 上記以外

主に定率法により行っております。

なお、当社ならびに一部の連結される子会社および子法人等のその他の有形固定資産のうち取得価額が20万円未満のものの一部については、3年間で均等償却を行っております。
 - ロ リース資産
 - (i) 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却の方法と同一の方法により行っております。
 - (ii) 上記以外

リース期間に基づく定額法により行っております。
- ②無形固定資産に計上しているソフトウェアの減価償却は、定額法により行っております。

6. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算は、「外貨建取引等会計処理基準」(企業会計審議会)に基づき行っております。
 なお、為替相場の著しい変動があり、かつ、回復の見込みがないと判断される当社の外貨建その他有価証券については、連結会計年度末日の為替相場または連結会計年度末日以前1カ月の平均為替相場のいずれか円安の相場により円換算し、換算差額を有価証券評価損として計上しております。
 また、一部の連結される子会社および子法人等が保有する外貨建その他有価証券の換算差額のうち債券に係る換算差額については為替差損益として処理し、その他の外貨建その他有価証券に係る換算差額については全部純資産直入法により処理しております。
7. (1) 当社の貸倒引当金は、資産査定基準および償却・引当基準にのっとり、次のとおり計上しております。
 ①破産、民事再生等、法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という)に対する債権および実質的に経営破綻に陥っている債務者(以下「実質破綻先」という)に対する債権については、以下(4)の直接減額後の債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。
 ②現状経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という)に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。
 ③上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算定した貸倒実績率等を債権額に乗じた額を計上しております。
- (2) 当社の全ての債権は、資産査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産査定部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引き当てを行っております。
- (3) 連結される子会社および子法人等については、主として資産査定基準および償却・引当基準等にのっとり、必要と認められた額を引き当てております。
- (4) 破綻先および実質破綻先に対する債権(担保・保証付債権を含む)については、債権額から担保の評価額および保証等による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その額は104百万円(担保・保証付債権に係る額45百万円)であります。
8. 役員賞与引当金は、役員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。
9. (1) 退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。
 (2) 当社ならびに一部の連結される子会社および子法人等の退職給付に係る会計処理の方法は、次のとおりです。
- | | |
|-----------------|---------|
| ①退職給付見込額の期間帰属方法 | 給付算定式基準 |
| ②数理計算上の差異の処理年数 | 5年 |
| ③過去勤務費用の処理年数 | 5年 |
10. 役員退職慰労引当金は、一部の連結される子会社および子法人等の役員に対する退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく支給見込額を計上しております。
11. ポイント引当金は、保険契約者等に付与したポイントの利用による費用負担に備えるため、将来発生すると見込まれる額を計上しております。
12. 価格変動準備金は、保険業法第115条の規定に基づき算定した額を計上しております。
13. 貸手の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

14. 当社のヘッジ会計は、次の方法により行っております。
- ①ヘッジ会計の手法については、主に、外貨建貸付金の一部に対するキャッシュ・フローのヘッジとして金利スワップの特例処理、保険契約の一部に対する金利変動リスクのヘッジとして「保険業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第26号)に基づく金利スワップによる繰延ヘッジ、外貨建債券の一部、外貨建貸付金の一部および外貨建劣後特約付社債に対する為替変動に係るキャッシュ・フローのヘッジとして通貨スワップによる繰延ヘッジおよび振当処理、外貨建債券等の一部に対する為替変動に係る価格変動リスクのヘッジとして為替予約による時価ヘッジ、国内株式の一部に対する価格変動リスクのヘッジとして株式先渡による時価ヘッジを適用しております。
- ②ヘッジ手段とヘッジ対象
- | (ヘッジ手段) | (ヘッジ対象) |
|---------|-------------------------|
| 金利スワップ | 外貨建貸付金、保険契約 |
| 通貨スワップ | 外貨建債券、外貨建貸付金、外貨建劣後特約付社債 |
| 為替予約 | 外貨建債券等 |
| 株式先渡 | 国内株式 |
- なお、金利スワップ取引および通貨スワップ取引の一部については、金利指標の置き換えに伴い、「LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」(企業会計基準委員会実務対応報告第40号 2022年3月17日)における特例的な取り扱いを適用しております。
- ③ヘッジの有効性の判定については、リスク管理方針に基づき、主にヘッジ対象とヘッジ手段の時価変動を比較する比率分析によるものとしております。
15. 当社ならびに一部の連結される子会社および子法人等の消費税および地方消費税の会計処理は、税按方式によるものとしております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、前払費用に計上のうえ5年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、発生連結会計年度に費用処理しております。
16. 当社ならびに一部の子会社および子法人等は、当社を通算親会社として、グループ通算制度を適用しております。これにより、法人税および地方法人税の会計処理ならびにこれらに関する税効果会計の会計処理は、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(企業会計基準委員会実務対応報告第42号 2021年8月12日)に従っております。
17. (1) 当社および連結される国内の生命保険会社の責任準備金は、保険業法第116条の規定に基づく準備金であり、保険契約に基づく将来の債務の履行に備えるために積み立てるものであります。保険料積立金については、次の方式により計算しております。
- なお、保険業法施行規則第69条第5項の規定により、一部の個人年金保険契約および一部の終身保険契約を対象として積み立てた責任準備金が含まれております。
- ①標準責任準備金の対象契約については、金融庁長官が定める方式(平成8年大蔵省告示第48号)
- ②標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式
- また、当社および一部の連結される国内の生命保険会社は、当連結会計年度に責任準備金の追加積み立てを行っております。この結果、責任準備金が60,526百万円増加し、また、経常利益および税金等調整前当期純剰余が60,526百万円減少しております。
- イ 当社
- 2019年度より、一部の終身保険契約(一時払契約を含む)について、保険料払込終了後契約等を対象に、責任準備金を追加して積み立てることとしております。また、2021年度より、責任準備金を追加して積み立てる終身保険契約(一時払契約を含む)の対象を拡大し、そのうち既に保険料払込終了後等となっている契約(一時払契約を含む)については、5年間にわたり段階的に積み立てることとしております。この結果、当連結会計年度に追加積み立てを行わなかった場合に比べ、責任準備金が52,235百万円増加し、また、経常利益および税金等調整前当期純剰余が52,235百万円減少しております。
- ロ 大樹生命保険株式会社
- 一部の個人年金保険契約を対象に責任準備金を追加して積み立てております。この結果、当連結会計年度に追加積み立てを行わなかった場合に比べ、責任準備金が8,290百万円増加し、また、経常利益および税金等調整前当期純剰余が8,290百万円減少しております。

- (2) 連結される海外の生命保険会社の責任準備金は、豪州会計基準等、各国の会計基準に基づき算出した額を計上しております。
18. 当社ならびに一部の連結される子会社および子法人等は、既発生未報告支払備金(まだ支払事由の発生の報告を受けていないが保険契約に規定する支払事由が既に発生したと認める保険金等をいう)については、新型コロナウイルス感染症と診断され、宿泊施設または自宅にて医師等の管理下で療養をした場合(以下「みなし入院」という)等に入院給付金等を支払う特別取扱を2023年5月8日以降終了したことにより、平成10年大蔵省告示第234号(以下「IBNR告示」という)第1条第1項本則に基づく計算では適切な水準の額を算出することができないことから、IBNR告示第1条第1項ただし書の規定に基づき、以下の方法により算出した額を計上しております。
- (計算方法の概要)
- IBNR告示第1条第1項本則に掲げる全ての期間の既発生未報告支払備金積立所要額および保険金等の支払額から、みなし入院に係る額を除外した上で、IBNR告示第1条第1項本則と同様の方法により算出しております。なお、前連結会計年度末においては、みなし入院に係る既発生未報告支払備金とみなし入院以外に係る既発生未報告支払備金に区分して計算しておりましたが、当連結会計年度にみなし入院の入院給付金等の特別取扱を終了したことにより、みなし入院に係る既発生未報告支払備金をゼロと算出する方法に見直しております。
19. 「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号)に基づき識別した重要な会計上の見積りは、のれん等の評価であります。当連結会計年度末の連結貸借対照表に計上されているのれん等は、次のとおりです。
- | | |
|--|-----------|
| ①のれん | 83,910百万円 |
| Nippon Life India Asset Management Limited | 83,910百万円 |
| ②のれん相当額 | 53,627百万円 |
| Reliance Nippon Life Insurance Company Limited | 34,076百万円 |
| The TCW Group, Inc. | 8,127百万円 |
| PT Sequis | 11,424百万円 |
- また、のれん等の減損判定にあたって使用した会計上の見積りの内容については、連結損益計算書の注記第4項をご参照ください。
20. 当社ならびに一部の連結される子会社および子法人等の一般勘定(保険業法第118条第1項に規定する特別勘定以外の勘定)の資産運用については、生命保険契約の特性を踏まえたうえで、中長期的な運用の基軸となるポートフォリオを策定し、さらに環境見直しを勘案した運用計画を立てております。
- これに基づき、将来の保険金・給付金等の支払いを確実に履行するため、円確の安定した収益が期待できる公社債や貸付金などを中核的な資産と位置付けるとともに、中長期的な収益の向上を図る観点から株式、外国証券などに投資しております。また、デリバティブ取引については、主に資産または負債のリスクをコントロールすることを目的としております。具体的には、金利関連では金利スワップおよび金利スワップション、通貨関連では為替予約、通貨オプションおよび通貨スワップ、株式関連では株式先渡、株価指数先物および株式オプション等を活用し、その一部についてヘッジ会計を適用しております。
- 主に、有価証券は市場リスクおよび信用リスク、貸付金は信用リスク、デリバティブ取引は市場リスクおよび信用リスクに晒されております。市場リスクとは、金利や為替、株式等の変動により保有する資産の価値が変動し、損失を被るリスクです。信用リスクとは、主に貸付金や社債について、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少・消失し、損失を被るリスクです。信用リスクにはカントリーリスクを含みます。これらのリスクに対して、資産運用リスクに関する管理諸規程に基づき管理しております。
- 市場リスクの管理にあたっては、投融資取引に伴う過大な損失の発生を抑制するため、資産の特性に合わせて、運用限度枠を設定しております。また、その遵守状況をモニタリングし、経営会議の諮問機関である運用リスク管理専門委員会等に定期的に報告するとともに、ルール抵触時にリスクを許容範囲内に抑制する体制を整備しております。この他、ポートフォリオ全体の市場リスクをコントロールするため、統計的分析手法を用いて、ポートフォリオ全体の市場バリュー・アット・リスクを合理的に算定し、許容されるリスクの範囲内で適切な資産配分を行っております。信用リスクの管理にあたっては、投融資執行部門から独立した審査管理部門による個別取引の厳格な審査など信用力分析を行う体制を整備しております。また、リスクに見合ったリターン獲得のための貸付金利ガイドライン、取引先の信用度を区分する社内格付け、信用リスクが特定の企業・グループ・国に集中することを防止するための与信リミットの設定・モニタリング等により、良質なポートフォリオの構築に努めております。ま

た、ポートフォリオ全体の信用リスク量の計測として、信用バリュー・アット・リスクを算定し、リスク量が適切な範囲内に収まっているかどうかのモニタリングを実施しております。

21. 金融商品の時価等に関する事項は、次のとおりです。

なお、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似する金融商品については、注記を省略しております。

(1) 主な金融商品の連結貸借対照表価額、時価およびこれらの差額については、次のとおりです。

(単位:百万円)

	連結貸借対照表 価額(*1)	時価(*2)	差額
買入金銭債権	246,417	245,500	△916
満期保有目的の債券	18,364	17,603	△760
責任準備金対応債券	146,794	146,638	△155
その他有価証券	81,258	81,258	-
有価証券(*3,*4,*5)	80,349,399	79,098,690	△1,250,708
売買目的有価証券	1,734,581	1,734,581	-
満期保有目的の債券	609,260	594,837	△14,422
責任準備金対応債券	33,789,266	32,551,899	△1,237,367
子会社株式及び関連会社株式	45,243	46,325	1,081
その他有価証券	44,171,046	44,171,046	-
貸付金(*6)	8,903,002	8,801,168	△101,834
保険約款貸付	461,187	461,187	-
一般貸付	8,441,815	8,339,981	△101,834
金融派生商品(*7)	(1,774,838)	(1,774,838)	-
ヘッジ会計が適用されていないもの	(55,732)	(55,732)	-
ヘッジ会計が適用されているもの	(1,719,105)	(1,719,105)	-
社債(*6,*8)	(1,516,319)	(1,499,106)	(△17,212)
借入金(*8)	(1,146,208)	(1,115,797)	(△30,410)

(*1) 貸倒引当金を計上したものについては、当該引当金を控除しております。

(*2) 当連結会計年度に減損処理した銘柄については、減損処理後の連結貸借対照表価額を時価としております。

(*3) 非上場株式等の市場価格のない株式等については、含めておりません。これらの当連結会計年度末における連結貸借対照表価額は、289,605百万円であります。

(*4) 時価算定会計基準適用指針第24-16項を適用し、組合等への出資残高については、含めておりません。当該組合等の連結貸借対照表価額は、989,559百万円であります。

(*5) 時価算定会計基準適用指針第24-3項または第24-9項を適用した投資信託を含めております。

(*6) 金利スワップの特例処理および通貨スワップの振当処理を適用している金融派生商品については、ヘッジ対象とされている貸付金および社債と一体として処理されているため、その時価は、貸付金および社債に含めて記載しております。

(*7) 金融派生商品によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で示しております。

(*8) 社債および借入金は負債に計上しており、()で示しております。

(2) 保有目的ごとの有価証券等に関する事項は、次のとおりです。

①売買目的有価証券

特別勘定に係る有価証券等を売買目的有価証券として区分しており、当連結会計年度の損益に含まれた評価差額は121,524百万円であり、

す。

②満期保有目的の債券

種類ごとの連結貸借対照表価額、時価およびこれらの差額については、次のとおりです。

(単位:百万円)

	種類	連結貸借対照表価額	時価	差額
時価が連結貸借対照表価額を超えるもの	買入金銭債権	1,938	2,010	71
	公社債	57,725	58,493	767
	外国証券	142,503	145,681	3,177
	小計	202,168	206,185	4,017
時価が連結貸借対照表価額を超えないもの	買入金銭債権	16,425	15,592	△832
	公社債	96,239	95,383	△856
	外国証券	312,791	295,279	△17,511
	小計	425,456	406,256	△19,200
合計		627,625	612,441	△15,183

③責任準備金対応債券

種類ごとの連結貸借対照表価額、時価およびこれらの差額については、次のとおりです。

(単位:百万円)

	種類	連結貸借対照表価額	時価	差額
時価が連結貸借対照表価額を超えるもの	買入金銭債権	99,589	101,320	1,731
	公社債	14,753,968	15,948,958	1,194,989
	外国証券	703,088	721,679	18,591
	小計	15,556,646	16,771,959	1,215,313
時価が連結貸借対照表価額を超えないもの	買入金銭債権	47,204	45,317	△1,886
	公社債	15,942,560	13,745,117	△2,197,443
	外国証券	2,389,649	2,136,144	△253,505
	小計	18,379,415	15,926,579	△2,452,835
合計		33,936,061	32,698,538	△1,237,522

④その他有価証券

種類ごとの取得原価または償却原価、連結貸借対照表価額およびこれらの差額については、次のとおりです。

(単位:百万円)

	種類	取得原価 または償却原価	連結貸借対照表価額	差額
連結貸借対照表価額が取得原価 または償却原価を超えるもの	買入金銭債権	10,512	10,997	485
	公社債	1,547,985	1,678,427	130,441
	株式	4,082,979	13,980,182	9,897,202
	外国証券	13,801,651	17,335,502	3,533,850
	その他の証券	918,798	1,162,787	243,989
	小計	20,361,928	34,167,897	13,805,969
連結貸借対照表価額が取得原価 または償却原価を超えないもの	買入金銭債権	72,292	70,260	△2,031
	公社債	2,524,655	2,346,736	△177,919
	株式	281,626	223,694	△57,932
	外国証券	5,984,189	5,523,624	△460,564
	その他の証券	2,070,216	1,920,090	△150,126
	小計	10,932,980	10,084,407	△848,573
合計		31,294,908	44,252,305	12,957,396

※市場価格のない株式等 66,303 百万円、組合等への出資残高 194,262 百万円は含めておりません。

当連結会計年度において 4,274 百万円減損処理を行っております。

なお、当社ならびに一部の連結される子会社および子法人等の株式(外国株式を含む)については、時価が取得原価に比べて著しく下落したもののにつき、連結会計年度末日の市場価格等に基づき減損処理しております。

株式の時価が著しく下落したと判断する基準は、次のとおりです。

イ 連結会計年度末日以前1カ月の市場価格等の平均が取得原価の50%以下の銘柄

ロ 連結会計年度末日以前1カ月の市場価格等の平均が取得原価の50%超70%以下かつ過去の市場価格や発行会社の業績等が一定の要件に該当する銘柄

(3) 主な金銭債権債務の返済予定額および満期のある有価証券の償還予定額については、次のとおりです。

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
買入金銭債権	33,433	10,664	29,529	175,526
満期保有目的の債券	-	1,000	423	16,505
責任準備金対応債券	33	7,630	18,304	120,752
其他有価証券	33,400	2,033	10,800	38,268
有価証券	1,638,840	9,524,696	11,454,739	41,370,940
満期保有目的の債券	50,044	252,350	197,033	120,922
責任準備金対応債券	743,586	3,595,561	4,254,051	25,674,894
其他有価証券	845,210	5,676,785	7,003,654	15,575,123
貸付金(*1)	1,057,141	2,789,522	2,230,829	2,346,084
社債(*2)	-	-	-	1,490,719
借入金	37,318	94,789	3,100	1,011,000

(*1) 保険約款貸付等の期間の定めのないものは含めておりません。

また、破綻先、実質破綻先および破綻懸念先に対する債権等で返済予定額が見込めないもの6,804百万円は含めておりません。

(*2) 劣後特約付社債等のうち、期間の定めのないものは含めておりません。

22. (1) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項は、次のとおりです。

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性および重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価: 同一の資産または負債の活発な市場における(無調整の)相場価格により算定した時価

レベル2の時価: レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価: 重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

イ 時価をもって連結貸借対照表価額とする金融商品

(単位:百万円)

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
買入金銭債権	-	38,955	42,303	81,258
その他有価証券	-	38,955	42,303	81,258
有価証券(*1)	21,980,232	21,716,079	496,560	44,192,872
売買目的有価証券	774,633	959,947	-	1,734,581
その他有価証券	21,205,598	20,756,132	496,560	42,458,290
公社債	2,561,197	1,463,966	-	4,025,164
国債	2,561,197	-	-	2,561,197
地方債	-	100,420	-	100,420
社債	-	1,363,545	-	1,363,545
株式	14,077,984	125,891	-	14,203,876
外国証券	4,545,254	16,134,002	496,261	21,175,518
公社債	3,347,992	9,985,610	496,261	13,829,864
株式等	1,197,261	6,148,392	-	7,345,654
その他の証券	21,161	3,032,271	298	3,053,731
金融派生商品(*2)	3,106	(1,780,528)	2,583	(1,774,838)
金利関連	116	(315,270)	-	(315,154)
通貨関連	-	(1,466,723)	(548)	(1,467,272)
その他	2,989	1,465	3,131	7,587

(*1)時価算定会計基準適用指針第24-3項または第24-9項を適用した投資信託を含めておりません。当該投資信託の連結貸借対照表価額は、投資信託財産が金融商品である投資信託1,666,190百万円、投資信託財産が不動産である投資信託47,495百万円であり、当連結会計年度期首残高から当連結会計年度末残高への調整表は、次のとおりです。

(*2)金融派生商品によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で示しております。

(単位:百万円)

	投資信託財産が 金融商品の投資信託(*3)	投資信託財産が 不動産の投資信託	合計
当連結会計年度期首残高	1,398,433	39,600	1,428,033
当連結会計年度の損益	152,271	1,704	153,975
純損益に計上(*4)	28,353	1,037	29,391
その他の包括利益に計上(*5)	123,917	667	124,584
購入、売却および償還	125,485	6,190	131,676
時価算定会計基準適用指針第24-3項 または第24-9項の適用を開始した取引	-	-	-
時価算定会計基準適用指針第24-3項 または第24-9項の適用を中止した取引	-	-	-
当連結会計年度末残高	1,666,190	47,495	1,713,685
当連結会計年度の損益に計上した額のうち 当連結会計年度末において保有する投資 信託の評価損益(*4)	-	-	-

(*3)主に解約が1カ月を超えて制限されるものがあり、当該投資信託の連結貸借対照表価額は1,642,931百万円であります。

(*4)連結損益計算書の資産運用収益および資産運用費用に含まれております。

(*5)連結包括利益計算書のその他の包括利益のその他有価証券評価差額金に含まれております。

ロ 時価をもって連結貸借対照表価額としない金融商品

(単位:百万円)

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
買入金銭債権	-	-	164,242	164,242
満期保有目的の債券	-	-	17,603	17,603
責任準備金対応債券	-	-	146,638	146,638
有価証券	28,509,516	4,642,078	40,285	33,191,890
満期保有目的の債券	94,381	460,580	39,876	594,837
公社債	40,804	113,072	-	153,877
外国証券	53,576	347,508	39,876	440,960
責任準備金対応債券	28,415,135	4,136,355	408	32,551,899
公社債	27,586,190	2,107,476	408	29,694,075
外国証券	828,945	2,028,879	-	2,857,824
子会社株式及び関連会社株式	-	45,142	-	45,142
貸付金	-	-	8,801,168	8,801,168
保険約款貸付	-	-	461,187	461,187
一般貸付	-	-	8,339,981	8,339,981
社債(*6)	-	(1,473,245)	(25,860)	(1,499,106)
借入金(*6)	-	(894,173)	(221,624)	(1,115,797)

(*6) 社債および借入金は負債に計上しており、()で示しております。

- (2) 当社ならびに一部の連結される子会社および法人等の主な金融商品の時価の算定に用いた評価技法およびインプットの説明は、次のとおりです。

①有価証券および買入金銭債権のうち「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)に基づき有価証券として取り扱うもの

活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しております。主に上場株式、国債、上場投資信託等がこれに含まれております。公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しております。主に地方債、社債等がこれに含まれております。公表された相場価格が入手できない場合には、主に外部情報ベンダーより入手した評価額または委託会社が算出した基準価額等によっております。観察できないインプットを用いていないまたはその影響が重要でない場合はレベル2の時価、重要な観察できないインプットを用いている場合はレベル3の時価に分類しております。

②貸付金

イ 保険約款貸付

貸付金額を解約返戻金の範囲内に限る等の特性により返済期限を設けていない貸し付けであり、返済の見込まれる期間および金利条件等より、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額を時価としており、レベル3に分類しております。

ロ 一般貸付

変動金利貸付については、将来キャッシュ・フローに市場金利が短期間で反映されるため、貸付先の信用状態が実行後大きく異ならない場合、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額を時価としております。一方、固定金利貸付については、貸付金の種類および内部格付け、期間に基づく区分ごとに、将来キャッシュ・フローを市場金利に信用リスク等を反映させた割引率で割り引いた現在価値を時価としております。また、通貨スワップの振当処理、金利スワップの特例処理の対象とされた貸し付けについては、当該時価を反映しております。

なお、破綻先、実質破綻先および破綻懸念先に対する貸付金については、直接減額前の帳簿価額から将来キャッシュ・フローの現在価値または担保および保証による回収見込み額等に基づいた貸倒見積高を控除した額を時価としております。

算出された時価はいずれもレベル3に分類しております。

③金融派生商品

活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しております。主に債券先物取引、株価指数先物取引がこれに含まれております。公表された相場価格が利用できない場合は主に外部情報ベンダーより入手した評価額、または、自社で算定した評価額を利用しており、当該評価額が観察できないインプットを用いていないまたはその影響が重要でない場合はレベル2の時価、重要な観察できないインプットを用いている場合はレベル3の時価に分類しております。

④社債

市場価格を時価とするものは、レベル2の時価に分類しております。一方、固定金利による社債で、将来キャッシュ・フローを想定される残存期間に応じた割引率で割り引いた現在価値を時価とするものは、レベル3の時価に分類しております。また、通貨スワップの振当処理の対象とされた社債については、当該時価を反映しております。

⑤借入金

変動金利借入については、将来キャッシュ・フローに市場金利が短期間で反映されるため、当社の信用状態が実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としており、レベル3に分類しております。一方、固定金利借入については、原則、将来キャッシュ・フローを当社の信用リスクを加味した同様の借入れにおいて想定される利率で割り引いた現在価値を時価としており、レベル3の時価に分類しております。ただし、証券化公募スキームを利用した借入れについては、当該借入れを裏付けとして発行される社債の市場価格を時価としており、レベル2の時価に分類しております。

(3) 時価をもって連結貸借対照表価額とする金融商品のうちレベル3の時価に関する情報は、次のとおりです。

①時価の算定に用いた重要な観察できないインプットに関する定量的情報

観察できないインプットを推計していないため、注記を省略しております。

②当連結会計年度期首残高から当連結会計年度末残高への調整表、当連結会計年度の損益に認識した評価損益

(単位:百万円)

	買入金銭債権	有価証券	金融派生商品	金融派生商品	金融派生商品
	その他 有価証券	その他 有価証券	金利関連	通貨関連	その他
当連結会計年度期首残高	37,089	272,702	112	-	907
当連結会計年度の損益	165	42,238	△112	△1,217	2,075
純損益に計上(*1)	231	41,961	△112	△1,217	2,075
その他の包括利益に計上(*2)	△66	277	-	-	-
購入、売却、発行および決済	5,048	183,599	-	669	149
レベル3の時価への振り替え(*3)	-	-	-	-	-
レベル3の時価からの振り替え(*4)	-	△1,980	-	-	-
当連結会計年度末残高	42,303	496,560	-	△548	3,131
当連結会計年度の損益に計上した額のうち 当連結会計年度末において保有する 金融商品の評価損益(*1)	-	11,061	-	△548	1,722

(*1) 連結損益計算書の資産運用収益および資産運用費用に含まれております。

(*2) 連結包括利益計算書のその他の包括利益のその他有価証券評価差額金に含まれております。

(*3) レベル1の時価またはレベル2の時価からレベル3の時価への振り替えはありません。

(*4) レベル3の時価からレベル1の時価またはレベル2の時価への振り替えであり、時価の算定に使用しているインプットの観察可能性の変化によるものであります。当該振り替えは、当連結会計年度の期首または期中に行っております。

③時価の評価プロセスの説明

当社ならびに一部の連結される子会社および子法人等は、社内で決定した時価の算定に関する方針に基づき時価を算定しており、当該方針に定める時価の算定に用いる評価技法およびインプットの妥当性ならびに時価のレベルの分類の適切性を確認しております。

時価の算定にあたっては、個々の金融商品の性質、特性およびリスクを最も適切に反映できる評価モデルを用いております。また、第三者から入手した相場価格を利用する場合においても、利用されている評価技法およびインプットの確認や他ベンダーの提供時価との比較等の適切な方法により価格の妥当性を検証しております。

④重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

観察できないインプットを推計していないため、注記を省略しております。

23. 当連結会計年度末における貸貸等不動産の連結貸借対照表価額は1,342,372百万円、時価は1,933,539百万円であります。
- 当社ならびに一部の連結される子会社および子法人等では、貸貸用のオフィスビル・貸貸商業施設等を有しており、当連結会計年度末の時価は、主に不動産鑑定評価基準に基づいて算定した額であります。
- また、貸貸等不動産の連結貸借対照表価額に含まれている資産除去債務に対応する額は5,066百万円であります。
24. (1) 債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権および貸付条件緩和債権の合計額は28,895百万円であり、その内訳は、次のとおりです。
- ①破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は9,572百万円であります。
- なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続き開始、更生手続き開始または再生手続き開始の申し立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権であります。
- ②危険債権額は17,718百万円あります。
- なお、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受け取りができない可能性の高い債権で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しない債権であります。
- ③三月以上延滞債権額はありません。
- なお、三月以上延滞債権とは、元本または利息の支払いが約定支払日の翌日を起算日として三月以上延滞している貸付金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権および危険債権に該当しないものであります。
- ④貸付条件緩和債権額は1,604百万円あります。
- なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸付金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権および三月以上延滞債権に該当しないものであります。
- (2) 取立不能見込額の直接減額を行った結果、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は104百万円減少しております。
25. 有形固定資産の減価償却累計額は1,310,933百万円あります。
26. 保険業法第118条第1項に規定する特別勘定資産の額は1,481,606百万円あります。
- なお、負債の額も同額であります。
27. 社員配当準備金の異動状況は、次のとおりです。
- | | | |
|---|----------------------|--------------|
| イ | 当連結会計年度期首現在高 | 1,071,945百万円 |
| ロ | 前連結会計年度連結剰余金よりの繰入額 | 181,910百万円 |
| ハ | 当連結会計年度社員配当金支払額 | 185,866百万円 |
| ニ | 利息による増加額 | 20,975百万円 |
| ホ | 当連結会計年度末現在高(イ+ロ-ハ+ニ) | 1,088,964百万円 |

28. 契約者配当準備金の異動状況は、次のとおりです。

イ 当連結会計年度期首現在高	51,046 百万円
ロ 当連結会計年度契約者配当金支払額	16,382 百万円
ハ 利息による増加額	7 百万円
ニ 契約者配当準備金繰入額	11,905 百万円
ホ 当連結会計年度末現在高 (イ-ロ+ハ+ニ)	46,477 百万円

29. 負債の部の社債は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債であります。

なお、各社債について、それぞれ監督当局の事前承認等を前掲として、発行者の裁量により繰上償還をすることが可能であります。

当社が通貨スワップによる振当処理を適用している社債の発行年月および繰上償還可能日は、次のとおりです。

発行年月	繰上償還可能日
2014 年 10 月	発行日の 10 年後の応当日およびそれ以降 5 年を経過するごとの各日
2016 年 1 月	発行日の 10 年後の応当日およびそれ以降 5 年を経過するごとの各日
2017 年 9 月	発行日の 10 年後の応当日およびそれ以降 5 年を経過するごとの各日
2020 年 1 月	発行日の 10 年後の応当日およびそれ以降 5 年を経過するごとの各日
2021 年 1 月	発行日の 10 年後の応当日およびそれ以降 5 年を経過するごとの各日
2021 年 9 月	発行日の 10 年後の応当日およびそれ以降 5 年を経過するごとの各日
2023 年 9 月	発行日の 10 年後の応当日およびそれ以降 5 年を経過するごとの各日

また、当社は 2024 年 4 月 16 日に、次のとおり社債を発行しております。

名 称	2054 年満期米ドル建劣後特約付社債(利払繰延条項付)
発 行 価 格	額面金額の 100%
発 行 総 額	1,320 百万米ドル
利 率	2034 年 4 月まで 年 5.95%(固定金利) 2034 年 4 月以降 固定金利(ステップアップあり・5 年ごとにリセット)
償 還 期 限	2054 年 4 月(ただし、発行日の 10 年後の応当日およびそれ以降 5 年を経過するごとの各日に、監督当局の事前承認等を前掲として、当社の裁量により繰上償還可能)
担 保 お よ び 保 証 の 内 容	本社債には担保および保証は付されておらず、また、本社債のために特に留保されている資産はありません。
資 金 使 途	一般事業資金

なお、本社債は、ヘッジ会計の手法として通貨スワップの振当処理を適用しております。

30. その他負債には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 1,011,000 百万円が含まれております。

31. 担保に供されている資産の額は、現金及び預貯金 34 百万円、有価証券 5,931,580 百万円、リース契約等に係る債権 4,089 百万円でありま
す。また、担保に係る債務の額は 3,426,902 百万円であります。

なお、上記には、売現先取引による買い戻し条件付の売却 3,224,084 百万円および売現先勘定 3,375,905 百万円、現金担保付有価証券貸借
取引により差し入れた有価証券 52,137 百万円および受入担保金 45,662 百万円をそれぞれ含んでおります。

32. 非連結の子会社および子法人等ならびに関連法人等の株式および出資金の総額は 1,063,843 百万円であります。

なお、当社は 2023 年 11 月 28 日に、Bain Capital Private Equity, LP が投資助言を行うファンドが間接的に保有する BCPE Color Cayman,
L.P.および Color Cayman Investments, LLC 等との間で、株式会社ニチイホールディングスの全株式を保有する株式会社 BCJ-43 の発行済
株式の 99.6%分を取得する旨、合意をしております。

33. 当社は、Corebridge Financial, Inc. (以下「Corebridge」)の約20%の株式を取得することについて、当社、Corebridge および同社の親会社である American International Group, Inc.との3社間にて、2024年5月16日付で合意しました。

①株式取得の目的

世界最大規模かつ今後も安定的な成長が見込まれる米国生命保険市場における事業基盤の確立を通じて、グローバルにより多くのお客様に安心を提供することによる当社グループの社会的意義の拡大、グループ収益ポートフォリオの地域分散の進展による長期安定的な経営の実現およびご契約者利益の拡大を目的とします。

②Corebridge の概要

イ 社名	Corebridge Financial, Inc.
ロ 事業内容	生命保険事業
ハ 本社所在地	アメリカ合衆国テキサス州
ニ 売上高	18,878 百万米ドル(約 2 兆 6,774 億円) (2023 年 12 月期)
ホ 総資産	379,270 百万米ドル(約 53 兆 7,918 億円) (2023 年 12 月期)

※()内に記載した円貨額は、1 米ドル=141.83 円による換算額であります。
(2023 年 12 月末時点の為替相場を使用)

③株式取得の時期

関係当局の認可等を前提に、2025 年 2 月末までの完了を予定

④取得価額および取得株式数

取得価額	約 3,838 百万米ドル(約 5,948 億円) (平元資金による取得)
取得株式数	121,956,256 株

※()内に記載した円貨額は、1 米ドル=155 円による換算額であります。

⑤議決権比率に関する事項

取得直前に保有する議決権比率	—
取得後の議決権比率	約 20%

34. ストック・オプションに関する事項は、次のとおりです。

①ストック・オプションに関する費用計上額および科目名

(単位:百万円)

事業費	131
-----	-----

②権利不行使による失効に係る利益計上額および科目名

(単位:百万円)

新株予約権戻入益	18
----------	----

③ストック・オプションの内容

	Nippon Life India Asset Management Limited			
	2017年第1回 新株予約権	2017年第2回 新株予約権	2017年第3回 新株予約権	2019年第1回 新株予約権
付与対象者の区分および 人数	代表取締役 1名 従業員 84名	代表取締役 1名 従業員 137名	代表取締役 1名 従業員 157名	代表取締役 1名 従業員 156名
株式の種類別のストック・ オプションの付与数(*1)	普通株式 4,944,246株	普通株式 4,598,135株	普通株式 11,190,706株	普通株式 18,081,008株
付与日	2017年8月8日	2018年4月25日	2019年4月29日	2019年7月29日
権利確定条件	付与後毎年25%毎に 権利確定(*2)	付与後毎年25%毎に 権利確定	付与後毎年25%毎に 権利確定	付与後毎年25%毎に 権利確定
対象勤務期間	付与日から権利確定条 件を充足する日まで	付与日から権利確定条 件を充足する日まで	付与日から権利確定条 件を充足する日まで	付与日から権利確定条 件を充足する日まで
権利行使期間	自 2018年8月8日 至 2024年8月7日	自 2019年4月25日 至 2025年4月24日	自 2020年4月29日 至 2026年4月28日	自 2020年7月29日 至 2026年7月28日

	Nippon Life India Asset Management Limited		
	2019年第2回 新株予約権	2019年第3回 新株予約権	2019年第4回 新株予約権
付与対象者の区分および 人数	代表取締役 1名 従業員 31名	従業員 203名	従業員 1名
株式の種類別のストック・ オプションの付与数(*1)	普通株式 469,772株	普通株式 5,430,538株	普通株式 77,065株
付与日	2020年6月10日	2021年7月19日	2021年8月7日
権利確定条件	付与後毎年25%毎に 権利確定	付与後毎年25%毎に 権利確定	付与後毎年25%毎に 権利確定
対象勤務期間	付与日から権利確定条 件を充足する日まで	付与日から権利確定条 件を充足する日まで	付与日から権利確定条 件を充足する日まで
権利行使期間	自 2021年6月10日 至 2027年6月9日	自 2022年7月19日 至 2028年7月18日	自 2022年8月7日 至 2028年8月6日

(*1)株式数に換算して記載しております。

(*2)代表取締役に付与されたストック・オプションは、付与日から3年後に一括で権利確定されます。

④ストック・オプションの規模およびその変動状況

イ スtock・オプションの数

(単位:株)

	Nippon Life India Asset Management Limited						
	2017年 第1回	2017年 第2回	2017年 第3回	2019年 第1回	2019年 第2回	2019年 第3回	2019年 第4回
	新株予約権	新株予約権	新株予約権	新株予約権	新株予約権	新株予約権	新株予約権
権利確定前							
前連結会計年度末	-	-	2,229,210	3,860,592	192,326	3,576,628	57,799
付与	-	-	-	-	-	-	-
失効	-	-	-	50,432	5,390	290,724	-
権利確定	-	-	2,229,210	3,810,160	94,488	1,174,682	19,266
未確定残	-	-	-	-	92,448	2,111,222	38,533
権利確定後							
前連結会計年度末	673,490	2,271,340	4,447,367	9,717,408	172,045	1,192,234	19,266
権利確定	-	-	2,229,210	3,810,160	94,488	1,174,682	19,266
権利行使	373,875	949,042	3,156,925	1,856,048	36,630	450,766	-
失効	32,895	90,302	298,541	199,708	8,402	115,182	-
未行使残	266,720	1,231,996	3,221,111	11,471,812	221,501	1,800,968	38,532

ロ 単価情報

(単位:ルピー)

	Nippon Life India Asset Management Limited						
	2017年 第1回	2017年 第2回	2017年 第3回	2019年 第1回	2019年 第2回	2019年 第3回	2019年 第4回
	新株予約権	新株予約権	新株予約権	新株予約権	新株予約権	新株予約権	新株予約権
権利行使価格	204.25	256.10	202.35	223.32	247.60	372.71	389.28
行使時平均株価	388.80	401.66	396.52	401.90	409.38	478.10	-
付与日における 公正な評価単価	10.82	45.71	39.94	43.06	65.51	85.73	78.29

⑤ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

イ 使用した方法 ブラック・ショールズ式

ロ 主な基礎数値および見積方法

	Nippon Life India Asset Management Limited						
	2017年 第1回	2017年 第2回	2017年 第3回	2019年 第1回	2019年 第2回	2019年 第3回	2019年 第4回
	新株予約権	新株予約権	新株予約権	新株予約権	新株予約権	新株予約権	新株予約権
株価変動性(*1)	13.92%~ 20.81%	14.21%	16.66%	16.46%	16.17%	12.92%	12.92%
予想残存期間(*2)	4.0年~ 5.5年	4.0年~ 5.5年	4.0年~ 5.5年	4.0年~ 5.5年	4.0年~ 5.5年	4.0年~ 5.5年	4.0年~ 5.5年
予想配当率(*3)	3.09%	3.25%	2.97%	3.22%	1.98%	2.54%	2.01%
無リスク利率(*4)	6.20%~ 6.34%	7.06%~ 7.15%	6.32%~ 6.55%	6.22%~ 6.45%	4.37%~ 4.88%	5.49%~ 5.99%	5.48%~ 5.98%

(*1)インド国立証券取引所が提供する指数によっております。

(*2)権利付与後、権利行使可能な期間の最短期間と最長期間の和半値によっております。

(*3)過去の配当実績によっております。

(*4)残存年数が予想残存期間に対応する国債の利率によっております。

③ストック・オプションの権利確定数の見積り方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積り方は困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

35. 消費貸借契約により貸し付けている有価証券の連結貸借対照表価額は2,062,186百万円であります。
36. 売却または再担保という方法で自由に処分できる権利を有している資産は、消費貸借契約で借り入れている有価証券であり、当連結会計年度末において、全て当該処分を行わず所有しており、その時価は148,977百万円であります。
37. 貸付金に係るコミットメントおよびこれに準ずる契約の貸付未実行残高は261,135百万円であります。

38. 退職給付に関する事項は、次のとおりです。

(1) 採用している退職給付制度の概要

当社は、内務職員・営業総合職等については、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度および退職一時金制度を設けております。

また、確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

営業職員等については、確定給付型の制度として、退職一時金制度および自社年金制度を設けております。

一部の連結される子会社および子法人等は、主に、確定給付型の制度として、退職一時金制度、確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

(2) 確定給付制度

①退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

イ 期首における退職給付債務	675,945百万円
ロ 勤務費用	28,591百万円
ハ 利息費用	4,120百万円
ニ 数理計算上の差異の当期発生額	△2,275百万円
ホ 退職給付の支払額	△40,784百万円
ヘ その他	123百万円
ト 期末における退職給付債務(イ+ロ+ハ+ニ+ホ+ヘ)	665,721百万円

②年金資産の期首残高と期末残高の調整表

イ 期首における年金資産	240,131百万円
ロ 期待運用収益	3,066百万円
ハ 数理計算上の差異の当期発生額	13,331百万円
ニ 事業主からの拠出額	5,770百万円
ホ 退職給付の支払額	△14,520百万円
ヘ その他	62百万円
ト 期末における年金資産(イ+ロ+ハ+ニ+ホ+ヘ)	247,843百万円

③簡便法を採用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

イ 期首における退職給付に係る負債	818百万円
ロ 退職給付費用	91百万円
ハ 退職給付の支払額	△80百万円
ニ 期末における退職給付に係る負債(イ+ロ+ハ)	829百万円

④退職給付債務および年金資産と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債および資産の調整表

イ 積立型制度の退職給付債務	237,347 百万円
ロ 年金資産	△247,843 百万円
	△10,496 百万円
ハ 非積立型制度の退職給付債務	429,203 百万円
ニ 連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	418,707 百万円
ホ 退職給付に係る負債	419,981 百万円
ヘ 退職給付に係る資産	△1,274 百万円
ト 連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	418,707 百万円

⑤退職給付に関連する損益

イ 勤務費用	28,591 百万円
ロ 利息費用	4,120 百万円
ハ 期待運用収益	△3,066 百万円
ニ 数理計算上の差異の当期の費用処理額	4,891 百万円
ホ 過去勤務費用の当期の費用処理額	△1,317 百万円
ヘ 簡便法で計算した退職給付費用	91 百万円
ト その他	54 百万円
チ 確定給付制度に係る退職給付費用(イ+ロ+ハ+ニ+ホ+ヘ+ト)	33,364 百万円

⑥その他の包括利益に計上された項目の内訳

その他の包括利益に計上した項目(税効果控除前)の内訳は、次のとおりです。

イ 数理計算上の差異	20,498 百万円
ロ 過去勤務費用	△1,317 百万円
ハ 合計(イ+ロ)	19,180 百万円

⑦その他の包括利益累計額に計上された項目の内訳

その他の包括利益累計額に計上した項目(税効果控除前)の内訳は、次のとおりです。

イ 未認識数理計算上の差異	△9,131 百万円
ロ 未認識過去勤務費用	△1,317 百万円
ハ 合計(イ+ロ)	△10,449 百万円

⑧年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです。

イ 生命保険一般勘定	58.2%
ロ 国内債券	15.7%
ハ 外国証券	14.9%
ニ 国内株式	10.2%
ホ 現金及び預貯金	1.0%
ヘ その他	0.0%
ト 合計(イ+ロ+ハ+ニ+ホ+ヘ)	100.0%

⑨長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在および予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在および将来期待される長期の収益率を考慮しております。

③数値計算上の計算基礎に関する事項

当連結会計年度末における当社ならびに一部の連結される子会社および子法人等の主要な数値計算上の計算基礎は、次のとおりです。

イ 割引率	0.4%～7.2%
ロ 長期期待運用収益率	1.2%～7.2%

(3) 確定拠出制度

確定拠出制度への要拠出額は5,499百万円です。

39. (1) 繰延税金資産の総額は2,606,148百万円であり、繰延税金負債の総額は3,857,137百万円です。繰延税金資産のうち評価性引当額として控除した額は132,688百万円です。繰延税金資産の発生の主な原因別内訳は、保険契約準備金1,342,541百万円、価格変動準備金483,517百万円および繰延ヘッジ損益443,376百万円です。繰延税金負債の発生の主な原因別内訳は、その他有価証券評価差額金3,581,525百万円です。
- (2) 当連結会計年度における法定実効税率は27.9%であり、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の主な内訳は、社員配当準備金△14.6%、評価性引当額の増加4.5%です。
40. 土地の再評価に関する法律に基づき、当社の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を再評価に係る繰延税金負債として負債の部に計上し、これを控除した額を土地再評価差額金として純資産の部に計上しております。
- | | |
|------------|---|
| 再評価を行った年月日 | 2002年3月31日 |
| 再評価の方法 | 土地の再評価に関する法律施行令第2条第1号に定める公示価格および第2条第4号に定める路線価に基づき、合理的な調整を行って算定しております。 |
41. 当社の連結子会社である大樹生命保険株式会社、ニッセイ・ウェルス生命保険株式会社およびはなさく生命保険株式会社では、修正共同保険式再保険契約を締結しております。
- 大樹生命保険株式会社では、一時払外貨建養老保険(米ドル建・豪ドル建)および一時払外貨建終身保険(米ドル建・豪ドル建)を対象に修正共同保険式再保険契約を締結しております。当該再保険契約により保険リスクを移転し、金利変動時の市場価格調整に伴う責任準備金増相当額または取崩相当額を含めて再保険収入として計上しております。ただし、当該再保険契約に係る再保険収入が負債となる場合は、再保険料として計上しております。当該修正共同保険式再保険に係る再保険債の当連結会計年度末残高は9,335百万円であり、修正共同保険式再保険に付した部分に相当する責任準備金の当連結会計年度末残高は1,318,532百万円です。
- ニッセイ・ウェルス生命保険株式会社では、再保険収入を、再保険協約に基づき、対象となる元受商品の保険金等支払金の計上時期および出再割合に応じて計上しております。また、出再保険受入手数料、責任準備金に対応する部分について、再保険協約に規定している対象期間および出再割合に応じて計上しております。再保険料は、再保険協約に基づき、対象となる元受商品の保険料の計上時期および出再割合等に応じて計上しております。平成8年大蔵省告示第50号第1条第5項に規定する再保険契約に係る未償却出再手数料の当連結会計年度末残高は114,677百万円です。また、修正共同保険式再保険に係る再保険債の当連結会計年度末残高は114,677百万円であり、責任準備金には、修正共同保険式再保険に基づく再保険会社の預り責任準備金875,986百万円が含まれております。
- はなさく生命保険株式会社では、医療終身保険等を対象に修正共同保険式再保険契約を締結しております。再保険収入は、再保険協約に基づき、元受保険契約の保険金等支払金の計上時期および出再割合に応じて計上しております。また、修正共同保険式再保険のうち現金授受を行わない取引では、再保険協約に基づき、元受保険契約に係る新契約費相当額の一部として受け取る額を再保険収入に計上するとともに、同額を未償却出再手数料として再保険債に計上し、再保険契約期間にわたって償却しております。再保険料は、再保険協約に基づき、再保険契約の対象となる元受保険契約の保険料の計上時期および出再割合等に応じて計上しております。平成8年大蔵省告示第50号第1条第5項に規定する再保険契約に係る未償却出再手数料の当連結会計年度末残高は8,389百万円です。また、責任準備金には、修正共同保険式再保険に基づく再保険会社の預り責任準備金690百万円が含まれております。

(5) 連結損益計算書及び連結包括利益計算書

(連結損益計算書)

(単位:百万円)

科目	2022年度	2023年度
	金額	金額
経常収益	9,626,264	12,008,823
保険料等収入	6,373,557	8,598,316
資産運用益	2,979,303	3,119,937
利息及び配当金等収入	1,740,012	1,875,713
売買目的有価証券運用益	-	44,496
有価証券売却益	1,055,230	397,306
有価証券償還	164	66
為替差益	182,823	632,478
その他の運用収益	1,072	872
特別勘定資産運用益	-	169,002
その他の経常収益	273,403	290,569
経常費用	9,455,185	11,427,426
保険金等支払	5,536,439	6,623,108
保険料	1,248,325	1,266,814
年金給付	1,003,467	1,044,853
解約返戻金	1,089,598	941,269
その他の返戻金	1,407,318	1,619,059
再保料	302,264	352,037
その他の保険料	259,299	1,158,376
その他の保険金等支払	226,164	240,696
責任準備金繰入額	1,393,418	2,699,398
支払準備金繰入額	6,334	7,049
責任準備金繰入額	1,365,900	2,671,366
社員配当金積立利息繰入額	21,174	20,975
契約者配当金積立利息繰入額	8	7
資産運用費用	1,378,012	944,029
支払利息	39,735	49,679
売買目的有価証券運用損	31,675	-
有価証券売却損	899,493	292,591
有価証券評価損	10,011	7,340
有価証券償還	72	55
金融派生商品費用	301,425	507,070
貸倒引当金繰入額	4,315	825
貸付金償却	7	-
貸用不動産等減価償却費用	21,680	22,263
その他の運用費用	64,687	64,203
特別勘定資産運用損	4,906	-
事業費用	760,074	789,959
その他の経常費用	387,238	370,931
経常利益	171,079	581,396
特別利益	4,444	5,574
固定資産処分益	4,420	5,555
新株予約権戻入益	23	18
特別損失	23,422	69,993
固定資産処分損	7,427	8,747
減価償却損	11,645	10,096
価格変動準備金繰入額	141	48,113
不動産圧縮損	1,208	36
社会厚生福祉事業助成金	3,000	3,000
契約者配当準備金繰入額	11,593	11,805
税金等調整前当期純剰余	140,507	505,171
法人税及び住民税等	21,537	52,632
法人税等調整額	△32,274	43,737
法人税等合計	△10,736	96,369
当期純剰余	151,243	408,801
非支配株主に帰属する当期純剰余	9,099	△3,683
(△は非支配株主に帰属する当期純損失)		
親会社に帰属する当期純剰余	142,144	412,485

(連結損益計算書の注記)

1. 当社ならびに一部の連結される子会社および子法人等は、投資信託の解約益については、従来、資産運用収益の利息及び配当金等収入に含めて表示しておりましたが、株式や債券等の有価証券売却益と同質であるため、経営成績をより適切に表示する観点から、システム改修が完了した当連結会計年度より資産運用収益の有価証券売却益に含めて表示することいたしました。この結果、前連結会計年度の連結損益計算書において、利息及び配当金等収入に含めて表示していた投資信託の解約益 203,762 百万円は、有価証券売却益に組み替えております。また、前連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書において、営業活動によるキャッシュ・フローの利息及び配当金等収入に含めて表示していた投資信託の解約益 203,762 百万円は、営業活動によるキャッシュ・フローの有価証券関係損益に組み替えております。
2. 当連結会計年度における主な経常収益および経常費用の内訳は、次のとおりです。

(単位:百万円)

経常収益科目		経常費用科目	
保険料等収入	8,598,316	保険金等支払金	6,623,108
保険料	7,342,245	保険金	1,266,814
再保険収入	1,256,070	年金	1,044,853
		給付金	941,269
		解約返戻金	1,619,059
		その他返戻金	352,037
		再保険料	1,158,376
		その他保険金等支払金	240,696

なお、連結貸借対照表関係の注記第1項に記載のとおり、当連結会計年度より、当社の連結子会社であるMLC LimitedにおいてAASB第17号を適用しております。MLC Limitedの計上する保険収益は、金融庁が公表する「保険会社向けの総合的な監督指針」に基づき、収入の金額に組み替えの上、保険料等収入に含めて計上しております。

3. 保険料等収入、保険金等支払金の計上方法は、次のとおりです。
- (1) 保険料等収入(再保険収入を除く)は、原則として、入金があるものについて、当該入金金額により計上しております。
- (2) 保険金等支払金(再保険料を除く)は、保険約款に基づく支払事由が発生し、当該約款に基づいて算定された金額を支払った契約について、当該金額により計上しております。

4. 減損損失に関する主な内容は、次のとおりです。

①資産をグルーピングした方法

イ 不動産等

当社および一部の連結される子会社および子法人等は、賃貸用不動産等および遊休不動産等については、それぞれの物件ごとに一つの資産グループとしております。また、保険事業等の用に供している不動産等については、保険事業等全体で一つの資産グループとしております。

ロ のれん等

当社は、のれん等については、原則として会社単位で一つの資産グループとしております。

なお、PT Sequisに係るのれん相当額の評価にあたっては、同社が中間持株会社として保有するPT Asuransi Jiwa Sequis Lifeが実質的な事業活動を行っていることから、PT SequisとPT Asuransi Jiwa Sequis Lifeを一つの資産グループとしております。

②減損の兆候の識別

イ 不動産等

資産グループの営業活動から生ずる損益が継続してマイナスの場合等、減損が生じている可能性を示す事象がある場合に減損の兆候を識別しております。

なお、当連結会計年度末においては、一部の資産グループについて、上記に該当したため減損の兆候を識別しております。

ロ のれん等

資産グループが以下のいずれかに該当する場合等には、減損の兆候を識別しております。

(i) 当期損益または営業活動から生じるキャッシュ・フローが2期連続してマイナスとなっている場合、または継続してマイナスとなる見込みである場合

(ii) 事業内容や経営戦略が当初計画から大幅に転換し、実質価額の大規模低下につながるような将来にわたる業績の悪化が見込まれる場合

(iii) 経営環境の著しい悪化や悪化の見込みにより、実質価額の大規模低下につながるような将来にわたる業績の悪化が見込まれる場合

当連結会計年度末においてはNippon Life India Asset Management Limitedに係るのれん、Reliance Nippon Life Insurance Company Limitedに係るのれん相当額および、PT Sequisに係るのれん相当額について、減損の兆候を識別しております。なお、Nippon Life India Asset Management Limitedに係るのれんは、「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号)の第109項に基づき、のれんの金額が多額に上るため、減損の兆候を識別しております。

③減損損失の認識および測定

イ 不動産等

減損の兆候が識別された資産グループについて、当該資産グループから得られる割引前キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合は、減損損失を認識し、帳簿価額を回収可能価額まで減額しております。なお、回収可能価額は使用価値または正味売却価額を適用しており、使用価値については、原則として将来キャッシュ・フローを2.4～3.0%で割引いて算定しております。正味売却価額については、不動産鑑定評価基準に基づく鑑定評価額または基準価格等を基に算定しております。

当連結会計年度末においては、減損の兆候が識別された一部の資産グループについて、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失として特別損失に計上しております。

ロ のれん等

減損の兆候が識別された資産グループについて、当該資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合等は、のれん等の金額を超えない範囲で、帳簿価額を回収可能価額まで減額しております。なお、回収可能価額は使用価値または正味売却価額を適用しており、使用価値については、それぞれの資産グループにおける将来見込みおよび中期経営計画等に基づき算定された将来キャッシュ・フローを現在価値に割引いて算定しております。正味売却価額については、株式等の時価に保有株式数を乗じた金額等により算定しております。

なお、生命保険会社に関する減損判定では「固定資産の減損に係る会計基準」(企業会計審議会)等の要件を充たすことを確認のうえ、上記の割引前将来キャッシュ・フローおよび回収可能価額の代替として企業価値評価額(Embedded Value(以下「EV」という)と新契約価値の合計)を使用する場合があります。EVとは、「貸借対照表の純資産の部の金額に必要な修正を加えた修正純資産」と、「保有契約から生じる将来の税引後利益の現在価値である保有契約価値」を合計したものであり、保険株式会社の株主価値やM&Aにおける買収価格の把握等を目的として使用される、株主に帰属する企業価値を表すものであります。また、新契約価値とは、「将来に獲得する契約から生じる将来の税引後利益の現在価値」を表すものであります。

当連結会計年度末において、減損の兆候が識別された生命保険会社であるReliance Nippon Life Insurance Company LimitedおよびPT Sequisに係る企業価値評価額の算定に用いるEVはTEVを使用しております。TEVとは、リスクを加味した割引率を用いてキャッシュ・フローを評価するEVの計算手法の一つであります。当該企業価値評価額の算定にあたっては、新契約価値算定の基礎となる各販売チャネルにおける新規契約獲得予測に基づく将来キャッシュ・フローや割引率、EV算定の基礎となる解約率および保険事故発生率等の保険数理計算上の仮定等に不確実性があります。Reliance Nippon Life Insurance Company Limitedに係るのれん相当額は、企業価値評価額が帳簿価額を上回っていたため、減損損失を認識しておりません。

PT Sequisに係るのれん相当額は、修正純資産に保有契約から生じる将来の税引後利益(割引前保有契約価値)および将来に獲得する契約から生じる将来の税引後利益(割引前新契約価値)を加え算定した割引前将来キャッシュ・フローが帳簿価額を上回っていたため、減損損失を認識しておりません。

当連結会計年度末において、減損の兆候が識別された Nippon Life India Asset Management Limited に係るのれんの減損判定では、Nippon Life India Asset Management Limited から得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較しておりますが、前者が後者を上回っていることや、上場企業であり時価評価額と帳簿価額を比較した結果、時価評価額が帳簿価額を上回っていること等を踏まえ、減損損失を認識しておりません。

④減損損失を認識した資産グループと減損損失計上額の固定資産の種類ごとの内訳

(単位:百万円)

用途	土地	借地権	建物等	合計
賃貸用不動産等	1,763	630	3,052	5,446
遊休不動産等	3,146	-	1,503	4,649
合計	4,909	630	4,556	10,096

5. 当社の連結子会社である大樹生命保険株式会社の保険料等収入に含まれる再保険収入には、一時払外貨建養老保険(米ドル建・豪ドル建)および一時払外貨建終身保険(米ドル建・豪ドル建)の修正共同保険式再保険に係る再保険収入 285,125 百万円が含まれており、この再保険収入には、出再責任準備金調整額(市場価格調整等に伴う責任準備金積増相当額(△は取崩相当額)を除く)193,402 百万円、市場価格調整等に伴う責任準備金積増相当額(△は取崩相当額)10,690 百万円が含まれております。

当社の連結子会社であるニッセイ・ウェルス生命保険株式会社の保険料等収入に含まれる再保険収入には、平成8年大蔵省告示第50号第1条第5項に規定する再保険契約に係る未償却出再手数料の増加額 112,048 百万円が含まれております。また、修正共同保険式再保険に係る再保険収入 902,592 百万円が含まれており、この再保険収入には、出再保険受入手料の増加額 3,225 百万円と責任準備金に対応する部分の増加額 854,947 百万円(標準責任準備金制度に関する追加積立相当の増加額 106,730 百万円を含む)が含まれております。また、保険金等支払金に含まれる再保険料には、修正共同保険式再保険に係る再保険料 794,162 百万円が含まれております。

当社の連結子会社であるはなさく生命保険株式会社の保険料等収入に含まれる再保険収入には、平成8年大蔵省告示第50号第1条第5項に規定する再保険契約に係る未償却出再手数料の増加額 9,476 百万円が含まれております。また、保険金等支払金に含まれる再保険料には、平成8年大蔵省告示第50号第1条第5項に規定する再保険契約に係る未償却出再手数料の減少額 1,087 百万円が含まれております。

これらの再保険により、経常利益および税金等調整前当期純剰余は、それぞれ 126,099 百万円増加しております。

(連結包括利益計算書)

(単位:百万円)

科目	2022年度	2023年度
	金額	金額
当期純剰余	151,243	408,801
その他の包括利益	△930,946	3,364,445
その他有価証券評価差額金	△958,481	4,043,936
繰延ヘッジ損益	△1,932	△765,493
為替換算調整勘定	22,111	39,641
退職給付に係る調整額	△3,426	13,828
持分法適用会社に対する持分相当額	10,782	32,533
包括利益	△779,702	3,773,247
親会社に係る包括利益	△775,349	3,746,824
非支配株主に係る包括利益	△4,352	26,422

(連結包括利益計算書の注記)

その他の包括利益の内訳については、次のとおりです。

(1) その他の包括利益に係る組替調整額

(単位:百万円)

その他有価証券評価差額金:		
当期発生額	5,778,506	
組替調整額	△185,448	5,593,057
繰延ヘッジ損益:		
当期発生額	△1,126,598	
組替調整額	64,925	△1,061,673
為替換算調整勘定:		
当期発生額	39,641	
組替調整額	—	39,641
退職給付に係る調整額:		
当期発生額	15,606	
組替調整額	3,573	19,180
持分法適用会社に対する持分相当額:		
当期発生額	32,433	
組替調整額	99	32,533
税効果調整前合計		4,622,739
税効果額		△1,258,293
その他の包括利益合計		3,364,445

(2) その他の包括利益に係る税効果額

(単位:百万円)

	税効果調整前	税効果額	税効果調整後
その他有価証券評価差額金	5,593,057	△1,549,121	4,043,936
繰延ヘッジ損益	△1,061,673	296,179	△765,493
為替換算調整勘定	39,641	—	39,641
退職給付に係る調整額	19,180	△5,352	13,828
持分法適用会社に対する持分相当額	32,533	—	32,533
その他の包括利益合計	4,622,739	△1,258,293	3,364,445

(6) 連結キャッシュ・フロー計算書

科目	(単位：百万円)	
	2022年度 金額	2023年度 金額
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純剰余(△は損失)	140,507	505,171
賃貸用不動産等減価償却費	21,680	22,263
減価償却費	73,140	69,823
減損損失	11,645	10,096
のれん償却額	5,028	5,206
支払備金の増減額(△は減少)	5,678	7,803
責任準備金の増減額(△は減少)	1,395,247	2,665,719
社員配当準備金積立利息繰入額	21,174	20,975
契約者配当準備金積立利息繰入額	8	7
契約者配当準備金繰入額	11,593	11,805
貸倒引当金の増減額(△は減少)	4,122	717
役員賞与引当金の増減額(△は減少)	5	△14
退職給付に係る負債の増減額(△は減少)	△1,157	1,256
役員退職慰労引当金の増減額(△は減少)	△2	△205
価格変動準備金の増減額(△は減少)	141	48,113
利息及び配当金等収入	△1,740,012	△1,875,713
有価証券関係損益(△は益)	△145,816	△97,385
保険約款貸付関係損益(△は益)	78,679	85,600
金融派生商品関係損益(△は益)	301,425	507,070
支払利息	40,398	49,679
為替差損益(△は益)	△182,233	△632,809
有形固定資産関係損益(△は益)	6,925	4,687
特分法による投資損益(△は益)	26,025	△14,193
特別勘定資産運用損益(△は益)	4,906	△169,002
再保険貸の増減額(△は増加)	△3,058	△121,147
その他資産(除く投資活動関連、財務活動関連)の増減額(△は増加)	△26,317	△85,043
再保険借の増減額(△は減少)	3,475	6,706
その他負債(除く投資活動関連、財務活動関連)の増減額(△は減少)	3,605	11,180
その他	61,787	23,048
小計	118,605	1,061,417
利息及び配当金等の受取額	1,742,488	1,818,296
利息の支払額	△41,646	△47,639
社員配当金の支払額	△174,579	△170,284
契約者配当金の支払額	△13,852	△16,382
その他	△42,431	3,317
法人税等の支払額又は還付額(△は支払)	△237,401	51,938
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,351,183	2,700,662
投資活動によるキャッシュ・フロー		
預貯金の純増減額(△は増加)	662	△4,145
買入金銭債権の取得による支出	△4,090	△36,731
買入金銭債権の売却・償還による収入	46,992	34,365
有価証券の取得による支出	△13,801,236	△10,039,454
有価証券の売却・償還による収入	14,045,711	7,755,469
貸付けによる支出	△1,707,572	△1,795,398
貸付金の回収による収入	1,467,147	1,579,215
金融派生商品の決済による収支(純額)	△1,060,922	△1,091,597
売現先勘定の純増減額(△は減少)	△643,756	1,001,245
債券貸借取引受入担保金の純増減額(△は減少)	23,957	△17,403
その他	△157,592	△174,320
資産運用活動計	△1,790,699	△2,788,755
(営業活動及び資産運用活動計)	(△439,516)	(△88,092)
有形固定資産の取得による支出	△68,163	△113,393
有形固定資産の売却による収入	35,560	25,207
その他	△40,009	△56,276
投資活動によるキャッシュ・フロー	△1,863,312	△2,933,217
財務活動によるキャッシュ・フロー		
借入れによる収入	283,400	173,135
借入金の返済による支出	△74,976	△82,910
社債の発行による収入	—	137,454
社債の償還による支出	△157,040	—
基金利息の支払額	△265	△265
その他	8,132	△1,403
財務活動によるキャッシュ・フロー	59,251	226,010
現金及び現金同等物に係る換算差額	46,160	22,099
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	△406,716	15,554
現金及び現金同等物期首残高	2,544,383	2,139,794
連結の結算の変更に伴う現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	2,128	—
現金及び現金同等物期末残高	2,139,794	2,155,349

(連結キャッシュ・フロー計算書の注記)

1. 現金及び現金同等物の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物には、手許現金、要求払預金および取得日から満期日または償還日までの期間が3カ月以内の流動性の高い、容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない短期投資を計上しております。

(7) 連結基金等変動計算書

・2022年度

(単位:百万円)

	基 金 等				
	基金	基金償却積立金	再評価積立金	連結剰余金	基金等合計
当期首残高	100,000	1,350,000	651	740,576	2,191,227
会計方針の変更による累積的影響額				△111,628	△111,628
会計方針の変更を反映した当期首残高	100,000	1,350,000	651	628,948	2,079,601
当期変動額					
社員配当準備金の積立				△199,868	△199,868
基金利息の支払				△265	△265
親会社に帰属する当期純剰余				142,144	142,144
土地再評価調整金の取崩				△4,098	△4,098
連結範囲及び持分法の適用範囲の変動				△390	△390
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動				261	261
基金等以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	-	-	-	△62,216	△62,216
当期末残高	100,000	1,350,000	651	566,733	2,017,384

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額						新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価調整金	繰延ヘッジ損益	土地再評価調整金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	6,124,915	△375,170	△60,363	17,362	△2,518	5,704,225	1,671	155,930	8,053,054
会計方針の変更による累積的影響額								△37,905	△139,533
会計方針の変更を反映した当期首残高	6,124,915	△375,170	△60,363	17,362	△2,518	5,704,225	1,671	128,025	7,913,521
当期変動額									
社員配当準備金の積立									△199,868
基金利息の支払									△265
親会社に帰属する当期純剰余									142,144
土地再評価調整金の取崩									△4,098
連結範囲及び持分法の適用範囲の変動									△390
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動									261
基金等以外の項目の当期変動額(純額)	△948,331	△619	4,098	34,876	△3,419	△913,395	249	△7,531	△920,676
当期変動額合計	△948,331	△619	4,098	34,876	△3,419	△913,395	249	△7,531	△982,893
当期末残高	5,176,583	△375,789	△56,265	52,238	△5,937	4,790,829	1,920	120,494	6,930,628

・2023年度

(単位:百万円)

	基 金 等				
	基金	基金信託 積立金	再評価 積立金	連結剰余金	基金等合計
当期首残高	100,000	1,350,000	651	565,733	2,017,384
当期変動額					
社員配当準備金の積立				△181,910	△181,910
基金利息の支払				△265	△265
親会社に帰属する当期純剰余				412,485	412,485
土地再評価調整金の取崩				△5,297	△5,297
非支配株主との取引に係る 親会社の持分変動				1,638	1,638
基金等以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	-	-	-	226,651	226,651
当期末残高	100,000	1,350,000	651	793,384	2,244,035

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額						新株予約権	非支配 株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価調整金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 調整金	為替換算 調整勘定	退職給付 に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計			
当期首残高	5,175,583	△375,789	△55,264	52,239	△5,938	4,790,829	1,921	120,492	6,930,628
当期変動額									
社員配当準備金の積立									△181,910
基金利息の支払									△265
親会社に帰属する当期純剰余									412,485
土地再評価調整金の取崩									△5,297
非支配株主との取引に係る 親会社の持分変動									1,638
基金等以外の項目の 当期変動額(純額)	4,047,348	△766,669	5,297	65,900	13,712	3,365,588	△411	24,062	3,389,239
当期変動額合計	4,047,348	△766,669	5,297	65,900	13,712	3,365,588	△411	24,062	3,615,890
当期末残高	9,223,931	△1,142,459	△49,967	118,139	7,774	8,156,418	1,509	144,554	10,546,518

(連結基金等変動計算書の注記)

1. 新株予約権等に関する事項

(単位:百万円)

区分	新株予約権の内訳	当連結会計年度末残高
Nippon Life India Asset Management Limited	ストック・オプションとしての新株予約権	1,509

(8) 保険業法に基づく債権の状況(連結)

(単位:百万円、%)

区分	2022年度末	2023年度末
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	10,059	9,572
危険債権	18,103	17,718
三月以上延滞債権	50	—
貸付条件緩和債権	1,481	1,604
小計	29,694	28,895
(対合計比)	(0.28)	(0.25)
正常債権	10,454,967	11,368,762
合計	10,484,661	11,397,657

- (注)1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始又は再生手続開始の申し立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。(注1に掲げる債権を除く。)
3. 三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸付金です。(注1及び2に掲げる債権を除く。)
4. 貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金です。(注1から3に掲げる債権を除く。)
5. 正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、注1から4までに掲げる債権以外のものに区分される債権です。

○保険業法に基づく債権に対する補足説明

- 本表の分類・算出方法は保険業法施行規則に準じており、対象は貸付金、貸付有価証券、未収利息、仮払金、支払承諾見返、金融機関保証付私募債です。
- 破産更生債権及びこれらに準ずる債権等について、債権額から担保の評価額及び保証等による回収が可能と認められる金額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は2022年度末が破産更生債権及びこれらに準ずる債権2,023百万円、2023年度末が破産更生債権及びこれらに準ずる債権104百万円です。

(9) 連結ソルベンシー・マージン比率

(単位:百万円)

項目	2022年度末	2023年度末
ソルベンシー・マージン総額 (A)	18,035,345	22,536,034
基金・諸準備金等	5,983,567	6,251,249
基金等	1,830,934	1,997,150
価格変動準備金	1,684,717	1,732,830
危険準備金	2,223,034	2,263,258
異常危険準備金	—	—
一般貸倒引当金	3,636	5,015
その他	241,244	252,993
(その他有価証券評価差額金(税効果控除前)・繰延ヘッジ損益(税効果控除前))×90%	6,231,568	10,340,828
土地の含み損益×85%	635,862	701,888
未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の合計額	△8,309	10,724
全期チルメル式責任準備金相当額超過額	2,884,069	2,844,977
負債性資本調達手段等	2,309,865	2,527,319
全期チルメル式責任準備金相当額超過額及び負債性資本調達手段等のうち、マージンに算入されない額	—	—
控除項目	△164,173	△345,603
その他	162,895	204,650
リスクの合計額 $\sqrt{(\sqrt{R_1^2 + R_5^2 + R_8 + R_9})^2 + (R_2 + R_3 + R_7)^2} + R_4 + R_6$ (B)	3,366,494	4,394,139
保険リスク相当額 R_1	179,782	188,389
一般保険リスク相当額 R_5	—	—
巨大災害リスク相当額 R_6	—	—
第三分野保険の保険リスク相当額 R_8	104,336	102,987
少額短期保険業者の保険リスク相当額 R_9	0	0
予定利率リスク相当額 R_2	326,402	355,452
最低保証リスク相当額 R_7	8,341	8,090
資産運用リスク相当額 R_3	2,948,138	3,929,039
経営管理リスク相当額 R_4	71,340	91,679
ソルベンシー・マージン比率	$\frac{(A)}{(1/2) \times (B)} \times 100$	
	1,071.4%	1,025.7%

(注1. 上記は、保険業法施行規則第86条の2、第88条及び平成23年金融庁告示第23号の規定に基づいて算出しています。

2. 最低保証リスク相当額の算出に際しては、標準的方式を使用しています。

(10)セグメント情報

2022年度、2023年度において、当社ならびに連結される子会社および子法人等は、国内外において保険業および保険関連事業（資産運用関連事業、総務関連事業等を含む）を営んでいますが、その他報告すべき重要なセグメントがないため、セグメント情報および関連情報の記載を省略しています。

Ⅱ. 2023年度決算 補足資料

1. 一般勘定

(1) 商品有価証券関係	・・・・・・1
① 商品有価証券明細表	・・・・・・1
② 商品有価証券売買高	・・・・・・1
(2) 有価証券関係	・・・・・・1
① 有価証券明細表	・・・・・・1
② 有価証券残存期間別残高	・・・・・・2
③ 地域別地方債保有内訳	・・・・・・2
④ 公社債および外国公社債格付別内訳	・・・・・・3
⑤ 株式業種別内訳	・・・・・・3
(3) 貸付金関係	・・・・・・4
① 貸付金明細表	・・・・・・4
② 貸付金企業規模別内訳	・・・・・・4
③ 貸付金業種別内訳	・・・・・・5
④ 貸付金担保別内訳	・・・・・・6
⑤ 貸付金地域別内訳	・・・・・・6
⑥ 一般貸付金残存期間別残高	・・・・・・6
(4) 海外投融資関係	・・・・・・7
① 資産別明細	・・・・・・7
② 外貨建資産の通貨別構成	・・・・・・8
③ 海外投融資の地域別構成	・・・・・・8
(5) デリバティブ取引の状況	・・・・・・9

2. 個人変額保険特別勘定

(1) 売買目的有価証券の評価損益	・・・・・・14
(2) デリバティブ取引の状況	・・・・・・14

3. 会社計

(1) 資産構成	・・・・・・15
(2) 売買目的有価証券の評価損益	・・・・・・15
(3) 有価証券の時価情報	・・・・・・16
(4) 金銭の信託の時価情報	・・・・・・17
(5) デリバティブ取引の状況	・・・・・・18

日本生命保険相互会社

1. 一般勘定

(1) 商品有価証券関係

①商品有価証券明細表

2022年度末、2023年度末に該当の残高はありません。

②商品有価証券売買高

2022年度、2023年度に該当はありません。

(2) 有価証券関係

①有価証券明細表

(単位：億円、%)

区分	2022年度末		2023年度末	
	金額	占率	金額	占率
公社債	301,563	48.3	305,711	43.6
国債	273,621	43.8	278,636	39.8
地方債	8,152	1.3	7,935	1.1
社債	19,790	3.2	19,138	2.7
(うち公社・公団債)	(7,155)	(1.1)	(5,901)	(0.8)
株式	102,536	16.4	145,694	20.8
外国証券	189,544	30.3	218,239	31.1
公社債	100,729	16.1	118,261	16.9
株式等	88,814	14.2	99,977	14.3
その他の証券	31,259	5.0	31,284	4.5
合 計	624,904	100.0	700,929	100.0

②有価証券残存期間別残高

(単位:億円)

区分	(単位:億円)							合計
	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超 (期間の定めのないものを含む)		
2022年度末	有価証券	9,182	28,105	40,914	48,120	49,263	449,318	624,904
	国債	3,996	14,430	16,320	16,484	19,160	203,229	273,621
	地方債	137	374	586	1,193	1,362	4,497	8,152
	社債	1,256	1,879	2,472	3,030	2,973	8,178	19,790
	株式						102,536	102,536
	外国証券	3,503	8,218	13,659	18,012	21,976	124,174	189,544
	公社債	2,921	7,957	13,055	16,521	18,492	41,781	100,729
	株式等	582	261	604	1,491	3,484	82,392	88,814
	その他の証券	289	3,201	7,875	9,399	3,790	6,703	31,259
	買入金銭債権	79	6	13	151	172	820	1,245
	譲渡性預金	2,075	—	—	—	—	—	2,075
合計	11,338	28,112	40,927	48,271	49,436	450,139	628,225	
2023年度末	有価証券	13,002	36,100	45,496	40,455	49,382	516,492	700,929
	国債	6,591	16,869	14,778	16,114	12,192	212,090	278,636
	地方債	128	736	504	1,078	1,377	4,110	7,935
	社債	927	2,170	3,095	2,500	3,343	7,102	19,138
	株式						145,694	145,694
	外国証券	3,927	12,496	17,975	18,504	24,348	140,987	218,239
	公社債	3,064	12,006	17,244	16,895	20,295	48,754	118,261
	株式等	863	489	730	1,608	4,052	92,233	99,977
	その他の証券	1,428	3,828	9,142	2,258	8,120	6,507	31,284
	買入金銭債権	80	—	67	66	180	793	1,187
	譲渡性預金	439	—	—	—	—	—	439
合計	13,523	36,100	45,564	40,521	49,562	517,286	702,557	

③地域別地方債保有内訳

(単位:億円、%)

区分	2022年度末		2023年度末	
	金額	占率	金額	占率
北海道	59	0.7	59	0.7
東北	5	0.1	5	0.1
関東	4,311	52.9	4,294	54.1
中部	1,656	20.3	1,523	19.2
近畿	695	8.5	695	8.8
中国	188	2.3	187	2.4
四国	—	—	—	—
九州	1,091	13.4	1,025	12.9
その他	144	1.8	144	1.8
合計	8,152	100.0	7,935	100.0

(注) 上記「その他」は共同発行市場公募地方債です。

④公社債および外国公社債格付別内訳

(単位:億円,%)

区分	2022年度末		2023年度末	
	金額	占率	金額	占率
AAA	5,702	4.4	5,313	3.7
AA	48,058	37.3	55,177	38.0
A	36,224	28.2	41,528	28.6
BBB	36,376	28.3	40,943	28.2
BB以下	57	0.0	147	0.1
格付なし	2,252	1.8	2,226	1.5
合計	128,672	100.0	145,336	100.0

(注) 1. 上記公社債残高は日本国債の残高を除いています。(2022年度末: 27兆3,621億円、2023年度末: 27兆4,636億円)

2. 上記は外部の格付業者の格付けに基づき作成しています。

⑤株式業種別内訳

(単位:億円,%)

区分	2022年度末		2023年度末		
	金額	占率	金額	占率	
水産・農林業	33	0.0	43	0.0	
鉱業	16	0.0	24	0.0	
建設業	1,463	1.4	2,257	1.5	
製造業	食料品	3,290	3.2	4,029	2.8
	繊維製品	1,070	1.0	1,088	0.7
	パルプ・紙	209	0.2	256	0.2
	化学	9,487	9.3	12,148	8.3
	医薬品	8,495	8.3	8,085	5.5
	石油・石炭製品	131	0.1	233	0.2
	ゴム製品	775	0.8	985	0.7
	ガラス・土石製品	815	0.8	1,087	0.7
	鉄鋼	1,101	1.1	1,473	1.0
	非鉄金属	743	0.7	977	0.7
	金属製品	324	0.3	453	0.3
	機械	5,400	5.3	7,241	5.0
	電気機器	11,602	11.3	15,208	10.4
	輸送用機器	16,670	16.3	31,453	21.6
精密機器	1,105	1.1	1,349	0.9	
その他製品	1,346	1.3	1,794	1.2	
電気・ガス業	2,678	2.6	4,042	2.8	
運輸・情報通信業	陸運業	4,743	4.6	5,329	3.7
	海運業	233	0.2	386	0.3
	空運業	92	0.1	101	0.1
	倉庫・運輸関連業	101	0.1	122	0.1
	情報・通信業	6,097	5.9	7,918	5.4
卸売業	卸売業	5,385	5.3	8,704	6.0
	小売業	3,125	3.0	4,130	2.8
金融・保険業	銀行業	4,063	4.0	6,766	4.6
	証券、商品先物取引業	677	0.7	955	0.7
	保険業	7,495	7.3	12,238	8.4
	その他金融業	609	0.6	826	0.6
不動産業	444	0.4	728	0.5	
サービス業	2,703	2.6	3,250	2.2	
合計	102,536	100.0	145,694	100.0	

(3) 貸付金関係

①貸付金明細表

(単位:億円)

区分	2022年度末	2023年度末
保険約款貸付	4,378	4,229
保険料振替貸付	262	236
契約者貸付	4,116	3,992
一般貸付	73,568	76,253
企業貸付	55,697	57,834
国内	47,984	47,706
海外	7,712	10,128
国・国際機関・政府関係機関・ 公共団体・公企業貸付	4,505	4,689
国内	4,427	4,616
海外	77	72
住宅ローン	8,858	9,096
消費者ローン	3,612	3,858
その他	895	774
合 計	77,946	80,482
非居住者貸付	7,790	10,200

②貸付金企業規模別内訳

(単位:件、億円、%)

区分	2022年度末		2023年度末		
		占率		占率	
大企業	貸付先数	671	40.5	640	39.3
	金額	40,555	84.5	40,164	84.2
中堅企業	貸付先数	171	10.3	160	9.8
	金額	494	1.0	425	0.9
中小企業	貸付先数	816	49.2	828	50.9
	金額	6,934	14.5	7,116	14.9
国内企業計	貸付先数	1,658	100.0	1,628	100.0
	金額	47,984	100.0	47,706	100.0

(注) 1. 業種の区分は以下のとおりです。

2. 貸付先数とは、各貸付先を名寄せした結果の債務者数をいい、貸付件数ではありません。

業種	①右の②～④を除く 全業種		②小売業、飲食業		③サービス業		④卸売業	
大企業	常用する 従業員 300名超	資本金 10億円以上	常用する 従業員 50名超	資本金 10億円以上	常用する 従業員 100名超	資本金 10億円以上	常用する 従業員 100名超	資本金 10億円以上
中堅企業	かつ	資本金 3億円超 10億円未満	かつ	資本金 5千万円超 10億円未満	かつ	資本金 5千万円超 10億円未満	かつ	資本金 1億円超 10億円未満
中小企業	資本金3億円以下又は 常用する従業員300名以下		資本金5千万円以下又は 常用する従業員50名以下		資本金5千万円以下又は 常用する従業員100名以下		資本金1億円以下又は 常用する従業員100名以下	

③貸付金業種別内訳

(単位:億円、%)

区分	2022年度末		2023年度末	
	金額	占率	金額	占率
製造業	9,366	12.7	9,012	11.8
食料	698	0.9	690	0.9
繊維	219	0.3	234	0.3
木材・木製品	18	0.0	17	0.0
パルプ・紙	550	0.7	555	0.7
印刷	333	0.5	308	0.4
化学	1,922	2.6	2,027	2.7
石油・石炭	954	1.3	924	1.2
窯業・土石	438	0.6	416	0.5
鉄鋼	1,003	1.4	787	1.0
非鉄金属	161	0.2	151	0.2
金属製品	90	0.1	96	0.1
はん用・生産用・業務用機械	837	1.1	834	1.1
電気機械	788	1.1	665	0.9
輸送用機械	1,016	1.4	986	1.3
その他の製造業	330	0.4	317	0.4
国内向け				
農業、林業	—	—	—	—
漁業	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	19	0.0	5	0.0
建設業	533	0.7	519	0.7
電気・ガス・熱供給・水道業	12,880	17.5	13,119	17.2
情報通信業	1,187	1.6	1,249	1.6
運輸業、郵便業	6,057	8.2	6,087	8.0
卸売業	7,109	9.7	7,154	9.4
小売業	517	0.7	504	0.7
金融業、保険業	5,624	7.6	5,388	7.1
不動産業	5,884	8.0	5,934	7.8
物品賃貸業	2,778	3.8	2,862	3.8
学術研究、専門・技術サービス業	32	0.0	45	0.1
宿泊業	4	0.0	0	0.0
飲食業	25	0.0	19	0.0
生活関連サービス業、娯楽業	32	0.0	33	0.0
教育、学習支援業	22	0.0	22	0.0
医療、福祉	8	0.0	7	0.0
その他のサービス	152	0.2	154	0.2
地方公共団体	1,067	1.5	973	1.3
個人(住宅・消費・納税資金等)	12,470	17.0	12,954	17.0
合計	65,777	89.4	66,052	86.6
海外向け				
政府等	—	—	—	—
金融機関	1,587	2.2	1,901	2.5
商工業(等)	6,203	8.4	8,299	10.9
合計	7,790	10.6	10,200	13.4
総合計	73,568	100.0	76,253	100.0

④貸付金担保別内訳

(単位:億円,%)

区分	2022年度末		2023年度末	
	金額	占率	金額	占率
担保貸付	169	0.2	164	0.2
有価証券担保貸付	37	0.1	38	0.1
不動産・動産・財団担保貸付	125	0.2	123	0.2
指名債権担保貸付	6	0.0	2	0.0
保証貸付	1,180	1.6	1,029	1.3
信用貸付	59,747	81.2	62,104	81.4
その他	12,470	17.0	12,954	17.0
一般貸付計	73,568	100.0	76,253	100.0
うち劣後特約付貸付	1,936	2.6	1,426	1.9

⑤貸付金地域別内訳

(単位:億円,%)

区分	2022年度末		2023年度末	
	金額	占率	金額	占率
北海道	944	2.0	1,161	2.4
東北	1,401	2.9	1,410	3.0
関東	32,966	68.7	31,928	66.9
中部	3,546	7.4	3,598	7.5
近畿	6,242	13.0	6,528	13.7
中国	820	1.7	952	2.0
四国	719	1.5	751	1.6
九州	1,352	2.8	1,374	2.9
合計	47,984	100.0	47,706	100.0

(注)1. 個人ローン、非居住者貸付、保険的教養貸付等は含んでいません。

2. 地域区分は、貸付先の本社所在地によります。

⑥一般貸付金残存期間別残高

(単位:億円)

区分	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超 (期間の定めのないものを含む)	合計	
	2022年度末	固定金利	7,866	10,591	8,901	6,107	9,485	18,247
変動金利		787	2,167	2,300	1,288	1,869	3,954	12,367
一般貸付計		8,653	12,759	11,202	7,396	11,354	22,201	73,568
2023年度末	固定金利	8,807	10,487	8,146	7,269	8,392	19,087	62,190
	変動金利	1,080	2,484	2,506	2,137	2,205	3,648	14,062
	一般貸付計	9,887	12,972	10,652	9,406	10,597	22,736	76,253

(4) 海外投融資関係

①資産別明細

・外貨建資産

(単位:億円、%)

区分	2022年度末		2023年度末	
	金額	占率	金額	占率
公社債	97,986	47.0	116,203	48.0
株式	9,239	4.4	10,283	4.2
現預金・その他	74,114	35.5	84,414	34.9
小計	181,340	86.9	210,901	87.1

・円貨額が確定した外貨建資産

(単位:億円、%)

区分	2022年度末		2023年度末	
	金額	占率	金額	占率
公社債	—	—	—	—
現預金・その他	2,527	1.2	2,563	1.1
小計	2,527	1.2	2,563	1.1

・円貨建資産

(単位:億円、%)

区分	2022年度末		2023年度末	
	金額	占率	金額	占率
非居住者貸付	244	0.1	245	0.1
公社債(円建外債)・その他	24,555	11.8	28,427	11.7
小計	24,800	11.9	28,672	11.8

・合計

(単位:億円、%)

区分	2022年度末		2023年度末	
	金額	占率	金額	占率
海外投融資	208,668	100.0	242,137	100.0

(注)「円貨額が確定した外貨建資産」とは、為替予約等が付されていることにより決済時の円貨額が確定し、当該円貨額を資産の貸借対照表計上額としているものです。

②外貨建資産の通貨別構成

(単位:億円、%)

区分	2022年度末		2023年度末	
	金額	占率	金額	占率
米ドル	127,429	70.3	148,730	70.5
ユーロ	34,677	19.1	39,751	18.8
イギリスポンド	10,359	5.7	12,741	6.0
オーストラリアドル	4,588	2.5	5,449	2.6
インドルピー	2,084	1.1	2,084	1.0
デンマーククローネ	475	0.3	551	0.3
その他	1,726	1.0	1,592	0.8
合計	181,340	100.0	210,901	100.0

(注) 内訳は、2023年度末における残高上位6通貨を表示しています。

③海外投融資の地域別構成

(単位:億円、%)

区分	外国証券						非居住者貸付		
			公社債		株式等				
	金額	占率	金額	占率	金額	占率	金額	占率	
2022年度末	北米	69,234	36.5	60,780	60.3	8,453	9.5	1,302	16.7
	ヨーロッパ	36,882	19.5	29,397	29.2	7,485	8.4	4,533	58.2
	オセアニア	4,470	2.4	2,607	2.6	1,863	2.1	1,470	18.9
	アジア	7,354	3.9	3,965	3.9	3,389	3.8	-	-
	中南米	71,032	37.5	3,409	3.4	67,623	76.1	133	1.7
	中東	69	0.0	69	0.1	-	-	350	4.5
	アフリカ	-	-	-	-	-	-	-	-
	国際機関	500	0.3	500	0.5	-	-	-	-
	合計	189,544	100.0	100,729	100.0	88,814	100.0	7,790	100.0
2023年度末	北米	85,075	39.0	73,684	62.3	11,391	11.4	1,806	17.7
	ヨーロッパ	43,075	19.7	33,820	28.6	9,254	9.3	5,867	57.5
	オセアニア	4,738	2.2	2,875	2.4	1,863	1.9	1,988	19.5
	アジア	7,081	3.2	3,894	3.3	3,187	3.2	-	-
	中南米	77,773	35.6	3,491	3.0	74,281	74.3	169	1.7
	中東	77	0.0	77	0.1	-	-	368	3.6
	アフリカ	-	-	-	-	-	-	-	-
	国際機関	417	0.2	417	0.4	-	-	-	-
	合計	218,239	100.0	118,261	100.0	99,977	100.0	10,200	100.0

(注) 海外投融資のうち、外国証券、非居住者貸付を対象としています。

(5)デリバティブ取引の状況

[定性的情報]

(a) 取引の内容

当社が利用対象としているデリバティブ取引は次の取引です。

金利関連：金利先物取引、金利スワップ取引、スワップション取引等

通貨関連：為替予約取引、通貨オプション取引、通貨スワップ取引等

株式関連：株価指数先物取引、株価指数オプション取引、株券オプション取引、株式先渡取引等

債券関連：債券先物取引、債券先物オプション取引、選択権付債券売買取引等

(b) 取組方針

主として資産または負債に係るリスクをコントロールする目的でデリバティブを活用しています。

(c) 利用目的

主として資産または負債に係るリスクのヘッジを目的として利用しており、その一部についてヘッジ会計を適用しています。

ヘッジ会計の手法については、主に、貸付金の一部および外貨建貸付金の一部に対するキャッシュ・フローのヘッジとして金利スワップの特例処理、保険契約の一部に対する金利変動リスクのヘッジとして「保険業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第26号）に基づく金利スワップによる繰延ヘッジ、外貨建債券の一部、外貨建貸付金の一部および外貨建劣後特約付社債に対する為替変動に係るキャッシュ・フローのヘッジとして通貨スワップによる繰延ヘッジおよび振当処理、外貨建債券等の一部に対する為替変動に係る価格変動リスクのヘッジとして為替予約による時価ヘッジ、また、国内株式の一部に対する価格変動リスクのヘッジとして株式先渡による時価ヘッジを適用しており、ヘッジの有効性の判定については、リスク管理方針に基づき、主にヘッジ対象とヘッジ手段の時価変動を比較する比率分析によります。

(d) リスクの内容

当社が行っているデリバティブ取引については、市場リスク（金利・為替・株式等の変動によるリスク）および信用リスク（取引相手が倒産等により契約不履行に陥るリスク）があります。市場リスクについては、デリバティブ取引は主として資産または負債に係るリスクをコントロールすることを目的としていることから、限定的であると認識しています。また、信用リスクについても、国内外の金融商品取引所を通じた取引か、信用度の高い取引先を相手としており、契約が履行されないリスクは小さいものと認識しています。

(e) リスク管理体制

デリバティブ取引の目的や種類ごとに必要となる取引限度枠等を規定するとともに、その取引については、事務部門（バックオフィス）が外部証票との照合により内容を確認する等、投融資執行部門（フロントオフィス）に対しての牽制が働く体制としています。また、資産または負債も併せたリスクを定量的に把握・分析し、そのリスク量とともにポジション、損益状況を定期的に「運用リスク管理専門委員会」に報告する体制になっています。

(f) 定量的情報に関する補足説明

ア) 想定元本(契約金額)に関する補足説明

スワップ取引に係る想定元本やオプション取引の契約金額は、金利交換等に係る名目的なものであり、信用リスク量(取引相手先がデフォルトした際に、市場で同じポジションを再構築するための潜在的なコスト)を示すものではありません。

イ) 時価算定に係る補足説明

[先物取引等の市場取引]

期末日の清算値または終値

[株式オプション取引]

主に期末日の清算値または終値、外部情報ベンダーより入手した評価額

[為替予約取引、通貨オプション取引、金利スワップ取引、通貨スワップ取引、スワップション取引、株式先渡取引、選択権付債券売買取引]

主に外部情報ベンダーより入手した評価額

ウ) 差損益に関する補足説明

当社では、デリバティブ取引を主として資産または負債に係るリスクのコントロールを行うための補完手段として活用しています。

例えば、為替予約、通貨オプション取引については、主として為替リスクをヘッジするために活用しており、外国債券・外国株式等の外貨建資産全体の損益と合計で見ることがあります。

[定量的情報(一般勘定)] (ヘッジ会計適用・非適用分合算値)

1. 差損益の内訳(ヘッジ会計適用分・非適用分の内訳)

(単位:億円)

区分	2022年度末						2023年度末					
	金利関連	通貨関連	株式関連	債券関連	その他	合計	金利関連	通貨関連	株式関連	債券関連	その他	合計
ヘッジ会計適用分	△1,941	△3,282	△19	-	-	△5,243	△3,130	△14,028	△31	-	-	△17,190
ヘッジ会計非適用分	△305	△799	△50	△30	-	△1,185	△338	△117	△22	△51	-	△530
合計	△2,246	△4,081	△69	△30	-	△6,429	△3,468	△14,146	△54	△51	-	△17,721

(注)1. ヘッジ会計適用分のうち時価ヘッジ適用分の差損益(2022年度末:通貨関連△4億円、株式関連△19億円、2023年度末:通貨関連△1,303億円、株式関連△131億円)、およびヘッジ会計非適用分の差損益は、損益計算書に計上しています。

2. 金利関連

(単位:億円)

区分	種類	2022年度末				2023年度末			
		契約額等	うち1年超	時価	差損益	契約額等	うち1年超	時価	差損益
店頭	金利スワップ								
	固定金利受取/変動金利支払	32,066	32,066	△1,941	△1,941	33,006	33,006	△3,130	△3,130
	固定金利支払/変動金利受取	-	-	-	-	-	-	-	-
	金利スワップション								
	売建								
	固定金利受取/変動金利支払	-	-	-	-	-	-	-	-
	固定金利支払/変動金利受取	(-)	(-)	-	-	(-)	(-)	-	-
	買建								
	固定金利受取/変動金利支払	10,130	8,330	49	△305	8,330	4,023	7	△338
	固定金利支払/変動金利受取	(355)	(346)	-	-	(346)	(192)	-	-
合計				△2,246				△3,468	

(注)1. ()内には、貸借対照表に計上したオプション料を記載しています。

2. 「差損益」欄には、スワップ取引については時価を記載し、オプション取引についてはオプション料と時価との差額を記載しています。

(参考) 金利スワップ契約の残存期間別構成

(単位:億円、%)

残存期間		1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	合計
2022年度末	固定金利受取/変動金利支払スワップ	想定元本	60	-	-	606	31,400	32,066
	平均受取固定金利	△0.02	-	-	-	0.46	0.44	0.44
	平均支払変動金利	0.04	-	-	-	△0.03	0.01	0.01
2023年度末	固定金利支払/変動金利受取スワップ	想定元本	-	-	-	-	-	-
	平均支払固定金利	-	-	-	-	-	-	-
	平均受取変動金利	-	-	-	-	-	-	-
2022年度末	固定金利受取/変動金利支払スワップ	想定元本	-	-	-	4,206	28,800	33,006
	平均受取固定金利	-	-	-	-	0.33	0.48	0.46
	平均支払変動金利	-	-	-	-	0.12	0.12	0.12
2023年度末	固定金利支払/変動金利受取スワップ	想定元本	-	-	-	-	-	-
	平均支払固定金利	-	-	-	-	-	-	-
	平均受取変動金利	-	-	-	-	-	-	-

3. 通貨関連

(単位: 億円)

区分	種類	2022年度末				2023年度末						
		契約額等	うち1年超		時価	差損益	契約額等	うち1年超		時価	差損益	
店頭	為替予約											
	売建	81,264	-	△259	△259	86,719	-	△2,590	△2,590			
	米ドル	58,247	-	293	293	60,589	-	△1,787	△1,787			
	ユーロ	11,968	-	△348	△348	12,455	-	△376	△376			
	買建	32,411	-	△561	△561	36,634	-	1,081	1,081			
	米ドル	27,262	-	△611	△611	31,134	-	1,045	1,045			
	ユーロ	502	-	12	12	397	-	0	0			
	通貨オプション											
	売建											
	コール	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	米ドル	(-)	(-)	-	-	(-)	(-)	-	-			
	ユーロ	-	-	-	-	-	-	-	-			
	プット	-	-	-	-	-	-	-	-			
	米ドル	(-)	(-)	-	-	(-)	(-)	-	-			
	ユーロ	(-)	(-)	-	-	(-)	(-)	-	-			
	買建											
	コール	-	-	-	-	-	-	-	-			
	米ドル	(-)	(-)	-	-	(-)	(-)	-	-			
	ユーロ	(-)	(-)	-	-	(-)	(-)	-	-			
	プット	1,335	-	4	△10	757	-	0	△5			
	米ドル	(15)	(-)	-	-	(6)	(-)	-	-			
	ユーロ	1,335	-	4	△10	757	-	0	△5			
	米ドル	(15)	(-)	-	-	(6)	(-)	-	-			
ユーロ	-	-	-	-	-	-	-	-				
通貨スワップ												
米ドル払/円受	58,904	56,985	△3,250	△3,250	62,525	60,637	△12,632	△12,632				
ユーロ払/円受	39,353	38,118	△3,175	△3,175	42,591	41,805	△8,995	△8,995				
ユーロ払/円受	13,521	12,893	△173	△173	13,844	13,428	△2,731	△2,731				
合計				△4,081				△14,146				

(注) 1. ()内には、貸借対照表に計上したオプション料を記載しています。

2. 「差損益」欄には、先債取引およびスワップ取引については時価を記載し、オプション取引についてはオプション料と時価との差額を記載しています。

4. 株式関連

(単位:億円)

区分	種類	2022年度末				2023年度末					
		契約額等	うち1年超		時価	差損益	契約額等	うち1年超		時価	差損益
取引所	株価指数先物										
	売建	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	株価指数オプション										
	売建	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	コール	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	プット	(-)	(-)	-	-	(-)	(-)	-	-	-	-
	買建	(-)	(-)	-	-	(-)	(-)	-	-	-	-
	コール	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	プット	(-)	(-)	11	△43	(-)	(-)	0	-	-	△6
		5,111	-			3,181	-				
		(54)	(-)			(7)	(-)				
店頭	株式先渡契約										
	売建	483	-	△19	△19	327	-	△31		△31	
	買建	-	-	-	-	-	-	-		-	
	株価指数先渡契約										
	売建	-	-	-	-	-	-	-		-	
	買建	540	540	△1	△1	543	249	△6		△6	
	株価指数オプション										
	売建	-	-	-	-	-	-	-		-	
	コール	(-)	(-)	-	-	(-)	(-)	-		-	
	プット	-	-	-	-	-	-	-		-	
買建	(-)	(-)	-	-	(-)	(-)	-		-		
コール	-	-	-	-	-	-	-		-		
プット	(-)	(-)	2	△5	(-)	(-)	0		-	△9	
		746	382			1,648	-				
		(7)	(3)			(9)	(-)				
合計					△69						△54

(注) 1. ()内には、貸借対照表に計上したオプション料を記載しています。

2. 「差損益」欄には、先物取引および先渡取引については時価を記載し、オプション取引についてはオプション料と時価との差額を記載しています。

5. 債券関連

(単位:億円)

区分	種類	2022年度末				2023年度末					
		契約額等	うち1年超		時価	差損益	契約額等	うち1年超		時価	差損益
店頭	選択権付債券売買取引										
	売建	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	コール	(-)	(-)	-	-	(-)	(-)	-	-	-	-
	プット	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	買建	(-)	(-)	-	-	(-)	(-)	-	-	-	-
	コール	1,006	1,006	27	△30	926	358	7		△51	
		(58)	(58)			(58)	(29)				
		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		(-)	(-)			(-)	(-)				
合計					△30						△51

(注) 1. ()内には、貸借対照表に計上したオプション料を記載しています。

2. 「差損益」欄には、オプション料と時価との差額を記載しています。

6. その他

2022年度末、2023年度末に該当の残高はありません。

2. 個人変額保険特別勘定

(1) 売買目的有価証券の評価損益

(単位:億円)

区分	2022年度末		2023年度末	
	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価損益	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価損益
売買目的有価証券	911	△12	994	185

(2) デリバティブ取引の状況(個人変額保険特別勘定)

1. 差損益の内訳(ヘッジ会計適用分・非適用分の内訳)

(単位:億円)

区分	2022年度末						2023年度末					
	金利関連	通貨関連	株式関連	債券関連	その他	合計	金利関連	通貨関連	株式関連	債券関連	その他	合計
ヘッジ会計適用分	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ヘッジ会計非適用分	-	△0	△0	0	-	△1	-	△1	3	△0	-	1
合計	-	△0	△0	0	-	△1	-	△1	3	△0	-	1

(注)ヘッジ会計非適用分の差損益は、損益計算書に計上しています。

2. 金利関連

2022年度末、2023年度末に該当の残高はありません。

3. 通貨関連

(単位:億円)

区分	種類	2022年度末				2023年度末			
		契約額等	時価		差損益	契約額等	時価		差損益
			うち1年超				うち1年超		
店頭	為替予約								
	売建	242	-	△2	△2	179	-	△2	△2
	米ドル	129	-	△0	△0	76	-	△1	△1
	ユーロ	42	-	△0	△0	35	-	△0	△0
	債券	11	-	△0	△0	18	-	△0	△0
	買建	182	-	1	1	144	-	0	0
	米ドル	62	-	△0	△0	56	-	0	0
	ユーロ	37	-	0	0	28	-	0	0
	債券	8	-	0	0	17	-	0	0
	加ドル	16	-	0	0	14	-	0	0
合計				△0				△1	

(注)「差損益」欄には、時価を記載しています。

4. 株式関連

(単位:億円)

区分	種類	2022年度末				2023年度末			
		契約額等	時価		差損益	契約額等	時価		差損益
			うち1年超				うち1年超		
取引所	株価指数先物								
	売建	50	-	△0	△0	16	-	△0	△0
	買建	32	-	0	0	156	-	3	3
合計				△0				3	

(注)「差損益」欄には、時価を記載しています。

5. 債券関連

(単位:億円)

区分	種類	2022年度末				2023年度末			
		契約額等	時価		差損益	契約額等	時価		差損益
			うち1年超				うち1年超		
取引所	円貸建債券先物								
	売建	2	-	0	0	1	-	△0	△0
	買建	-	-	-	-	-	-	-	-
	外貨建債券先物								
売建	-	-	-	-	-	-	-	-	
買建	-	-	-	-	-	-	-	-	
合計				0				△0	

(注)「差損益」欄には、時価を記載しています。

6. その他

2022年度末、2023年度末に該当の残高はありません。

3. 会社計

(1) 資産構成(会社計)

(単位:億円)

区分	2023年度末	
		うち一般勘定
現預金・コールローン	11,610	9,706
買現先勘定	—	—
買入金銭債権	1,187	1,187
商品有価証券	—	—
金銭の信託	—	—
公社債	309,428	305,711
株式	146,174	145,694
外国証券	220,201	218,239
貸付金	80,482	80,482
不動産	17,429	17,429
資産計	835,491	823,232
うち外貨建資産	213,507	210,901

(2) 売買目的有価証券の評価損益(会社計)

(単位:億円)

区分	2022年度末		2023年度末	
	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価損益	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価損益
売買目的有価証券	7,443	△71	8,651	693

(注) 1. 売買目的有価証券に含まれる金銭の信託の貸借対照表計上額および当期の損益に含まれた評価損益には、デリバティブ取引に係る差損益を含んでいます。
 2. 売買目的有価証券に含まれる金銭の信託内で保有している現預金およびコールローンは含んでいません。

(3) 有価証券の時価情報(会社計)(売買目的有価証券以外)

(単位:億円)

区分	2022年度末					2023年度末				
	帳簿価額	時価	差損益			帳簿価額	時価	差損益		
			差益	差損				差益	差損	
責任準備金対応債券	270,389	277,247	6,857	17,340	△10,483	275,836	266,231	△9,604	10,579	△20,184
満期保有目的の債券	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
子会社・関連会社株式	1,286	2,141	855	855	—	1,286	4,413	3,127	3,127	—
その他有価証券	266,348	339,389	73,040	80,864	△7,823	276,501	403,006	126,504	133,420	△6,916
公社債	32,676	33,432	756	1,178	△422	32,602	32,277	△324	1,147	△1,471
株式	39,699	95,854	56,155	57,014	△859	40,337	136,116	95,778	96,049	△271
外国証券	161,665	177,985	16,320	21,667	△5,347	174,158	204,333	30,175	33,933	△3,758
公社債	91,399	99,423	8,023	10,464	△2,440	100,000	116,500	16,500	17,661	△1,160
株式等	70,265	78,562	8,296	11,203	△2,906	74,158	87,833	13,674	16,271	△2,597
その他の証券	30,081	29,897	△183	1,003	△1,187	28,708	29,586	877	2,286	△1,408
買入金銭債権	149	143	△6	0	△6	254	252	△1	4	△6
譲渡性預金	2,076	2,075	△0	0	△0	440	439	△0	—	△0
合 計	538,024	618,778	80,753	99,060	△18,307	553,624	673,652	120,027	147,128	△27,100
公社債	300,807	308,320	7,512	18,407	△10,894	306,035	295,919	△10,116	11,531	△21,647
株式	39,699	95,854	56,155	57,014	△859	40,337	136,116	95,778	96,049	△271
外国証券	164,098	181,351	17,253	22,607	△5,354	176,903	210,386	33,482	37,241	△3,758
公社債	92,555	100,659	8,103	10,551	△2,447	101,468	118,150	16,682	17,843	△1,160
株式等	71,542	80,692	9,149	12,056	△2,906	75,435	92,235	16,799	19,397	△2,597
その他の証券	30,090	29,909	△181	1,006	△1,187	28,718	29,598	880	2,288	△1,408
買入金銭債権	1,252	1,266	14	25	△11	1,189	1,192	2	17	△14
譲渡性預金	2,076	2,075	△0	0	△0	440	439	△0	—	△0

(注) 1. 本表には、金融商品取引法上の有価証券として取り扱うことが適当と認められるものを含んでいます。
2. 市場価格のない株式等および組合等は本表から除いています。

○市場価格のない株式等および組合等の帳簿価額は以下のとおりです。

(単位:億円)

区分	2022年度末	2023年度末
子会社・関連会社株式	14,757	20,665
その他有価証券	2,041	1,359
国内株式	561	558
外国株式	0	0
その他	1,479	800
合 計	16,799	22,024

(注) 市場価格のない株式等および組合等のうち、外貨建て資産について為替を評価した差損益は次のとおりです。
(2022年度末: 1,205億円、2023年度末: 2,464億円)

(4) 金銭の信託の時価情報(会社計)

2022年度末、2023年度末に該当の残高はありません。

・運用目的の金銭の信託

2022年度末、2023年度末に該当の残高はありません。

・責任準備金対応、満期保有目的、その他の金銭の信託

2022年度末、2023年度末に該当の残高はありません。

(5) デリバティブ取引の状況(会社計)

1. 差損益の内訳(ヘッジ会計適用分・非適用分の内訳)

(単位:億円)

区分	2022年度末						2023年度末					
	金利関連	通貨関連	株式関連	債券関連	その他	合計	金利関連	通貨関連	株式関連	債券関連	その他	合計
ヘッジ会計適用分	△1,941	△3,282	△19	—	—	△5,243	△3,130	△14,028	△31	—	—	△17,190
ヘッジ会計非適用分	△305	△794	△46	△28	—	△1,175	△338	△127	3	△48	—	△510
合計	△2,246	△4,077	△66	△28	—	△6,418	△3,468	△14,155	△28	△48	—	△17,701

(注)ヘッジ会計適用分のうち時価ヘッジ適用分の差損益(2022年度末:通貨関連△4億円、株式関連△19億円、2023年度末:通貨関連△1,322億円、株式関連△31億円)、およびヘッジ会計非適用分の差損益は、損益計算書に計上しています。

2. ヘッジ会計が適用されていないもの

(a) 金利関連

(単位:億円)

区分	種類	2022年度末				2023年度末			
		契約額等	うち1年超	時価	差損益	契約額等	うち1年超	時価	差損益
店頭	金利スワップ								
	固定金利受取/変動金利支払	—	—	—	—	—	—	—	—
	固定金利支払/変動金利受取	—	—	—	—	—	—	—	—
	金利スワップション								
	売建								
	固定金利受取/変動金利支払	—	—	—	—	—	—	—	—
		(-)	(-)	—	—	(-)	(-)	—	—
	固定金利支払/変動金利受取	—	—	—	—	—	—	—	—
		(-)	(-)	—	—	(-)	(-)	—	—
	買建								
固定金利受取/変動金利支払	10,130	8,330	49	△305	8,330	4,023	7	△338	
	(355)	(346)	—	—	(346)	(192)	—	—	
固定金利支払/変動金利受取	—	—	—	—	—	—	—	—	
	(-)	(-)	—	—	(-)	(-)	—	—	
合計				△305				△338	

(注)1. ()内には、貸借対照表に計上したオプション料を記載しています。

2. 「差損益」欄には、スワップ取引については時価を記載し、オプション取引についてはオプション料と時価との差額を記載しています。

(b) 通貨関連

(単位: 億円)

区分	種類	2022年度末				2023年度末			
		契約額等	時価		差損益	契約額等	時価		差損益
			うち1年超				うち1年超		
店頭	為替予約								
	売建	33,859	-	△253	△253	37,720	-	△1,285	△1,285
	米ドル	22,763	-	△36	△36	24,204	-	△871	△871
	ユーロ	1,346	-	△27	△27	1,363	-	△31	△31
	ボンド	5,911	-	△170	△170	7,323	-	△297	△297
	買建	33,277	-	△557	△557	37,902	-	1,090	1,090
	米ドル	27,561	-	△614	△614	31,625	-	1,049	1,049
	ユーロ	678	-	14	14	683	-	1	1
	通貨オプション								
	売建								
	コール	-	-	-	-	-	-	-	-
	米ドル	(-)	(-)	-	-	(-)	(-)	-	-
	ユーロ	-	-	-	-	-	-	-	-
	プット	-	-	-	-	-	-	-	-
	米ドル	(-)	(-)	-	-	(-)	(-)	-	-
	ユーロ	-	-	-	-	-	-	-	-
	買建								
	コール	-	-	-	-	-	-	-	-
	米ドル	(-)	(-)	-	-	(-)	(-)	-	-
	ユーロ	-	-	-	-	-	-	-	-
	プット	1,335	-	4	△10	757	-	0	△5
	米ドル	(15)	(-)	4	△10	(6)	(-)	0	△5
	ユーロ	-	-	-	-	-	-	-	-
	通貨スワップ	679	671	27	27	510	484	73	73
	米ドル払/円受	-	-	-	-	-	-	-	-
	ユーロ払/円受	-	-	-	-	-	-	-	-
	円払/豪ドル受	448	440	14	14	278	278	37	37
円払/米ドル受	180	180	14	14	180	154	40	40	
合計				△794				△127	

(注) 1. ()内には、貸借対照表に計上したオプション料を記載しています。

2. 「差損益」欄には、先渡取引およびスワップ取引については時価を記載し、オプション取引についてはオプション料と時価との差額を記載しています。

(c) 株式関連

(単位: 億円)

区分	種類	2022年度末				2023年度末			
		契約額等		時価	差損益	契約額等		時価	差損益
			うち1年超				うち1年超		
取引所	株価指数先物								
	売建	181	—	△4	△4	56	—	△0	△0
	買建	783	—	7	7	1,413	—	26	26
	株価指数オプション								
	売建	—	—	—	—	—	—	—	—
	コール	(—)	(—)	—	—	(—)	(—)	—	—
	プット	—	—	—	—	—	—	—	—
	コール	(—)	(—)	—	—	(—)	(—)	—	—
	プット	5,111	—	11	△43	3,181	—	0	△6
	(54)	(—)	—	—	(7)	(—)	—	—	—
店頭	株式先渡契約								
	売建	—	—	—	—	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—	—	—	—	—
	株価指数先渡契約								
	売建	—	—	—	—	—	—	—	—
	買建	540	540	△1	△1	543	249	△6	△6
	株価指数オプション								
	売建	—	—	—	—	—	—	—	—
	コール	(—)	(—)	—	—	(—)	(—)	—	—
	プット	—	—	—	—	—	—	—	—
買建	(—)	(—)	—	—	(—)	(—)	—	—	
コール	—	—	—	—	—	—	—	—	
プット	746	382	2	△5	1,648	—	0	△9	
(7)	(3)	—	—	(9)	(—)	—	—	—	
合計				△46				3	

(注) 1. ()内には、貸借対照表に計上したオプション料を記載しています。

2. 「差損益」欄には、先物取引および先渡取引については時価を記載し、オプション取引についてはオプション料と時価との差額を記載しています。

(d) 債券関連

(単位: 億円)

区分	種類	2022年度末				2023年度末			
		契約額等		時価	差損益	契約額等		時価	差損益
			うち1年超				うち1年超		
取引所	円貨建債券先物								
	売建	32	—	0	0	16	—	△0	△0
	買建	591	—	△0	△0	—	—	—	—
	外貨建債券先物								
	売建	—	—	—	—	—	—	—	—
買建	438	—	2	2	591	—	2	2	
店頭	選択権付債券売買取引								
	売建	—	—	—	—	—	—	—	—
	コール	(—)	(—)	—	—	(—)	(—)	—	—
	プット	—	—	—	—	—	—	—	—
	コール	(—)	(—)	—	—	(—)	(—)	—	—
買建	1,006	1,006	27	△30	926	358	7	△51	
(58)	(58)	—	—	(58)	(29)	—	—	—	
プット	—	—	—	—	—	—	—	—	
(—)	(—)	—	—	(—)	(—)	—	—	—	
合計				△28				△48	

(注) 1. ()内には、貸借対照表に計上したオプション料を記載しています。

2. 「差損益」欄には、先物取引については時価を記載し、オプション取引についてはオプション料と時価との差額を記載しています。

(e) その他

2022年度末、2023年度末に該当の残高はありません。

3. ヘッジ会計が適用されているもの

(a) 金利関連

(単位: 億円)

区分	ヘッジ 会計の 方法	種類	主な ヘッジ 対象	2022年度末			2023年度末				
				契約額等	時価		契約額等	時価			
					うち1年超	差損益		うち1年超	差損益		
店頭 ヘッジ	繰延	金利スワップ	保険 負債	32,006	32,006	△1,941	△1,941	33,006	33,006	△3,130	△3,130
		固定金利受取/変動金利支払 固定金利支払/変動金利受取		-	-	-	-	-	-	-	-
	ヘッジ	金利スワップ	貸付金	60	-	△0	△0	-	-	-	-
		固定金利受取/変動金利支払 固定金利支払/変動金利受取		-	-	-	-	-	-	-	-
合 計						△1,941				△3,130	

(注)「差損益」欄には、時価を記載しています。

(参考) 金利スワップ契約の残存期間別構成

(単位: 億円, %)

残存期間		1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	合 計	
2022 年度末	固定金利受取 /変動金利支払 スワップ	想定元本	60	-	-	-	606	31,400	32,066
		平均受取固定金利	△0.02	-	-	-	0.46	0.44	0.44
		平均支払変動金利	0.04	-	-	-	△0.03	0.01	0.01
	固定金利支払 /変動金利受取 スワップ	想定元本	-	-	-	-	-	-	-
		平均支払固定金利	-	-	-	-	-	-	-
		平均受取変動金利	-	-	-	-	-	-	-
2023 年度末	固定金利受取 /変動金利支払 スワップ	想定元本	-	-	-	4,206	28,800	33,006	
		平均受取固定金利	-	-	-	-	0.33	0.48	0.46
		平均支払変動金利	-	-	-	-	0.12	0.12	0.12
	固定金利支払 /変動金利受取 スワップ	想定元本	-	-	-	-	-	-	-
		平均支払固定金利	-	-	-	-	-	-	-
		平均受取変動金利	-	-	-	-	-	-	-

(c) 株式関連

(単位:億円)

区分	ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	2022年度末			2023年度末		
				契約額等	時価	差損益	契約額等	時価	差損益
店頭	時価ヘッジ	株式先渡契約 売建 買建	国内株式	483	△19	△19	327	△31	△31
合計				-	-	△19	-	-	△31

(注)「差損益」欄には、時価を記載しています。

(d) 債券関連

2022年度末、2023年度末に該当の残高はありません。

(e) その他

2022年度末、2023年度末に該当の残高はありません。

2024-4436, 広報部

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2024年5月20日

日本生命保険相互会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 樋口 誠之

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山口 圭介

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 佐藤 誠

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 古西 大介

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、日本生命保険相互会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結基金等変動計算書、連結財務諸表の作成方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本生命保険相互会社及び連結子法人等の2024年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子法人等から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

当監査法人は、監査等委員とコミュニケーションを行った事項の中から、会社及び生命保険業界を取り巻く事業環境、並びに経営方針についての理解を通じた重要な虚偽表示リスクの識別と評価、及び会計上の見積りを含む経営者の重要な判断を伴う領域に関する監査人の重要な判断を考慮して、監査を実施する上で特に注意を払った事項を決定した。その中からさらに、職業的専門家としての判断に基づき、当該事項の金額的、質的な要素及び想定される連結財務諸表の利用者の関心などを考慮し、以下の項目を当連結会計年度の監査上の主要な検討事項として選定した。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。その内容及び決定理由、並びに監査上の対応は以下の通りである。

【1】持分法適用の在外関連法人等に係るのれん相当額の評価の妥当性

(監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由)

会社は、グループ事業の拡大の取組の一環として、国内及び海外の生命保険会社及び資産運用会社への出資を推進している。会計上は、これらの会社への出資時に、のれん相当額(持分法適用会社の連結上の投資簿価に含めて処理)が認識される場合があり、のれん相当額は、連結財務諸表の作成方針4に記載されている方法により償却され、当連結会計年度末時点の連結貸借対照表には、53,627百万円ののれん相当額が計上されている。これらののれん相当額は、連結損益計算書の注記4に記載の会社が設定した方針に基づき減損の兆候判定が行われる。

生命保険会社への出資について減損の兆候が認められる場合には、連結損益計算書の注記4に記載されている方法により減損損失認識判定を行っている。

インドで生命保険事業を営む持分法適用関連法人等の Reliance Nippon Life Insurance Company Limited (以下、「RNLI」) に関しては、連結貸借対照表の注記19に記載の通り、のれん相当額は34,076百万円となっている。RNLIの業績等は回復傾向にあるものの、合併相手が Reliance Capital Limited から変更予定であり、当該合併相手の変更が将来の事業活動に与える影響の予測には、不確実性を伴う。また、事業内容や経営戦略の当初計画からの大幅な転換や、企業価値評価額の大幅低下につながるような経営環境の著しい悪化またはその予兆等、将来的にRNLIの業績悪化をもたらす可能性のある減損の兆候の有無の判定には、経営者の重要な判断を伴う。

以上を踏まえて、RNLIに係るのれん相当額の減損の兆候に関する経営者の判断が、監査上の主要な検討事項に該当すると判断した。

(監査上の対応)

当監査法人は、RNLIに係るのれん相当額の減損の兆候に関する経営者の判断を検討するにあたり、主として以下の監査手続を実施した。

- 会社ののれん相当額の減損の兆候判定に関する内部統制の整備及び運用状況の有効性を評価するために、以下について質問及び関連資料の閲覧により検討した。
 - ・ 海外事業部門での減損の兆候判定に関する確認・承認手続
 - ・ 審査部門での確認・承認手続

- 会社が実施したのれん相当額の減損の兆候判定の妥当性を検討するために、以下の検討を行った。
 - ・ RNLI の取締役会の議事録等の閲覧
 - ・ 海外事業部門の役職者への質問
 - ・ 過去の業績の趨勢分析及び追加出資時の事業計画と当期までの実績値との比較
 - ・ 足元の経営環境、業績予測及び合弁相手の変更の状況について、RNLI の経営者への質問

【2】責任準備金の計算に関するシステムの信頼性及びに新商品及び既存商品の改定に関する責任準備金の計算の正確性

(監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由)

連結貸借対照表に計上されている責任準備金は 72,849,120 百万円であり、負債総額の 84%を占めている。そのうち会社及び連結子法人である大樹生命保険株式会社(以下、「大樹生命」)並びにニッセイ・ウェルス生命保険株式会社(以下、「ニッセイ・ウェルス生命」)の責任準備金は、それぞれ 60,764,665 百万円、6,718,467 百万円及び 4,803,437 百万円であり、その合計額は連結貸借対照表上の責任準備金総額の 99%を占めている。

連結貸借対照表の注記 17 に記載されている通り、会社、大樹生命及びニッセイ・ウェルス生命の責任準備金は、保険契約に基づく将来の債務の履行に備えるため、保険業法第 116 条に基づき積み立てられるものである。責任準備金は、金融庁に認可を受けた「保険料及び責任準備金の算出方法書」(保険業法第 4 条第 2 項第 4 号、以下、「算出方法書」)に記載された保険商品ごとの計算方法及び計算の基礎(予定死亡率、予定利率等)、並びに年齢・性別・保険金額等を含む保有契約データを用いて計算される。さらに、会社は将来の逆ざやリスクの軽減を図り安定的な配当を実現していくため、保険業法施行規則第 69 条第 5 項に基づき追加で責任準備金を計上している。また、保険業法第 121 条第 1 項第 1 号に基づき保険計理人により保険契約に係る責任準備金が十分に積み立てられているかが確認される。

連結貸借対照表における負債の大部分を占める責任準備金の算定においては、IT システムへの依存度が高く、膨大なデータが取り扱われ、高度に自動化されている。責任準備金が正確に計算されるためには、責任準備金計算に関連する自動化された情報処理統制及び IT 全般統制(IT システムの継続的かつ適切な運用を確保することにより自動化された情報処理統制が継続して有効に機能することを支える内部統制)が適切に整備及び運用されていることが重要となる。加えて、これら責任準備金計算に関する内部統制の有効性を評価するためには、IT システム及び保険数理に関して相応の専門的な知識及び経験が必要となる。このことから、責任準備金の計算に関するシステムの信頼性が監査上の主要な検討事項に該当すると判断した。

また、新商品及び既存商品の改定（以下、「新商品等」）に関連し、算出方法書に記載の計算方法及び計算の基礎に基づき責任準備金計算プログラムの開発が行われ、システムへの実装が行われる。これらの実装後はシステムに基づき責任準備金が自動的に計算され続けることから、実装時に誤りがあると、長期に亘って財務報告に対する影響が生ずることになり、連結財務諸表に与える影響金額が多額になる可能性がある。このことから、新商品等に関する責任準備金の計算の正確性が監査上の主要な検討事項に該当すると判断した。なお、ニッセイ・ウェルス生命について、連結貸借対照表に計上されている責任準備金における重要性が高まってきたことを考慮し、当連結会計年度より当該監査上の主要な検討事項の対象に含めることとした。

(監査上の対応)

当監査法人は、会社、大樹生命及びニッセイ・ウェルス生命における責任準備金の計算に関するシステムの信頼性を検討するために、主として以下の監査手続を実施した。

- 責任準備金計算に関連するシステムの内部統制の整備及び運用状況の有効性を評価するために、ITに関する内部専門家を利用して、システム部門の役職者への質問、関連文書の閲覧、観察及び再実施により以下の検討を行った。
 - ・ 責任準備金計算システム、保険システム、会計システム等に関するアクセス管理、システム運用管理及び責任準備金計算プログラムの実装を含むシステム変更管理等のIT全般統制の検討
 - ・ 決算日時点の責任準備金計算対象となる有効契約の判定及び当該契約に係る保有契約データの抽出に関する自動化された情報処理統制の検討
 - ・ 責任準備金計算対象契約の集約及び責任準備金に関する仕訳の基礎データ作成に関する自動化された情報処理統制の検討
- 算出方法書に記載の計算方法及び計算の基礎に従った責任準備金の計算に関する自動化された情報処理統制の整備及び運用状況の有効性を評価するために、保険数理に関する内部専門家を利用して、主計部門の役職者への質問及び再計算により検討を行った。

また、当連結会計年度において発売された新商品等に関する責任準備金の計算の正確性を検討するために、上記にて記載したシステムの内部統制の整備及び運用状況の有効性を評価するための対応手続のほか、計上された金額が算出方法書に記載の計算方法及び計算の基礎に従い正確に計算されているかどうかについて、保険数理の内部専門家を利用した再計算により検討した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した連結財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、連結財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる手続も実施していない。

連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、保険業法第110条第2項の規定に基づき、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子法人等の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

<内部統制監査>

監査意見

当監査法人は、日本生命保険相互会社の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結基金等変動計算書、連結財務諸表の作成方針及びその他の注記を財務報告とした日本生命保険相互会社の2024年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、日本生命保険相互会社が2024年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子法人等から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査等委員会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性及び影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子法人等と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

連結財務諸表の作成方針

1. 連結の範囲に関する事項

連結される子会社および子法人等数 15 社

主要な連結される子会社および子法人等

ニッセイ信用保証株式会社

ニッセイ・リース株式会社

ニッセイ・キャピタル株式会社

ニッセイアセットマネジメント株式会社

ニッセイ情報テクノロジー株式会社

大樹生命保険株式会社

ニッセイ・ウェルス生命保険株式会社

はなさく生命保険株式会社

ニッセイプラス少額短期保険株式会社

Nippon Life Insurance Company of America

Nippon Life Americas, Inc.

MLC Limited

Nippon Life India Asset Management Limited

主要な非連結の子会社および子法人等は、Nippon Life Global Investors Americas, Inc.、ニッセイ商事株式会社およびニッセイ保険エージェンシー株式会社であります。

非連結の子会社および子法人等については、総資産、売上高、当期純損益および剰余金の点からみていずれもそれぞれ小規模であり、当企業集団の財政状態と経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除いております。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法適用の非連結の子会社および子法人等数 0 社

持分法適用の関連法人等数 17 社

主要な持分法適用の関連法人等

日本マスタートラスト信託銀行株式会社

企業年金ビジネスサービス株式会社

長生人壽保險有限公司

Bangkok Life Assurance Public Company Limited

Reliance Nippon Life Insurance Company Limited

Post Advisory Group, LLC

PT Sequis

PT Asuransi Jiwa Sequis Life

The TCW Group, Inc.

Grand Guardian Nippon Life Insurance Company Limited

Blackstone ISG Investment Partners - R (BMU) L.P.

Resolution Life Group Holdings Ltd.

Blackstone ISG Investment Partners - R (BMU) L.P.、Resolution Life Group Holdings Ltd.は、重要性が増したため、当連結会計年度より持分法の適用範囲に含めております。

特分法を適用していない非連結の子会社および子法人等(Nippon Life Global Investors Americas, Inc.、ニッセイ商事株式会社他)および関連法人等(株式会社エスエルタワーズ他)については、それぞれ連結純損益および連結剰余金に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性が乏しいため、特分法を適用しておりません。

3. 連結される子会社および子法人等の事業年度等に関する事項

連結される子会社および子法人等のうち、在外会社の決算日は、12月31日および3月31日であります。連結財務諸表の作成にあたっては、12月31日を決算日とする在外会社は、同日現在の決算財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. のれんの償却に関する事項

のれんおよび特分法適用の関連法人等に係るのれん相当額(以下「のれん等」という)は、定額法により20年間で償却しております。ただし、重要性が乏しいものについては、発生時に全額償却しております。

2023年度(2024年3月31日現在)連結貸借対照表

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金及び預貯金	1,634,522	保険契約準備金	74,254,041
コーポレートローン	522,863	支払準備金	269,478
買入金銭債権	246,417	責任準備金	72,849,120
有価証券	81,628,564	社員配当準備金	1,088,964
貸付金	8,911,985	契約者配当準備金	46,477
有形固定資産	1,896,641	再保険	27,190
土地	1,189,388	社債	1,516,319
建物	624,804	その他負債	7,509,435
リース資産	6,386	役員賞与引当金	425
建設仮勘定	35,922	退職給付に係る負債	419,981
その他の有形固定資産	40,139	役員退職慰労引当金	429
無形固定資産	383,334	ポイント引当金	8,356
ソフトウェア	103,359	価格変動準備金	1,732,830
のれん	83,910	繰延税金負債	1,421,439
リース資産	19	再評価に係る繰延税金負債	98,340
その他の無形固定資産	196,044	支払承諾	60,844
再保険	125,362	負債の部合計	87,049,635
その他資産	2,157,928	(純資産の部)	
退職給付に係る資産	1,274	基金	100,000
繰延税金資産	37,762	基金償却積立金	1,350,000
支払承諾見返	60,844	再評価積立金	651
貸倒引当金	△11,346	連結剰余金	793,384
		基金等合計	2,244,035
		その他有価証券評価差額金	9,223,931
		繰延ヘッジ損益	△1,142,459
		土地再評価差額金	△50,967
		為替換算調整勘定	118,139
		退職給付に係る調整累計額	7,774
		その他の包括利益累計額合計	8,156,418
		新株予約権	1,509
		非支配株主持分	144,554
		純資産の部合計	10,546,518
資産の部合計	97,596,154	負債及び純資産の部合計	97,596,154

(連結貸借対照表の注記)

1. 当社の連結子会社であるMLC Limitedにおいて、Australian Accounting Standards Boardsが公表した会計基準「保険契約」(以下「AASB第17号」といふ)を当連結会計年度より適用しております。当該会計基準は、保険契約の認識、測定、表示等について規定しております。当該会計方針の変更は遡及適用され、前連結会計年度については、遡及適用後の連結財務諸表となっております。この結果、遡及適用を行う前と比べて、前連結会計年度の連結損益計算書において、経常利益および税金等調整前純剰余は、それぞれ28,709百万円増加しております。また、前連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書において、税金等調整前純剰余は、28,709百万円増加、営業活動によるキャッシュ・フローの小計に含まれるその他は28,709百万円減少しております。なお、前連結会計年度の期首の純資産に累積的影響額が反映されたことにより、前連結会計年度の連結剰余金の期首残高は111,626百万円、当連結会計年度の連結剰余金の期首残高は、87,693百万円減少しております。

また、当連結会計年度において、AASB第17号を適用して採用する会計方針に基づき計上される課税所得は、2022年度以降の金利変動による影響を受けやすく、将来の税金負担の軽減効果に関する不確実性を、繰延税金資産の回収可能性に反映させる必要があること、およびAASB第17号を適用して計算する一部保険商品に係る保険契約準備金について、算定方法の見直しを行う必要があることが判明したことにより、過去の数値を再算定することが適切であると判断しました。この結果、当連結貸借対照表に記載の前連結会計年度の数値について、第1四半期連結会計期間、中間連結会計期間、および第3四半期連結会計期間に係る連結貸借対照表における前連結会計年度末残高の修正再表示を行っております。第1四半期連結会計期間および中間連結会計期間については、繰延税金資産の取り崩しおよび、保険契約準備金の算定方法の見直しにより主に、繰延税金資産が15,981百万円減少、保険契約準備金が16,956百万円増加、連結剰余金が23,393百万円減少しております。また、前連結会計年度の期首の純資産に反映された連結剰余金への累積的影響額については、32,080百万円減少しております。第3四半期連結会計期間については、保険契約準備金の算定方法の見直しにより主に、保険契約準備金が16,956百万円増加、連結剰余金が12,633百万円減少しております。また、前連結会計年度の期首の純資産に反映された連結剰余金への累積的影響額については、12,633百万円減少しております。
2. (1) 当社ならびに一部の連結される子会社および子法人等の有価証券、預貯金・買入金銭債権のうち「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)に基づき有価証券として取り扱うものは、次のとおり評価しております。
 - ①売買目的有価証券については、連結会計年度末日の市場価格等に基づく時価(売却原価の算定は移動平均法)
 - ②満期保有目的の債券については、移動平均法に基づく償却原価(定額法)
 - ③「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号)に基づく責任準備金対応債券については、移動平均法に基づく償却原価(定額法)
 - ④非連結または特分法非適用の子会社株式及び関連会社株式(保険業法第2条第12項に規定する子会社および保険業法施行令第13条の5の2第3項に規定する子法人等のうち子会社を除いたものが発行する株式ならびに保険業法施行令第13条の5の2第4項に規定する関連法人等が発行する株式をいう)については、移動平均法に基づく原価
 - ⑤その他有価証券
 - イ 連結会計年度末日の市場価格等に基づく時価(売却原価の算定は移動平均法、取得差額が金利調整差額と認められる公社債(外国債券を含む)については、移動平均法による償却原価法(定額法))
 - ロ 市場価格のない株式等については、移動平均法に基づく原価
- (2) その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
3. 保険種類・払方・残存年数・通貨・資産運用方針等により設定している小区分に対応した債券のうち、負債に応じたデュレーションのコントロールを図る目的で保有するものについて、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号)に基づき、責任準備金対応債券に区分しております。

なお、次の保険契約を特定し、小区分としております。

- (1) 当社
- ①一時払商品・団体年金保険契約以外について、全ての保険契約
 - ②新予定利率変動型個別保険以外の一時的払商品(円建)について、全ての保険契約
 - ③有期利率保証型以外の団体年金保険契約について、全ての保険契約
 - ④上記を除く全ての一時払商品(米ドル建)契約
 - ⑤上記を除く全ての一時払商品(豪ドル建)契約
 - ⑥上記を除く全ての一時払商品(ユーロ建)契約
- (2) 大樹生命保険株式会社
- ①終身保険・年金保険(40年以内)小区分(終身保険(定期付終身保険を含む)および年金保険から発生する将来キャッシュ・フロー中の40年以内の部分)
 - ②拠出型企業年金(27年以内)小区分(拠出型企業年金保険から発生する将来キャッシュ・フロー中の27年以内の部分)
 - ③一時払外貨建養老保険(米ドル建)小区分1(2015年10月1日から2019年9月30日始期の一時払外貨建養老保険(米ドル建))
 - ④一時払外貨建養老保険(米ドル建)小区分2(2019年10月1日以降始期の一時払外貨建養老保険(米ドル建))
 - ⑤一時払外貨建養老保険(豪ドル建)小区分1(2015年10月1日から2019年9月30日始期の一時払外貨建養老保険(豪ドル建))
 - ⑥一時払外貨建養老保険(豪ドル建)小区分2(2019年10月1日以降始期の一時払外貨建養老保険(豪ドル建))
- (3) ニッセイ・ウェルス生命保険株式会社
- ①個人保険・個人年金商品(ただし一部保険種類を除く)
 - ②終身がん保険・養老保険商品
 - ③一時払終身保険(確定積立金区分型)商品
 - ④上記を除く円建一時払商品(ただし一部保険契約を除く)
 - ⑤上記を除く米ドル建商品(ただし一部保険契約を除く)
 - ⑥上記を除く豪ドル建一時払年金商品(ただし一部保険種類を除く)
- (4) はなさく生命保険株式会社
- 全ての保険契約群を単一の小区分として、当該保険負債に応じたデレージョンのコントロールを図る目的で保有する債券について責任準備金対応債券に区分しております。
4. 金融派生商品は、市場価格等に基づく時価により評価しております。
5. ①有形固定資産の減価償却は、次の方法により行っております。
- イ 有形固定資産(リース資産を除く)
 - (i) 建物

定額法により行っております。
 - (ii) 上記以外

主に定率法により行っております。

なお、当社ならびに一部の連結される子会社および子法人等のその他の有形固定資産のうち取得価額が20万円未満のものの一部については、3年間で均等償却を行っております。
 - ロ リース資産
 - (i) 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却の方法と同一の方法により行っております。
 - (ii) 上記以外

リース期間に基づく定額法により行っております。
- ②無形固定資産に計上しているソフトウェアの減価償却は、定額法により行っております。

6. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算は、「外貨建取引等会計処理基準」（企業会計審議会）に基づき行っております。
なお、為替相場の著しい変動があり、かつ、回復の見込みがないと判断される当社の外貨建その他有価証券については、連結会計年度末日の為替相場または連結会計年度末日以前1カ月の平均為替相場のいずれか円安の相場により円換算し、換算差額を有価証券評価損として計上しております。
また、一部の連結される子会社および子法人等が保有する外貨建その他有価証券の換算差額のうち債券に係る換算差額については為替差損益として処理し、その他の外貨建その他有価証券に係る換算差額については全部純資産直入法により処理しております。
7. (1) 当社の貸倒引当金は、資産査定基準および償却・引当基準にのっとり、次のとおり計上しております。
- ①破産、民事再生等、法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に対する債権および実質的に経営破綻に陥っている債務者（以下「実質破綻先」という）に対する債権については、以下(4)の直接減額後の債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。
 - ②現状経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という）に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。
 - ③上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算定した貸倒実績率等を債権額に乗じた額を計上しております。
- (2) 当社の全ての債権は、資産査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産査定部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引き当てを行っております。
- (3) 連結される子会社および子法人等については、主として資産査定基準および償却・引当基準等にのっとり、必要と認められた額を引き当てております。
- (4) 破綻先および実質破綻先に対する債権（担保・保証付債権を含む）については、債権額から担保の評価額および保証等による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その額は104百万円（担保・保証付債権に係る額45百万円）であります。
8. 役員賞与引当金は、役員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。
9. (1) 退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。
- (2) 当社ならびに一部の連結される子会社および子法人等の退職給付に係る会計処理の方法は、次のとおりです。
- | | |
|-----------------|---------|
| ①退職給付見込額の期間帰属方法 | 給付算定式基準 |
| ②数理計算上の差異の処理年数 | 5年 |
| ③過去勤務費用の処理年数 | 5年 |
10. 役員退職慰労引当金は、一部の連結される子会社および子法人等の役員に対する退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく支給見込額を計上しております。
11. ポイント引当金は、保険契約者等に付与したポイントの利用による費用負担に備えるため、将来発生すると見込まれる額を計上しております。
12. 価格変動準備金は、保険業法第115条の規定に基づき算定した額を計上しております。
13. 貸手の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

14. 当社のヘッジ会計は、次の方法により行っております。
- ①ヘッジ会計の手法については、主に、外貨建貸付金の一部に対するキャッシュ・フローのヘッジとして金利スワップの特例処理、保険契約の一部に対する金利変動リスクのヘッジとして「保険業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第26号)に基づく金利スワップによる繰延ヘッジ、外貨建債券の一部、外貨建貸付金の一部および外貨建劣後特約付社債に対する為替変動に係るキャッシュ・フローのヘッジとして通貨スワップによる繰延ヘッジおよび振当処理、外貨建債券等の一部に対する為替変動に係る価格変動リスクのヘッジとして為替予約による時価ヘッジ、国内株式の一部に対する価格変動リスクのヘッジとして株式先渡による時価ヘッジを適用しております。
- ②ヘッジ手段とヘッジ対象
- | (ヘッジ手段) | (ヘッジ対象) |
|---------|-------------------------|
| 金利スワップ | 外貨建貸付金、保険契約 |
| 通貨スワップ | 外貨建債券、外貨建貸付金、外貨建劣後特約付社債 |
| 為替予約 | 外貨建債券等 |
| 株式先渡 | 国内株式 |
- なお、金利スワップ取引および通貨スワップ取引の一部については、金利指標の置き換えに伴い、「LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」(企業会計基準委員会実務対応報告第40号 2022年3月17日)における特例的な取り扱いを適用しております。
- ③ヘッジの有効性の判定については、リスク管理方針に基づき、主にヘッジ対象とヘッジ手段の時価変動を比較する比率分析による判定を行っております。
15. 当社ならびに一部の連結される子会社および子法人等の消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によるものであります。ただし、資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、前払費用に計上のうえ5年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、発生連結会計年度に費用処理しております。
16. 当社ならびに一部の子会社および子法人等は、当社を通算親会社として、グループ通算制度を適用しております。これにより、法人税および地方法人税の会計処理ならびにこれらに関する税効果会計の会計処理は、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(企業会計基準委員会実務対応報告第42号 2021年8月12日)に従っております。
17. (1) 当社および連結される国内の生命保険会社の責任準備金は、保険業法第116条の規定に基づく準備金であり、保険契約に基づく将来の債務の履行に備えるために積み立てるものであります。保険料積立金については、次の方式により計算しております。
- なお、保険業法施行規則第69条第5項の規定により、一部の個人年金保険契約および一部の終身保険契約を対象として積み立てた責任準備金が含まれております。
- ①標準責任準備金の対象契約については、金融庁長官が定める方式(平成8年大蔵省告示第48号)
- ②標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式
- また、当社および一部の連結される国内の生命保険会社は、当連結会計年度に責任準備金の追加積み立てを行っております。この結果、責任準備金が60,526百万円増加し、また、経常利益および税金等調整前当期純剰余が60,526百万円減少しております。
- イ 当社
- 2019年度より、一部の終身保険契約(一時払契約を含む)について、保険料払込終了後契約等を対象に、責任準備金を追加して積み立てることとしております。また、2021年度より、責任準備金を追加して積み立てる終身保険契約(一時払契約を含む)の対象を拡大し、そのうち既に保険料払込終了後等となっている契約(一時払契約を含む)については、5年間にわたり段階的に積み立てることとしております。この結果、当連結会計年度に追加積み立てを行わなかった場合に比べ、責任準備金が52,235百万円増加し、また、経常利益および税金等調整前当期純剰余が52,235百万円減少しております。
- ロ 大樹生命保険株式会社
- 一部の個人年金保険契約を対象に責任準備金を追加して積み立てております。この結果、当連結会計年度に追加積み立てを行わなかった場合に比べ、責任準備金が8,290百万円増加し、また、経常利益および税金等調整前当期純剰余が8,290百万円減少しております。

- (2) 連結される海外の生命保険会社の責任準備金は、豪州会計基準等、各国の会計基準に基づき算出した額を計上しております。
18. 当社ならびに一部の連結される子会社および子法人等は、既発生未報告支払備金(まだ支払事由の発生の報告を受けていないが保険契約に規定する支払事由が既に発生したと認める保険金等をいう)については、新型コロナウイルス感染症と診断され、宿泊施設または自宅にて医師等の管理下で療養をした場合(以下「みなし入院」という)等に入院給付金等を支払う特別取扱を2023年5月8日以降終了したことにより、平成10年大蔵省告示第234号(以下「IBNR告示」という)第1条第1項本則に基づく計算では適切な水準の額を算出することができないことから、IBNR告示第1条第1項ただし書の規定に基づき、以下の方法により算出した額を計上しております。
- (計算方法の概要)
- IBNR告示第1条第1項本則に掲げる全ての期間の既発生未報告支払備金積立所要額および保険金等の支払額から、みなし入院に係る額を除外した上で、IBNR告示第1条第1項本則と同様の方法により算出しております。なお、前連結会計年度末においては、みなし入院に係る既発生未報告支払備金とみなし入院以外に係る既発生未報告支払備金に区分して計算しておりましたが、当連結会計年度にみなし入院の入院給付金等の特別取扱を終了したことにより、みなし入院に係る既発生未報告支払備金をゼロと算出する方法に見直しております。
19. 「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号)に基づき識別した重要な会計上の見積りは、のれん等の評価であります。当連結会計年度末の連結貸借対照表に計上されているのれん等は、次のとおりです。
- | | |
|--|-----------|
| ①のれん | 83,910百万円 |
| Nippon Life India Asset Management Limited | 83,910百万円 |
| ②のれん相当額 | 53,627百万円 |
| Reliance Nippon Life Insurance Company Limited | 34,076百万円 |
| The TCW Group, Inc. | 8,127百万円 |
| PT Sequis | 11,424百万円 |
- また、のれん等の減損判定にあたって使用した会計上の見積りの内容については、連結損益計算書の注記第4項をご参照ください。
20. 当社ならびに一部の連結される子会社および子法人等の一般勘定(保険業法第118条第1項に規定する特別勘定以外の勘定)の資産運用については、生命保険契約の特性を踏まえたうえで、中長期的な運用の基軸となるポートフォリオを策定し、さらに環境見直しを勘案した運用計画を立てております。
- これに基づき、将来の保険金・給付金等の支払いを確実に履行するため、円確の安定した収益が期待できる公社債や貸付金などを中核的な資産と位置付けるとともに、中長期的な収益の向上を図る観点から株式、外国証券などに投資しております。また、デリバティブ取引については、主に資産または負債のリスクをコントロールすることを目的としております。具体的には、金利関連では金利スワップおよび金利スワップション、通貨関連では為替予約、通貨オプションおよび通貨スワップ、株式関連では株式先渡、株価指数先物および株式オプション等を活用し、その一部についてヘッジ会計を適用しております。
- 主に、有価証券は市場リスクおよび信用リスク、貸付金は信用リスク、デリバティブ取引は市場リスクおよび信用リスクに晒されております。市場リスクとは、金利や為替、株式等の変動により保有する資産の価値が変動し、損失を被るリスクです。信用リスクとは、主に貸付金や社債について、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少・消失し、損失を被るリスクです。信用リスクにはカントリーリスクを含みます。これらのリスクに対して、資産運用リスクに関する管理諸規程に基づき管理しております。
- 市場リスクの管理にあたっては、投融資取引に伴う過大な損失の発生を抑制するため、資産の特性に合わせて、運用限度枠を設定しております。また、その遵守状況をモニタリングし、経営会議の諮問機関である運用リスク管理専門委員会等に定期的に報告するとともに、ルール抵触時にリスクを許容範囲内に抑制する体制を整備しております。その他、ポートフォリオ全体の市場リスクをコントロールするため、統計的分析手法を用いて、ポートフォリオ全体の市場バリュー・アット・リスクを合理的に算定し、許容されるリスクの範囲内で適切な資産配分を行っております。信用リスクの管理にあたっては、投融資執行部門から独立した審査管理部門による個別取引の厳格な審査など信用力分析を行う体制を整備しております。また、リスクに見合ったリターン獲得のための貸付金利ガイドライン、取引先の信用度を区分する社内格付け、信用リスクが特定の企業・グループ・国に集中することを防止するための与信リミットの設定・モニタリング等により、良質なポートフォリオの構築に努めております。ま

た、ポートフォリオ全体の信用リスク量の計測として、信用バリュー・アット・リスクを算定し、リスク量が適切な範囲内に収まっているかどうかのモニタリングを実施しております。

21. 金融商品の時価等に関する事項は、次のとおりです。

なお、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似する金融商品については、注記を省略しております。

(1) 主な金融商品の連結貸借対照表価額、時価およびこれらの差額については、次のとおりです。

(単位:百万円)

	連結貸借対照表 価額(*1)	時価(*2)	差額
買入金銭債権	246,417	245,500	△916
満期保有目的の債券	18,364	17,603	△760
責任準備金対応債券	146,794	146,638	△155
その他有価証券	81,258	81,258	-
有価証券(*3,*4,*5)	80,349,399	79,098,690	△1,250,708
売買目的有価証券	1,734,581	1,734,581	-
満期保有目的の債券	609,260	594,837	△14,422
責任準備金対応債券	33,789,266	32,551,899	△1,237,367
子会社株式及び関連会社株式	45,243	46,325	1,081
その他有価証券	44,171,046	44,171,046	-
貸付金(*6)	8,903,002	8,801,168	△101,834
保険約款貸付	461,187	461,187	-
一般貸付	8,441,815	8,339,981	△101,834
金融派生商品(*7)	(1,774,838)	(1,774,838)	-
ヘッジ会計が適用されていないもの	(55,732)	(55,732)	-
ヘッジ会計が適用されているもの	(1,719,105)	(1,719,105)	-
社債(*6,*8)	(1,516,319)	(1,499,106)	(△17,212)
借入金(*8)	(1,146,208)	(1,115,797)	(△30,410)

(*1) 貸倒引当金を計上したものについては、当該引当金を控除しております。

(*2) 当連結会計年度に減損処理した銘柄については、減損処理後の連結貸借対照表価額を時価としております。

(*3) 非上場株式等の市場価格のない株式等については、含めておりません。これらの当連結会計年度末における連結貸借対照表価額は、289,605百万円であります。

(*4) 時価算定会計基準適用指針第24-16項を適用し、組合等への出資残高については、含めておりません。当該組合等の連結貸借対照表価額は、989,559百万円であります。

(*5) 時価算定会計基準適用指針第24-3項または第24-9項を適用した投資信託を含めております。

(*6) 金利スワップの特例処理および通貨スワップの振当処理を適用している金融派生商品については、ヘッジ対象とされている貸付金および社債と一体として処理されているため、その時価は、貸付金および社債に含めて記載しております。

(*7) 金融派生商品によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で示しております。

(*8) 社債および借入金は負債に計上しており、()で示しております。

(2) 保有目的ごとの有価証券等に関する事項は、次のとおりです。

①売買目的有価証券

特別勘定に係る有価証券等を売買目的有価証券として区分しており、当連結会計年度の損益に含まれた評価差額は121,524百万円であり、す。

②満期保有目的の債券

種類ごとの連結貸借対照表価額、時価およびこれらの差額については、次のとおりです。

(単位:百万円)

	種類	連結貸借対照表価額	時価	差額
時価が連結貸借対照表価額を超えるもの	買入金銭債権	1,938	2,010	71
	公社債	57,725	58,493	767
	外国証券	142,503	145,681	3,177
	小計	202,168	206,185	4,017
時価が連結貸借対照表価額を超えないもの	買入金銭債権	16,425	15,592	△832
	公社債	96,239	95,383	△856
	外国証券	312,791	295,279	△17,511
	小計	425,456	406,256	△19,200
合計		627,625	612,441	△15,183

③責任準備金対応債券

種類ごとの連結貸借対照表価額、時価およびこれらの差額については、次のとおりです。

(単位:百万円)

	種類	連結貸借対照表価額	時価	差額
時価が連結貸借対照表価額を超えるもの	買入金銭債権	99,589	101,320	1,731
	公社債	14,753,968	15,948,958	1,194,989
	外国証券	703,088	721,679	18,591
	小計	15,556,646	16,771,959	1,215,313
時価が連結貸借対照表価額を超えないもの	買入金銭債権	47,204	45,317	△1,886
	公社債	15,942,560	13,745,117	△2,197,443
	外国証券	2,389,649	2,136,144	△253,505
	小計	18,379,415	15,926,579	△2,452,835
合計		33,936,061	32,698,538	△1,237,522

④その他有価証券

種類ごとの取得原価または償却原価、連結貸借対照表価額およびこれらの差額については、次のとおりです。

(単位:百万円)

	種類	取得原価 または償却原価	連結貸借対照表価額	差額
連結貸借対照表価額が取得原価 または償却原価を超えるもの	買入金銭債権	10,512	10,997	485
	公社債	1,547,985	1,678,427	130,441
	株式	4,082,979	13,980,182	9,897,202
	外国証券	13,801,651	17,335,502	3,533,850
	その他の証券	918,798	1,162,787	243,989
	小計	20,361,928	34,167,897	13,805,969
連結貸借対照表価額が取得原価 または償却原価を超えないもの	買入金銭債権	72,292	70,260	△2,031
	公社債	2,524,655	2,346,736	△177,919
	株式	281,626	223,694	△57,932
	外国証券	5,984,189	5,523,624	△460,564
	その他の証券	2,070,216	1,920,090	△150,126
	小計	10,932,980	10,084,407	△848,573
合計		31,294,908	44,252,305	12,957,396

※市場価格のない株式等 66,303 百万円、組合等への出資残高 194,262 百万円は含めておりません。

当連結会計年度において 4,274 百万円減損処理を行っております。

なお、当社ならびに一部の連結される子会社および子法人等の株式(外国株式を含む)については、時価が取得原価に比べて著しく下落したもののにつき、連結会計年度末日の市場価格等に基づき減損処理しております。

株式の時価が著しく下落したと判断する基準は、次のとおりです。

イ 連結会計年度末日以前1カ月の市場価格等の平均が取得原価の50%以下の銘柄

ロ 連結会計年度末日以前1カ月の市場価格等の平均が取得原価の50%超70%以下かつ過去の市場価格や発行会社の業績等が一定の要件に該当する銘柄

(3) 主な金銭債権債務の返済予定額および満期のある有価証券の償還予定額については、次のとおりです。

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
買入金銭債権	33,433	10,664	29,529	175,526
満期保有目的の債券	-	1,000	423	16,505
責任準備金対応債券	33	7,630	18,304	120,752
其他有価証券	33,400	2,033	10,800	38,268
有価証券	1,638,840	9,524,696	11,454,739	41,370,940
満期保有目的の債券	50,044	252,350	197,033	120,922
責任準備金対応債券	743,586	3,595,561	4,254,051	25,674,894
其他有価証券	845,210	5,676,785	7,003,654	15,575,123
貸付金(*1)	1,057,141	2,789,522	2,230,829	2,346,084
社債(*2)	-	-	-	1,490,719
借入金	37,318	94,789	3,100	1,011,000

(*1) 保険約款貸付等の期間の定めのないものは含めておりません。

また、破綻先、実質破綻先および破綻懸念先に対する債権等で返済予定額が見込めないもの6,804百万円は含めておりません。

(*2) 劣後特約付社債等のうち、期間の定めのないものは含めておりません。

22. (1) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項は、次のとおりです。

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性および重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価: 同一の資産または負債の活発な市場における(無調整の)相場価格により算定した時価

レベル2の時価: レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価: 重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

イ 時価をもって連結貸借対照表価額とする金融商品

(単位:百万円)

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
買入金銭債権	-	38,955	42,303	81,258
その他有価証券	-	38,955	42,303	81,258
有価証券(*1)	21,980,232	21,716,079	496,560	44,192,872
売買目的有価証券	774,633	959,947	-	1,734,581
その他有価証券	21,205,598	20,756,132	496,560	42,458,290
公社債	2,561,197	1,463,966	-	4,025,164
国債	2,561,197	-	-	2,561,197
地方債	-	100,420	-	100,420
社債	-	1,363,545	-	1,363,545
株式	14,077,984	125,891	-	14,203,876
外国証券	4,545,254	16,134,002	496,261	21,175,518
公社債	3,347,992	9,985,610	496,261	13,829,864
株式等	1,197,261	6,148,392	-	7,345,654
その他の証券	21,161	3,032,271	298	3,053,731
金融派生商品(*2)	3,106	(1,780,528)	2,583	(1,774,838)
金利関連	116	(315,270)	-	(315,154)
通貨関連	-	(1,466,723)	(548)	(1,467,272)
その他	2,989	1,465	3,131	7,587

(*1)時価算定会計基準適用指針第24-3項または第24-9項を適用した投資信託を含めておりません。当該投資信託の連結貸借対照表価額は、投資信託財産が金融商品である投資信託1,666,190百万円、投資信託財産が不動産である投資信託47,495百万円であり、当連結会計年度期首残高から当連結会計年度末残高への調整表は、次のとおりです。

(*2)金融派生商品によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で示しております。

(単位:百万円)

	投資信託財産が 金融商品の投資信託(*3)	投資信託財産が 不動産の投資信託	合計
当連結会計年度期首残高	1,398,433	39,600	1,428,033
当連結会計年度の損益	152,271	1,704	153,975
純損益に計上(*4)	28,353	1,037	29,391
その他の包括利益に計上(*5)	123,917	667	124,584
購入、売却および償還	125,485	6,190	131,676
時価算定会計基準適用指針第24-3項 または第24-9項の適用を開始した取引	-	-	-
時価算定会計基準適用指針第24-3項 または第24-9項の適用を中止した取引	-	-	-
当連結会計年度末残高	1,666,190	47,495	1,713,685
当連結会計年度の損益に計上した額のうち 当連結会計年度末において保有する投資 信託の評価損益(*4)	-	-	-

(*3)主に解約が1カ月を超えて制限されるものがあり、当該投資信託の連結貸借対照表価額は1,642,931百万円であります。

(*4)連結損益計算書の資産運用収益および資産運用費用に含まれております。

(*5)連結包括利益計算書のその他の包括利益のその他有価証券評価差額金に含まれております。

ロ 時価をもって連結貸借対照表価額としない金融商品

(単位:百万円)

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
買入金銭債権	-	-	164,242	164,242
満期保有目的の債券	-	-	17,603	17,603
責任準備金対応債券	-	-	146,638	146,638
有価証券	28,509,516	4,642,078	40,285	33,191,890
満期保有目的の債券	94,381	460,580	39,876	594,837
公社債	40,804	113,072	-	153,877
外国証券	53,576	347,508	39,876	440,960
責任準備金対応債券	28,415,135	4,136,355	408	32,551,899
公社債	27,586,190	2,107,476	408	29,694,075
外国証券	828,945	2,028,879	-	2,857,824
子会社株式及び関連会社株式	-	45,142	-	45,142
貸付金	-	-	8,801,168	8,801,168
保険約款貸付	-	-	461,187	461,187
一般貸付	-	-	8,339,981	8,339,981
社債(*6)	-	(1,473,245)	(25,860)	(1,499,106)
借入金(*6)	-	(894,173)	(221,624)	(1,115,797)

(*6) 社債および借入金は負債に計上しており、()で示しております。

- (2) 当社ならびに一部の連結される子会社および法人等の主な金融商品の時価の算定に用いた評価技法およびインプットの説明は、次のとおりです。

①有価証券および買入金銭債権のうち「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)に基づき有価証券として取り扱うもの

活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しております。主に上場株式、国債、上場投資信託等がこれに含まれております。公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しております。主に地方債、社債等がこれに含まれております。公表された相場価格が入手できない場合には、主に外部情報ベンダーより入手した評価額または委託会社が算出した基準価額等によっております。観察できないインプットを用いていないまたはその影響が重要でない場合はレベル2の時価、重要な観察できないインプットを用いている場合はレベル3の時価に分類しております。

②貸付金

イ 保険約款貸付

貸付金額を解約返戻金の範囲内に限る等の特性により返済期限を設けていない貸し付けであり、返済の見込まれる期間および金利条件等より、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額を時価としており、レベル3に分類しております。

ロ 一般貸付

変動金利貸付については、将来キャッシュ・フローに市場金利が短期間で反映されるため、貸付先の信用状態が実行後大きく異ならない場合、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額を時価としております。一方、固定金利貸付については、貸付金の種類および内部格付け、期間に基づく区分ごとに、将来キャッシュ・フローを市場金利に信用リスク等を反映させた割引率で割り引いた現在価値を時価としております。また、通貨スワップの振当処理、金利スワップの特例処理の対象とされた貸し付けについては、当該時価を反映しております。

なお、破綻先、実質破綻先および破綻懸念先に対する貸付金については、直接減額前の帳簿価額から将来キャッシュ・フローの現在価値または担保および保証による回収見込み額等に基づいた貸倒見積高を控除した額を時価としております。

算出された時価はいずれもレベル3に分類しております。

③金融派生商品

活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しております。主に債券先物取引、株価指数先物取引がこれに含まれております。公表された相場価格が利用できない場合は主に外部情報ベンダーより入手した評価額、または、自社で算定した評価額を利用しており、当該評価額が観察できないインプットを用いていないまたはその影響が重要でない場合はレベル2の時価、重要な観察できないインプットを用いている場合はレベル3の時価に分類しております。

④社債

市場価格を時価とするものは、レベル2の時価に分類しております。一方、固定金利による社債で、将来キャッシュ・フローを想定される残存期間に応じた割引率で割り引いた現在価値を時価とするものは、レベル3の時価に分類しております。また、通貨スワップの振当処理の対象とされた社債については、当該時価を反映しております。

⑤借入金

変動金利借入については、将来キャッシュ・フローに市場金利が短期間で反映されるため、当社の信用状態が実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としており、レベル3に分類しております。一方、固定金利借入については、原則、将来キャッシュ・フローを当社の信用リスクを加味した同様の借入れにおいて想定される利率で割り引いた現在価値を時価としており、レベル3の時価に分類しております。ただし、証券化公募スキームを利用した借入れについては、当該借入れを裏付けとして発行される社債の市場価格を時価としており、レベル2の時価に分類しております。

(3) 時価をもって連結貸借対照表価額とする金融商品のうちレベル3の時価に関する情報は、次のとおりです。

①時価の算定に用いた重要な観察できないインプットに関する定量的情報

観察できないインプットを推計していないため、注記を省略しております。

②当連結会計年度期首残高から当連結会計年度末残高への調整表、当連結会計年度の損益に認識した評価損益

(単位:百万円)

	買入金銭債権	有価証券	金融派生商品	金融派生商品	金融派生商品
	その他 有価証券	その他 有価証券	金利関連	通貨関連	その他
当連結会計年度期首残高	37,089	272,702	112	-	907
当連結会計年度の損益	165	42,238	△112	△1,217	2,075
純損益に計上(*1)	231	41,961	△112	△1,217	2,075
その他の包括利益に計上(*2)	△66	277	-	-	-
購入、売却、発行および決済	5,048	183,599	-	669	149
レベル3の時価への振り替え(*3)	-	-	-	-	-
レベル3の時価からの振り替え(*4)	-	△1,980	-	-	-
当連結会計年度末残高	42,303	496,560	-	△548	3,131
当連結会計年度の損益に計上した額のうち 当連結会計年度末において保有する 金融商品の評価損益(*1)	-	11,061	-	△548	1,722

(*1) 連結損益計算書の資産運用収益および資産運用費用に含まれております。

(*2) 連結包括利益計算書のその他の包括利益のその他有価証券評価差額金に含まれております。

(*3) レベル1の時価またはレベル2の時価からレベル3の時価への振り替えはありません。

(*4) レベル3の時価からレベル1の時価またはレベル2の時価への振り替えであり、時価の算定に使用しているインプットの観察可能性の変化によるものであります。当該振り替えは、当連結会計年度の期首または期中に行っております。

③時価の評価プロセスの説明

当社ならびに一部の連結される子会社および子法人等は、社内で決定した時価の算定に関する方針に基づき時価を算定しており、当該方針に定める時価の算定に用いる評価技法およびインプットの妥当性ならびに時価のレベルの分類の適切性を確認しております。

時価の算定にあたっては、個々の金融商品の性質、特性およびリスクを最も適切に反映できる評価モデルを用いております。また、第三者から入手した相場価格を利用する場合においても、利用されている評価技法およびインプットの確認や他ベンダーの提供時価との比較等の適切な方法により価格の妥当性を検証しております。

④重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

観察できないインプットを推計していないため、注記を省略しております。

23. 当連結会計年度末における貸貸等不動産の連結貸借対照表価額は1,342,372百万円、時価は1,933,539百万円であります。
- 当社ならびに一部の連結される子会社および子法人等では、貸貸用のオフィスビル・貸貸商業施設等を有しており、当連結会計年度末の時価は、主に不動産鑑定評価基準に基づいて算定した額であります。
- また、貸貸等不動産の連結貸借対照表価額に含まれている資産除去債務に対応する額は5,066百万円であります。
24. (1) 債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権および貸付条件緩和債権の合計額は28,895百万円であり、その内訳は、次のとおりです。
- ①破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は9,572百万円であります。
- なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続き開始、更生手続き開始または再生手続き開始の申し立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権であります。
- ②危険債権額は17,718百万円であります。
- なお、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受け取りができない可能性の高い債権で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しない債権であります。
- ③三月以上延滞債権額はありません。
- なお、三月以上延滞債権とは、元本または利息の支払いが約定支払日の翌日を起算日として三月以上延滞している貸付金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権および危険債権に該当しないものであります。
- ④貸付条件緩和債権額は1,604百万円であります。
- なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸付金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権および三月以上延滞債権に該当しないものであります。
- (2) 取立不能見込額の直接減額を行った結果、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は104百万円減少しております。
25. 有形固定資産の減価償却累計額は1,310,933百万円であります。
26. 保険業法第118条第1項に規定する特別勘定資産の額は1,481,606百万円であります。
- なお、負債の額も同額であります。
27. 社員配当準備金の異動状況は、次のとおりです。
- | | | |
|---|----------------------|--------------|
| イ | 当連結会計年度期首現在高 | 1,071,945百万円 |
| ロ | 前連結会計年度連結剰余金よりの繰入額 | 181,910百万円 |
| ハ | 当連結会計年度社員配当金支払額 | 185,866百万円 |
| ニ | 利息による増加額 | 20,975百万円 |
| ホ | 当連結会計年度末現在高(イ+ロ-ハ+ニ) | 1,088,964百万円 |

28. 契約者配当準備金の異動状況は、次のとおりです。

イ 当連結会計年度期首現在高	51,046 百万円
ロ 当連結会計年度契約者配当金支払額	16,382 百万円
ハ 利息による増加額	7 百万円
ニ 契約者配当準備金繰入額	11,905 百万円
ホ 当連結会計年度末現在高 (イ-ロ+ハ+ニ)	46,477 百万円

29. 負債の部の社債は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債であります。

なお、各社債について、それぞれ監督当局の事前承認等を前掲として、発行者の数量により繰上償還をすることが可能であります。

当社が通貨スワップによる振当処理を適用している社債の発行年月および繰上償還可能日は、次のとおりです。

発行年月	繰上償還可能日
2014 年 10 月	発行日の 10 年後の応当日およびそれ以降 5 年を経過するごとの各日
2016 年 1 月	発行日の 10 年後の応当日およびそれ以降 5 年を経過するごとの各日
2017 年 9 月	発行日の 10 年後の応当日およびそれ以降 5 年を経過するごとの各日
2020 年 1 月	発行日の 10 年後の応当日およびそれ以降 5 年を経過するごとの各日
2021 年 1 月	発行日の 10 年後の応当日およびそれ以降 5 年を経過するごとの各日
2021 年 9 月	発行日の 10 年後の応当日およびそれ以降 5 年を経過するごとの各日
2023 年 9 月	発行日の 10 年後の応当日およびそれ以降 5 年を経過するごとの各日

また、当社は 2024 年 4 月 16 日に、次のとおり社債を発行しております。

名 称	2054 年満期米ドル建劣後特約付社債(利払繰延条項付)
発 行 価 格	額面金額の 100%
発 行 総 額	1,320 百万米ドル
利 率	2034 年 4 月まで 年 5.95%(固定金利) 2034 年 4 月以降 固定金利(ステップアップあり・5 年ごとにリセット)
償 還 期 限	2054 年 4 月(ただし、発行日の 10 年後の応当日およびそれ以降 5 年を経過するごとの各日に、監督当局の事前承認等を前掲として、当社の数量により繰上償還可能)
担 保 お よ び 保 証 の 内 容	本社債には担保および保証は付されておらず、また、本社債のために特に留保されている資産はありません。
資 金 使 途	一般事業資金

なお、本社債は、ヘッジ会計の手法として通貨スワップの振当処理を適用しております。

30. その他負債には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 1,011,000 百万円が含まれております。

31. 担保に供されている資産の額は、現金及び預貯金 34 百万円、有価証券 5,931,580 百万円、リース契約等に係る債権 4,089 百万円でありま
す。また、担保に係る債務の額は 3,426,902 百万円であります。

なお、上記には、売現先取引による買い戻し条件付の売却 3,224,084 百万円および売現先勘定 3,375,905 百万円、現金担保付有価証券貸借
取引により差し入れた有価証券 52,137 百万円および受入担保金 45,662 百万円をそれぞれ含んでおります。

32. 非連結の子会社および子法人等ならびに関連法人等の株式および出資金の総額は 1,063,843 百万円であります。

なお、当社は 2023 年 11 月 28 日に、Bain Capital Private Equity, LP が投資助言を行うファンドが間接的に保有する BCPE Color Cayman,
L.P.および Color Cayman Investments, LLC 等との間で、株式会社ニチイホールディングスの全株式を保有する株式会社 BCJ-43 の発行済
株式の 99.6%分を取得する旨、合意をしております。

33. 当社は、Corebridge Financial, Inc. (以下「Corebridge」)の約20%の株式を取得することについて、当社、Corebridge および同社の親会社である American International Group, Inc.との3社間にて、2024年5月16日付で合意しました。

①株式取得の目的

世界最大規模かつ今後も安定的な成長が見込まれる米国生命保険市場における事業基盤の確立を通じて、グローバルにより多くのお客様に安心を提供することによる当社グループの社会的意義の拡大、グループ収益ポートフォリオの地域分散の進展による長期安定的な経営の実現およびご契約者利益の拡大を目的とします。

②Corebridge の概要

イ 社名	Corebridge Financial, Inc.
ロ 事業内容	生命保険事業
ハ 本社所在地	アメリカ合衆国テキサス州
ニ 売上高	18,878 百万米ドル(約 2 兆 6,774 億円) (2023 年 12 月期)
ホ 総資産	379,270 百万米ドル(約 53 兆 7,918 億円) (2023 年 12 月期)

※()内に記載した円貨額は、1 米ドル=141.83 円による換算額であります。
(2023 年 12 月末時点の為替相場を使用)

③株式取得の時期

関係当局の認可等を前提に、2025 年 2 月末までの完了を予定

④取得価額および取得株式数

取得価額	約 3,838 百万米ドル(約 5,948 億円) (平元資金による取得)
取得株式数	121,956,256 株

※()内に記載した円貨額は、1 米ドル=155 円による換算額であります。

⑤議決権比率に関する事項

取得直前に保有する議決権比率	—
取得後の議決権比率	約 20%

34. ストック・オプションに関する事項は、次のとおりです。

①ストック・オプションに関する費用計上額および科目名

(単位:百万円)

事業費	131
-----	-----

②権利不行使による失効に係る利益計上額および科目名

(単位:百万円)

新株予約権戻入益	18
----------	----

③ストック・オプションの内容

	Nippon Life India Asset Management Limited			
	2017年第1回 新株予約権	2017年第2回 新株予約権	2017年第3回 新株予約権	2019年第1回 新株予約権
付与対象者の区分および 人数	代表取締役 1名 従業員 84名	代表取締役 1名 従業員 137名	代表取締役 1名 従業員 157名	代表取締役 1名 従業員 156名
株式の種類別のストック・ オプションの付与数(*1)	普通株式 4,944,246株	普通株式 4,598,135株	普通株式 11,190,706株	普通株式 18,081,008株
付与日	2017年8月8日	2018年4月25日	2019年4月29日	2019年7月29日
権利確定条件	付与後毎年25%毎に 権利確定(*2)	付与後毎年25%毎に 権利確定	付与後毎年25%毎に 権利確定	付与後毎年25%毎に 権利確定
対象勤務期間	付与日から権利確定条件 を充足する日まで	付与日から権利確定条件 を充足する日まで	付与日から権利確定条件 を充足する日まで	付与日から権利確定条件 を充足する日まで
権利行使期間	自 2018年8月8日 至 2024年8月7日	自 2019年4月25日 至 2025年4月24日	自 2020年4月29日 至 2026年4月28日	自 2020年7月29日 至 2026年7月28日

	Nippon Life India Asset Management Limited		
	2019年第2回 新株予約権	2019年第3回 新株予約権	2019年第4回 新株予約権
付与対象者の区分および 人数	代表取締役 1名 従業員 31名	従業員 203名	従業員 1名
株式の種類別のストック・ オプションの付与数(*1)	普通株式 469,772株	普通株式 5,430,538株	普通株式 77,065株
付与日	2020年6月10日	2021年7月19日	2021年8月7日
権利確定条件	付与後毎年25%毎に 権利確定	付与後毎年25%毎に 権利確定	付与後毎年25%毎に 権利確定
対象勤務期間	付与日から権利確定条件 を充足する日まで	付与日から権利確定条件 を充足する日まで	付与日から権利確定条件 を充足する日まで
権利行使期間	自 2021年6月10日 至 2027年6月9日	自 2022年7月19日 至 2028年7月18日	自 2022年8月7日 至 2028年8月6日

(*1)株式数に換算して記載しております。

(*2)代表取締役に付与されたストック・オプションは、付与日から3年後に一括で権利確定されます。

④ストック・オプションの規模およびその変動状況

イ ストック・オプションの数

(単位:株)

	Nippon Life India Asset Management Limited							
	2017年 第1回 新株予約権	2017年 第2回 新株予約権	2017年 第3回 新株予約権	2019年 第1回 新株予約権	2019年 第2回 新株予約権	2019年 第3回 新株予約権	2019年 第4回 新株予約権	
権利確定前								
前連結会計年度末	-	-	2,229,210	3,860,592	192,326	3,576,628	57,799	
付与	-	-	-	-	-	-	-	
失効	-	-	-	50,432	5,390	290,724	-	
権利確定	-	-	2,229,210	3,810,160	94,488	1,174,682	19,266	
未確定残	-	-	-	-	92,448	2,111,222	38,533	
権利確定後								
前連結会計年度末	673,490	2,271,340	4,447,367	9,717,408	172,045	1,192,234	19,266	
権利確定	-	-	2,229,210	3,810,160	94,488	1,174,682	19,266	
権利行使	373,875	949,042	3,156,925	1,856,048	36,630	450,766	-	
失効	32,895	90,302	298,541	199,708	8,402	115,182	-	
未行使残	266,720	1,231,996	3,221,111	11,471,812	221,501	1,800,968	38,532	

ロ 単価情報

(単位:ルピー)

	Nippon Life India Asset Management Limited							
	2017年 第1回 新株予約権	2017年 第2回 新株予約権	2017年 第3回 新株予約権	2019年 第1回 新株予約権	2019年 第2回 新株予約権	2019年 第3回 新株予約権	2019年 第4回 新株予約権	
権利行使価格	204.25	256.10	202.35	223.32	247.60	372.71	389.28	
行使時平均株価	388.80	401.66	396.52	401.90	409.38	478.10	-	
付与日における 公正な評価単価	10.82	45.71	39.94	43.06	65.51	85.73	78.29	

⑤ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

イ 使用した方法 ブラック・ショールズ式

ロ 主な基礎数値および見積方法

	Nippon Life India Asset Management Limited							
	2017年 第1回 新株予約権	2017年 第2回 新株予約権	2017年 第3回 新株予約権	2019年 第1回 新株予約権	2019年 第2回 新株予約権	2019年 第3回 新株予約権	2019年 第4回 新株予約権	
株価変動性(*1)	13.92%~ 20.81%	14.21%	16.66%	16.46%	16.17%	12.92%	12.92%	
予想残存期間(*2)	4.0年~ 5.5年	4.0年~ 5.5年	4.0年~ 5.5年	4.0年~ 5.5年	4.0年~ 5.5年	4.0年~ 5.5年	4.0年~ 5.5年	
予想配当率(*3)	3.09%	3.25%	2.97%	3.22%	1.98%	2.54%	2.01%	
無リスク利率(*4)	6.20%~ 6.34%	7.06%~ 7.15%	6.32%~ 6.55%	6.22%~ 6.45%	4.37%~ 4.88%	5.49%~ 5.99%	5.48%~ 5.98%	

(*1)インド国立証券取引所が提供する指数によっております。

(*2)権利付与後、権利行使可能な期間の最短期間と最長期間の和半値によっております。

(*3)過去の配当実績によっております。

(*4)残存年数が予想残存期間に対応する国債の利率によっております。

③ストック・オプションの権利確定数の見積り方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りもは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

35. 消費貸借契約により貸し付けている有価証券の連結貸借対照表価額は2,062,186百万円であります。
36. 売却または再担保という方法で自由に処分できる権利を有している資産は、消費貸借契約で借り入れている有価証券であり、当連結会計年度末において、全て当該処分を行わず所有しており、その時価は148,977百万円であります。
37. 貸付金に係るコミットメントおよびこれに準ずる契約の貸付未実行残高は261,135百万円であります。
38. 退職給付に関する事項は、次のとおりです。
- (1) 採用している退職給付制度の概要
- 当社は、内務職員・営業総合職等については、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度および退職一時金制度を設けております。また、確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。
- 営業職員等については、確定給付型の制度として、退職一時金制度および自社年金制度を設けております。
- 一部の連結される子会社および子法人等は、主に、確定給付型の制度として、退職一時金制度、確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

(2) 確定給付制度

①退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

イ 期首における退職給付債務	675,945百万円
ロ 勤務費用	28,591百万円
ハ 利息費用	4,120百万円
ニ 数理計算上の差異の当期発生額	△2,275百万円
ホ 退職給付の支払額	△40,784百万円
ヘ その他	123百万円
ト 期末における退職給付債務(イ+ロ+ハ+ニ+ホ+ヘ)	665,721百万円

②年金資産の期首残高と期末残高の調整表

イ 期首における年金資産	240,131百万円
ロ 期待運用収益	3,066百万円
ハ 数理計算上の差異の当期発生額	13,331百万円
ニ 事業主からの拠出額	5,770百万円
ホ 退職給付の支払額	△14,520百万円
ヘ その他	62百万円
ト 期末における年金資産(イ+ロ+ハ+ニ+ホ+ヘ)	247,843百万円

③簡便法を採用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

イ 期首における退職給付に係る負債	818百万円
ロ 退職給付費用	91百万円
ハ 退職給付の支払額	△80百万円
ニ 期末における退職給付に係る負債(イ+ロ+ハ)	829百万円

④退職給付債務および年金資産と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債および資産の調整表

イ 積立型制度の退職給付債務	237,347 百万円
ロ 年金資産	△247,843 百万円
	△10,496 百万円
ハ 非積立型制度の退職給付債務	429,203 百万円
ニ 連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	418,707 百万円
ホ 退職給付に係る負債	419,981 百万円
ヘ 退職給付に係る資産	△1,274 百万円
ト 連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	418,707 百万円

⑤退職給付に関連する損益

イ 勤務費用	28,591 百万円
ロ 利息費用	4,120 百万円
ハ 期待運用収益	△3,066 百万円
ニ 数理計算上の差異の当期の費用処理額	4,891 百万円
ホ 過去勤務費用の当期の費用処理額	△1,317 百万円
ヘ 簡便法で計算した退職給付費用	91 百万円
ト その他	54 百万円
チ 確定給付制度に係る退職給付費用(イ+ロ+ハ+ニ+ホ+ヘ+ト)	33,364 百万円

⑥その他の包括利益に計上された項目の内訳

その他の包括利益に計上した項目(税効果控除前)の内訳は、次のとおりです。

イ 数理計算上の差異	20,498 百万円
ロ 過去勤務費用	△1,317 百万円
ハ 合計(イ+ロ)	19,180 百万円

⑦その他の包括利益累計額に計上された項目の内訳

その他の包括利益累計額に計上した項目(税効果控除前)の内訳は、次のとおりです。

イ 未認識数理計算上の差異	△9,131 百万円
ロ 未認識過去勤務費用	△1,317 百万円
ハ 合計(イ+ロ)	△10,449 百万円

⑧年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです。

イ 生命保険一般勘定	58.2%
ロ 国内債券	15.7%
ハ 外国証券	14.9%
ニ 国内株式	10.2%
ホ 現金及び預貯金	1.0%
ヘ その他	0.0%
ト 合計(イ+ロ+ハ+ニ+ホ+ヘ)	100.0%

⑨長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在および予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在および将来期待される長期の収益率を考慮しております。

③数値計算上の計算基礎に関する事項

当連結会計年度末における当社ならびに一部の連結される子会社および子法人等の主要な数値計算上の計算基礎は、次のとおりです。

イ 割引率	0.4%～7.2%
ロ 長期期待運用収益率	1.2%～7.2%

(3) 確定拠出制度

確定拠出制度への要拠出額は5,499百万円です。

39. (1) 繰延税金資産の総額は2,606,148百万円であり、繰延税金負債の総額は3,857,137百万円です。繰延税金資産のうち評価性引当額として控除した額は132,688百万円です。繰延税金資産の発生の主な原因別内訳は、保険契約準備金1,342,541百万円、価格変動準備金483,517百万円および繰延ヘッジ損益443,376百万円です。繰延税金負債の発生の主な原因別内訳は、その他有価証券評価差額金3,581,525百万円です。
- (2) 当連結会計年度における法定実効税率は27.9%であり、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の主な内訳は、社員配当準備金△14.6%、評価性引当額の増加4.5%です。
40. 土地の再評価に関する法律に基づき、当社の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を再評価に係る繰延税金負債として負債の部に計上し、これを控除した額を土地再評価差額金として純資産の部に計上しております。
- | | |
|------------|---|
| 再評価を行った年月日 | 2002年3月31日 |
| 再評価の方法 | 土地の再評価に関する法律施行令第2条第1号に定める公示価格および第2条第4号に定める路線価に基づき、合理的な調整を行って算定しております。 |
41. 当社の連結子会社である大樹生命保険株式会社、ニッセイ・ウェルス生命保険株式会社およびはなさく生命保険株式会社では、修正共同保険式再保険契約を締結しております。
- 大樹生命保険株式会社では、一時払外貨建養老保険(米ドル建・豪ドル建)および一時払外貨建終身保険(米ドル建・豪ドル建)を対象に修正共同保険式再保険契約を締結しております。当該再保険契約により保険リスクを移転し、金利変動時の市場価格調整に伴う責任準備金増相当額または取崩相当額を含めて再保険収入として計上しております。ただし、当該再保険契約に係る再保険収入が負債となる場合は、再保険料として計上しております。当該修正共同保険式再保険に係る再保険借の当連結会計年度末残高は9,335百万円であり、修正共同保険式再保険に付した部分に相当する責任準備金の当連結会計年度末残高は1,318,532百万円です。
- ニッセイ・ウェルス生命保険株式会社では、再保険収入を、再保険協約に基づき、対象となる元受商品の保険金等支払金の計上時期および出再割合に応じて計上しております。また、出再保険受入手数料、責任準備金に対応する部分について、再保険協約に規定している対象期間および出再割合に応じて計上しております。再保険料は、再保険協約に基づき、対象となる元受商品の保険料の計上時期および出再割合等に応じて計上しております。平成8年大蔵省告示第50号第1条第5項に規定する再保険契約に係る未償却出再手数料の当連結会計年度末残高は114,677百万円です。また、修正共同保険式再保険に係る再保険貸の当連結会計年度末残高は114,677百万円であり、責任準備金には、修正共同保険式再保険に基づく再保険会社の預り責任準備金875,986百万円が含まれております。
- はなさく生命保険株式会社では、医療終身保険等を対象に修正共同保険式再保険契約を締結しております。再保険収入は、再保険協約に基づき、元受保険契約の保険金等支払金の計上時期および出再割合に応じて計上しております。また、修正共同保険式再保険のうち現金授受を行わない取引では、再保険協約に基づき、元受保険契約に係る新契約費相当額の一部として受け取る額を再保険収入に計上するとともに、同額を未償却出再手数料として再保険貸に計上し、再保険契約期間にわたって償却しております。再保険料は、再保険協約に基づき、再保険契約の対象となる元受保険契約の保険料の計上時期および出再割合等に応じて計上しております。平成8年大蔵省告示第50号第1条第5項に規定する再保険契約に係る未償却出再手数料の当連結会計年度末残高は8,389百万円です。また、責任準備金には、修正共同保険式再保険に基づく再保険会社の預り責任準備金690百万円が含まれております。

2023年度 (2023年4月1日から2024年3月31日まで) 連結損益計算書及び連結包括利益計算書

(連結損益計算書)

(単位:百万円)

科 目	金 額
経常収益	12,008,823
保険料等収入	8,598,316
資産運用収益	3,119,937
利息及び配当金等収入	1,875,713
売買目的有価証券運用益	44,496
有価証券売却益	397,306
有価証券償還益	66
為替差益	632,478
その他の運用益	872
特別勘定資産運用益	169,002
その他の経常収益	290,569
経常費用	11,427,426
保険金等支払金	6,623,108
保年給	1,266,814
給付金	1,044,853
解約返戻金	941,269
その他の返戻金	1,619,059
再保料	352,037
その他保険金等支払金	1,158,376
責任準備金等繰入額	240,696
支払準備金繰入額	2,699,398
責任準備金繰入額	7,049
社員配当金積立利息繰入額	2,671,366
契約者配当金積立利息繰入額	20,975
資産運用費用	7
支払利息	944,029
有価証券売却損	49,679
有価証券評価損	292,591
有価証券償還損	7,340
金融派生商品費用	55
貸倒引当金繰入額	507,070
貸用不動産等減価償却費用	825
その他の運用費用	22,263
事業費用	64,203
その他の経常費用	789,959
経常利益	370,931
特別利益	581,396
固定資産処分益	5,574
新株予約権戻入益	5,555
	18
特別損失	69,993
固定資産処分損失	8,747
減損損失	10,096
価格変動準備金繰入額	48,113
不動産圧縮損	36
社会厚生福祉事業助成金	3,000
契約者配当準備金繰入額	11,805
税金等調整前当期純剰余	505,171
法人税及び住民税等	52,632
法人税等調整額	43,737
法人税等合計	96,369
当期純剰余	408,801
非支配株主に帰属する当期純損失	△3,683
親会社に帰属する当期純剰余	412,485

(連結損益計算書の注記)

1. 当社ならびに一部の連結される子会社および子法人等は、投資信託の解約益については、従来、資産運用収益の利息及び配当金等収入に含めて表示しておりましたが、株式や債券等の有価証券売却益と同質であるため、経営成績をより適切に表示する観点から、システム改修が完了した当連結会計年度より資産運用収益の有価証券売却益に含めて表示することいたしました。この結果、前連結会計年度の連結損益計算書において、利息及び配当金等収入に含めて表示していた投資信託の解約益 203,762 百万円は、有価証券売却益に組み替えております。また、前連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書において、営業活動によるキャッシュ・フローの利息及び配当金等収入に含めて表示していた投資信託の解約益 203,762 百万円は、営業活動によるキャッシュ・フローの有価証券関係損益に組み替えております。
2. 当連結会計年度における主な経常収益および経常費用の内訳は、次のとおりです。

(単位:百万円)

経常収益科目		経常費用科目	
保険料等収入	8,598,316	保険金等支払金	6,623,108
保険料	7,342,245	保険金	1,266,814
再保険収入	1,256,070	年金	1,044,853
		給付金	941,269
		解約返戻金	1,619,059
		その他返戻金	352,037
		再保険料	1,158,376
		その他保険金等支払金	240,696

なお、連結貸借対照表関係の注記第1項に記載のとおり、当連結会計年度より、当社の連結子会社であるMLC LimitedにおいてAASB第17号を適用しております。MLC Limitedの計上する保険収益は、金融庁が公表する「保険会社向けの総合的な監督指針」に基づき、収入の金額に組み替えの上、保険料等収入に含めて計上しております。

3. 保険料等収入、保険金等支払金の計上方法は、次のとおりです。
- (1) 保険料等収入(再保険収入を除く)は、原則として、入金があるものについて、当該入金金額により計上しております。
- (2) 保険金等支払金(再保険料を除く)は、保険約款に基づく支払事由が発生し、当該約款に基づいて算定された金額を支払った契約について、当該金額により計上しております。

4. 減損損失に関する主な内容は、次のとおりです。

①資産をグルーピングした方法

イ 不動産等

当社および一部の連結される子会社および子法人等は、賃貸用不動産等および遊休不動産等については、それぞれの物件ごとに一つの資産グループとしております。また、保険事業等の用に供している不動産等については、保険事業等全体で一つの資産グループとしております。

ロ のれん等

当社は、のれん等については、原則として会社単位で一つの資産グループとしております。

なお、PT Sequisに係るのれん相当額の評価にあたっては、同社が中間持株会社として保有するPT Asuransi Jiwa Sequis Lifeが実質的な事業活動を行っていることから、PT SequisとPT Asuransi Jiwa Sequis Lifeを一つの資産グループとしております。

②減損の兆候の識別

イ 不動産等

資産グループの営業活動から生ずる損益が継続してマイナスの場合等、減損が生じている可能性を示す事象がある場合に減損の兆候を識別しております。

なお、当連結会計年度末においては、一部の資産グループについて、上記に該当したため減損の兆候を識別しております。

ロ のれん等

資産グループが以下のいずれかに該当する場合等には、減損の兆候を識別しております。

(i) 当期損益または営業活動から生じるキャッシュ・フローが2期連続してマイナスとなっている場合、または継続してマイナスとなる見込みである場合

(ii) 事業内容や経営戦略が当初計画から大幅に転換し、実質価額の大規模低下につながるような将来にわたる業績の悪化が見込まれる場合

(iii) 経営環境の著しい悪化や悪化の見込みにより、実質価額の大規模低下につながるような将来にわたる業績の悪化が見込まれる場合

当連結会計年度末においてはNippon Life India Asset Management Limitedに係るのれん、Reliance Nippon Life Insurance Company Limitedに係るのれん相当額および、PT Sequisに係るのれん相当額について、減損の兆候を識別しております。なお、Nippon Life India Asset Management Limitedに係るのれんは、「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号)の第109項に基づき、のれんの金額が多額に上るため、減損の兆候を識別しております。

③減損損失の認識および測定

イ 不動産等

減損の兆候が識別された資産グループについて、当該資産グループから得られる割引前キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合は、減損損失を認識し、帳簿価額を回収可能価額まで減額しております。なお、回収可能価額は使用価値または正味売却価額を適用しており、使用価値については、原則として将来キャッシュ・フローを2.4~3.0%で割引いて算定しております。正味売却価額については、不動産鑑定評価基準に基づく鑑定評価額または基準価格等を基に算定しております。

当連結会計年度末においては、減損の兆候が識別された一部の資産グループについて、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失として特別損失に計上しております。

ロ のれん等

減損の兆候が識別された資産グループについて、当該資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合等は、のれん等の金額を超えない範囲で、帳簿価額を回収可能価額まで減額しております。なお、回収可能価額は使用価値または正味売却価額を適用しており、使用価値については、それぞれの資産グループにおける将来見込みおよび中期経営計画等に基づき算定された将来キャッシュ・フローを現在価値に割引いて算定しております。正味売却価額については、株式等の時価に保有株式数を乗じた金額等により算定しております。

なお、生命保険会社に関する減損判定では「固定資産の減損に係る会計基準」(企業会計審議会)等の要件を充たすことを確認のうえ、上記の割引前将来キャッシュ・フローおよび回収可能価額の代替として企業価値評価額(Embedded Value(以下「EV」という)と新契約価値の合計)を使用する場合があります。EVとは、「貸借対照表の純資産の部の金額に必要な修正を加えた修正純資産」と、「保有契約から生じる将来の税引後利益の現在価値である保有契約価値」を合計したものであり、保険株式会社の株主価値やM&Aにおける買収価格の把握等を目的として使用される、株主に帰属する企業価値を表すものであります。また、新契約価値とは、「将来に獲得する契約から生じる将来の税引後利益の現在価値」を表すものであります。

当連結会計年度末において、減損の兆候が識別された生命保険会社であるReliance Nippon Life Insurance Company LimitedおよびPT Sequisに係る企業価値評価額の算定に用いるEVはTEVを使用しております。TEVとは、リスクを加味した割引率を用いてキャッシュ・フローを評価するEVの計算手法の一つであります。当該企業価値評価額の算定にあたっては、新契約価値算定の基礎となる各販売チャネルにおける新規契約獲得予測に基づく将来キャッシュ・フローや割引率、EV算定の基礎となる解約率および保険事故発生率等の保険数理計算上の仮定等に不確実性があります。Reliance Nippon Life Insurance Company Limitedに係るのれん相当額は、企業価値評価額が帳簿価額を上回っていたため、減損損失を認識しておりません。

PT Sequisに係るのれん相当額は、修正純資産に保有契約から生じる将来の税引後利益(割引前保有契約価値)および将来に獲得する契約から生じる将来の税引後利益(割引前新契約価値)を加え算定した割引前将来キャッシュ・フローが帳簿価額を上回っていたため、減損損失を認識しておりません。

当連結会計年度末において、減損の兆候が識別された Nippon Life India Asset Management Limited に係るのれんの減損判定では、Nippon Life India Asset Management Limited から得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較しておりますが、前者が後者を上回っていることや、上場企業であり時価評価額と帳簿価額を比較した結果、時価評価額が帳簿価額を上回っていること等を踏まえ、減損損失を認識しておりません。

④減損損失を認識した資産グループと減損損失計上額の固定資産の種類ごとの内訳

(単位:百万円)

用途	土地	借地権	建物等	合計
賃貸用不動産等	1,763	630	3,052	5,446
遊休不動産等	3,146	-	1,503	4,649
合計	4,909	630	4,556	10,096

5. 当社の連結子会社である大樹生命保険株式会社の保険料等収入に含まれる再保険収入には、一時払外貨建養老保険(米ドル建・豪ドル建)および一時払外貨建終身保険(米ドル建・豪ドル建)の修正共同保険式再保険に係る再保険収入 285,125 百万円が含まれており、この再保険収入には、出再責任準備金調整額(市場価格調整等に伴う責任準備金積増相当額(△は取崩相当額を除く)193,402 百万円、市場価格調整等に伴う責任準備金積増相当額(△は取崩相当額)10,690 百万円が含まれております。

当社の連結子会社であるニッセイ・ウェルス生命保険株式会社の保険料等収入に含まれる再保険収入には、平成8年大蔵省告示第50号第1条第5項に規定する再保険契約に係る未償却出再手数料の増加額 112,048 百万円が含まれております。また、修正共同保険式再保険に係る再保険収入 902,592 百万円が含まれており、この再保険収入には、出再保険受入手料の増加額 3,225 百万円と責任準備金に対応する部分の増加額 854,947 百万円(標準責任準備金制度に関する追加積立相当の増加額 106,730 百万円を含む)が含まれております。また、保険金等支払金に含まれる再保険料には、修正共同保険式再保険に係る再保険料 794,162 百万円が含まれております。

当社の連結子会社であるはなさく生命保険株式会社の保険料等収入に含まれる再保険収入には、平成8年大蔵省告示第50号第1条第5項に規定する再保険契約に係る未償却出再手数料の増加額 9,476 百万円が含まれております。また、保険金等支払金に含まれる再保険料には、平成8年大蔵省告示第50号第1条第5項に規定する再保険契約に係る未償却出再手数料の減少額 1,087 百万円が含まれております。

これらの再保険により、経常利益および税金等調整前当期純剰余は、それぞれ 126,099 百万円増加しております。

(連結包括利益計算書)

(単位：百万円)

科 目	金 額
当 期 純 利 余	408,801
そ の 他 の 包 括 利 益	3,364,445
その他有価証券評価差額金	4,043,936
繰延ヘッジ損益	△765,493
為替換算調整勘定	39,641
退職給付に係る調整額	13,828
持分法適用会社に対する持分相当額	32,533
包 括 利 益	3,773,247
親会社に係る包括利益	3,746,824
非支配株主に係る包括利益	26,422

(連結包括利益計算書の注記)

その他の包括利益の内訳については、次のとおりです。

(1) その他の包括利益に係る組替調整額

(単位：百万円)

その他有価証券評価差額金：		
当期発生額	5,778,506	
組替調整額	△185,448	5,593,057
繰延ヘッジ損益：		
当期発生額	△1,126,598	
組替調整額	64,925	△1,061,673
為替換算調整勘定：		
当期発生額	39,641	
組替調整額	—	39,641
退職給付に係る調整額：		
当期発生額	15,606	
組替調整額	3,573	19,180
持分法適用会社に対する持分相当額：		
当期発生額	32,433	
組替調整額	99	32,533
税効果調整前合計		4,622,739
税効果額		△1,258,293
その他の包括利益合計		3,364,445

(2) その他の包括利益に係る税効果額

(単位：百万円)

	税効果調整前	税効果額	税効果調整後
その他有価証券評価差額金	5,593,057	△1,549,121	4,043,936
繰延ヘッジ損益	△1,061,673	296,179	△765,493
為替換算調整勘定	39,641	—	39,641
退職給付に係る調整額	19,180	△5,352	13,828
持分法適用会社に対する持分相当額	32,533	—	32,533
その他の包括利益合計	4,622,739	△1,258,293	3,364,445

2023年度 (2023年4月1日から
2024年3月31日まで) 連結キャッシュ・フロー計算書

(単位:百万円)

科 目	金 額
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前当期純剰余 (△は損失)	505,171
貸貸用不動産等減価償却費	22,263
減価償却費	69,823
減損損失	10,096
のれん償却額	5,206
支払備金の増減額 (△は減少)	7,803
責任準備金の増減額 (△は減少)	2,665,719
社員配当準備金積立利息繰入額	20,975
契約者配当準備金積立利息繰入額	7
契約者配当準備金繰入額	11,805
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	717
役員賞与引当金の増減額 (△は減少)	△14
退職給付に係る負債の増減額 (△は減少)	1,256
役員退職慰労引当金の増減額 (△は減少)	△205
価格変動準備金の増減額 (△は減少)	48,113
利息及び配当金等収入	△1,875,713
有価証券関係損益 (△は益)	△97,385
保険約款貸付関係損益 (△は益)	85,600
金融派生商品関係損益 (△は益)	507,070
支払利息	49,679
為替差損益 (△は益)	△632,809
有形固定資産関係損益 (△は益)	4,687
持分法による投資損益 (△は益)	△14,193
特別勘定資産運用損益 (△は益)	△169,002
再保険貸の増減額 (△は増加)	△121,147
その他資産 (除く投資活動関連、財務活動関連) の増減額 (△は増加)	△85,043
再保険借の増減額 (△は減少)	6,706
その他負債 (除く投資活動関連、財務活動関連) の増減額 (△は減少)	11,180
その他	23,048
小 計	1,061,417
利息及び配当金等の受取額	1,818,296
利息の支払額	△47,639
社員配当金の支払額	△170,284
契約者配当金の支払額	△16,382
その他	3,317
法人税等の支払額又は還付額 (△は支払)	51,938
営業活動によるキャッシュ・フロー	2,700,662
投資活動によるキャッシュ・フロー	
預貯金の純増減額 (△は増加)	△4,145
買入金銭債権の取得による支出	△36,731
買入金銭債権の売却・償還による収入	34,365
有価証券の取得による支出	△10,039,454
有価証券の売却・償還による収入	7,755,469
貸付けによる支出	△1,795,398
貸付金の回収による収入	1,579,215
金融派生商品の決済による収支 (純額)	△1,091,597
売現先勘定の純増減額 (△は減少)	1,001,245
債券貸借取引受入担保金の純増減額 (△は減少)	△17,403
その他	△174,320
資産運用活動計	△2,788,755
(営業活動及び資産運用活動計)	(△88,092)
有形固定資産の取得による支出	△113,393
有形固定資産の売却による収入	25,207
その他	△56,276
投資活動によるキャッシュ・フロー	△2,933,217
財務活動によるキャッシュ・フロー	
借入れによる収入	173,135
借入金の返済による支出	△82,910
社債の発行による収入	137,454
基金利息の支払額	△265
その他	△1,403
財務活動によるキャッシュ・フロー	226,010
現金及び現金同等物に係る換算差額	22,099
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	15,554
現金及び現金同等物期首残高	2,139,794
現金及び現金同等物期末残高	2,155,349

(連結キャッシュ・フロー計算書の注記)

1. 現金及び現金同等物の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物には、手許現金、要求払預金および取得日から満期日または償還日までの期間が3カ月以内の流動性の高い、容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない短期投資を計上しております。

2023年度 (2023年4月1日から
2024年3月31日まで) 連結基金等変動計算書

(単位:百万円)

	基 金 等				
	基金	基金償却 積立金	再評価 積立金	連結剰余金	基金等合計
当期末残高	100,000	1,350,000	651	654,428	2,105,077
会計方針の変更による 累積的影響額				△87,800	△87,800
会計方針の変更を反映した 当期末残高	100,000	1,350,000	651	566,733	2,017,384
当期変動額					
社員配当準備金の積立				△181,810	△181,810
基金利息の支払				△285	△285
親会社に帰属する当期純剰余				412,485	412,485
土地再評価差額金の取崩				△5,297	△5,297
非支配株主との取引に係る 親会社の持分変動				1,828	1,828
基金等以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	-	-	-	226,651	226,651
当期末残高	100,000	1,350,000	651	793,384	2,244,035

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額						新株予約権	非支配 株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	為替換算 調整勘定	選種給付 に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計			
当期末残高	5,176,583	△375,789	△56,264	80,847	△5,938	4,799,438	1,921	144,567	7,051,004
会計方針の変更による 累積的影響額				△8,800		△8,800		△24,075	△120,378
会計方針の変更を反映した 当期末残高	5,176,583	△375,789	△56,264	52,239	△5,938	4,790,638	1,921	120,492	6,930,626
当期変動額									
社員配当準備金の積立									△181,810
基金利息の支払									△285
親会社に帰属する当期純剰余									412,485
土地再評価差額金の取崩									△5,297
非支配株主との取引に係る 親会社の持分変動									1,828
基金等以外の項目の 当期変動額(純額)	4,047,348	△766,689	5,297	85,900	13,711	3,385,588	△411	24,062	3,388,328
当期変動額合計	4,047,348	△766,689	5,297	85,900	13,711	3,385,588	△411	24,062	3,615,890
当期末残高	9,223,931	△1,142,459	△50,967	118,139	7,774	8,156,418	1,509	144,554	10,546,518

(連結基金等変動計算書の注記)

1. 新株予約権等に関する事項

(単位:百万円)

区分	新株予約権の内訳	当連結会計年度末残高
Nippon Life India Asset Management Limited	ストック・オプションとしての新株予約権	1,509

内部統制報告書

2024年5月20日

日本生命保険相互会社
代表取締役社長 社長執行役員

清水 博

1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

私は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用している。なお、本報告書においては、保険業法第110条第2項に基づき作成された連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結基金等変動計算書、連結財務諸表の作成方針及びその他の注記を財務報告の範囲としている。

また、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものである。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である2024年3月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠した。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定している。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行った。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、会社並びに連結子会社及び持分法適用会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定した。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、重要性が僅少である事業拠点に係るものを除き、原則全ての事業拠点を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定した。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、各事業拠点の前連結会計年度の保険料等収入（連結会社間取引消去後）の金額が高い拠点から合算していき、前連結会計年度の連結保険料等収入の概ね2/3に達している事業拠点を「重要な事業拠点」とした。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として保険料等収入、保険金等支払金、有価証券、一般貸付金及び保険契約準備金に至る業務プロセスを評価の対象とした。さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加している。

3【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断した。

4【付記事項】

該当事項なし。

5【特記事項】

該当事項なし。

以上

2024-4966_広報部

日本生命保険相互会社